

「戦後歴史学」から見る戦後日本における歴史学の変遷：歴史学研究会を例にして

NAGATANI, Ryosuke / 長谷, 亮介

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

278

(発行年 / Year)

2016-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第369号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2016-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(学術)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013066>

法政大学審査学位論文

「戦後歴史学」から見る戦後日本における歴史学の変遷
- 歴史学研究会を例にして -

長谷 亮介

目次

はじめに	1
第一章 「戦後歴史学」とは何か	
第一節 歴史学研究会を例に挙げて	8
第二節 「闘争」→「抵抗」→「責任追及」	14
第三節 研究者による「戦後歴史学」への評価	24
第二章 歴史叙述の模索	
第一節 『昭和史』論争と「近代化」論	30
第二節 歴史研究主義と歴史運動主義	41
第三節 「戦後歴史学」は何を叙述したか	56
第三章 考察されない1980年代	
第一節 1982年の「教科書問題」	70
第二節 家永三郎の教科書裁判	75
第三節 大きく変化した歴史叙述と「戦後歴史学」の方針	88
第四章 歴史学的手法・歴史観の多様化	
第一節 オーラル・ヒストリーの発展	102
第二節 「新しい教科書をつくる会」の登場	119
第三節 「多様化」の時代における「戦後歴史学」	132
第五章 「歴史認識問題」の中の「戦後歴史学」	
第一節 「南京事件」と「従軍慰安婦」問題	147
第二節 解決に向けての試み	169
第三節 なぜ対立が深刻化するか	180

第六章 歴史学の間い直し

第一節 「利用される」歴史学・「奉仕する」歴史学	205
第二節 「戦後歴史学」の何が評価され、何が批判されたか	210
第三節 学問としての歴史学を再考する	222
結びに代えて	243
参考文献・参考資料一覧	269
初出一覧	278

はじめに

歴史学は学問である。これは、およそ歴史学に携わる者にしてみれば、自明の理と言えるかもしれない。もしも歴史学が学問ではなかったら、学校で使用する歴史教科書の記述に説得力はなくなるし、誰もそれを「歴史的事実」と信用しなくなるだろう。それほどまでに、歴史学とは学問であることを堅守しなければならない。

1962年に日本国内で刊行された、E.H.カー（1892～1982）著作である『歴史とは何か』（清水幾太郎翻訳）は現在でも増刷されており、日本の歴史学研究を考える上で、重要な位置を占めている。

カーは、その著作の中で、歴史とは解釈の問題であり、科学的な検証を要するものであると述べている。歴史を叙述する歴史家は個人によってその解釈が異なり、選別している史料も異なっている。そのためにカーは、「歴史を研究する前に、歴史家の歴史のおよび社会的環境を研究」することにも重点を置いた。それは究極的に言って、歴史学を学問として確立させるための方法を明示した文言だったのかもしれない。

しかし、近年は学問であるはずの歴史学が、政治的観点からクローズアップされることが多くなっている。代表的な問題として、中国、韓国とのいわゆる「歴史認識問題」を挙げるができるだろう。

さらに言えば、2015年はこの歴史認識問題に関連して、日本・中国・韓国の3国にとって、今後の交流を占う時期と言える。1945年の日本における「終戦」、中国においては「勝利」、韓国では日本帝国主義からの「解放」から70年という節目を迎えるからである。同時に、3国間の近代以降における戦争に関する認識の溝は、今なお横たわっている。

事実、その節目を迎えるにあたって、日中韓では歴史認識に関する問題が、ここ数年顕著になりつつある。2014年末において、日本では解散総選挙が実施されたが、結果は安倍晋三党首率いる自民党の圧勝に終わった。これを受けて、中国共産党では安倍首相の自民党政府との今後の友好関係構築に関して、「歴史を正しく直視」することを条件のひとつに挙げた。

これとほぼ同時期に、中国国内では、中国共産党指導部の主導により、旧日本軍による南京事件（1937年）が起きた12月13日を「国家哀悼日」と制定して初の記念式典を13日午前、江蘇省南京市の「南京大虐殺記念館」で開催した。習近平総書記は演説

で、南京事件に関し「30 万人の同胞が痛ましく殺害された」と述べる一方、「中日両国国民は代々の友好を続けなければならない」と強調し、日本との協力・交流を強化する意向を表明した。この「国家哀悼日」制定も、「勝利」70 年目を意識していることが窺える。

韓国においては、2011 年 12 月 14 日に日本大使館前において韓国挺身隊問題対策協議会によって建立された慰安婦像により、再び「従軍慰安婦」問題が活発になってきた。この問題は、日本国内でも 2014 年 8 月 5 日、6 日の二日間に亘って朝日新聞が本問題に関する記事の特集し、自社が長い期間に亘って紹介した吉田清治の旧日本軍による朝鮮人女性の強制的連行証言に関する 16 本の記事の全文・一部を取り消した。

これによって、日本国内では、慰安婦への謝罪を発表した 1992 年の河野談話の見直しを考えようとする動きも見受けられるようになった。この日本国内の動向により、韓国政府と日本政府の間に少なからぬ軋轢が再び生じ始めている。

上記の事柄は、主に政府間における動向であるが、では国民レベルにおいては、どのような歴史認識の問題をどのように捉えているのであろうか。その動向を見るにあたり、認定 NPO 法人機関である言論 NPO の世論調査を参考にすることができる。本組織は、2005 年から日中共同で毎年行われているものであり、日中両国民の相互理解や相互認識の状況やその変化を継続的に把握することを目的にしている。

その調査結果によると、2014 年では、日本世論の「(相手国に対して) 良くない印象を持っている」、「どちらかといえば良くない印象を持っている」という割合が 93%にのぼり、調査開始以来の最高値を記録したという。一方、中国世論においても、同一項目の割合が 86%となっており、去年の 92%と比べれば改善しているが、依然として高い数値であることを指摘している。

このような背景には、両国間の「領土問題」と「歴史認識や歴史教育」が関係していることが分かる。「日中関係の発展を妨げるもの」という項目において、「領土問題」を挙げた日本世論は 58%であり、中国世論では 64%となり、共に第一位であった。第二位が、日本世論の「中国の反日教育」が 42%、中国世論の「日本の歴史認識や歴史教育」が 31%を占めている。

日韓に関する同様の調査も、2013 年から言論 NPO にて開始された。その調査によると、2014 年における日本世論の「(韓国に対して) 良くない印象を持っている」、「どちらかといえば良くない印象を持っている」という割合が 54%、韓国世論の「(日本に

対して) 良くない印象を持っている」、「どちらかといえば良くない印象を持っている」という割合は 70%にのぼっている。

「良くない印象を持っている理由」の回答として、日本世論は「歴史問題などで日本を批判し続けるから」が 73%で第一位、「竹島をめぐる領土対立があるから」が 41%で第二位であった。一方、韓国世論は「韓国を侵略した歴史について正しく反省していないから」が 76%で第一位、「独島をめぐる領土対立があるから」が 71%で第二位となっている。

日中間では歴史認識問題が 2 番目に、日韓間では 1 番目に両国間の関係を妨げているものとして挙げられている。本調査を参考にするのであれば、国民レベルにおいても歴史認識の問題が大きな足かせになっていることが分かるであろう。

しかし、上記の歴史認識問題が国交を妨げるまでの要因となった時期は、比較的早い段階から見ても、1982 年に生じた、いわゆる「教科書問題」からであろう。この点を踏まえるならば、問題が発生してから 30 余年ということになり、戦後 70 年の半分以上も満たしていないということになる。しかも、何よりも注意すべきは、今日話題にあがる歴史認識問題に関する事柄は、全て日本国内から発生したという点である。

先に触れた 1982 年の「教科書問題」も日本国内の新聞などのメディアが大々的に取り上げ、それを日本の歴史学者たちが中心となって激しい批判を繰り広げ、その影響によって、中韓などのアジア諸国に広まったという側面も存在する。さらに、冒頭にて言及した「南京事件」や「従軍慰安婦」問題に関しても同様である。特に「南京事件」に関しては、1960 年代後半から日本国内で小さいながらも論争が繰り広げられていた。

これらの点を鑑みれば、今日における歴史認識問題の発端から考察し、本問題を解決へと導く方法を見出すためには、日本国内の歴史学界の活動にも注目する必要があるのではないか。そのためには、国際問題化する以前の日本国内における歴史学の動向から考察する必要がある。

特に、戦後日本の歴史学界は、『昭和史』論争 (1955 年～) や「近代化」論 (1961 年～) など、歴史学の手法や理論に関する様々な議論が学界内で継続的に行われ、いかに「歴史を叙述するか」ということが考えられてきた。

このことから、国際問題として発展する歴史認識論争 (1980 年代) 以前の日本国内における歴史学の様相と論争以後のそれとの比較も踏まえることも重要になってくる。すなわち、1980 年代に日本国内の歴史学が大きく変化し、歴史学という学問が日本で

どのように発展・変化したかを改めて考察する。

これは、戦後から現代に至るまでの、日本国内における歴史学研究の変遷に重点を置くことであるが、本論文では、単純に日本国内の歴史学研究的手法の変化のみを考察するものに留まらない。すなわち、現代における日中韓の歴史認識問題解決への糸口のひとつとして、「日本国内における歴史認識問題」というものを浮き彫りにしていくことにも力を注いでいく。

研究対象としては、敗戦直後から日本の歴史学に大きな影響を与えたとされている「戦後歴史学」に焦点を当て、その考察と変遷の過程を明らかにしていくことを主軸とする。また、本論文では、歴史認識論争で特に大きく議論される近現代史を扱う。

しかし、「戦後歴史学」といっても、その系統を受け継ぐ学術団体は、少なからず存在する。そこで、本論文では、歴史学研究会という一つの歴史学系学会を考察の中心に据える。理由としては、本学会が、戦後の歴史学界における最初の国史教育再検討座談会を開いたと言われており、戦後 70 年の節目を考察する対象として適していると考えたからである。また、1946 年末という比較的早い段階で、歴史学研究会の中に歴史教育部を設置し、翌年からの教育改革に備えて日本教職員組合の協力を得て、学校教科書の作成に着手している点も理由として挙げられる。

これは、第三章で詳述する、家永三郎の一連の教科書裁判において、大きな力を発揮するに至ったことと、歴史認識問題に関連する事柄に対して、現在でも日本教職員組合と協力して問題に取り組んでいることが大きく関係している。

さらに、戦後から今日に至るまで、学会機関誌『歴史学研究』を休刊することなく、月刊にて発行しているほか、学会声明などを多く公表しており、学術団体としての見解を多分に読み取ることができることも考察対象として選出した理由となる。

次に、現状における先行研究の状況を説明していきたい。「戦後歴史学」に関する先行研究は、いくつか見ることができる。近年では、日本女子大学教授の成田龍一が精力的な考察を行っている。また、歴史学研究会内部でも、10 年ごとの研究活動を総括する『成果と課題』シリーズも出版しており、具体的な動向も読み取れる。

しかし、これらの先行研究は、往々にして、戦後から現代までという一貫した考察がなされない傾向が強い。興味深い点は、1980 年代に関する考察がほとんど行われていないということである。

先に挙げた歴史学研究会自身が発行している『成果と課題』シリーズは、50 年代、

60年代、70年代と順調に進んでいるが、次の年代が2000年代と大きく飛び越えてしまっている。2000年代は、主に1990年から考察されているが明確に80年代を記している箇所はあまり見られない。

かろうじて、成果と課題シリーズの一環として出版された、『歴史学における方法的転回』（青木書店、2002年）は「1980年から2000年」と設定している。しかしこれは、1996年に成立した「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史観を批判するという目的意識が高く、そのため、ほとんど90年代からの考察になっている感が歪めない。

研究者個人の先行研究としては、成田龍一の『歴史学のポジショナリティ』（校倉書房、2006年）と『近現代日本史と歴史学』（青木書店、2012年）を代表として挙げることができる。これらは、80年代も含めた考察が行われているが、前者はやや難解な言い回しが多く、後者は記述量自体がそれほど多くなく、共に問題点も抱えている。しかし、これはやむを得ない結果であろう。なぜならば、70年代までの「戦後歴史学」の歴史叙述と80年代以降のそれとは、明らかに異なっているからである。

成田はこうした現象を、70年代／90年代の歴史意識が、1980年代の変化によって切断されているからだとしている。その変化とは何か。成田は50年代から70年代まで展開されてきた「戦後」思想は、その実「日本戦後」の思想であり、「戦後を問う」という行為そのものが日本のアイデンティティを探るための「自画像」造りであったと指摘している。

すなわち、終戦から1970年代までの「戦後歴史学」は、戦争後の日本の歴史学を再構築するために、国内に目を向けた歴史考察・歴史叙述が行われたが、1980年代を境にして、国外にも目を向けるようになったことを表しているのであろう。それこそが、成田の指摘する「切断」なのであり、それほどまでに「教科書問題」が発生した1980年代は「戦後歴史学」にとっても、日本国内における歴史学においても重要な時期であったとすることができる。

「切断」とまでは言わなくても、1980年代から日本の歴史学における、特に近現代史の叙述のあり方が大きく変化したという指摘は、『歴史学研究』やその他の先行研究の中からでも読み取ることができる。しかし、では具体的に「どこが、どのように変化したのか」あるいは「なぜ変化したのか」という詳細な研究は、種々の先行研究から見ても未だ不十分であると言わざるを得ない。

なぜ、重要であるはずの時期の考察が先行研究からでは見出すことが難しいのである

うか。本論文では、主に歴史学研究会が発行した『歴史学研究』を戦後から現代に至るまで読み通し、「戦後歴史学」の研究者が、当時何に関心を持ち、どのような考察法を以て歴史を叙述しようとしたかを探る。同時に、1980年代も含めた「戦後歴史学」の考察にも足を踏み入れ、先行研究では十分に考察されていなかった分析も行いたい。その上で、日中韓の歴史認識問題を考える前段階として、まず日本の歴史学界が取り組まねばならない課題もあげていく。

本論文は、全六章の構成となっており、原則として、時系列的に考察を進める形となる。ただし、第三章第二節の家永三郎の教科書裁判や第五章の歴史認識問題に関しては、事象の展開と論争の推移を詳述する必要があるため、これらの箇所に関しては、多少、時系列を遡ってから考察を行っている。

第一章『「戦後歴史学」とは何か』では、「戦後歴史学」を象徴する歴史学研究会を説明し、そこから、「戦後歴史学」が終戦から現代に至るまでの歴史考察や歴史叙述をどのように変化させていったのかを、簡潔に説明する。その後に、現代の研究者たちが、「戦後歴史学」をどのように捉え、評価しているのかをまとめ、「戦後歴史学」が現代の歴史学に残した功績と課題を考えていく。

第二章「歴史叙述の模索」では、第一章で簡潔に説明した事柄を、より実証的に考察し、「戦後歴史学」の特徴とその変質の過程を追う。その方法として、1960年代に起こった『昭和史』論争と「近代化」論に焦点を当て、戦後から1970年代までの「戦後歴史学」の歴史叙述の特徴を考察していく。

第三章「考察されない1980年代」では、1982年の「教科書問題」を皮切りにして、「戦後歴史学」の歴史考察や歴史叙述が、一変したことを分析する。ここでは、主に、家永三郎の教科書裁判を例にして考察を行った。

第四章「歴史学的手法・歴史観の多様化」では、1990年代に興隆した、「証言」を歴史叙述の中に積極的に盛り込もうとする「戦後歴史学」の実践と、その証言を従来の歴史的資料と同等に扱って良いか否か苦悩する研究者の姿を浮き彫りにした。

また、「戦後歴史学」と対照的な学術組織である「新しい教科書をつくる会」（自由主義史観）の登場によって、この時期から、両者の論争が感情的なものとなり、歴史像の激しい対立が起こったことを指摘する。こうした多様化する歴史考察の中で、「戦後歴史学」がどのような指針を打ち出したのかを明らかにする。

第五章『「歴史認識問題」のなかの『戦後歴史学』』においては、冒頭で言及した「南

京事件」と「従軍慰安婦」問題が日本国内でどのように現れ、論争が発展していったのかを見ていく。これらの問題の中で、「戦後歴史学」が明確に学問としての歴史学から距離を置くことになった点に注目する。また、同章では、これらふたつの歴史認識問題が、なぜ現代に至るまで日本国内においても統一的な見解が出せないのか、その原因にも言及している。

第六章「歴史学の問い直し」では、現代に至る過程において、「戦後歴史学」を含め、日本国内の歴史学学界全体が、学問としての歴史学を軽視し、政治的場面において、歴史学が「利用」され、研究者自身もそれに「奉仕」している現状を可能な限り明らかにする。その上で、国際問題化した歴史認識問題を解決に導くため、そして、日本の歴史学研究者が本来果たすべき役割を果たすために、もう一度学問としての歴史学を再確立させることの重要性を説く。

以上を受けて、「結びに代えて」は、戦後 70 年目を迎える日本の歴史学の展望について、多少の考察を行う。

第一章 「戦後歴史学」とは何か

第一節 歴史学研究会を例に挙げて

冒頭において、「戦後歴史学」を考察する上で、歴史学研究会という一歴史学系学会を取り上げる理由を述べたので、第一章では、その研究団体の紹介から入っていききたい。

歴史学研究会とは、1932年に設立された歴史学系の学術団体であり、翌年の11月には、学会機関誌である『歴史学研究』が発行された。創刊号において、「誕生のことば」が設けられ、同団体の歴史学に対する姿勢を紹介した。

そこには、「歴史の知識は、一部の人々に独占せられるべきではなく」、「社会の全分野に浸透せしめられなければならない」¹とし、歴史を将来への推進力にすることを述べている。

本文章の執筆者は不明であるが、上記の「ことば」が述べられるに至った背景も語られている。それによると、「歴史学」は今や（1933年当時）現実性を失い、いたずらに抽象に墮し、民衆の利害から超然たる存在に化し去ったことに対する、一種の危機感から記されたことが窺える。

このような状況の中で、改めて歴史学の「使命」を全うするべく同研究会が発足されたのであるが、特に彼らが強く意識していた点は、以下の文章から読み取ることができる。なお、引用文は全て現代漢字に修正している。

われらの会は、多くの少壮史家によって結成され、真に現実的・具体的・共同的な方法により、あくまでも歴史の科学的研究に終始するもので、他に關心をもつ事を絶対に排撃する。また特殊な私的結合でもなく、学究的な団体である。²

歴史学における科学的な研究は、戦後においても歴史学研究会の第一理念であり続けた。また、「他に關心をもつ事を絶対に排撃する」という文章は、前の文章から繋がっていることを考えれば、「歴史学において、科学的研究以外の研究は認めない」という意味であることが想像できる。

すなわち、政治的なイデオロギーなど、学問的見地から考察されない歴史学の否定と、それと並行して科学的研究による歴史学の推進が、歴史学研究会の根本的理念であった。

『歴史学研究』は第 121 号（1944 年 4 月）で、一度休刊の状況になるが、1946 年 6 月に第 122 号が発刊され、それ以後は休刊されることなく、毎月発刊されている。

以上が、簡潔ではあるが、終戦に至るまでの歴史学研究会の説明である。以下より、戦後の歴史学研究会の動向を見ていきたい。

1945 年 8 月 15 日における終戦は、日本の歴史学、歴史教育にとって、大きな意味を持ち合わせていた。すなわち、それまで日本国内に浸透し、台頭していた「皇国史観」の清算を意味していたのである。天皇を中心とした歴史の叙述は占領軍であるアメリカによって否定され、その年の 12 月 31 日に修身・日本史・地理の授業を停止する旨の指令が連合総司令部によって発せられた。

日本国内においては、1945 年 10 月 4 日に治安維持法・国防保安法の廃止と政治犯釈放がなされ、10 日に共産主義者を中心とする政治犯約 300 名が釈放された。本論で考察する歴史学研究会のメンバーの中には、この時の被検挙者である羽仁五郎、鈴木正四、野原四郎、倉橋文雄が含まれていた。

上記の事柄より、同じく歴史学研究会の重鎮の一人である永原慶二は同研究会が「おのずから戦争に批判的な若い研究者の集まる場所という性質をもっていた」と指摘する³。

これらの人々が、1945 年 11 月 10 日と 12 月 1 日の 2 回にわたる国史教育再検討座談会を開いたことが、歴史学研究会のすなわち戦後日本の歴史学界における最初の行動であったとされている。

歴史学研究会の人々が初めに掲げた目標は、言うまでもなく、「皇国史観」の早期克服と新たな歴史学の手法の模索であった。特に後者において、歴史学研究会は天皇制批判に力点をおいた。これは、そこに所属する大多数の人々がマルクス史観を信奉していたことも要因であった。

君主制を批判するマルクス史観は、天皇制の反人民性を批判し告発するという意図が多分に含まれていた。1946 年 6 月の歴史学研究会総会で決定された綱領には、「歴史を人民の立場に立って把握するという歴史観」と「歴史家は人民の中に入り、その研究成果をもって人民に奉仕するという歴史研究者の社会的責任」⁴というふたつの問題を盛り込んだ。このことから、その特色は天皇をはじめとした支配者から見た歴史観から脱却し、被支配者である人民の視点から描かれる歴史像を目指していたことが窺える。

戦後の歴史学に携わった人々の多くが、こうしたマルクス史観を採用することは決し

で不思議なことではなかつただろう。その最大の要因は、「皇国史観」が当時の日本政府に都合よく利用されていたことを戦後の早い段階から日本国民全体が自覚していたことである。

歴史学研究会の発足人の一人とされている遠山茂樹は、戦中の日本の歴史学を客観性の欠如した「非科学的」な学問であったと指摘している⁵。これからの日本の歴史学は、「科学性」を重視し、実証研究に徹するべきであるとする遠山の主張は、歴史学研究会のみならず、「戦後歴史学」全体の共通理念となっていく。

これらの総括が、現在の歴史学研究会の綱領にも引き継がれている。

- 第一 われわれは、科学的真理以外のどのような権威をも認めないで、つねに、学問の完全な独立と研究の自由とを主張する。
- 第二 われわれは、歴史学の自由と発展とが、歴史学と人民との、正しいむすびつきのうちのみにあることを主張する。
- 第三 われわれは、国家的な、民族的な、そのほかすべての古い偏見をうち破り、民主主義的な、世界史的な立場を主張する。
- 第四 われわれは、これまでの学問上の成果を正しくうけつぎ、これをいっそう発展させ、科学的な歴史学の伝統をきずきあげようとする。
- 第五 われわれは、国の内外を問わず、すべての進歩的な学徒や団体と力を合わせ、祖国と人民との文化を高めようとする。

さらに 1946 年末には、歴史学研究会の中に歴史教育部が設置され、翌年からの教育改革に備えて日本教職員組合の協力を得て、学校教科書の作成に着手することになった。「戦後歴史学」の人々がここまで日本史の授業に関心を持ったのは、戦前・戦中において政府の歴史教育介入を阻止することができず、全面戦争に突入することを許してしまったという反省からきていた。その最大の要因は、自分たち歴史学者が政治や教育の舞台に関与しなかったからであり、戦後の歴史学者は積極的にこれらに参加しようという意志が形成されるようになっていた。

ここで、マルクス史観の簡潔な説明を行いたい。別の言葉では、唯物史観とも呼ばれ、「戦後歴史学」が戦後直後から掲げたこの歴史考察法は、言うまでもなく、共産党を中心にした歴史学である。

その特質は、先にも述べたように、「人民」の視点から歴史を描き、同時に資本主義を批判するものとなっている。特に、戦後間もない日本国内の近現代史においては、資本主義崩壊によって、社会主義社会が訪れることが強調された。

その本質を、歴史学研究会の機関誌である『歴史学研究』から見てとれる。戦後最初の論文では、井上清一の「時評」において、歴史学研究会を含めた「戦後歴史学」の手法を述べている。

井上が指摘するには、現代日本における最も進んだ科学の立場は、徹底した民主主義の立場であることを明確にしている。これは、上記にて説明した「人民の視点による歴史」が意識されてのことである。この点を踏まえたくて、井上は今後の日本の歴史学、及び歴史教育は、「偉人」専制支配者の宮廷陰謀などの歴史ではなく、生産手段を専有し、それを持たない人民の勤労を搾取し人民を支配した者と、解放を求める人民との闘争の政治史である必要性を説いている⁶。

こうした、人民を支配する支配者層と支配者に抗い、解放を求める被支配者層との間に繰り広げられる歴史的な戦いを、「戦後歴史学」を信奉する人々は「階級闘争」と呼んだ。この「階級闘争」こそが、その後の「戦後歴史学」における研究考察の礎となっていく。すなわち、支配権力に対抗して、自由平等を求めて闘う人民の運動こそが、これからの日本の歴史学に求められている研究であると認識されていたのである。

この論理の本質をいち早く説いたものが、『歴史学研究』第139号（1949年5月）における市川米彦の「民主主義の歴史的発展」という論文である。市川は、社会主義社会とは、階級社会のうち最も完全な、そして最後の段階であることを述べている。これは、労働者が自由平等を得て、解放されるとき、すなわち資本主義社会の転覆を示していた。

資本主義社会が崩壊すれば、社会に、もう搾取も支配者もいない、階級なしの社会が形成されるという市川の主張は、当時の「戦後歴史学」の学問的姿勢を如実に表していると言えるだろう。社会主義社会の実現によって成される、人民の手に権力が握られるという状況こそが、民主主義の最終到達地点であり、科学理論の獲得なのであった。

現代を生きる私たちは、こうした社会が到達し得なかったことを既に知っている。しかし、当時の研究者たちの中には、ほとんど疑いもなく、そうした社会が到来することを予期し、その実現に向けての実践的な論文を真剣に執筆していた者が多く存在していたのである。

戦後初期の日本における歴史学とは、マルクス史観の影響を受けていた。その点を本章にて少しずつ説明していきたい。

まず、上記の背景によって構想された「階級闘争」は、やがて「人民闘争史」となり、「戦後歴史学」特有とも言える学術手法として確立していく。

これは、被支配者層の階級をどのように捉えるかという問題が、歴史学研究会を含めた「戦後歴史学」全体で起こったことが始まりであった。永原慶二らの主要な学者たちは、「階級」に重点を置く「社会成体論」のみでは、人民による闘争の歴史を解き明かすことは困難であると考えていた。

2003年に出版された、永原慶二の『20世紀日本の歴史学』から引用すれば、「社会成体論」とは、端的に説明をするならば、「法的・政治的諸形態を含めて構築される社会的総体の構造とその発展理論」である⁷。

しかし、この理論の十全な理解が困難であることも含めて、この理論を研究するだけでは社会発展の歴史過程を捉えることができないと永原らは考えた。その結果、直接の担い手である人民に、より明確な焦点を当てていったのである。

実際、1951年の歴史学研究会の大会を境にして、中間層や人民に着目した民族の視点を重視する声（井上清など）や社会構成史的把握から一步踏み出した政治史を構成しようとする声（遠山茂樹など）が出ていたとされている⁸。

こうした、階級ではなくて闘争する主体である人民の歴史の研究、それが「人民闘争史」として確立されたのである。では、この「闘争」とは具体的に何を指したのであろうか。最終的に結びついた闘いとは、「平和を勝ち取るための闘争」であった。

この要因は、戦後間もない頃に発生した原水爆実験の反対やアメリカとの安保条約問題に関する国民的な運動が結びついたからである。事実、『歴史学研究』第155号（1952年1月）には、三木亘の「平和の歴史の課題」という論文が掲載され、さらに、「平和懇談会記録」も設けられ、遠山ら主要な歴史学者たちが平和実現に向けての歴史学の実践について話し合っている内容も多く記載されている。

その後も、『歴史学研究』第246号（1960年10月）には、今堀誠二「第6回原水爆禁止世界大会の記」、小特集である『安保闘争の評価をめぐって（2）』が生まれ、『歴史学研究』第257号（1961年9月）では藤井松一「第7回原水爆禁止世界大会に参加して」など、題名だけでもその内容が窺える。さらに、この場合の「平和」とは、日本国内だけの事柄ではなく、世界規模の平和を求めている。

また同時に、この「平和のための闘争」は、単純に平和を望むという安直な運動ではなかった。先にも述べたように「闘争」であるのだから、当然、闘う相手が存在しなければならない。その対象は大きく分けて2種類存在した。ひとつは、過去における対象で、いわば「戦争に踏み切った日本政府、およびそれを扇動した帝国主義」と表現できよう。

もうひとつは、現代における対象として、「占領による資本主義発展によって生まれたアメリカ主導の帝国主義」というものであった。

「戦後歴史学」が「皇国史観」を否定するためにその活動が開始されたことは既に述べたが、戦争終結から20年も経過していない当時の日本では、「帝国主義」という言葉は決して過去のものではなかったのである。

また、この点を意識させる出来事が起こったことにも注目しておく必要がある。1955年のアジア・アフリカ会議（バンドン会議）がその好例であるが、かつて植民地として支配されていた国々が独立していく瞬間を当時の研究者たちの多くが目撃していたのである。その様子は、アジア・アフリカの人々がかつての西洋の帝国主義と戦い、自由を勝ち取っていく光景に見えたのではないか。この頃から、歴史学研究会をはじめ、「戦後歴史学」を標榜する多くの研究団体は、「民族」という言葉を頻繁に用い、独立独歩の国家や国民像に関心を寄せ始めていく。

例えば、1964年8月に行われた歴史教育者協議会（歴教協）第16回大会では、「歴史研究における現代の課題」というテーマで話し合われた。その中で、後に『僕らの太平洋戦争』（労働教育センター、1982年）で学校教育に影響を与えたとされている教師、本多公栄は、資本主義の行き詰まりと労働者階級の成長を述べたのち、植民地支配とそれに反対する被圧迫民族の解放闘争を指摘した⁹。

当時の本多の論理によると、資本主義の崩壊と社会主義社会の発展を支える支柱の一つが、被圧迫民族の解放の発展であり、その視点を持つことが重要であったのである。

そこで、翻って、日本の「戦後歴史学」の人々が帝国主義の対象として選んだものは、アメリカ合衆国であった。当時の冷戦関係から考慮して、資本主義を推し進めるアメリカは、社会主義を標榜する「戦後歴史学」の敵対者として認識されることは当然の成り行きとも言えた。

後に、「南京事件」の論争にも参加した江口圭一も、『歴史学研究』第192号（1956年2月）にて、現在における日本の歴史学発展への手法の一つとして、アメリカ帝国主

義の性格を明確にすることを挙げている。

1960年代後半では、安保闘争に関する考察が歴史学研究会をはじめとした「戦後歴史学」で散見されるが、そこでもやはり、アメリカ帝国主義という言葉が多く見受けられる。この頃は、冷戦構造の確立化や日本政府が「明治百年祭」を推進するなどでイデオロギーの対立が激しく見られた時期でもある。「戦後歴史学」も、この影響を回避することはできず、アメリカやそれに従属する日本政府を「現代の帝国主義」と見なし、それらとの対立を激化させた。

江口朴郎ら「戦後歴史学」の学者が論文を編集し、出版した『歴史を学ぶ人々のために』（三省堂、1970年）では、現段階における日本の歴史学に必要な点は、人民闘争による研究であると言及している。その内容は、労働者階級や知識人、中小ブルジョア階級の諸階級が、アメリカ帝国主義と日本独占資本に反対し、前者を駆逐、後者を打倒する闘争であることを指し示していた¹⁰。

このように、「戦後歴史学」が確立させた人民闘争史とは、戦後の日本における歴史学の重要な考察法として認識され、その方法は、人民を支配する階級である資本主義者（当時のアメリカ帝国主義や日本の独占資本）を倒すための闘争史研究だったのである。

しかし、「戦後歴史学」のみに該当することではないが、研究の手法とは往々にして変化していくものである。殊に、「戦後歴史学」が掲げた人民闘争史は、時代を経るにつれ衰退していくことを余儀なくされる。こうした変化が、「戦後歴史学」の歴史叙述そのものの変化へと結びついていくのであるが、次節から、その経緯と変更の道筋について簡潔に述べていきたい。

第二節 「闘争」→「抵抗」→「責任追及」

まず、本節では、本論文で考察する「戦後歴史学」における歴史学的考察の変化を全体的に標榜することに目的がある。これは、後の各章における詳述をより理解しやすくするためである。

マルクス主義的歴史観によって、社会主義社会の実現を目指すための歴史研究を発展させようとした「戦後歴史学」であったが、その試みは早い段階から挫折の危機が現れた。

その背景には、論壇における要因もあるが、政治的な背景も大きい。遠山茂樹の¹¹考

察を例にして挙げると、1956年2月におけるソ連内部によるスターリン批判や「自由化」を求めたハンガリーに対するソ連軍の出動などがそれに該当する。こうした政治的出来事により、日本国内においてソ連の社会主義を疑問視する風潮が芽生えたのである。

さらに、1957年『前衛』3月号、9月号において多数の科学者が日本共産党によって研究の自由を組織的に圧迫されたという事実が報じられることによって、マルクス主義理論およびその理論に立つ研究者の業績の科学性に対する疑問と不信を生じさせていた。

遠山は主に国内外の政治事情を要因に挙げているが、同時に、「戦後歴史学」の研究活動にも、問題の発端が開かれ始めていたと考えることができる。歴史学研究会は、1950年には『日本の歴史』という研究会独自の教科書を出版していたが、記述内容がマルクス主義理念を多分に含んでいたため、それは帰結的に「社会主義・共産党の礼讃」に陥っていた。その影響は、1963年に出版された『日本歴史講座』全8巻にも及んでいる。

例えば、『日本歴史講座 第6巻』には、節のタイトルが「中日戦争」となっているなど、人民の歴史ではあっても、社会主義者や共産党員の視点から見た歴史叙述が目立つ。

こうした動向は、歴史学研究会全体に見受けられる。その端的な例として、『歴史学研究』第138号（1949年3月）におけるオカモト・サブロウの論文「抗日民族統一戦線の形成過程」を挙げる事が出来る。

オカモトのこの論文は日中戦争における抗日戦線の考察を通じて中国共産党の偉業を主張しているのであるが、今の時代で考えるならば、少し違和感を覚える論旨であろう。以下は、その論文の引用である。

いま中国では、いっさいの大資本家・大地主・軍閥・官僚を排除し、人民の生活を開放して向上発展させるあたらしい民主主義の国家が、(中略) うまれつつあるということである。そしてこのあたらしい中国は、とりわけ日本にたいし、2度とあのような侵略国家とならないように、きびしく見まもるであろう。また同時に日本が真の自由平和な独立国家となるように、日本人民に期待するであろう。¹²

このことから分かるように、「戦後歴史学」初期において、歴史学研究会では歴史

を考察する過程で社会主義あるいは共産党を礼讃する風潮が存在していた。こうした歴史叙述は身内の機関誌などでは大きな問題にはならなかったが、それが、大衆が読む書物としてはどうであるか、という考察が歴史学研究会を含めた「戦後歴史学」全体で真剣になされてはいなかったようである。

『歴史学研究』第146号（1950年7月）では、「平和と自由のための声明」という歴史学研究会総会（1950年5月27日）にて採択された声明を全文掲載した。その内容には、「共産主義歴史家が過去においても現在においても歴史学の進歩のために重要な寄与をなしていることを認め、これらの歴史家を政治的に弾圧することは思想と学問の自由の否定であるばかりでなく歴史学の進歩を停滞せしめる結果を招くことを知っている」¹³という文言が含まれており、このことから見ても、「戦後歴史学」が共産党・社会主義に大きく固執していたことが窺える。

しかし、『歴史学研究』第161号（1953年1月）では、そうした「戦後歴史学」の歴史叙述の姿勢を見つめ直そうとする兆しが見いだせる「時評」が掲載された。藤間生大の「歴史の叙述について」と題された文章には、安田徳太郎の『人間の歴史』や高木健夫の『生きている日本史』などの「通俗歴史書」が多くの日本国民に読まれていることを分析する内容が書かれている。

藤間は、高木の『生きている日本史』に関する考察で、「私のヒガ目のためだと思うが」と断りを入れながらも、「本書の内容は単純な政治史で、一時代前の少しくわしい教科書（中略）の内容とあまりかわらないように思う」ことを率直に述べている¹⁴。

「一時代前の教科書」が具体的に、いつの時代であるかの明記はされていないが、内容から察するに、まだ「戦後歴史学」の影響がなかった頃の教科書と推測することができる。すなわち藤間は、最新の学術方法である「戦後歴史学」の歴史叙述が採用されていない書物が、なぜ国民の間で人気が出ているのかと、疑問を投げかけているのである。

藤間は本考察を通して、安田や高木らの書物が人気を博したのは、文章が優しく、人物本位で歴史を描いたからではなく、書かれた内容が多くの人々の気持ちと要求に合致していたからだと結論づけた。「人々の気持ちと要求」が具体的に何であるかの考察はなされてはいないものの、「歴史家自体の人間や社会を見る目を、この際一段とやしなうとともに、この高められた能力をもるにつかわしい方法なり形式をうち出してゆかねばならぬように思う」¹⁵とし、これを、「戦後歴史学」の当面の課題とした。

こうした歴史叙述に関する考察が議論を呼び起こす出来事が、1955年の『昭和史』

論争で巻き起こるのであるが、その詳しい説明は第二章に譲る。

「戦後歴史学」の人々が想像する以上に、日本の多くの国民が社会主義社会に疑念を抱くようになったことと、1960年代から始まる日本国内の高度経済成長も無視できぬ要因になっていた。

この点に関しての考察は、須田努と成田龍一が行っている。須田は高度経済成長を境にして、価値観の多様化、私的領域優先の生活などが起こり、およそ「国民的」という結束点が成立し得なくなっていた。このことから、「戦後歴史学」が主軸とする労働階級層の解放という意義が見出しにくくなった¹⁶と言う。成田は高度経済成長によって「日本」の自信が回復し、その下でアイデンティティを探る行為が始まっていたことが関係していたと解説する¹⁷。

すなわち、この時代に入ってくると、多くの日本国民は、社会主義社会に対する憧れを抱くこともなくなり、支配者層と闘争を行わなくとも十分に生活していける経済基盤を獲得していたのである。

また、成田が指摘した「アイデンティティを探る行為」とは、1961年の『中央公論』9月号に登場し、日本で注目を集めた「近代化」論を指している。当時の駐日大使であるライシャワーが広めたと言われるこの論理は、「戦後歴史学」とは対照的な歴史観を多分に含んでいた。その点も、第二章にて詳述したい。

しかし、1960年代は、先行研究が指摘するように、「戦後歴史学」の学術的意義を低下させる高度経済成長期が発生した一方で、反対に、その活動を盛り上げる現象も起こった。それが、いわゆる「60年代安保闘争」である。

当時の日本国内では、日本とアメリカ合衆国との間に安全保障条約が締結される状況にあり、その中には、この条約に反対する人々も多く存在していた。これらの人々は、安全保障条約の締結はアメリカ帝国資本主義の定着と日本の再軍備化、つまりは日本が再び戦争を起こす国に逆戻りしてしまうことを危惧し、反対運動を繰り広げていた。日本の大学生による「安保闘争」が大きく繰り広げられたのもこの時期である。

歴史学研究会もまた、安保条約には反対の意を強く表明し、大学生の安保闘争を広く支持した。そして、1960年代こそが、「戦後歴史学」が掲げた人民闘争史が最興隆を迎える時期となる。

先にも触れたように、終戦後の「戦後歴史学」における理念は、科学性を持った歴史学であり、そのための手法として、「人民からの視点」による歴史考察が推進された。

それが人民闘争史へと変化・発展していくのだが、戦争が終結してまだ時間が経過していないこの頃の人民闘争史の主目標は「平和を勝ち取るための闘争」であり、「戦争を実行させない」闘争でもあった。

ゆえに、日米の安全保障条約締結を阻止することこそが、歴史学者の使命と認識されたのである。また、これと並行して、1965年のベトナム戦争反対を唱える「ベトナムに平和を！市民文化団体連合」（ベ平連）が組織されたことも大きな影響を与えた。

中心人部のひとりに、後に『歴史学研究』でも多くの論文を寄稿する鶴見俊輔がいたことや、安保条約反対運動と並行して行われたことにより、50年代より陰りを見せ始めていた「戦後歴史学」の影響力は再び勢いを取り戻した。その点に関しては、歴史学研究会も触れている¹⁸。

しかし、安全保障条約が最終的に結ばれ、ベトナム戦争も終結に向かうと、当然ながら、人民闘争史の活動も低下していかざるを得なかった。反対に、高度経済成長はその後も、緩やかではあるが継続を実現し、結果として、再び「戦後歴史学」はその歴史考察法を見直す必要性に迫られた。

最初にこの問題に切り込んだ論文が、『歴史学研究』別冊特集（1971年10月）における増谷英樹の「人民闘争史研究の課題と方法」である。

増谷は、これまでの人民闘争史では、諸階級・諸階層の横の連帯が疎かになっていた点を指摘し、「闘わない人民」ないし「闘えない人民」の存在を歴史の中に見出すことを主張する。

このような方向の研究は、これまでの「階級闘争史研究」ではとらえきれなかった、階級的に未分化なあるいは階級として自覚を持たない広範な民衆を歴史のなかにとらえていくという意味において、また歴史のなかをどのようにとらえるかという方向をある程度明らかにするという意味において、人民闘争史研究をより豊かにするものであるとあってよいであろう。¹⁹

内容としては、以前の人民闘争史と大きな変化はないのだが、何かを勝ち取るという意味での「闘争」から、より客観的な「抵抗」というニュアンスで歴史を叙述する傾向に移行していくことになった。

その例として、増谷は同論文において、里井彦七郎の一連の義和団研究を紹介してい

る。義和団運動の思想が、いかに非合理的・前近代的に見えようとも、そこに運動の「落伍性」を求めるのではなく、中国人民にとって開放の理論はまさにそのようなものでしかありえなかったこと。また、その闘いを通して主体の思想を鍛え、新しい精神の地平を切り拓いていったことが重要なのだと指摘する²⁰。

しかしながら、「戦後歴史学」のこうした方針の変更も功を奏せず、歴史学界における影響力はさらに低下していった。先行研究では、この要因を、人民闘争史研究の「主体」イメージであった「重工業・鉄道労働者」を中核におく「労働者」「従業員」のイメージが、この時期には完全に変質したこと²¹。1972年の連合赤軍の浅間山荘事件や1976年のソ連のアフガニスタン侵攻といった、社会主義の暴力を多くの日本国民が目の当たりにしたことにより、「戦後歴史学」への支持がさらに低迷したことが挙げられている²²。

こうした状況を受けて、「戦後歴史学」は、人民闘争による「勝利」がほとんど望めなくなったことを察知し、支配者層に「抵抗」することが重要であるという論点に移行していくのである。

しかし、須田が指摘するように、例えば、マルクス主義的歴史学へのアンチテーゼとして誕生した「近代化」論などの影響により、「戦後歴史学」の見直しは内省へと旋回し、議論自体は袋小路に陥ってしまった²³。

この原因は、多くの「戦後歴史学」の人々が、支配者層に抗う被支配者層という「人民の視点からの歴史」を捨てきれなかったことが挙げられる。そこで考え出された手法として、「人民」という言葉を「民衆」という言葉に置き換えることが編み出された。しかし、これは必ずしも徹底されていたとは言えず、高度経済成長期が終わるまで「人民」という言葉は、「戦後歴史学」の論文の中で生き続けた。また、「闘争」から「抵抗」の歴史をどのようにして描き出すかということも歴史学研究会をはじめとした「戦後歴史学」の人々を悩ませた。

最終的には、この抵抗を描き出す場面は、主に近現代史が主流となっていく。特に、日本の植民地支配に抵抗した朝鮮の人々の運動が注目され、その研究は大きく進んだ。人民闘争史の頃にも、こうした研究は行われていたが、そのほとんどが朝鮮人学者によるもので、日本人学者が積極的に植民地朝鮮時代の人々を考察することはあまりなかった。

ここで留意すべき点は、「戦後歴史学」の人々が描こうとしたものは、あくまで植民

地支配に抵抗した民衆の運動である。そこでは、日本の、あるいは日本人が朝鮮をはじめとしたアジア諸地域において行った侵略戦争の責任という観点は、まだ弱かったと言える。

例外として、『歴史学研究』第 370 号（1971 年 3 月）における鈴木良一「歴史学における理論」などを挙げることができる。鈴木は、歴史叙述のあり方を定義しているのだが、帝国主義戦争の説明の中で日本人民の戦争責任がほとんど挙げられていないことに疑問を呈したうえで、以下の事柄に言及する。

私のひっかかるのは、日本帝国主義にたいして、日本人民一同時に日本国民である一つまり私たちと、朝鮮・中国人民ないし民族とを、同列におくことである。さらにあえていうなら、まるで自分が朝鮮・中国の人民であるかのように、朝鮮・中国の支配階級、とくじ自分と違った政治的立場に立つ支配者、を非難することである。日本人民と朝鮮・中国人民が人民として共通であること、朝鮮・中国人民とその反民族的売国的支配者が対立していることは、これこそ客観的事実である。しかし、帝国主義侵略国家の日本人民と植民地・半植民地・被侵略国家の朝鮮・中国人民とを、「人民」なるがゆえに並べてよいのか。²⁴

鈴木の上記の発言は、まさに当時の「戦後歴史学」の近現代史を特徴づけていると言えよう。人民闘争史の考察法を変え、帝国主義支配者への「抵抗」という歴史観を描こうとした「戦後歴史学」であったが、それは「帝国主義に抗う日本と中国・朝鮮の国民」という一括した定義のもとで考察されたのである。

鈴木論文と似た要旨の論文は他にもいくつか存在するが、それは裏を返せば、今日のように焦点化されている「日本の戦争責任」という視点が抜け落ちていたのだと言える。

「戦後歴史学」が日本の戦争責任に大きく関心を持ち始める時期は、実は 1980 年代に入ってからであるが、次からは、その背景の簡単な説明を行う。

大きな転機となったのは、1982 年に日本国内で発生し、国際問題にまで発展した、いわゆる「教科書問題」であろう。

これは、1982 年 6 月 26 日、日本の大手新聞各紙が、日本の文部省（現在は文部科学省）が各歴史教科書会社に「侵略」という文字を削除させていたという報道を行い、これにより、当時の中国や韓国を含めたアジア諸国から日本の歴史教育に対する批判が巻

き起こった事件を指す。

後日の調査で、この報道は誤報と確認されたが、「過去の戦争を反省しない日本政府」というイメージは抜けきれず、日本国内の歴史学系学術団体でも誤報と判明した以降も批判がなされた。

歴史学研究会をはじめとした「戦後歴史学」の人々も同様に²⁵、本事件を皮切りに、それまでの歴史叙述を再度変更することになった。それが、日本政府（後に日本国民全体を含める）へ「戦争責任追求」を促す歴史叙述である。

「戦争責任」に関する論調は、80年代以前にも存在したが、それは前述したように、人民闘争史的観点における日本人民とアジア人民を「被支配者層」という一括りにした論調がほとんどであった。しかし、80年代以後においては、明確に日本人とアジア人を区別して、純粋に日本人全体としての戦争責任を追求し、批判していく。

本論文の「はじめに」において、成田龍一の指摘する1970年代と1990年代に横たわる「切断」に触れたが、この1980年代こそが、成田の考察を考える上で非常に重要である。

既に述べたように、成田は50年代から70年代までを日本のアイデンティティを探るための「自画像」造りとしている。ここで注意すべきは、その日本の「自画像」とは、あくまでも国内に視点を向けた「日本像」の考察であったことである。すなわち、日本という一国の枠内にとどまった考察であり、外国との因果関係はそれほど論じられてこなかった。

それが80年代、すなわち1982年の「教科書問題」を境にして、国外にも目を向けるようになったことを表しているのであろう。その点を見るにあたっては、『歴史学研究』1999年別冊特集における二宮宏之の論文「戦後歴史学と社会史」にも同じ事柄が言及されているので、以下に引用したい。

反体制的であった戦後歴史学は、政治史や外交史を中心とする実証主義史学の伝統には反逆しながらも、すべてを国民国家・国民経済・国民文化、つまりはナショナルの枠組みに収斂させてしまう近代歴史学の歴史意識から脱することができなかつたばかりか、むしろそれを格段に強める結果を生んだ。日本社会・日本民族・日本文化・日本人が語られながら、その内部における多元性や、その外への拡がりに目を向けることがほとんどなかった。²⁶

このことから見て取れるように、1980年代まで、「戦後歴史学」は日本という一国内部における考察に主眼を置き、ひとつの国が、あたかも他国との相互影響もなしに、「自然に」発展していったという歴史考察を主流にしていたことが窺える。

そしてそれは、当時の社会背景から、近代などの日本の対外政策が他国に及ぼした影響、すなわちアジアの人々が被った戦争被害という側面に焦点が置かれ始めたことも意味する。

当時の歴史学研究会内部では、高岡裕之が、当時の「教科書問題」は「戦後歴史学」の学界内でも衝撃が大きかったことを証言しており、それまでの日本国内における「国家独占資本主義」という経済構造の研究からアジアへの侵略戦争の展開を第一義とする枠組みへと変化したと述べる。それは、日中戦争の悲惨な実相を明らかにしてきたつもりが、そうではなかったことを中国民衆から告発されたからだという江口圭一の言葉を引用して、より鮮明に言及している。

さらに高岡は、「日本軍が中国でなにをしたかという戦争史の第一義的な問題」を説明する必要性が強調され、日本の民衆に対して「侵略者・加害者として」の実像を「冷徹にとらえること」を課題の一つとするようになったという「戦後歴史学」全体の変化にも言及している²⁷。

すなわち、1980年代を「戦後歴史学」の「切断」と表現する理由は、以下の点に集約される。

第一に、1970年代まで重要視していた階級間闘争、すなわち人民闘争史の観点による歴史叙述が霧散したことである。それは、上記の成田や高岡の考察から見ても明らかであろう。

第二に、「戦後歴史学」が「皇国史観」を否定するために掲げた、「科学性」を重視した歴史考察から、「連帯性」を重視したものへと変換されていった点である。

これは、日本の過去における戦争犯罪を追求することによって得られる、東アジアの人々（特に中国と韓国）との「連帯」を目指すための歴史叙述に力を注いでいったということである。

『歴史を学ぶ人々のために 第3集』（三省堂、1988年）において、小池喜孝が歴史学研究者に「苦言」という名の「要望」を述べている箇所がある。小池は、虐げられた人々とどのように連帯感を構築するかが肝要であると主張し、「調査をする目的で入る場合と、連帯のために入るのではズレが出ると思います」²⁸と述べている。

この言葉はさらに、「科学的調査の方法だけでは、しいたげられてきた人たちの心の扉はなかなか開かれないのではないのでしょうか」²⁹と述べるに至り、明確に「科学性」よりも「連帯性」の重視が訴えられている。

無論、これは小池個人の考え方であり、『歴史学研究』においては、1990年代後半まで「科学性」と「客観性」を重視した歴史考察も主張されていた。しかし、それも次第に「連帯」・「友好」のための歴史学を唱える論調が主流を占めていった。

端的な例ではあるが、『歴史学研究』第910号（2013年10月）における、森口等「東アジアの平和に寄与する授業実践の模索より」は、全7ページの論文であるが、その中で使用されている「連帯」・「友好」は計13箇所にも及んでいる（「連帯」7箇所、「友好」6箇所が確認できる）。

これこそが、日本の歴史学に大きな影響を与えたとされていた「戦後歴史学」の最大の変化だったのであり、当時の社会風潮も後押しをしてか、1980年代を境にして「戦後歴史学」の歴史叙述は少しずつではあったが、再び支持を集めるようになっていった。

教科書裁判などで知られている家永三郎も、1985年に『戦争責任』（岩波書店）を出版している。この書籍の内容が、後に「戦後歴史学」全体としての「戦争責任」論となっていく。本書で特に注目する点は、アメリカの帝国主義に関する批判が極端に少ないということである。

上述してきたように、人民闘争史における「戦後歴史学」はアメリカ帝国主義の批判を繰り返してきたのであるが、家永の『戦争責任』で訴追されている対象は、日本に限定されており、アメリカの原爆投下を訴追する割合は、少ないと言える。

また、家永の第三次教科書検定訴訟は1984年に開始されたが、このとき問題となった箇所は七三一部隊や「南京事件」など、アジア・太平洋戦争期に起きた日本（軍）の加害に関する記述に争点が置かれたこともこの80年代からである。

このような歴史叙述の変化は、当時の日本国民からの支持も後押しし、「戦後歴史学」は、にわかには息を吹き返すことに成功した。しかし、この点は、成田や須田などの種々の先行研究では触れられていない。

上記の事柄に関しては、「戦後歴史学」そのものに関する評価に関わってくるのであろう。特に須田は、戦後歴史学の有用性は1970年代までと認識しており、遅くとも1991年のソ連の解体によって、完全にその学術的意義を喪失したと見ている³⁰。

成田は須田ほど明確に言及してはいないが、近代日本の歴史像なるものが、1990年

代になってから急速に変化したことを指摘しており、そこに、歴史意識の断絶を見ている³¹。これは、受け取りようによっては、「戦後歴史学」が1990年代に終息したか、あるいは前後の断絶を見せるほどに、劇的に変化して現在も生き残っているのか、どちらにも考えられる。

もとより、こうした「戦後歴史学」の有効性に関する議論は、歴史学研究会でも幾度となくなされてきた。既に「戦後歴史学」は過去の学問となったのか、あるいはまだ、現在でも学問としての系統を保っていると言えるのか。

次節からは、主に歴史学研究会の中での「戦後歴史学」に対する諸評価を整理し、分析を行う。

第三節 研究者から見た「戦後歴史学」の評価

「戦後歴史学」の当初の理念を鑑みるならば、1991年のソ連解体による社会主義の崩壊によって、日本の社会主義国家化を目指した「戦後歴史学」の目標達成への可能性は完全に失われたと見るべきかもしれない。

しかし、ソ連の解体はあくまで政治世界における出来事であり、学術世界もそれと混同して考えてしまうことには十分な注意が必要であろう。現に、『歴史学研究』は今なお発行され、歴史学研究会の活動も依然として行われており、会員数も日本国内屈指の人数を誇っている学術団体であることに変わりはない。

前節でも見てきたように、「戦後歴史学」は、早い段階から社会主義への理念よりも人民視点による歴史の構築に力を移し変えていたのである。単純に社会主義の先導役であったソ連の解体が、そのまま「戦後歴史学」の解体に直結するとは限らないのではないかな。

ソ連解体が「戦後歴史学」に与えた影響としては、学術的意義を失わないために何らかの路線変更を余儀なくさせた、と考えたほうが妥当ではないかな。

先にも紹介した、二宮の論文（「戦後歴史学と社会史」）でも、次のような指摘がなされている。1960年代の高度経済成長期による消費社会・大衆社会・情報化社会という現代社会特有の状況の出現によって、市民革命を通じての「ゆがんだ近代」の根底からの変革を構想していた「戦後歴史学」は、自らの「見取図」を大きく転換させざるをえなかった。

さらに、「紆余曲折を経たすえ、89年のベルリンの壁崩壊と社会主義の祖国の自己解体にいたって」、戦後歴史学が掲げてきた理想と現実とのズレが露わになった。

二宮は、これによって、「社会主義革命を念頭においた目的論的歴史意識は、すくなくとも戦後に構想されたようなかたちでは、維持しがたいもの」となり、「戦後歴史学は、(中略)もはや微調整が可能な域をはるかに超えて」しまったことを強調する³²。

一方で、ソ連解体以前にも、「戦後歴史学」の学術的意義を再考察しようとする論文を発見することができる。代表的なものをひとつ挙げると、本章第2節でも紹介した鈴木良一の論文である(『歴史学研究』第370号)。ここで、鈴木は自身の経験を基にして、以下のように語る。

去年の春、長野県のある山村の中学校で社会科を担当している人から次のような質問をうけた。

修学旅行で法隆寺へいったときのこと、バス・ガイドの説明のあと、自分は次のような話をした。「君たちは、こうして喜んで見ていられるが、そのころは天皇や貴族が入っただけで、一般の人はもちろん、建てた人も、仏をおがむことも、仏の教えをきくことも、許されなかった。その人たちは、床さえない掘立小屋から、どんな気もちで、寺をながめていただろうか……」。バス・ガイドの説明で、かなり興味を感じていたらしい生徒は白けた。なかには「ああ、おもしろかった」と皮肉をいい、「先生は、いつもあんなことばかりいう」と不満をいうものもいた。自分は、つねづね、こまごました事実をたくさん教えこむよりも、民衆の立場にたつ、民衆のためになる、ものの見かた、考えかたを養うよう努めてきた。“人民史観”の立場にたつ学者が、いかに精密な革新的な研究をしても、教育の現場はまるで反対の方向にむかっている。自分のやりかたは正しいかどうか、教育の現状をどう打開すればよいか……。だいたい、こんな質問である。³³

これらの論文を見ると、「戦後歴史学」は現代に至るまでの諸時代の中で、自身の学問体系を再考察しようとする、あるいは再考察をせざるを得ない動きがあったと言えることができるだろう。こうした点を考慮するならば、単純に、ソ連が解体したから「戦後歴史学」もその学術体型を崩壊させたという論理は、必ずしも当てはまらないのではないだろうか。むしろ、人民闘争史から民衆史への移行のように、時代の変遷によって、

「戦後歴史学」も、その学問的意義を少しずつ変えながら、現代まで生き続けていると言えるのではないか。

そうした考察の試みが、2013年に、現代における「戦後歴史学」の意味を考察する書籍として歴史学研究会から出版された。『歴史学のアクチュアリティ』（東京大学出版会）と題され、歴史学研究会に所属する研究者たちそれぞれの見解が判別できる。

小沢弘明は、「戦後歴史学というのがあまりに長い」戦後日本の歴史学になったという点だけでなく、「いつ終わったかわからないところに最大の問題がある」と指摘し、その「問題」に踏み込もうとする³⁴。

小沢はその「戦後歴史学」の終わりを、「冷戦期であった70年代までは普通にやっていて、80年代半ばくらいから賞味期限が切れかかった」³⁵のではないかと考察する。

しかし、栗田禎子は、「戦後歴史学」の終焉そのものを否定し、むしろ「戦後歴史学」の中身が「民族・民主革命の歴史学」だとするならば、その有効性は依然失われていないはずで、むしろそれをより豊かにしていく道を探るべきであると主張している³⁶。

久保亨は、「戦後歴史学を引っ張っている人たちはたくさんいたのは確かだが、その有効性は60年代までがピークだったのではないか」³⁷と考察し、小沢よりも早い時期での「戦後歴史学」の終焉を示した。

このように、一冊の書籍から三者三様の意見が出現することをみると、「戦後歴史学」に対する検討作業が、歴史学研究会内部においてもなお十分になされていないことが分かるだろう。共通した認識としては、日本の歴史学が1990年代あたりから変化した、という点であろうか。

このことに関しては、成田龍一の見解と一致するところがある。しかし、成田が「切断」と表現したことに対して、長谷川貴彦や安田常雄などの歴史学研究会の者の多くは、「転回」と表現している。

安田の言葉を借りるならば、90年代以降の新しい歴史認識論は総称して「言語論的転回」と呼び、そうした議論をめぐりながら、どのような歴史研究の方向感覚を模索するかという問題意識があったという。

これは、グローバル化社会を背景に浮上した多様な歴史認識論にどのように向き合い、これまでの研究潮流との対話と相互批判を通しながら、新しい課題設定が可能かという点に焦点があった³⁸。

では、歴史学研究会の人々は、具体的にどのような歴史認識論を展開したのか。先程、「戦

後歴史学」の有効性を説いた栗田禎子は、1990年代以降の世界を「資本の論理」による支配と指摘している³⁹。

栗田の理論によると、現在の世界は、何ものにも制御されなくなった資本の論理（「市場原理」「経済効率」）が狂奔し、帝国主義の全面展開と言える時代だと言及し、以下の点を強調する。

第二次世界大戦後の日本は、米軍によって国土の重要部分を占領され、アメリカの事実上の植民地となるに至った。歴代の政府はこの厳然たる事実から国民の目をそらさせ、その意識を眠り込ませようとしているが、「沖縄」問題、あるいは最近のオスプレイ配備問題といった形で、矛盾は絶えず噴出し続けている。現在の日本にとってコロニアリズムは、まぎれもなく自らに課された問題となったのである。

皮肉なのは、このアメリカによる植民地化という現在の事態が、まさに近代以降日本がアジアに対して行なってきた侵略戦争・植民地支配の歴史全体の結末、総決算としてもたらされた、ということである。そしてこのことは、第二次世界大戦後、他のアジア・アフリカ諸国では欧米の植民地支配に対する果敢なたたかひが実を結び、占領からの解放が勝ちとられて行ったのに対し、なぜ日本においては（民主勢力は一貫して占領からの解放を求めてたたかひが実を求めてきており、またその過程ではアジア・アフリカ諸人民との課題の共通性が認識・強調されたにもかかわらず）今もって米占領体制からの解放が実現しないのか、を考える上でも重要かもしれない。⁴⁰

上記を踏まえて、栗田は、真に価値のある歴史叙述とは「傍観者的な記述ではなく、変革のためのたたかひに何らかの形で関わった人々、何らかの政治的課題に深くコミットした人が、そのたたかひの記録を残そうと試み、あるいは鋭い政治的意識に基づいて自らの時代と社会の抱える矛盾を分析しようとしたもの」⁴¹だと断言する。

このような考察は、まさに1960年代における人民闘争史を彷彿とさせる。アメリカや欧米諸国の帝国主義から解放されるための、闘いの歴史の焦点化である。この内容以外にも、「日本社会の民主化という場合、戦前にその前にたちはだかっていたのは天皇制であったが、現在ではアメリカと大企業の利害に基づく支配という側面が決定的になっていることは明らかである（p.98）」。「資本主義というシステムへの幻想を最終的に捨て去り、その克服に真剣に取り組まざるを得ない条件が作り出されているともいえる

(p.99)」という指摘も、過去における「戦後歴史学」が主張した内容とほぼ同じである。

栗田がこのように考えた理由としては、湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争などの、現代の時代で勃発した戦争を挙げて説明している。

それによると、冷戦体制崩壊という資本主義や帝国主義を抑制する力がなくなった瞬間に、湾岸戦争などのむき出しの戦争や事実上の再植民地化の時代になったのだという⁴²。

こうした冷戦体制の崩壊に差し掛かっていた1980年代から1990年代の歴史学では、従来のマルクス主義的な言葉の活用だけでは通用しなくなった。そのときいかに新しい言葉で語るか、ということ、様々なかたちで工夫し始めた。栗田は、この工夫こそが、「民族・民主革命の歴史学」の発展であると考え、このことから、「戦後歴史学」の終焉を否定したのである。

しかし、栗田のこのような考えは、現代では少数意見のようである。同書の中における「コメント」と題される文章にて、松沢裕作は、「筆者は、現代日本の歴史家の課題が『たたかひの記憶の伝承』であるという栗田の主張には戸惑いを覚えざるをえない」と⁴³と明言している。

松沢は、いわゆる民衆史研究が論じてきたことは、華々しい闘いの外に、そうした目標を共有しない「民衆」が存在したことであるという点を指摘する⁴⁴。これは、前節にて紹介した増谷の理論と重なるところがある。

少なくとも、1960年代における人民闘争史を復活させようとする栗田の考え方よりも、「戦後歴史学」そのものの史学史的見直しを重視する傾向が強い。ただし、この場合には、何を「見直す」かが具体的に明らかになっていないという問題点がある。

加藤千香子は、「新しい教科書をつくる会」登場後の教科書問題の活動に触れる。その中で、今の若者は、加藤たちが主張する「正しい歴史」というものを教えられるということに対して、とても強い抵抗を示していると言及した⁴⁵。

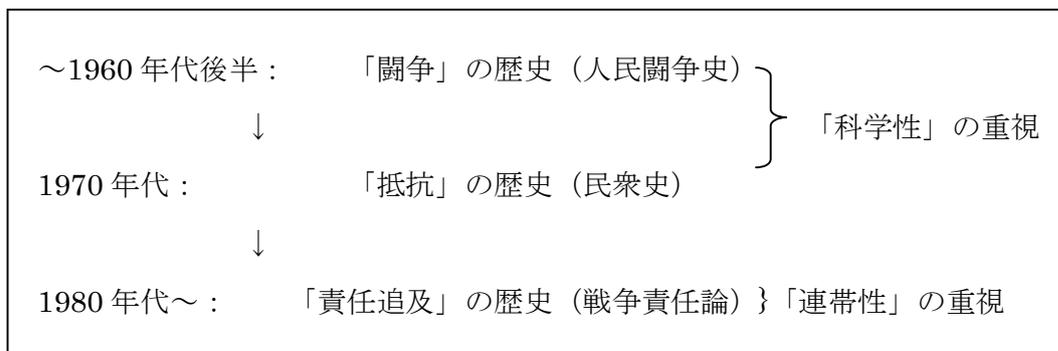
「つくる会」とは異なる「正しい歴史」を作るという運動に対して、若者は、歴史が与えられるものになっている状態に拒絶反応が起こると分析している。従って、歴史教育として方法だけを教えるとか、歴史の関わり方の現場に行くとか、そういうほうがいいのではないかと加藤は考察するのだが、その対案は「わからない」として、議論を終わらせてしまっている。

結論を述べると、「戦後歴史学」の総括を行おうとした『歴史学のアクチュアリティ』は、積極的な議論にも関わらず、ほとんど未総括で終わってしまったと言ってよい。しかし、これは単純に歴史学研究会の研究者たちの責任というよりも、「戦後歴史学」そのものが現代に至るまで辿ってきたその道のりが、極めて複雑で総括し難いという特質に原因がある。

本論文では、「戦後歴史学」を無理に総括せず、それに携わってきた人々が、「戦後歴史学」に何を見出そうとしたのかという点に考察の比重を置きたい。すなわち、その時代において、研究者たちが「戦後歴史学」のどこに問題点を見出し、解決していこうとしたのかということの浮き彫りにしていく。

この手法により、筆者が先に紹介した、日本近現代史における「戦後歴史学」の歴史考察・歴史叙述の変化の仮説を立証していきたい。なお、分かりやすいよう表にしたものを以下に貼り付けておく。

・「戦後歴史学」における日本近現代史の歴史考察・歴史叙述の変遷（仮説）



第二章 歴史叙述の模索

第一章 『昭和史』論争と「近代化」論

本章より、歴史学研究会を中心にして、「戦後歴史学」の具体的な変遷を、時系列を追って考察していく。基本的には、『歴史学研究』で特に注目された事象や先行研究が共通に挙げている事柄を中心にして本論文を進めていく。

第二章では、主に1950年代から1970年代までを考察の対象にする。この期間における「戦後歴史学」の動向として特に注目されている内容としては、『昭和史』論争と「近代化」論のふたつを指摘することができる。

両論争とも、多くの研究者が「歴史学とは如何にあるべきか」という根源的な問いを考察した議論であり、1980年代以降における「戦後歴史学」との差異を発見するために必要な考察である。それではまず、『昭和史』論争から考察を始めていきたい。

『昭和史』論争とは、1955年に今井清一、藤原彰、遠山茂樹らが執筆した『昭和史』（岩波新書）という書籍が、人々の注目を集め、ベストセラーとなったことから開幕する。

本書籍は、題名の通り、日本の昭和時代を考察する歴史通史であり、執筆者3名がマルクス主義史観を採用していることから、その歴史叙述もそれに則って語られていた。

例えば、日中戦争の開幕の原因を日本国内の支配者階級に求め、国際情勢に対する判断力の喪失を強調しているのが特徴的である。また、中国戦線で戦った中国軍は八路軍、すなわち共産党に重点が置かれ、毛沢東の『持久戦論』も紹介されている。この『持久戦論』が、「完全に正しかったことは、その後の歴史が証明して」おり、「日本の中国への降伏の必然性が早くも予言されていた」⁴⁶と大きく評価している。

また、中国以外の国に存在した共産党についても紙数を割いており、台湾、フィリピン、インド、ベトナム、インドネシアなど、簡潔にはあるが紹介をしている。また、朝鮮においては、金日成を「民族の英雄」と紹介し、彼の名前は、「朝鮮南部の児童まで尊敬のまとなって語りつたえられた」⁴⁷と説明している。

外国における共産党の活動が、上記のごとく詳細に述べられているのであるから、日本国内におけるその記述量は多く、さらに詳しい説明がなされている。

例えば、1937年にて、尼崎で春日庄次郎らの日本共産主義者団が結成され、機関紙

『嵐について』を毎号 300 部ほど出して戦争と軍部独裁政治反対のための宣伝が行われていたなど、現代ではほとんど注目されていない共産主義者たちの活動を細かく説明している⁴⁸。その他にも、1939 年の労働争議の件数や「独占資本の暴利」というタイトルが付されていることから見ても、『昭和史』がマルクス史観に沿って描かれた日本通史であることは明らかであった。

では、こうした『昭和史』がベストセラーにまでのぼった要因はどこにあったのであろうか。執筆者のひとりである遠山茂樹は、原水爆禁止運動の発展の中で高められた国民の平和を求める意識が、極めて多くの読者をつくったことを指摘している⁴⁹。

同じく、永原慶二は、日本国民が、自分たちの歩んできた戦前・戦後の苦難の歴史をかえりみて、自分なりの納得を持ちたいという気持ちが広く高まっていたためであろうと考察を行っている⁵⁰。

いずれにせよ、1955 年に発行された『昭和史』が、日本国民に広くマルクス史観を紹介したことは紛れもない事実である。しかし翌年の 3 月、文学者である亀井勝一郎が『文藝春秋』（1956 年 3 月号）に投稿した論文を契機にして、『昭和史』に対する大きな批判が展開されるようになった。

亀井の論文は「現代歴史家への疑問」と題され、冒頭において、その主旨がおおよそ述べられていた。

私かいつもふしぎに思うのは、歴史家がなぜ表現に苦心しないかということである。こんなことを第一にもち出したのは、実は遠山茂樹・今井清一・藤原彰三氏の共著『昭和史』を読んで、その悪文に閉口したからである。かたくるしいという点では、戦前の官学歴史教授のそれと大差ないし、漢字のものすごい量という点から言えば、或る種の裁判記録に似ている。つまり典型的な官僚文章である。著者はもとより、これを読んで感心する人間の精神構造が問題だ。或る種の事大主義、権威への追従をそそのかすに恰好の文章だと思った。

歴史家は文学者にも劣らぬ文章家でなければならぬ。これは第一の要求として掲げてすこしも無理でないと思う。何故なら歴史とは『人間を描く』行為だからだ。

51

「かたくるしい」文章表現、「人間を描く」と指摘しているように、亀井は『昭和史』

は無味乾燥な文章だけが羅列しているだけで、生きている人間の姿が見えてこないという点を大きく批判したのである。

「皇国史観」にとって代わるはずのマルクス史観（亀井の文章では唯物史観）でさえも、同じように型にはまった史書であり、歴史の魅力を創造できていないとしている。亀井はその例として、『昭和史』が「支配階級」という抽象概念による類型化している点を挙げる。戦争による惨禍を全て「支配階級」に罪を着せることは可能であるか、また、「支配階級」とは対置する共産主義者の戦いは全て正しかったのか。亀井は統計的な実証力だけが発達して、人間性についての実証力が衰弱していることに警鐘を鳴らしたのである。

同時に、支配階級—被支配階級という関係に専念しているために、「個々の人物の描写力も実に貧しい」⁵²と批判し、1945年のソ連参戦という重大事実に対して批判を避けたのはなぜか、と疑問も呈している。

特に後者に関しては、『昭和史』の目的が、戦争の悲惨を知らせることにある筈だから、私はとくにこの点を指摘しておきたい⁵³と念を押していることから、亀井の「ソ連参戦無批判」に関する不満が大きいことが窺える。

亀井のこうした批判から始まり、後には、松田道雄や山室静または竹山道雄なども参加し、大きな論争へと発展していった。

亀井らの批判には、江口朴郎などの歴史学者たちが反論を行ったが、1963年には、執筆者である遠山茂樹も『社会科教育大系』第3巻（三一書房刊）にて、「歴史叙述と歴史意識」という論文を寄稿し、『昭和史』論争に本格的に参加した。

遠山はまず、亀井の理想とする歴史叙述の文章とは、具体的に誰のどの文章だと考えているのか。また歴史家は「文学者にも劣らぬ」文章家でなければならぬというが、文学者に要求される文章と、歴史家に要求される文章とは、ちがう点があるのかどうか、さしあたってこれだけでもわからないと文章論の論議はできないと言及する⁵⁴。

そのうえで、遠山はラングロア・セイニョオボー共著『歴史学入門』（高橋巳寿衛訳、人文閣、昭和17年）を引用する。一般読者を予想して筆をとる概説書や、年少者を対象とする歴史物語書を書く場合、歴史家に要求される第一の資格は、「歴史の目的は慰楽を与えるのでも、行為の実行的金言を与えることでもなく、また感動を起させることでもなく、ただ純粋なる知識それのみであるという一般的原則」⁵⁵をふみはずさぬことであることを亀井への反論として強調した。

歴史の魅力を創造するための感動を起こさせる歴史叙述の欠点として、当時の文部省が、歴史の真実に対する児童の理性的判断を拒むために、非理性的感情に訴え煽りたてようとする歴史教科書が作られている点を例に挙げている。そこから遠山は、「私たちが問題としたいものはそうした感動ではない。もっぱら文章の調子でもって読者を酔わそうとするのではない。まず筆者がいわんとすることが的確に読者につたわる平明な字句の使い方と着実な論理の展開とが求められる」⁵⁶ことが重要だと力説する。

こうした遠山の主張を見ると、科学的な歴史学を人間の心情に訴えかける歴史物語と混同させることは、当時の歴史学研究者の間では嫌われていたことが推察できる。

歴史学あるいは歴史教育は、人々を感動させることを直接の目的とするのではなく、あくまでも学問的真理を明らかにし、これを伝達することを目的にする。その旨を、遠山は全文章を通して訴えかけているが、これは「戦後歴史学」の掲げた目標と一致している。

最終的に遠山は、歴史叙述とは、ばらばらの人間ではなく、社会的存在の側面における人間が相互に作り出す関係、すなわち民族・階級・政治勢力の動きをとらえようとすることが重要だと主張している⁵⁷。

その折に、遠山はマルクス史観の注意点にも言及している。それは、「歴史認識の基礎概念としての階級とか民族とかを実体化してしまうこと」⁵⁸の危険性である。これが理論上の仮説であることを忘れて実体化されると、現実を理論でもってわりきる公式主義になってしまう恐れがあるという。言い方の問題かもしれないが、遠山は、歴史を階級・民族という尺度を使って分析することが、公式主義ではないというマルクス史観の定説を否定することを行ったために、後に、井上清などの「戦後歴史学」研究者から批判を浴びることになる。その点に関しての考察は、次節にて詳述する。

この他にも、永原慶二などは、被支配者の立場に立つことによってしか批判としての歴史認識は深めることはできないと考えており、それゆえに、「国民＝人物」に基本視点を据えることはなかったと振り返っている⁵⁹。

いずれにしても、支配者層－被支配者層という階級視点を重視したことによって、「人間が描かれていない」という批判を受けた「戦後歴史学」であったが、その批判は論争が終息した後も戒めになった。

『歴史学研究』第457号（1978年6月）において、西川長夫の「歴史研究の方法と文学」という論文の中で、『昭和史』論争のことが触れられている。

西川によると、この論争によって、我々は公式的なマルクス主義の歴史理論から解放され、同時に、「人間不在」という固定概念（文学に対する一種のコンプレックス）を背負いこんだと言っても大きな誤りにはならないだろうと分析している⁶⁰。

さらに『歴史学研究』第463号（1978年12月）においては、「歴史叙述と文学叙述」という論文を著し、さらに深く『昭和史』論争を分析した。ここで西川は、『昭和史』は決して「悪文」ではないという主張を展開した。

西川によれば、「著述家」の用いる文言には、常にイデオロギー的な方向性と色彩を帯びている宿命があるとみる。この点は、冒頭でも紹介した E.H.カーの歴史学の理論と一致するところがある。

従って、イデオロギー的に中性的な「名文」は存在せず、その「著述家」のイデオロギーを受け入れられない程度に応じて「悪文」に映るのである。そうでなければ、あれほど多くの読者に『昭和史』が熱心に読まれたことが理解できないであろうと西川は指摘する⁶¹。

『昭和史』論争で見るべき点は、日本の歴史研究者には、その主張や歴史的事実の提示によってイデオロギー闘争に参加するという意識は強固であったが、その叙述を言語活動の観点から考察し、その文体の性格自体が持つイデオロギーについて反省することが極めて少なかったことであったというのがこの西川論文の特徴である。

西川と対照的な意見としては、『歴史学研究』第472号（1979年9月）に掲載された色川大吉の『歴史叙述の理論』をめぐって」という論文が挙げられる。色川は、『昭和史』論争は不毛なものであり、多くの研究者はマルクス史観から解放されたりはしなかったと、西川の意見と対立した。そのうえで、色川は、歴史叙述が文学に近づくという瞬間は、西川がどのように否定しようとも、しばしば存在しており、その問題を無視して「歴史叙述は文学と違う」と力説しても、説得力を持たないと批判する⁶²。

このように、『昭和史』は当時の大多数の国民にとって文字通り同時代史であり、個人がそれぞれに体験と記憶を持つだけに客観化が難しく、かえって誰にも説得性を持つ叙述が出来なかつたという意見も存在する⁶³。

しかし、最終的には、反省すべき点を反省するという姿勢が貫かれる形となり、『昭和史』論争から見えた「戦後歴史学」の欠陥が挙げられるようになった。

第一には、政治過程がほとんど描かれていないこと。第二は、一般大衆が伝統的ないし退行的な行動様式に支配されている生態を摘出しその原因を解明するという努力が

弱いこと。第三は、それぞれの陣営が使用する統治ないし統合の手段、特にファシズムの生態研究にとって不可欠のマス・コミュニケーションと教育の問題に対する把握が貧しいこと⁶⁴、以上の3点が主に指摘された。

これらの事柄が、後の「戦後歴史学」の教訓となった。これは、亀井が『昭和史』を悪文だと批判したことが、歴史学研究者に歴史叙述の方法問題を投げかけた結果として表出したのである。

『昭和史』論争によって、歴史をいかに叙述するかという問題の関心が高まった「戦後歴史学」であったが、1961年『中央公論』9月号のいわゆる「近代化」論の登場によって、歴史の捉え方という観点に再び焦点が当てられた。

この「近代化」論とは、新たに駐日大使に就任したライシャワーと経済学者の中山伊知郎の「日本近代化の歴史的評価」と題する談話のことである。この談話は、日本における民主主義の歴史的な評価と戦後の民主主義を論じた内容となっており、明治時代から考察されている。

この対談の中で、ライシャワーは、もともと民主主義の基盤がなければ、1945年以降の日本の目覚ましい成長はあり得なかったと主張し、日本の民主主義の歴史の上での重要な時期は、民主主義を全く欠いていた1867年の明治維新に始まり、1941年にいたる期間であると指摘している⁶⁵。

問題は民主主義の初期の芽生えであり、日本ではそれが明治・大正時代に、すでに成しとげられていたという。1925年には普通選挙権が確立され、日本の民主主義の成長速度が非常に急速である点がライシャワーによって特徴づけられている。

中山伊知郎も、世界的な目から見て、日本の民主主義の発達は非常に早く、「よその国で百年かかったものを、十年の間にやってしまった」⁶⁶とライシャワーの言説に同意した。

その後続くライシャワーの主張は、それゆえに日本にとって危険なことはむしろ変化の度合いが早すぎることで、それがもっと早く変っていくようなことになれば、日本国内の衝突と困難を増大することになると危惧を表した。

日本の場合は、もう最大限の早さで民主主義に達しているので、これ以上の急速の変化を求めれば、逆に民主主義を破壊してしまうというのが、ライシャワーの意見であった。この流れから、以降は、日本の経済の話に移っていく。

ライシャワーが言うには、「世界史上もっとも重要なのは過去90年の日本の歴史であ

る、その理由は西欧の近代化の範型を用いて近代化の過程を早め、しかも大成功を収めた唯一の例がその中にあるからである」⁶⁷。軍国主義などの困難な問題はいくつかあったが、日本の例は全般的に見れば、大成功であった。

この対談の中では、当時の中華人民共和国の政治体質を批判する内容も話された。例えば、「権力を完全に独占して国民の生活を押しさえ、それによって資本投資を図るといふ中共の方式が一つの可能性であるのかもしれませんが。しかし過去の二年間は、中共方式が重大な誤りで、大きな失敗を犯していることを示しています。ともかく、完全な独裁的統制と全体主義的制度によって近代化を図ろうとする国家は、それによって民主主義や自由社会を築く可能性をすべて放棄しているのである、ということ認識すべきです」⁶⁸というライシャワーの発言を挙げることができる。

その他にも、日本は、政府の指導と民間のイニシアチブの間に、極めて適切な均衡を保つことに成功したが、中共はこの点で失敗したという点も挙げ、日本と中国を比較しながら、日本の政治体質の優位性にも触れている。

こうした「近代化」論の全体的な論理とは、当時の日本の政治・経済状況の肯定という性質で成り立っていることが分かる。

ライシャワーはこの対談後にも、いたる所で上の趣旨の歴史論を講演し、雑誌などで彼の論文が掲載される機会が増えるにつれ、この「近代化」論は日本国内に浸透していった。

これら一連の「近代化」論に対する「戦後歴史学」の反応は、全体的に見て冷ややかなのもであった。多くの「戦後歴史学」に従事する研究者たちは、アメリカのアジア政策と日本のアジア政策をより緊密に結合させることへの国民の合意を引き出すための政治的発言にはかならないという見解で一致した。

それは、先に見たように、日本と中国を比較し、独裁的統制と全体主義的制度による中国共産党の失敗を強調しているという論旨が反発を招いたことは想像に難くない。

さらに、この「近代化」論の後には、日本の戦争を部分的に肯定する「大東亜戦争肯定論」が林房雄によって出現することになる。その前身として、ライシャワー・中山談話が掲載された『中央公論』9月号における上山春平の「大東亜戦争の思想的意義」を挙げることができる。

上山は、「皇国日本」や「東亜新秩序建設」の楯の反面性が明らかになったことは認識の前進であったが、先進資本主義国と後進資本主義国のナワバリ争いが、「平和愛好

国」と「好戦国」、もしくはデモクラシーとファシズムのたたかいとして、善玉と悪玉のたたかいにすり替えられた点にごまかしがあった、と言う⁶⁹。

このようなごまかしは、やがて、朝鮮戦争、アルジェリア戦争、スエズ戦争、などの事実によって誰の目にも明らかとなるが、それに先だって、ごまかしを理論的に解き明かす手がかりを与えてくれたのは、マルクス主義であった。それは、日本と米・英との戦争を、帝国主義相互の闘争としてとらえなおす観点を提供した。

しかし、ソ連視点の「帝国主義戦争」史観や中国視点の「抗日戦争」史観も、無傷ではありえなかった。スターリン批判とハンガリー事件は、社会主義国家における国家悪の根深さを暴露することによって、あたかも無垢の天使でもあるかのように扱ってきた「帝国主義戦争」史観にたいする疑惑の念が深まった。また、チベット問題や中印国境問題は、中国の「抗日戦争」史観への素朴な共感に冷水をあびせた。

こうして、当時の日本国民の大多数がかつて支持した「大東亜戦争」史観も、また、それを裁く側に立ったもろもろの史観も、次々に絶対性を失って、相対化されてきた。これらのことから、上山は、過去の戦争に関する様々な解釈を、国民的な規模において日本人は学習してきたと言及する。

「あの戦争を、これほど立体的に、これほど多角的な角度から反省する機会をもった国民が、他にあるだろうか」⁷⁰という言葉には、その意味が込められていたと言えよう。それを踏まえた上で、究極的に戦争とは、「主権国家の利害が、もしも食うか食われるかという非妥協的対立に追いこまれる場合」の手段であり「大東亜戦争もそうした戦争の一つのケースに他ならない」⁷¹という評価を上山は打ち出した。

「大東亜戦争肯定論」は、上山論の直後であり、作家の林房雄が、『中央公論』に1963年から65年にかけて、16回にわたりこの題名の論考を連載したことがきっかけとなった。その後、同題名にて書籍販売され、現在は絶版となっている。

林は、大東亜戦争の全面的な肯定をしているのではなく、「東亜にただ一国だけいきのこった日本という島国が百年間たたかいつづけてきた『一つの戦争』が途中から帝国主義的侵略戦争に変質してしまったために、世界中のデモクラシイ国家に憎まれ、袋叩きにあい、たたきのめされて、恐れ入り、目下デモクラシイと平和主義を勉強中だ」⁷²という、林の言葉を借りると、そういう俗論を否定するために肯定論を書いたのだという。

戦争時における日本には、ムッソリーニ式のファシズムもなく、ヒットラー流のナチ

ズムも存在していなかったというのが、林の主張であった。その根拠としては、当時の日本には、倒さねばならぬ社会民主主義政府もワイマール憲法も存在しておらず、「百年の歴史を持つ右翼運動」があっただけであった、というものである。

ここでは林個人の体験談も含まれており、戦争中の帝国ホテルで中野正剛なる人物に、出し抜けに右手をあげたナチス式の挨拶をされ、大いに戸惑い、答え方を知らなかったという話が紹介されている⁷³。

しかし、題名からでは過去の凄惨な戦争の「全面肯定」と受け取られかねない印象が強く、実際、林は当時の論壇で厳しい非難を受けることになる。

「近代化」論から「大東亜戦争肯定論」の流れを受けて、「戦後歴史学」ではこれらの論理を批判する論文が出現するようになる。

『歴史学研究』では、第322号（1967年3月）にて、中塚明の「日本帝国主義とアジア」から、「近代化」論の具体的な批判を見ることができる。

中塚は、日本国民に「アジアの模範国」の幻想をうえつけ、一方でアジアの諸民族が帝国主義に反対し、民族解放革命の道を推し進めることを妨げようとしていると指摘する⁷⁴。当時の「戦後歴史学」からしてみれば、アメリカは当時の世界から見れば、資本主義を代表する国家であり、その陣営についている限り、日本も資本主義国家であった。この点が、彼らの理想とする日本の社会主義国家化を阻んでいたのである。この上さらに、アジア諸国までもアメリカとそれに従属する日本を手本とするようなことになれば、資本主義の打倒は果たせなくなる。従って、中塚のこうした批判は、当時においては、当然の論理であっただろう。

また、「近代化」論や様々の「大東亜戦争肯定論」は、共通して全て歴史を偽造し、史実を歪曲しており、正当な論理を欠いているという、やや感情が込められた文章が記されていることも中塚論文の特徴である。

しかし、高度経済成長という中では、中塚論文をはじめとした「戦後歴史学」の「近代化」論批判は、十分な効果をあげられなかった。そのことを指摘している書物として、歴史学研究会が編集した『70年代の歴史意識と歴史学の課題』（青木書店、1970年）を挙げるることができる。

この中の執筆者である藤井松一は、高度経済成長と大衆社会的状況の中に登場した「近代化」論は、日本の「近代化」をアジアにおける資本主義的な工業化の模範的な成功例として讃美し、日本国家の現状と将来をバラ色にえがきだすことによって、現存社

会の諸矛盾を陰蔽し、変革の担い手たる民衆をして支配体制のなかに眠りこませることを意図するものであった、と記している⁷⁵。

つまりは、資本主義経済による日本の経済成長によって、社会主義に必要な手段である「変革」の意義が低下していることに対して危機感を抱いていることが背景にあるように見える。

そのことを表す文章としては、「近代化」という言葉の定義に対する藤井の意見が挙げられる。藤井は、近代化を産業化すなわち生産力の発展という視角からしかとらえていない点を批判する。

このような「近代化」論は、成長段階論という名称が示すように、「近代化」とは何よりもまず経済成長の問題で済まされていることに、藤井は異を唱えるのである。科学的歴史学としてのマルクス主義歴史学にあつては、一国の、一社会の近代化は、その社会の経済的側面や政治的側面を個別に切り離して論ずべきではなく、また、それらの側面のみでもなく、知的文化的側面も、日常生活におけるその社会構成員相互の関係をも合せて、それら諸側面の統一された全体について論ずべきだという。

ここから、日本の歴史についていえば、資本主義の発展・産業化と、専制的天皇制とファシズム下の人民の貧困と無権利および日本帝国主義のアジア侵略との構造的連関を明らかにすべきである、という点が藤井の「近代化」論への反論となる。

また、「近代化」論とはつまるところ、資本主義的近代化を人類社会の究極の発展の方向と見なし、社会主義への必然的発展を否定することを意図的に目指した、すぐれて政治的な理論である点を、「もっとも重要なこと」として説明している⁷⁶。

では、「戦後歴史学」の人々が批判する「近代化」論がたちまちのうちに少なからぬ同調者・追従者を獲得し、ジャーナリズムにもはやされながら、その影響力を爆発的に拡大していったのは何故か。その要因を、平田哲男は経済の高度成長、工業化、都市化の進展にともなって、古来の伝統的な人倫共同体、文化共同体は崩壊し、多くの人びとは孤立化し、日々不安な心情を抱いて生活しているからだとしている⁷⁷。この点は、前章にて紹介した須田努や成田龍一と一致するところがある。

こうした「近代化」論の興隆に対する「戦後歴史学」研究者の「冷ややかな反応」は、実証主義こそが「戦後歴史学」が掲げた学術的目標であったからこそ実践できた事柄であり、それを貫こうとする研究者が、当時においても多数存在していたことを示していると言えよう。

先に紹介した平田なども、「近代化」論が唱道されている現実の事態にたいする学問的な対処は、その対処を科学的なものたろうとして努力する限り、いよいよ在来の研究からの質的転換を促す科学的歴史学自体の自己変革として本質的に迫ってくるにちがないという信条を持ち合わせていた⁷⁸。

このような姿勢は、「戦後歴史学」の当時の学界理念とも関係していよう。すなわち、社会主義を信奉する「戦後歴史学」の研究者たちは、政治体制を変革する力を重要視していた。それは同時に、自分たちの思考・認識あるいは体制をも変革することを是とする考え方でもあった。

「戦後歴史学」の出発は、「皇国史観」を強要し、侵略戦争を開始した帝国主義国家日本の批判よりも、そのような事態に至るまで何も行動を起こさず、帝国主義の好きにさせてしまった自分たちへの批判が強かったのである。

その点は、1949年7月に設立された、歴史教育者協議会の設立趣意書から見てとれる。同趣意書では、過去において歴史教育が軍国主義やファシズムの最大の支柱の一つとされたことを痛切に反省するという文言が明記されている⁷⁹。

科学性を重視した歴史学とは、そのような一面も持ち合わせていた。しかし、それは帝国主義、すなわち資本主義には与しないという強固な信念も保持させていたことも指摘しなければならない。

先ほどの平田の論文では、「近代化」論の狙いとして、以下の3点も指摘している。①日本国民の反米帝闘争の力をそらすこと。②中間諸勢力をひきつけて、反米帝闘争を分裂させること。③日本独占資本を鼓舞して、あらたな思想攻撃を展開させること、である。

いずれも、社会主義実現という目標を達成させるために指摘された政治的な論点であると言える。このように、政治意識として、日本の未来については社会主義を展望しつつ、研究者・知識人による人民闘争による科学的歴史学の重要性を認識する点が、当時の「戦後歴史学」の人々にとって、共通事項だったのである。

以上の論争から、「近代化」論に対する「戦後歴史学」の評価は、相対的に見て、「政治的背景から発したアメリカ帝国主義と日本独占資本の策略」という反応であると言える。その後における「近代化」論の影響力に関しては、意見が分かれている。

ひとつは、1965年に入り、高度成長政策の破綻が迫るとともに、このような「近代化」論のみをもってしては、民衆を思想的に支配することができなくなったこと。加え

て、イデオロギー支配の論理として一義的有効性を失いはじめたことが、明らかにならざるを得なくなったとして、1960年代後半には「近代化」論の消滅を主張する説である⁸⁰。

いまひとつは、1960年代後半では、高度成長がますます速度を早めるようになり、アジア諸地域でも日本の「成功」をモデルにしようという機運が高まり、「近代化論」の見方を受け入れようとする動きが日本の歴史学界にも強まったという説である⁸¹。

いずれの説も、同時代の設定になっており、どちらが正しい言説であるかを判断することは難しい。両者の中間を採用した、政治的には「近代化」論は破綻したが、ナショナリズムと結合したことにより、根強く影響を与え続けたという説も存在する⁸²。

このことは、「近代化」論が「戦後歴史学」に与えた衝撃が大きかったことの証明であろう。概して、『昭和史』論争は、学術的側面から歴史叙述の考察が行われたことに対して、「近代化」論は、政治的側面から議論が行われたとすることができよう。

わずか数年の期間において、歴史叙述に関する論争が立て続けに起こったことは、その後の「戦後歴史学」の歴史叙述の方向性をある程度決定づけることになる。それこそが、歴史研究主義と歴史運動主義という選択肢であったのであるが、次節から、このふたつの事柄に関する考察を行っていく。

第二節 歴史研究主義と歴史運動主義

本節にて使用する歴史研究主義や歴史運動主義という言葉は、一般的な語句ではなく、本論文にて使用する表現である。これらふたつの言葉は、1950年代後半から1960年代後半までの、『昭和史』論争から「近代化」論の論争を経た「戦後歴史学」界の研究手法あるいは研究理念を表すものとなっている。

ふたつの研究理念が、「戦後歴史学」内部で議論され、後に片方の理念が優先され、その後の「戦後歴史学」の歴史研究の手法を決定づけたのである。

『歴史学研究』第320号（1967年1月）に掲載された「歴史学研究者の社会的責任と歴史教育」という新藤東洋男の論文には、1963年8月の歴史教育者協議会第15回大会における井上清の「現代の課題と歴史教育」の講演の内容が紹介されている。

その内容とは、遠山茂樹の歴史学における方法論への批判であった。井上は「歴史理論でも最近では、私などとはまるでちがった理論がある」⁸³と前置きして、『社会科教育

大系』第3巻に所収になっている遠山の「歴史叙述と歴史意識」の中で述べている方法論を批判している。

井上が反発した箇所は、遠山が、人間を階級として把握する歴史認識が、分析のための仮説を通り越して、歴史認識そのものの基礎概念として階級や民族が実体化してしまうことを戒めたところにあった。さらに遠山は、これが理論上の仮設であることを忘れて実体化される時、現実を理論で割り切ってしまう「公式主義」に陥る危険性も指摘した。

この遠山の方法論に対して、井上は「これが最新の理論でしょうか、階級が実体ではなくて歴史分析の方法上の仮設にすぎないとは、私などは今始めて承知しましたが、とても承服しかねる。もしこれが正しいなら、私などのやってきたことは全部御破産になってもう一ぺん、一から出なおさなければならない。「相変らず階級史観でねばれるだけねばってみようと思っています」⁸⁴と述べている。

上記の井上の指摘に、新藤も「ここに遠山氏の問題点がひそんでおり、歴史学研究会の『混迷と停滞』の重要なカギの一つがひそんでいるように思われる」⁸⁵と言及するに及んでいる。ここで新藤が指摘した「混迷と停滞」とは、前章でも触れたが、高度経済成長と安保闘争の終息に向かう過程で起きた、「戦後歴史学」の学術的影響力の低下のことである。

先行研究においては、主に高度経済成長が大きな要因として考えられているが、当時において、少なくとも新藤東洋男にとっては、遠山の上記の学問的姿勢こそが、「戦後歴史学」の「混迷と停滞」を招いたのだと考えていたようである。

新藤や井上が批判する「歴史叙述と歴史意識」とは、まさに前節で紹介した遠山の『昭和史』論争に対する反論の論文であった。本節では、遠山がどのような論理の中で階級史観を考察していったのか、その過程を詳しく見ていきたい。

『昭和史』の歴史叙述において、亀井勝一郎が「人間が描かれていない」という批判に対して、遠山は「感動を与えるような文章が歴史学の叙述ではない」と反論したことは、前節で見た通りである。

歴史叙述で大切な点は、社会的存在の側面における人間が相互に作り出す関係、すなわち民族・階級・政治勢力の動きをとらえようとするのが重要であると主張する箇所においては、遠山も階級闘争の重要性は認識していることがわかる。

問題とされた発言箇所は、階級闘争の重要性を知った上で、なおその学術的手法を「完

壁」と捉えないようにする遠山の研究者としての考え方が起因していた。その考え方こそが、「歴史認識の基礎概念としての階級とか民族とかを実体化してしまうこと」の危険性であったと言える。

遠山は言う。「通史的叙述とは、今日私たちが歴史を見る立場、すなわち国民的規模における歴史の発展状況の大観、いわば大量観察してのとらえ方である。だから人間をえがく場合も、個性をもつ人間としてではなく、階級、政治勢力、社会勢力としての人間をえがくのである。現実には同じ階級の中にも異った思想と行動とが存在するし、その上、百人百様の個性をもっている」⁸⁶。

つまり、階級と一言で言っても、当然ながら同じ階級であっても、全く同じのひとつだけの考え方が存在するわけではない。労働者という階級の中でも A という考え方を持つ集団もいれば、B という考え方を持つ集団が存在しても、全く不自然ではない。従って、労働者という階級に属しているからといって、全ての人々が同じ思想であるとは限らないのである。それを無視して、「労働者は被支配層の階級なので、全ての労働者は現代においても支配層の人々を恨んでいる」という論理を展開すれば、歴史を考察する必要性が消滅してしまいかねない。

遠山は、『昭和史』執筆者の一人として、様々な批判を受けて、そのような考え方に思い至ったとしても不可思議ではないであろう。階級史観を用いる場合でも、できる限り、当時の多くの人々が抱いていた認識を歴史叙述の中で取り入れようと考えていたのかもしれない。その後で、問題となった箇所の記事が記されている。なお、下線部分は、全て筆者が付けたものであり、以降についても同様である。

人間を階級として把握することは、歴史認識の一つの方法である。方法とは、分析のための道具としての仮説という意味である。戦争経済下の労働者は、独占資本主義、天皇制ファシズムのどのような矛盾の中に立たされており、どのような階級意識をもち階級闘争に立ちあがる必然性をもっていたか、にもかかわらず、現実の日本の労働者が反戦と民主主義と反独占のため立ちあがることが弱かったのは何故か、何が彼ら本来の階級意識をねむらせ、彼らの組織的結集を困難にしたのか、このような分析をすすめる尺度として、階級的視点は確立されなければならない。
歴史認識の基礎概念としての階級とか民族とかを実体化してしまうことは危険である。これが理論上の仮説であることを忘れて実体化される時、現実を理論でもつ

てわりきる公式主義になってしまう。しかし歴史を階級・民族という尺度を使って分析することが、公式主義ではない。もしこの尺度を否定するならば、しょせん労働者といってもいろいろな奴がおり一概にはいえないといった通俗的な見解となり、労働者全体がどのような意識と行動をもつか、その理由は如何という考察がとうてい成り立たぬこととなり、結局歴史の不可知論に陥ってしまうだろう。⁸⁷

文章全体を見てみると、遠山は階級史観を完全に否定しているわけではないということが分かる。一連の流れを考慮するならば、遠山は階級史観の全面否定を行ったのではなく、『昭和史』論争を通じて実感した、階級概念の弱点や矛盾をここで指摘しているのであり、「階級史観さえ採用していれば良い」という当時の「戦後歴史学界」研究者たちを戒めるための文章だったとすることができる。

上記の文章の直後に、「私たちが勤労者であり、児童が勤労者の子弟だから、歴史を階級的立場から見るとはならない。階級という尺度を使って歴史を分析し認識する以外に、歴史を科学的に把握する方法がないからである」⁸⁸という見解を見るあたり、それは明らかであろう。

では、この問題は、単純に最初に批判を行った井上の勘違いから起こっただけなのだろうか。新藤が紹介した井上論文の原文を読んでも、必ずしもそうとは言い切れない部分がある。

それは、簡潔に言うと、階級史観に対する遠山と井上の学術的信頼の度合いの違いや、当時における日本社会への認識のあり方の違いといった表現が適当ではないかと思われる。

そこで、次に井上清の講演内容である「現代の課題と歴史教育」を読み解いていきたい。井上はまず、講演が始まる冒頭で、以下の点を明確に宣言した上で、日本の歴史学や歴史教育の内容に踏み込もうとする。

私見では、現代の基本的な特徴、現代を、過去のいかなる時代とも区別するもの、それは何かといえば、現代はいまや人類がその前史をおわって人間本来の歴史をもつ時代、数千年にわたって人が人を搾取する様々の制度がおり、現代はそれが最高度に発達した資本主義として存在しているが、同時に現代は人類が資本主義など一切の人が人を搾取し抑圧する制度、社会組織を根本的に粉砕して社会主義に進んで

いる時代であると思う。社会主義は1917年からすでに理論の領域の問題でなくして地球上に実現せられた社会体制であり、第二次世界大戦のあとで中華人民共和国の成立を一つの頂点とし、つづいてまた1959年のキューバ革命を第三の頂点として、人類が今日、資本主義から社会主義に移行しつつあるということは、私にとってはこれほど明白な事実はないと思う⁸⁹。

この発言内容から察するに、井上もまた、当時の日本社会において、資本主義が終焉し、社会主義の時代が日本にも近く訪れることを強く確信している「戦後歴史学」の研究者であったことが窺える。この講演で、井上が考える「現代の課題」とは、まさに日本の社会主義化をいかに早く到達させるかであり、そのために何をしなければならないのか、そのことへの考察である。

そこで、井上が考えた「解決しなければならない二つの問題」が提唱される。ひとつは、民族独立の完成であり、もうひとつは、世界平和を確保するということである。

当時の井上の理論では、民族独立の完成の課題が存在し、それらと不可分の関係で、世界平和の擁護があると考えていた。そして、これらの「現代の課題」が、歴史教育者に何を要求するかを論じるに至る。

井上の所見では、「今の教室は非常にきびしい権力支配の下におかれているために、社会主義の問題をなるべくふれないうで、民主主義の徹底とか発展とかでごまかしていることが多いのではありますまいか」⁹⁰という不満が述べられている。社会主義を否定する日本政府の権力的抑圧を跳ね返すためにも、マルクス史観の徹底が、井上の中では急務と考えられていたのだろう。

そのことを表すかのように、社会の合法則的發展は何によってもたらされるかという問題を解き明かすために、歴史の主人公は勤労人民であるということが、明確にされねばならない点を強調している。

既に、遠山と井上の意識の差異は明らかである。遠山は、確かにマルクス主義史観に基づく階級闘争の重要性は認識していたが、それは必ずしも、「日本の社会主義化」を達成するための一手段という捉え方ではなかった。仮に、遠山が当時において日本の社会主義化を望んでいたとしても、その願望や使命感の度合いは、井上よりも低かったと指摘せざるを得ない。

反面、井上は「日本の社会主義化」を己の使命のごとく捉えていたことは、先の講演

内容から見ても明らかであろう。概して、両者の階級史観に対する見方の違いとは、遠山は歴史叙述という学問における歴史学の発展のための歴史研究方法と位置づけていたのに対し、井上は、純粋な歴史学よりも日本の社会主義化という政治的目標達成のための手段と捉えていたとすることができよう。

だからこそ井上は、遠山が「階級が実体ではなくて歴史分析の方法上の仮説にすぎない」と述べたことに反発を抱いたのである。当時の井上がどれほど階級史観、すなわち人民闘争史を重要視していたかは、少々長いですが、以下の引用文で垣間見える。

生産関係を変革する階級闘争によって、歴史を創造してきたこと、えらい人の言葉をかりるならば、人民の生産闘争と階級闘争、自然との闘争と社会における階級闘争、これが歴史の合法的な発展の原動力であります。人間を階級としてとらえる、階級間の相互関係をみていくということは、単に学者が歴史分析の道具として作り出した理論上の仮説ではなくて、現に、社会的階級によって構成され、人々は階級的な関係の中に生きているのであるから、その実体をありのままにとらえるのは当然で、そこをあいまいにしては、社会の構造がわからず、その運動法則がわかるわけありません。遠山さんも、「階級的視点は確立されねばならない」「歴史を階級・民族という尺度を使って分析することが公式主義ではない」とも書いております。ただ遠山さんは、階級は実体ではなく歴史分析の尺度だといわれるが、そこが私の承服できないところであります。階級をそのような尺度の一つとみるから、「階級・民族という尺度を使って」というように、階級と民族とを同一次元にならべた言い方も出てくるでしょうが、民族を超階級的にとらえれば、民族主義になるので、民族の階級的構造を明らかにせねばならない。ブルジョアジーが指導し支配する民族か、プロレタリアートの指導する民族か、また民族問題を、ブルジョアジーの立場からとらえるか、プロレタリアートの立場からとらえるか、これは決定的に重大な分れ目になります。歴史分析の唯一の科学的方法は、階級的観点に立つということであり、その観点で民族の問題も正しくとらえられる。⁹¹

上記の指摘から、井上は階級史観を民族のレベルにまで引き上げ、そこから資本主義、社会主義の歴史的な法則を掴もうとしていたことが分かる。この法則の解明こそが、日本の社会主義化を実現させる方法であり、だからこそ「仮説」で片付けられてしまっ

は不本意だったのである。

ここでさらに注目すべき点は、井上は将来訪れるであろう日本の社会主義化に一切の不安がなく、文字通り人類の歴史上最良の時代になると信じて疑っていないことである。

「宇宙空間をも征服するほどの高度に発展した生産力を基礎として、新しい平等と自由の世界、そこでは民族および各個人の個性が全面的に発達し、人間が自然の法則と社会の法則を、全人類のために全面的に利用できるような世界への展望を」⁹²持つに値する社会こそが、社会主義国家だったのである。井上は、これだけのことは、中学校を出るまでには生徒に理解させたいと、今後の日本の歴史教育のあり方を述べている。

日本がそのような社会に変化するためには、高度に発達した資本主義でありながら、軍事的政治的にアメリカに従属させられている日本の現状を打破し、日本民族の完全独立の回復を勝ち取らなければならない。それこそが、60年代安保闘争の本質であり、人民闘争史の目標であった。

これまで、井上と遠山の認識の違いを考察してきたが、歴史教育における「科学性の重視」は両者とも共通している。前節でも紹介した『昭和史』論争において、亀井の歴史叙述における「感動」を批判し、科学的な実証を重視する遠山の主張と似通った発言を、井上も行っている。

この場合は、「教育の道徳主義」という言葉を用いているが、井上はそういうものを極力排斥して、科学化された歴史教育を力説している。講演での内容では、道徳的要請のために歴史学的真理を歪めることに反対しており、歴史教育がその科学性を貫徹しながら、同時に愛国心を育てることの重要性を説いている。

ここで挙げられている「愛国心」とは、政府の主張する内容のものではないと、断りが入っている。具体的な説明としては、政府のいう愛国教育は、「万国に冠たる祖国の歴史」を教えよという科学的な歴史教育とは真っ向から矛盾する、教育勅語的なものに従属した道徳主義であるが、自分たち戦後歴史学の唱える愛国心はそういうものではないと主張している。

且つ、正しい問題のたて方は、人民が歴史の主人であることを明らかにすることであるという指摘も忘れずに付け加えられている。初期の「戦後歴史学」の指針としては、英雄史観といった有名な人物にのみ焦点を当てて歴史を考察することは避けられていたが、井上は、文化的達成や歴史の進歩に貢献した偉大な人物を顕彰することは、もちろん大いに必要なことであると主張している。

それは、歴史教育が社会経済史の図式に陥ることを防ぎ、生徒の歴史に対する興味を刺激するためにも重要なことであるからだとしている。しかしそれは、往々にして「お国じまん」や、過去において偉大な文化的達成のなかった民族に対する軽蔑になり、さらには排外主義にまで発展する危険が極めて大きいと警鐘も鳴らしている。

そこで、「過去の人民のつくりだしたものを、現代においてわれわれと子どもたちが継承し発展させ、人類共通の文化の宝庫に日本人として寄与するという歴史創造の権利と責任の自覚を強める、前向きな立場を確立」⁹³するためにも、人民が主人公である歴史考察が重要であることを述べている。

ここまでの、歴史教育に関する井上と遠山の共通認識、あるいは共通していると考えられる認識事項であるが、ここから先は、井上が特にこだわりを持っている考察である。

井上は、「人民が歴史の主人であるという自覚にもとづく愛国心は、当然に人民を压制し搾取し歴史の進歩を妨げるものにたいする憎しみをもたねばなりません。民族の問題をどの階級の立場からとらえるかは、現代における決定的に重大な分れ目になると先に申したのは、このことに関連いたします」⁹⁴と述べている。

この点に関して言えば、遠山は、例えば「支配者層に憎しみを持って歴史を叙述せよ」とまでは言及していない。少なくとも、上記の井上の発言に類似するような内容を記している論文は見当たらない。

井上は、資本主義の道を歩んだ国は、日本を含め、欧米諸国もみな弱い国や後進地域を侵略した点や、欧米資本主義の発展と存在は、掠奪と侵略の連続であったことを指摘する。

それこそが資本主義の本性であり、過去においてのみでなく、現代においても依然として掠奪と侵略を行い、人類文明を滅ぼすほどの破壊力をもって、世界戦争の脅威の源泉となっていると井上は強調する。

この「資本主義の過去が侵略と掠奪の歴史」であるという点を憎んで、単に過去を非難しているのではなく、「資本主義をして二度と侵略と掠奪をさせまいという現代の実践の決意との関連で、のべる」⁹⁵ことが可能となるのである。

現代では賛同を得ることが難しいと思われる論理であるかもしれないが、1960年代における日本の「戦後歴史学」では、真剣に議論されていた事柄なのである。当時は、「平和を守るための歴史教育」や「戦争の階級的性質をはっきりさせること」が歴史学者の責務であると考えられていた。

支配搾取階級がその支配搾取の領域対象を拡張するために、奴隷主階級は奴隷を獲得するために、封建領主階級は領土を拡張するために、そして近代のブルジョア階級は資源と領土と市場を拡大するために戦争を起こした、ということが「戦後歴史学」の暗黙の了解であった。

そして、これらの戦争においては、不正の侵略戦争と正義の防衛戦争とがある、という点も重大な観点であった。井上も以下のように戦争の分別を行っている。

歴史上の大抵の戦争は双方ともに人民から見れば不正の戦争であった。しかし、例えばモンゴルの来襲を撃退した戦争は、日本の側から言えば正義の戦争であるし、豊臣秀吉の朝鮮侵略は、日本の側の不正の戦争であり朝鮮の側の正義の戦争であったと説明している。

さらに井上は、戦争にはもう一種類あり、それは圧制者に対する非圧迫人民の階級闘争が内乱にまで激化した場合であるとする。そして、歴史教育は、このように戦争の階級の本質を明らかにし、正義の戦争と不正の戦争を弁別する力を生徒につげねばならないことを主張している。

このように説明した上で、井上は、「現代ではもはや正義の戦争と不正の戦争の区別はなくなった、とはいわれない」⁹⁶と断言する。植民地あるいは被圧迫民族が独立のために余儀なく武器をとって立ち上るのは正義の戦争であり、これを武力で鎮圧しようとするのが不正の戦争であると井上は主張するのである。

今日において、戦争と平和の問題を本気に考えるなら、誰が一体、不正の戦争をしているのかと問わざるをえません。この間は、現にアジアのいたるところで、行なわれている戦争をみれば明きらかであります。南ベトナムにおいて今日、ベトナム人民に戦争を強制しているのは何であるか、それはアメリカ帝国主義であり、その手先のゴ＝ジン＝ジェムの政権である。ラオスにおいて戦争をおこしたのがだれであったのか、かつて朝鮮において戦争をはじめ、今また朝鮮の三十八度線に火薬庫をしかけているのは誰であるのか、こういうことをはっきり見ぬいて、戦争放火者をおさえつけることなしには、我々は平和を守ることもできないし、戦争に反対するといっても、それはただ単に、願い、祈るということだけで、実効はあがりません。⁹⁷

この理論こそが、当時の「戦後歴史学」において重要なことであった。この不正の戦争をくい止める力の先鋒が、ソ連・中国をはじめとした社会主義諸国であり、平和を守りぬく力であると信じていた。

その力は、人民闘争史観という考察手法を用いることによって、第一次世界大戦前、第二次大戦前、そして現在と、徐々に強くなってきていると、当時の「戦後歴史学」の研究者たちは考えていたのである。戦争を防ぐ力はいかなる階級にあるか。それは、世界的な労働者階級を主力とし指導力とし、被圧迫民族と全ての独占資本の収奪に苦しむ人々を結集した反戦平和の勢力の世界的な発展であったのである。

以上の考察から、井上が遠山の論文を批判した理由が浮かび上がってくる。すなわち、日本の社会主義化を目指す井上にとって、その目標達成のために不可欠な階級史観を「分析のための道具としての仮説」と断じた遠山の考察は、決して見過ごせるものではなかったのである。

遠山としては、『昭和史』論争の影響によって、純粋な学問としての歴史学に対する姿勢の一環として、階級史観を「仮説」としたのである。だからこそ、「歴史認識の基礎概念としての階級とか民族とかを実体化してしまうことは危険である」という結論に達した。

しかし、井上の立場としては、歴史学的見地よりも政治的見地から遠山の論文を捉えたために、遠山の論文を批判したのである。この一連の流れを、『歴史学研究』第320号において、新藤東洋男が論文にて言及したのである。

ここまでの、遠山論文の「歴史叙述と歴史意識」から井上講演の「現代の課題と歴史教育」までのいきさつである。新藤自身が、どのようにしてこの展開を考察していたかは不明であるが、結論から言うと、新藤は井上の主張に賛同したということは確かである。

遠山の「歴史叙述と歴史意識」に著されている主張こそが、歴史学研究会の『混迷と停滞』の重要なカギだと述べた新藤は、次に、1966年9月の『展望』における遠山の「学問と思想と政治」という論文を引用する。

この論文において、遠山は、「学問上するどく対立するものが、政治行動でかたく協力する、政治行動で共同できない場合でも、学問上は協力できる。そうした関係ができる時、研究者の戦線は、縦深をもつ陣営となるであろう」⁹⁸と提言しているのが、新藤はこれに反発に近い感情を抱く。

「この遠山氏の提案を読んで何んだか半解半疑の気がしてならない」と批判し、その理由を「的確な階級的立場を堅持した発言ではないからであろう」と自己分析を行っている⁹⁹。

新藤は、学問上で対立するものが政治行動で協力することは不可能であると考えていた。新藤論文から言葉を借りれば、「階級史観」、「人民史観」に根ざした「協力関係」でなかったならば、強力な統一戦線は実現しえず、その「協力関係」は頹廃と日和見的傾向に逃避させる危険性を招くものではなかろうかと論じる。

階級史観が当時の「戦後歴史学」においていかに重要な地位を占めていたか、この新藤論文と先の井上講演の内容から推察することができるだろう。

新藤は続けて、人民大衆の中に歴史研究者が深く根をおろし、人民大衆と語り、人民大衆から学びながら、同時に歴史研究者の「協力関係」を生みだしていくという発想に立たないであろうかと考察する。

研究者のスタイルとはどんなものであろうか。遠山氏のさきのものを読んでも、研究者は現在における歴史創造者の一人であり、労働者階級の一員であるという意識が稀薄のような気がする。何か歴史の外において現在社会の動向をみているようにうけとらざるをえない。第三者的立場において歴史を観察しているような感があるのである。¹⁰⁰

「第三者的立場において歴史を観察」することを、新藤はよしとせず、むしろ労働階級という特定の階級に所属して、歴史を見ることを是とする。まさに階級史観の基本姿勢である。

こうした考察を経て、新藤は自身の結論へと移行する。『歴史評論』第96号（1958年5月）において、遠山は、運動が激化する時には、「組合委員長の立場の中に歴史家としての意識がよみがえってくると、急に第三者的な冷静さにおちいるということです。これは私の歴史学の弱さからくるのか、歴史学というものが本来そうした性格をもつものか、未だ疑問に思っています」¹⁰¹と述べている。

新藤は、遠山が述べた「私の歴史学の弱さ」というものが未だ克服されることなく遠山の意識の中に残っているのではないだろうかと指摘する。それを「歴史学というものが本来そうした性格」のものではなかろうかと慰癒し、逃避することになっているので

はないだろうか。この弱さが、日本の歴史学の先頭に立って闘っている歴史学研究会にも内在しているように思われる、と結論づけた。

さらに新藤は、「現在と未来にゆるぎない定見は、現実の総生活に凝集されている今日の歴史的諸矛盾とその基本的発展傾向とを、そこへとびこみ、もまれ、歴史を創造する人民大衆とともにそこでたたかいつつ把握することをせずにえられるであろうか」¹⁰²という芝原拓自の説を引用して、「まさにここにこそ、私たち歴史徒の、歴史研究者のもとめねばならない『姿』があると思われる。このスタイルを基線にすえて、より多くの研究者との『協力関係』が必要になってくるのではないだろうか」¹⁰³と付け加えている。

こうした姿勢に基づかない、遠山の「的確な階級的立場を堅持」していない発言こそが、「戦後の歴史学界を大いに『混迷と停滞』に追い込んだ一つの契機になった」原因として新藤は考えたのである。

これが出来ていたとしたら「国民的歴史学」すなわち「戦後歴史学」は、大きな過ちを犯して自滅しなくてよかった筈であるし、歴史学と歴史教育との乖離も防げたはずである。それは歴史学の「混迷と停滞」を招くことなく、歴史学が現代的課題に応え、今日的諸問題と四つに組んで対処できたはずである、という主張を見れば、新藤の論文は、最終的に遠山批判を暗示していると言えよう。

上記のように、当時の「戦後歴史学」では、大きく分けてふたつの歴史学的研究方法が存在していたと指摘することができる。ひとつは、遠山が述べた「第三者的立場における冷静さによって歴史を観察」する手法である。もうひとつは、新藤が提起した「労働者階級という立場を堅持して、人民大衆とともに闘いつつ歴史を把握する」手法である。

本論文では、前者を「歴史研究主義」、後者を「歴史運動主義」と名づけ、両者を区別する。歴史研究主義は、分かりやすく説明すれば、現代においては、歴史教科書の叙述法に近い歴史考察と言えるかもしれない。歴史的資料を駆使し、過去に起こった事象を明らかにし、客観的分析を貫くために第三者的な立場から歴史を論ずる手法である。

逆に、歴史運動主義は—この場合は戦後歴史学特有の「科学運動」という言葉を拝借して創った言葉なのだが、それに関しては後に詳述する—、どちらかと言うと、名も知らぬ人々の残した資料や証言などを集め、それを歴史として紡ぎ出していく手法と言えるだろう。このため、この叙述の性質としては、話し手や研究者の立場から歴史が語ら

れていく傾向が強い。

いずれにおいても、歴史学の手法として優劣があるわけではない。どちらの主義においても歴史を叙述する上では、重要な手法であることは論を待たないであろう。

では、遠山や新藤の論文が出現した当時の「戦後歴史学」では、両者をどのように捉えていたのだろうか。

この考察においては、「戦後歴史学」が設立した「科学運動」が重要になってくるのだが、具体的にどのような運動であるかを説明していきたい。

『歴史学研究』第 357 号(1970 年 2 月)において、歴史学研究会委員会の名義で「1970 年代を迎えるにあたって」という大きな特集が組まれているが、その中に科学運動に関する説明が記載されている。

それによれば、「人民の立場に立つ歴史学を構築しうる体制を作りあげていくための諸活動」¹⁰⁴を総体的に科学運動と呼ぶことになっている。歴史学研究会が行なってきた科学運動は、内容的には、①60 年の安保反対闘争、②学術体制の反動的再編に対する闘い、③支配階級の反動的イデオロギー攻勢に対する闘い、と整理されている。

この運動は、歴史教育者との共闘や学会連合の中核の一つとして民主的歴史学会の組織化及びそれと労働者、農民などとの結合を強めること。朝鮮、中国、ヴェトナムなどアジア諸国との交流などを通じて上述の目的を追求してきたとされている。

さらに、この科学運動はイデオロギー闘争であるということも明記されている。ここでは、政府・自民党・独占資本の人民に対するイデオロギー攻勢は一貫して教育を通じて行われており、60 年代の「近代化」論が導入されてきた段階からは、学者・文化人などを動員してマスコミ、企業内の労務管理などを使い、多面的にイデオロギー攻撃を仕掛けていると説明する。

こうした政府の不当なイデオロギー政策から日本人民を守り通す活動の一環として、科学運動が行われていたのである。『歴史学研究』第 907 号(2013 年 7 月)によれば、1968 年には歴史学研究会委員会に「科学運動担当」が置かれ、現在で使われている「科学運動」という言葉は、この時代に再定義されたものであると言われている¹⁰⁵。

これらの事柄から見て分かることは、「人民の立場に立つ歴史」すなわち人民闘争史観に立脚した歴史学を構築していくための体制づくりを目指す活動の一環として、科学運動が行われていたということである。つまり、本論文の内容に当てはめると、この科学運動こそが、先に挙げた「歴史運動主義」に該当する研究活動なのである。

さらに、この科学運動こそが、当時の「戦後歴史学」が重要視していた歴史学研究の手法であった。このことに関しては、先に紹介した、『歴史学研究』第357号の「1970年代を迎えるにあたって」から見ていく。

この「大特集」では、日本国民の課題を明らかにしていくという趣旨のものであるが、そのためには、日米安全保障条約が戦後の日本歴史の現段階における立ち位置を論ずることに重点を置いている。

安保条約こそが、支配階級側からの挑戦であるがゆえに、日本人の立場から、科学的に歴史を総括することを踏まえ、その課題を提起するのだからと指摘している。

そうでなければ、提起された課題は、絵に描いた餅におわり、国民と国民の立場に立って闘ってきた歴史研究者・教育者の「血のにじむような努力と成果」を継承することができず、課題達成のための新しい理論と実践を獲得することはできないとしている。

では、「戦後歴史学」の系統を色濃く引く、当時の歴史学研究会の「課題」とは何であったのか。研究活動においては、今後も帝国主義と闘う歴史学を創造してゆくことが中心課題であると述べている。

問題としている点は、「それを仮想の抽象でなく、客観的真理を表現しうる理論に高めること、従って、ネオ・ファシズムのイデオロギーに真にうちかつ、人民が真の人民の社会を実現することに理論的に確信のもてる歴史認識・理論を形成すること」¹⁰⁶であった。そのためには、国家の独占資本による支配とそこでの人間の闘争を経済政治イデオロギーの総合において、歴史の運動矛盾の展開の現在の到達点として把握し、この上に立った闘争史として叙述することをやり遂げることを目標として掲げている。

この目標を達成するための考察として、1960年代の歴史学研究会の総括が行われている。それによると、60年代の安保闘争では、「国民と国民の立場に立つ歴史研究者・教育者の視点からみて、日本人民の将来を侵略と圧政へとみちびくいかに反人民的・反民族的なものであるかを、声明・大会その他をもって表明してきた」¹⁰⁷ことを評価している。

少なくとも、運動の規模と質を見ても、予想を上回る、従来に見られなかった歴史的運動であり、諸民族人民の闘いに大きな影響を与えたとしている。支配階級の支配のあり方を、基本的には安保に基づく支配をさせたとはいえ、無法に拡大・強化することを制約し、国民がさらに連帯を強めて闘うための条件を切り拓いたと分析している。

しかし一方で、「客観条件の未成熟に規定されて労働者の総決起の未達成・都市中産層と農村の未結集・インテリと学生の一部にみられた焦燥など国民全階層の連帯と総決起を実現するための困難な条件を克服しきれず、国民の総力は改定阻止という時の政治的課題を達成することはできなかった」¹⁰⁸事実にも触れ、大きな反省点としている。

安保改定を政治的に阻止できなかったことを「敗北」として受け止め、この時期の支配階級の重要なイデオロギー攻勢との対決の場において「近代化」論を指摘し、これに打ち克つ歴史意識の獲得を歴史研究者や教育者に求めている。

このためには、まず、全アジア的視点からの考察を挙げている。日本とアジアの人民のために成し遂げねばならないことは、日米独占支配階級がアジア侵略を実現するための体制に「発展」させようとしている安保体制を打破することであると説く。

この目標が達成されれば、その体制の性格からいって、単に日本国民の解放のみならず、アジアの諸民族さらには全世界の人民をアメリカ帝国主義の支配のくびきから解放する一歩になると断言している。

以上の内容を見ていくと、遠山がかつて指摘した「仮説」としての階級史観、人民闘争史観は、入り込む余地がなくなったことが窺える。労働者階級、すなわち人民大衆と共に支配者層と闘い、歴史を創造する。1960年代後半には、この路線が歴史学研究会、引いては、「戦後歴史学」の課題となっていたのである。

では、なぜ「戦後歴史学」は、ここまで大きく科学運動を推し進めようとしたのであろうか。その理由に関しては、1966年頃より展開する紀元節復活・明治百年祭反対闘争にある。

簡略な説明になるが、「紀元節」とは、『日本書紀』が記す神武天皇の即日のことであり、戦後の日本政府では、この日を祭日として復活させようと考えていた。しかし、「戦後歴史学」の人々から見れば、天皇は人民を抑圧する支配者層であるため、祭日復活に反対した。しかし、その反対活動も功を奏せず、1966年に「建国記念日」として復活したのである。

「明治百年祭」は、明治改元の百年目を祝うという政治行事である。これは、先の「紀元節」復活の反省に基づいて行われたため、歴史学研究会の見解では、結果的にはこのイデオロギー政策は失敗に終わったとしている。

失敗と言っても、式典自体は、日本武道館にて1968年10月23日に政府主催にて行われた。天皇家をはじめとして、閣僚、国会議員、在日外交団、各界代表、青少年代表

ら約 1 万人が出席したと言われている。ただし、式典行事などは一向に盛り上がりせず、国民不在のまま、政財官界の名士を集めて厳かに行われた、というのが歴史学研究会の見解である¹⁰⁹。

しかし、紀元節復活阻止闘争の失敗は相当に堪えたらしく、この「大特集」では、「にがい経験」として振り返っており、人民のイデオロギー闘争における歴史学の役割がいかに重要であるのか改めて痛感されたようである。

このことを通して、「70 年代への課題」では、これまで述べてきた 60 年代の科学運動の総括の上に立って、70 年代の科学運動を展開させるために、以下の諸課題を解決していくことが必要であると説いた。①帝国主義的歴史観・歴史像に真に対決しうる人民解放のための歴史像・歴史観を構築する。②人民諸階層の反帝反独占のイデオロギー闘争に積極的な役割を果たす。③世界各国の人民との連帯を一層深めるため国際交流をもっと盛んに推し進める。まとめると、以上の 3 点に収束させることができる。

そのためには様々な反動攻勢を粉碎しうるだけの歴史戦線の統一と団結の強化が必要であろうと呼びかけられている。特に近代史では、日本帝国主義の全構造的解明が意図され、現代史では人民闘争の一環としての統一戦線の可能性の問題が追究され、現代史の個別研究の質を高めることを課題とした。

新藤が遠山を批判した背景には、その当時の「戦後歴史学」全体が、階級闘争を重視しつつ、労働者階級の立場を堅持することを研究者たちに要請する潮流が存在していたことを挙げるができる。

その意味で、歴史学研究会、すなわち「戦後歴史学」は、歴史的資料を分析して歴史を考察する「歴史研究主義」よりも、労働者階級に依拠した歴史を展望しようとする「歴史運動主義」を重要視していたことは明らかであり、これこそが「戦後歴史学」の学問的性質を表していると言えるのである。

第三節 「戦後歴史学」は何を叙述したか

前節にて、客観的分析を貫くために第三者的な立場から歴史を論ずる手法（歴史研究主義）よりも労働者という階級的地位を堅守し、大衆と共に歴史を創造するという科学運動（歴史運動主義）を「戦後歴史学」が重要視したという点を解説した。

本節では、そのことを受けて、1960 年代から 1970 年代までにおける「戦後歴史学」

の研究者たちが、近現代史をどのように叙述していったのかをまとめていきたい。

当時の「戦後歴史学」全体が、科学運動に注力していたために、必然、その歴史叙述も、支配者層対被支配者層という図式になっていた。歴史学研究会においては、『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 歴史学と歴史意識』（青木書店、1982年）において、60年代から70年代までにおける科学運動を以下のように総括している。

- A、日米安全保障条約破棄・沖縄全面返還要求、アメリカ帝国主義のベトナム侵略反対＝ベトナム解放闘争支援にかかわる運動。
- B、天皇（制）の政治利用やファシズム復活に直結する反動思想攻撃（「紀元節」復活、「明治百年祭」、靖国神社法案、「君が代」国歌化、「天皇在位五十年」、元号法制化など）に対する反対闘争。
- C、教科書検定違憲訴訟支援の運動。
- D、遺跡・文化財・史資料の保存・公開利用にかかわる運動。
- E、筑波大学新設＝東京教育大学廃学に象徴される新しい大学管理体制に反対し大学の民主化をめざす運動。
- F、関東大震災（朝鮮人虐殺）や各地における空襲の被害調査、北海道において顕著に展開されてきた民衆史掘りおこしなど、かくされていた歴史的事実を掘りおこし、記録・普及していく運動。
- G、朝鮮大学校認可要求や外国人学校制度・出入国法案反対など、在日朝鮮人・韓国人に対する民族的権利の抑圧に抵抗し、日朝または日韓人民の平和で民主的な連帯を志向する運動。これは、Fの関東大震災時の朝鮮人虐殺の歴史事実の発掘などともかかわってくる。
- H、日本学術会議沖日太・歴史学協会の民主的発展のための活動、またそれらを舞台としての活動や、郵便料金値上げ反対（ないしは延期要請）など、日常の研究・学会活動を円滑にしていくための運動。¹¹⁰

これは「科学運動の現状と課題」と題した佐藤伸雄の論文からの引用であるが、佐藤は科学運動がここまで発展した背景には、1960年代末以来の歴史戦線における組織的な前進があったからであるとして、以下の6点を挙げる。

- 1、「明治百年祭」を前にして、67年に歴史科学協議会が結成され、その加盟地域組織も当初の東京・名古屋・京都・大阪の段階から北海道・宮城・静岡・北陸・奈良・九州などへと発展していったこと。この歴科協は、かつて50年代前半の国民的歴史学運動の推進母体であった民科歴史部会の伝統と、その機関誌『歴史評論』をうけついで。
- 2、69年、安保・沖縄問題（A）を契機として、歴研・歴科協・歴教協と日本史研究会による四者協議会が発足したこと。
- 3、70年、遺跡や埋蔵文化財を主な対象とする文化財保存全国協議会の結成があり、さらに個々の遺跡を対象とした組織（たとえば、伊場遺跡を守る会など）の発足や発展がみられるにいたったこと。
- 4、60年代後半以後、歴史教育者協議会が都道府県・支部の組織化を進め、70年代に入って「地域に根ざした歴史教育」を推進する方針をうちだして実践・研究を進めるにいたったこと。
- 5、教科書検定訴訟を支援する歴史学関係者の会が、一時期、東京教育大学の紛争のあおりを受けてその事務局活動が大きな制約を受けたが、75年に事務局を歴研に移し、事務局制度を整備して活動を進めるにいたったこと。
- 6、上記のほか、研究者個人の加盟からなる歴研・日本史研究会さらに地方史研究協議会においても、会員を拡大し、会誌やその編集になる書物を通して、歴史学界全体のなかでの地位を向上、確立するにいたったこと。¹¹¹

以上のことを踏まえて、佐藤は1970年代における科学運動の具体的な展開やその問題点について述べていくのだが、「筆者の能力と紙数の制約」として、AとBの問題に限定して考察を進めている。しかしこれは、日米安全保障条約（安保闘争）と日本ファシズム反対運動を佐藤が重視していたということでもあるだろう。

事実、当時の「戦後歴史学」の研究者の多くは、歴史叙述や歴史考察を進める際にも、上記の2点を絡めた論文を多く残している。そのことを、『歴史学研究』から見ていきたい。

『歴史学研究』第355号（1969年12月）では、五・四運動と三・一独立運動に関する特集が組まれている。嶋本信子の「五・四運動の継承形態」では、日本国内で起きている問題と関連させて、論文を展開させている。

「あれよと言う間に肥大してゆく帝国主義の怪物に対して激しい焦燥と不気味さと不安とを禁じることができない。この不安と焦燥の感覚は、おそらく、五十年前、五・四運動に参加した学生的心情と相通ずるのがあるのではなかろうか」¹¹²という文章が、それに該当するであろう。嶋本のこの文章が、当時の歴史学研究会、ひいては「戦後歴史学」における当時の問題意識を表している。

ここで注目すべき点は、人民闘争史という観念に則った歴史叙述では、当時の帝国主義的支配層に抗った者は賞賛され、逆に闘争に立ち上がらなかった者、あるいは支配者層の側に付いた者は、批判を受けたという点である。それは、当時の中国人、朝鮮人も例外ではなかった。

嶋本は張敬堯という軍人を取りあげ、「人民を収奪し武力弾圧をし続けた人物であったが、抑圧された人民の怒りの前にあえなく駆逐され、ついには暗殺されて、あわれな最期をとげた。権力の走狗が、真の自由と平等を求めて、徹底的に闘う人々の前に安泰であるはずがない」¹¹³と論評している。

「五・四運動の思想史的意義」の筆者である伊藤昭雄も、「昨年来、全国の各大学でたかまっている学園闘争においては」¹¹⁴と前置きをしていることから、嶋本同様、五・四運動という歴史的出来事を安全保障条約の問題とつなぎ合わせて論じていることが窺える。

五・四運動は、「疎外された日常性」の暗黒世界を打ち破り、エスカレートしようとする日本帝国主義の侵略を跳ね返そうとする、学生たちのやむにやまれぬ運動であった、という伊藤の文章にも注目したい。

このことから、伊藤は五・四運動に参加した当時の中国人学生と安保闘争に参加する日本人学生とを重ね合わせて、帝国主義に反対する同一民族として捉えていることも、当時の「戦後歴史学」の歴史考察の特徴であると言えよう。

朝鮮半島の三・一独立運動にも触れている中塚明は、「日本帝国主義を崩壊にみちびく、朝鮮・中国の民族解放闘争の直接的な第一歩となった大事件」¹¹⁵であったと考察を行っている。

これらの研究者たちは、安保闘争こそが日本版の三・一独立運動、五・四運動であると考え、朝鮮・中国の人民が民族解放闘争に見習って、日本も今こそ帝国主義に闘争を挑むべきであると訴えているようにも読み取れる。

もうひとつの論文は少し時期がずれるが、『歴史学研究』第184号（1955年6月）

における山辺健太郎の「三・一運動について (1)」を挙げることができる。山辺の論文の特徴は、当時の日本帝国主義の攻撃に際して、闘争に立ち上がらなかった朝鮮人を批判しているという点である。

山辺は、アメリカに在住していた朝鮮人の運動に関しては、自力でやるのではなく、まったくの他力本願であったと批判を行っている。また、宗教家朝鮮人たちの宣言署名を見せて、「宣言を大衆集会で発表することをおそれ、一料理店の二階でやったり、おまけに、この歴史的な宣言をこんなかたちで発表し、そのあとで、朝鮮総督府の警務総監部に、電話をかけて自首し、おとなしくこの席から逮捕されたというのだから、おどろくほかはない」¹¹⁶とまで断言する。

ここから考察するに、当時の「戦後歴史学」においては、日本人を含めた「アジア人民」(60年代まではアフリカも含む)が、日本政府を含めた世界の帝国主義と「闘う」歴史を描写することが第一義であったことが窺える。

それは取りも直さず、1960年代において、「戦後歴史学」の人々の理想とは逆行する出来事、すなわちアメリカ主導による資本主義の定着と日本の軍国化を防ぐための歴史叙述であったのである。これこそが、先の佐藤の発言に示されていた、安保闘争と日本ファシズム反対運動の重視である。

しかし、1970年代に入ってから、こうした人民闘争史が衰退したことは、前章にて説明した通りである。その折には、衰退の原因を高度経済成長期などに求めたが、これは後年における分析であり、当時の「戦後歴史学」の中には、そのように考えない傾向があった。

そのひとつが、「科学運動が不徹底のため、人民闘争史観が支持を得られない」という分析であった。当時において、人民闘争史研究を行っていた土井正興は、科学的歴史学(「戦後歴史学」)では「常識」であることが、大多数の国民にとっては、「常識」ではなかったとしている。

1970年代においても、歴史を学ぼうとする学生にとってすら、「歴史をおしすすめるのは人民大衆である」ということが「常識」ではなかったことを指摘し、このことが、科学的歴史学の「常識」だなどといって安閑とはしておれない現実が根強くあるという認識を、まず、われわれはもたねばならないであろうと警鐘を鳴らす¹¹⁷。

そこで土井は、「隠然たる闘争」の発掘によって、人民闘争史の発展に繋げようとする。この、「隠然たる闘争」こそが、前章第二節にて紹介した増谷英樹の「闘わない人

民」ないし「闘えない人民」の存在への注目である。

増谷の論文のほうが、論文が掲載された書籍の出版年を見ると、土井のそれよりも3年早いことから、土井が増谷の理論を参考にした可能性も高い。しかし、土井は、『歴史学研究』第327号(1967年8月)における井口和起の論文や石母田正を挙げている。

しかし、いずれにせよ、増谷も土井も同じ考え方で「闘わない人民」に注目していたことは明らかであった。

土井は言う。「隠然たる闘争」を掘りおこし、「公然たる闘争」との関連を明確にすることは、一方では、人民闘争の頂点的現象をつらねて人民の闘争は非常にすばらしいとする「主観主義」的傾向を克服し、他方では、人民は闘うが常に敗北するという挫折史観・敗北史観をも克服する手がかりとなるであろう、と¹¹⁸。

後者の「挫折史観・敗北史観」に関しては、福岡県歴教協の取り組みと苦闘の様子から述べられている。それによると、教科書中心＝支配者中心の歴史教育から支配者の搾取・収奪を明らかにする教育が、子どもたちに「支配者はひどい」、「日本がつくづくいやになった」と受け取られたことへの反省から、人民の闘いを中心に据えた歴史教育の展開を行った。

しかし、それすらも、自由民権運動その他の敗北の後の侵略戦争という挫折と敗北の歴史になるという苦汁の中から、子どもに日本人として生きる誇り、歴史の主人公としての確信を持たせることに力を注いだ。自由民権運動から米騒動、さらに労働者・農民運動という形で、日本人民の闘いが発展してきたことを、地域の歴史のなかから製鉄労働者、炭坑労働者、水平社運動、農民などの闘争の伝統を具体的に掘り起こそうとしたのである。

それが現在の闘争に繋がることを明確にし、それを教材化することによって、子どもの挫折、敗北観を克服すべく努力している、という内容である。こうした努力は福川だけではなく、特に、日本史教育のなかでは、各地域、各分野で行われていると土井は付言する。

すなわち土井は、安保条約改定阻止の失敗や「紀元節」復活の敗北から来る人民闘争史そのものの「挫折・敗北」を払拭しようとしたのである。その方法として提起された事柄が、歴史の表舞台ではなく、教科書では記されない地域の労働者による闘争伝統の掘り起こしである。

これは後に、「民衆史発掘運動」とも呼ばれ、支配者層に打ち勝つ人民闘争史とは違

い、現在の日本の労働者の闘争が過去から脈々と受け継がれているという認識を持たせることに重点を置いた。この点も、増谷の提起した内容と類似している。

こうした「公然たる闘争」と「隠然たる闘争」との統一的把握、闘争主体の検討を行うことこそが、これからの歴史学では重要なことである。これによって、「歴史をおしすすめる主体は人民大衆である」という「常識」が国民に定着するであろうと土井は締め括る。

こうした議論の登場によって、70年、71年、72年にわたり人民闘争史を大会の統一テーマとしてかかげてきた歴史学研究会も、73年からは民族と民主主義、あるいは民族と国家、地域と民衆といったようなテーマを掲げるようになる。「言葉のうえでは人民闘争史というようない方がすくなくなったことは事実であろう」¹¹⁹と浜林正夫は指摘している。

しかしこのことは、人民闘争史という考え方が、何らの成果をも残さずに立ち消えになってしまったということの意味するものではなく、むしろ人民闘争史をめぐる方法論議を一通り終えて、より実証的な研究へと進んでいった結果であるというのが、浜林をはじめ、「戦後歴史学」全体の見解のようである。

『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 歴史学と歴史意識』（1982年）では、こうした1970年代における発展した活動として、広義の人民闘争の掘り起こしに注目し、小池喜孝を中心とする北海道の民衆史掘り起こしの運動を挙げている¹²⁰。

ここで掘り起こされているものは、闘争というにはあまりにも悲惨な底辺民衆と少数民族の生活史であるとされているが、人民闘争史論が提起した課題のひとつに見事に応えていると評価されている。

また、中村政則の『労働者と農民』（小学館『日本の歴史29』、1976年）にも解説を加えている。単純に、労働者や農民の生活あるいは争議が描かれているだけではなく、平凡な一労働者あるいは一農民がどのようにして闘争に立ち上がるかというプロセスまで具体的人物に即して捉えている点に、中村の研究的意義があるとされている。

こうした民衆生活史発掘は大きく展開され、『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 歴史学と歴史意識』だけで紹介されている研究だけでも、以下のごとく挙げられている。

宮本常一ほか編『日本庶民生活史料集成』（三一言房、1968~1972年）

原田伴彦ほか編『日本都市生活史料集成』（学習研究社、1975~1977年）

『現代史資料』（みすず書房、1962~1977年）

『近代民衆の記録』（新人物往来社、1971~1979年）

市川房枝ほか編『日本婦人問題資料集成』（ドメス出版、1976~1981年）

朴慶植編『在日朝鮮人問題資料集成』（三一書房、1975~1976年）

加藤康昭『日本盲人社会史研究』（未来社、1974年）

『奥田家文言』（解放出版社、1969~1976年）

安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』（青木書店、1974年）

花森安治『一銭五厘の旗』（暮しの手帖社、1971年）¹²¹

このように見ていくと、やはり1970年に入ってから、こうした民衆史の発掘が顕著になっていることが指摘できるだろう。この時代に入ってくると、人民闘争史で描かれた「支配者層に闘いを挑み、それに打ち勝つ労働者階級」と言うよりも、当時における「社会的弱者」の人々の「異議申し立て」、すなわち「抵抗」が描かれることが主流になったのである。

以上に述べた「戦後歴史学」の変化によって、愚直な階級的闘争よりも「民族差別・性差別・地域差別あるいは障害者差別等々へと、自己をまきこむかたちで差別への感覚をとぎすましていった」¹²²のである。こうした歴史意識が、近現代史においては、十五年戦争などをめぐって新しい視角として話題を投じることになる。

民衆史発掘運動の興隆の背景には、人民闘争史衰退と並行して、もうひとつ要因があるように思われる。それが、敗戦を体験した「大人」と高度経済以降の日本しか知らない「若者」との間に広まった、歴史意識の溝である。

鹿野政直は、「わたくしたちの世代にとって現実であった十五年戦争が、いまの若い世代にとって『歴史』でしかなくなっていることは、ほぼまちがいない」と指摘した上で、「この間における日本の急激な変化は、記憶が語りつがれる基盤をほとんど根抵からゆさぶってしまった」ことに不安を抱いている¹²³。

その意味で、1970年代は、「戦後」への記憶の国民的な規模での喪失時代であったと語る鹿野は、一方でその「記録」を受け継がせていくことの重要性にも言及する。こうした記録の断絶を危惧する背景から、民衆史発掘運動が発展した要因として見ることも可能であろう。

こうした「記録の受け継ぎ」は後に「オーラル・ヒストリー」として形を変えて現れ

るのであるが、その点に関しては、第四章で説明したい。

先に触れた問題に対して、鹿野はジャーナリストである本多勝一の『殺される側の論理』（朝日新聞社、1971年）を用いて、問題解決の糸口を見出そうとした。

鹿野は、ベトナム戦争におけるアメリカ軍のソンミの虐殺事件を追う本多の姿勢について語りながら、「殺される側」の立場に立ち、ベトナムと東京大空襲と広島・長崎をつなぐ思考から、非西欧世界の解放への論理を構築しようとした。

強者である「する側」の論理のなかに、弱者である「される側」の人々の姿を照らし出し、その主体性を探ろうとした本多の書籍は、時代にとって意味ある作品のひとつとなったことを鹿野は評価する。それを契機として、「戦後歴史学」の人々は「される側」という視点を獲得し、1970年代を通じて、この考察は次第に研究の中に定着し、「弱者」の視野の拡大とともに、「強者」を超えた立場の発見に言及する。

また、本多はこれ以外でも、1971年8月26日の『朝日新聞』の連載にて「中国の旅」を執筆していた。これは、記者である本多が中国まで赴き、現地の人々から日本軍の残酷性を聞き集めたルポルタージュ形式になっている。

連載においてはテーマ別に分けられ、「平頂山事件」・「万人坑」・「南京事件」・「三光政策」に分類されている。同連載はその年の12月まで継続され、連載当初から大きな反響を起こした。

このことから、「戦後歴史学」内部では、1980年代以前にも日本の戦争犯罪を追求する研究、すなわち「戦争責任論」が行われていたという考察も存在する。本節の冒頭にて紹介した科学運動の総括概要に関しては、Fの項目が当てはまるだろう。あるいは、『歴史学』第427号（1975年12月）における芳井研一の「日本現代史研究と歴史意識」も挙げることもできる。

芳井は、戦後30年を迎えて、日本人には生き方の違いが示されるようになったと述べている¹²⁴。

第一は被害者意識に閉じ込もっている人々。第二は同じく被害者意識を持ちながらも、それを国家の戦争責任追求にむける人々。第三は1960年代以降において見られる傾向として、加害者としての戦争責任を問いながら自己の体験を客観化しようとする人々であるとしている。

特に第三においては、本多勝一の『中国の旅』、『中国の日本軍』を挙げ、「このような加害者としての立場に立つと、日本帝国主義の侵略とアジアの民族解放戦争という戦

争観が前面に押し出されることになる」¹²⁵と分析している。

しかし、ここで注意すべき点は、前章第三節でも述べたように、1980年代における「戦争責任論」の大きな特徴は、日本人とその他アジア人を明確に区別し、日本政府だけでなく日本国民にもその責任を追及していることにある。

しかし、1970年代までにおいては、どちらかと言うと、日本人民とアジア人民を帝国主義の被害者として同一に捉え、志を同じくする者として、その帝国主義と共闘していこうとする認識が主流であったと言える。

このことに関しては、先に挙げた芳井論文から見ていきたい。芳井は、「被害者でありながらみずからを加害者たらしめた歴史的な根拠を示すこと、言い換えれば戦争への協力を強制していった装置を明らかにするという事になるろう」¹²⁶と述べている。

この「戦争への協力を強制していった装置」という表現が重要である。芳井はなぜこのような言葉を用いたのであろうか。それは、芳井自身がまだ、日本人民とアジアの人民を同じ労働階級の人間、すなわち、帝国主義に抗う側の人間として捉える認識が残っていたのであろう。

だからこそ、本来ならば共闘すべきであったアジア人民を侵略する国家への「協力を強制した」システムを解明しなければならないと考えたのではあるまいか。

この日本国民の「戦争参加への強制」論は、芳井以外の論文でも散見することができる。恐らく、『歴史学研究会』においては、日本の戦争責任を具体的に言及した最初の論文は、第357号（1970年2月）の俵部景俊であったと思われる。

俵部は「時評」において「沖縄における戦争責任」と題する論文を寄稿しているのだが、「戦争責任」を論ずる第一の理由として、沖縄の米軍基地の存在を批難している。

俵部が言うには、その米軍基地が日本（沖縄）を含めたアジア人民に対する侵略と抑圧の基地であるという本質的性格から、「沖縄の現実（基地と軍政）」は日本国民に対して、被害を与えていると同時に侵略戦争への加担を強いているというのである。

つまりは、戦時下における日本人も、自ら被害者であると同時に、それを拒否しない限りにおいてまた加担者でもあった。戦後、戦争体験が語られ、戦争への反省が議論されるなかで、被害に関しては比較的多くとりあげられたのに対し、加担の側面よりの追及は弱かったと俵部は指摘しているのである。

この弱さが、一面では、自らの被害に関してその元凶を告発しえない弱さとなって露呈される。すなわち、被害を「犠牲」や「悲劇」にすり替え、更には積極的戦争協力者・

人民大衆に対する加害者をも被害者として免罪し、「彼らをしてアメリカ帝国主義の軍事支配と侵略に協力することを許し、遂には自らもその侵略戦争への加担を拒み得ない立場に追いやっている」¹²⁷ことに俵部は憤りを感じているのである。

この点は、同時代においては、梅田欽治の「70年代闘争の歴史的意義と展望」（歴史学研究会編『70年代の歴史意識と歴史学の課題』青木書店、1970年）などでも多々指摘されている。

梅田論文に関しては、植民地支配の最後の体制である新植民地主義が崩壊しつつある中で、アメリカ帝国主義は、アジアでの日本独占資本の積極的役割に期待することによって体制の維持・立直しをはかろうとしている。このとき日本人民がこれに痛撃を与えることは、アジアの歴史を決定的に転換させることになると指摘されている¹²⁸。

これにより、梅田は、アジアにおける日本の歴史的立場、アジアにおける唯一の帝国主義国として「憲兵」の役割を果たしてきた日本での政治的転換は、アジアに明るい展望を開くだろう予測し、日本とアジアの人民の仲間意識を強調する。

再び、俵部の論文に戻るが、「日本人民、並びにアジア人民の立場からの責任の追及」がされて初めて、日本人民が支配階級の罪状を暴き、アジア人民に対する加害に加担したことへの反省を促すことができること示した論文が、この俵部の「沖縄における戦争責任」と言えるだろう。この中で俵部は以下の内容を記している。

人民の戦争責任を問題にする基本的な視線は、それが、国内及び国際的な自己の階級に対してどれだけ忠実であったか、ということである。そして、それは、とりもなおさず自らの被害に抗し得なかった弱さを一つの責任として追求することと、その弱さの故に加害者の立場に立つことを余儀なくされ、支配階級に加担したその罪を明らかにすることであろう。¹²⁹

この「加害者の立場に立つことを余儀なくされ」という文章こそが、先に挙げた芳井の「戦争への協力を強制していった装置」に関連する箇所である。日本人民を戦争へ参加させた、参加することを余儀なくさせた装置、すなわちこの体制の解明こそが、1980年代以前の「戦争責任論」の支柱であったのである。

鹿野政直もその点は同様であったらしく、小林弘二の『満州移民の村 信州泰阜村の昭和史』（筑摩書房、1977年）を挙げて、以下のように考察している。

移民として中国大陸へ渡った人々は、比較的小規模の農家やその次三男が、強制的に選ばれ、出征兵士並みに送りだされ、それは、「棄民」のようであったとしている。それらの人々は、多くの場合、中国人や朝鮮人の既耕地に入植して地主化してゆき、敗戦とともに辛苦して引き揚げる。

日本帝国主義のいわば犠牲者であった人々が、中国に対して加害者としての役割を「演じさせられる」かたちで、民衆と戦争の複雑な位相が掘りさげられていたと鹿野は指摘する¹³⁰。

しかし、本論文において重要な点は、鹿野が「加害者としての役割を演じさせられた」と表現していることである。このことから、鹿野もまた、日本とアジアの人々が一緒になって帝国主義を批判するという構造を持っていたことが窺えるのである。

一方で、鹿野は本多の『殺される側の論理』によって浮上した「される側」の視点と「にとって（される側）」の視点によって、「戦後歴史学」の歴史叙述は身分差別・性差別・民族問題・地域問題などに対する視野が広がったとする。

その中で、民族問題については次の点を指摘している。それは、日本がかつて植民地として支配していた朝鮮や台湾の人々の問題である。この点については、植民地支配やそれへの抵抗運動の実態が、主として、在日朝鮮人や台湾出身の研究者によって詳しく分析されていった。同時に、1970年代における歴史学固有の貢献としては、関東大震災の際の虐殺事件や十五年戦争下での強制連行・強制労働事件の研究をあげるべきであろう、と述べている¹³¹。

後半の部分を見ると、鹿野は現代の歴史学でも議論されている日本の戦争犯罪にも目を向けていたとも言える。こうした日本の戦争犯罪を追求しようとした研究も、確かに当時の「戦後歴史学」にも見ることはできる。

最も顕著な論文が、『歴史学研究』第433号（1976年6月）にて掲載された、松永昌三・田村貞雄の「若い世代の歴史意識と大学一般教育」である。

松永は、大学の教員という立場から、1974年において家永三郎の『太平洋戦争』（岩波書店、1968年）をテキストにし、15年戦争を中心に近現代史の要点を講義するという授業を行い、学年末に「『太平洋戦争』の読後感」を学生諸君に書いてもらった。すると、特に日本軍の残虐行為、戦争のもたらす惨禍、戦前の軍国主義的教育の恐ろしさについて感想を洩らしていたという。

このなかでは、朝鮮人虐殺、万人坑、平項山事件、南京大虐殺、三光作戦についても

触れているが、これは先に挙げた本多勝一の著作によって、新たに追加された事柄である。

またこれとは別に、大学生へのアンケート調査の結果と考察も記載されている。A、B、Cの3校の大学を対象として、アンケートの内容は、単純に、学校教育で習ってきたであろうワードに関する知識を問うものであり、その中には「関東大震災」も含まれていた。

結果として、「関東大震災」と言われて思い描くものは、年表や当時の内閣総理大臣の名前などを挙げた学生が多かったという。無論、上記の内容でも「正解」であるはずだが、松永や田村はそのような回答では不満であったようだ。

その点を表している文章として、「震災手形が金融恐慌の原因となったとかファシズムへの傾斜の発端となったとかの一見優等生的回答もあったが、このような『客観的』記述を望んだものではない」¹³²と述べている箇所を例として挙げることができる。両者は、この「自然災害」が、朝鮮人虐殺や大杉栄等の虐殺などに関連して認識されているかどうかを知りたかったと述べ、C大学の回答が悪かったことを指摘している。

何故C大学の回答が悪いかというと、回答の多くが、大震災の被害を地震およびその後の火災に限定していること、さきに述べた通史的理解（震災手形云々）にとどまっているからだとする。

「私たちはこのアンケートの結果に大変失望した。惨憺たる結果であるといつての過言ではないであろう」¹³³とまで述べていることから、松永や田村がいかに朝鮮人の虐殺にこだわっているかが窺える。

しかし、1980年代に入るまでは、上記のように日本の戦争犯罪や日本軍の残虐性を訴える研究者は少数であったのだから、学生がそのような回答を出すことは、当時においては不可能であっただろう。その点は、先の鹿野の指摘でも触れられており、『現代歴史学の成果と課題 1980-2000年 I 歴史における方法的転回』（青木書店、2002年）でも言及されている。

それによると、例えば、1980年代までの植民地研究は、日本帝国主義による支配・収奪の実態とそれに対する植民地民衆の抵抗・開放運動の解明に力点を置いていたと総括している¹³⁴。これもまた、どのようにして闘争に立ち上がったか、その過程を考えると、民衆史的な一面を持つ歴史考察であった。

当時の『歴史学研究』にて、植民地や日本帝国主義に関係する論文は存在するが、そ

の多くが、上記のような特質を持っていた。

例えば、日本帝国主義の侵略を打ち破るために結成された中国の抗日民族統一戦線の現実とその特徴を明らかにすることを狙いとした安井三吉の「中国抗日民族統一戦線の展開過程」（1971年10月特別号）が挙げられる。

その他にも、1930年前後期における台湾人の抗日闘争が、持続的展開が不能となった理由を闘争主体側の問題としてとりあげた浅田喬二の「1920年代台湾における抗日民族運動の展開過程」（第414号、1974年11月）、朝鮮における資本主義的関係発展の思想的背景と、それを阻害した日・米帝国主義による妨害策動を具体的に解明しようと試みた高乗雲の「朝鮮における資本主義の発展と日本帝国主義」（第427号、1975年12月）なども数えることが出来るだろう。

以上のことを総合的に判断すれば、1970年代までの「戦後歴史学」では、まだ「戦争責任論」は重要な歴史叙述ではなかったと言えることができるだろう。

松永・田村論文のように、「戦後歴史学」全体が日本軍の犯罪性や残虐性に焦点が移行したのは、1980年代に入ってからと見るべきである。次章では、そのことに関しての考察を行うが、いずれにしても、「戦後歴史学」の近現代史における歴史叙述は、1960年代までは労働者階級に根ざした科学運動としての、ファシズム・独占資本打倒を視野に入れた人民闘争史観が主流であった。

1970年代からは、歴史の表舞台には現れない、名も知らぬ底辺の人々が闘争（抵抗）を行うまでにどのような過程を踏まえていったかを研究する民衆史的叙述に変化し、個々人の歴史が発掘されるようになった。

また、忘れてはならない点は、両年代とも科学運動の重要性を認識しており、「人民の立場に立つ歴史」という階級的な概念は、程度の差はあるが共有していた。これが、1960年代から1970年代における、「戦後歴史学」の歴史叙述の性格を表すものである。

第三章 考察されない1980年代

第一節 1982年の「教科書問題」

第一章、第二章にて、歴史学研究会を通して、1970年代までの「戦後歴史学」の理念と歴史叙述の特徴を考察してきた。第三章では、それまでの「戦後歴史学」の歴史考察が、大きく転回する過程に言及し、成田龍一の指摘した「切断」された時期というものを見ていきたい。その中で重要な出来事は、家永三郎が起こした、合計3回に及ぶ教科書裁判の持つ意味である。

この教科書裁判は、第二章でも紹介した「戦後歴史学」の科学運動の中でも重要な活動として繰り返されておられ、まさに「歴史学研究会65年の後半の歴史は、文字通り教科書訴訟と共に歩んできたといつてよい」¹³⁵。

さらに言えば、この教科書に関する問題によって、「戦後歴史学」はその歴史叙述などを変化させていったのである。

この点に関しては、種々の先行研究や『歴史学研究』でも多く指摘しているように、1982年に発生した「教科書問題」が大きな影響を与えたことが挙げられている。本節ではまず、この「教科書問題」に関しての簡単な解説から始めていきたい。

1982年6月26日、日本の報道機関が、文部省による教科書検定の強化によって日本の中国「侵略」を「進出」とした書き換えがなされたという内容を一斉に報道したことが始まりとされている。

例に挙げると、『朝日新聞』の第1面には、「教科書さらに『戦前』復権へ」という大きな見出しが載せられ、この年の高校社会科教科書に対して文部省が検定を強化したという内容が記載されていた。

こうした日本の報道を受けて、中国や韓国をはじめとしたアジアの国々が批判の声をあげ、一気に国際問題へと発展した。しかし、一連の「文部省による記述の書き換え」は後に誤報であるということが判明する。

しかし、誤報であったという事実が判明しても、「教科書問題」は収まらなかった。8月23日には、鈴木善幸首相が記者会見にて「教科書の記述がよりいっそう適切なものとなるよう最善を尽くす」ことを言明した。さらに26日には宮沢喜一官房長官が政府見解として、問題とされた教科書の検定内容の是正を教育現場にて反映させることを約

束した。この時期から、中国・韓国との和解が進み始める。

11月17日には、教科用図書検定調査審議会が政府見解に沿って、「近隣のアジア諸国との間の近現代史の歴史的事象の扱いには、国際理解と国際協調の検知から必要な配慮をする旨、現行基準に加える」と答申し、記述是正の措置を決定した。これが「近隣諸国条項」となり、次の年の教科書検定の際には中国や韓国などの意見を尊重して検定を行うという構造が完成した。

このとき特に問題とされた表現は、満州事変以後の日本の軍事行動を中国への「侵略」から「進出」に書き換えさせたというものであった。その他にも、「南京事件」や朝鮮半島における「解放」などに関する記述が触れられていた。

報道された記事によると、「南京事件」が起こった原因を「中国軍の激しい抵抗にあり、これに激高した日本軍は、多数の軍民を殺害した」という記述に書き換えがなされたという。こうなると、「南京事件」は中国軍が原因で起こったという論理になる。

しかし、実際の検定では、「南京占領のさいの混乱のなかで、日本軍は中国軍民多数を殺害し（南京占領のさい、日本軍は中国軍民を多数殺害、暴行、略奪、放火を行い）、南京大虐殺として国際的非難をあびた」という内容が修正前の文章だったようである¹³⁶。

これに対し、文部省が「ないという説がある。人数の根拠がはっきりしない」という検定意見を出した。また、検定前は「中国人の犠牲者は二〇万人にのぼるといわれる」とあったが、検定後にはこの記述はなくなっていた。

結論から言うと、「混乱のなか」という曖昧な表現を使用した教科書も存在したが、少なくとも「南京事件」が起こった責任は中国軍にあるという表現は見つからなかった。検定前と検定後の文章で変化した内容は、日本軍が行ったとされる戦争犯罪の詳細部分であり、必ずしも日本軍の戦争犯罪そのものを隠蔽しようとしたわけではないであろう。

朝鮮関連では、「朝鮮は日本の35年にわたる支配下から解放され」の記述における「解放」の表現が検定で問題になったが、その「解放」の記述は残っていた。

強制連行に関する記述では、検定前には、「1939年～45年間に少なくとも60万人以上の朝鮮人、中国人が日本本土に強制連行され、労働させられた」となっていたという。検定意見では、朝鮮人は当時、日本人であって、中国人と朝鮮人を同列に記述できないとされ、朝鮮人の場合は国民徴用令に基づいていた、と指摘された。検定後には、「日本本土に連行され、強制労働をさせられた中国人も約4万人を数えた」と変化していた¹³⁷。

強制連行に関しては、若干の「隠蔽」の意志が見えるが、これら上記の事柄に関しては、あくまで「意見」であるので、強制力は持たないと言われている。その裏づけとして、意見を受け入れずに検定前の文章のまま申請し、合格を受けた教科書も存在する。先の朝鮮の「解放」の件がそれに該当しよう。こうした検定作業を新聞各紙は「文部省が書き換えをしなければ合格させなかった」という印象で報道を行なったのである。

しかも、記事によって前面に押し出されていた中国への「侵略」から「進出」に書き換えられていたという案件は、存在しなかったことが確認されたのである。

なぜ、このようなことが起こったのか。明確な原因は突き止められなかったようであるが、おおよそ、次のような流れで、今回の「誤報」が起こったとされている。

当時の新聞各社は文部省の行うレクチュアや、各社がそれぞれ分担して調査した結果を記者会で発表しあったもの等を材料にして記事を作ったのであるが、後者の中に、某テレビの記者が某社の教科書の著者の一人から『華北に侵略』が『進出』と書きかえられた」例を聞き出してレポートに書いたものを、各社がそのまま信用して記事にしたというのが真相であるとされている。

この点は、1982年9月の『週刊文春』によって実名で報道されたが、その後、特に問題は起こっていない。発信源とされた記者は「何を話したかは記憶にないな。……日テレの人がそう言ったと言え、証明のしようがないわけで、水かけ論になりますよね」と語っていたという¹³⁸。

結果論で言えば、報道機関による過失が招いた事件だったようである。9月7日の『サンケイ新聞』では、「誤報」であったことを説明し、「読者に深くおわびします」と告示した。その後、他の新聞会社でも徐々に「誤報」についての記事を書き載せることになる。

しかし、先に触れたが、「誤報」が判明しても、日本国内では文部省は教科書の記述に干渉し、記事を改めさせたという認識が残っていた。そのひとつが、歴史学研究会であった。

歴史学研究会では、1982年の「教科書問題」以前から、政府が学校教科書の記述を書き改めた問題として、家永三郎の教科書裁判を支援していたのだが、その点は次節にて紹介する。つまり、「誤報」と思わせない下地が、歴史学研究会をはじめ、家永の裁判を支援していた人々に存在していたことが大きな要因であろう。

歴史学研究会は、1982年12月に『歴史家はなぜ「侵略」にこだわるか』（青木書店）という100ページに満たない小さな書籍を発行したが、執筆者には、荒井信一、藤原

彰、江口圭一、君島和彦など著名な人物が名を連ねている。分量は少なくとも、歴史学研究会が本腰を入れて発行した書籍であると言えよう。事実、80年代の『歴史学研究』では、再三にわたり、本書籍を紹介している。

その中で、藤原彰は「歴史教科書の書きかえ・削除の主な例」という表を作成しており、1982年の「教科書問題」で書き換えられた文章を紹介している。しかし、「日本の中国侵略」が「日本の満州占領」に変えられたというように、多少事実と誤認する箇所が見受けられる¹³⁹。あくまで、1982年に報道された内容に関しては、「侵略」が「進出」に書き改められた事例は見つからなかった。

この点に関する原因は判明しないが、藤原が過去の家永裁判で家永側の証人として活動していたことから、裁判と本案件を混同してしまったのかもしれない。あるいは、短期的な問題として、表の作成時にはまだ「誤報」という情報が藤原のところに届いておらず、そのまま掲載されたという可能性もある。

しかし、後者に関しては、佐藤伸雄が関連する論文を執筆している。それによると、「誤報」とされた箇所は、「日本軍が華北に侵略すると」が「日本軍が華北に進出すると」に、「中国への全面侵略」が「中国への全面侵攻」に書き改められたという部分だけであり、その他は強制的に書き改められたのだと主張している¹⁴⁰。

佐藤は、東南アジアへの「侵略」が「侵入」に、「日本の中国侵略」が「満州事変・上海事変」（見出し）や「日本の中国侵入」（地図の説明）に「満州への侵略に始まった十五年戦争は」が「こうした戦争は」となった例があると提示する。

日本政府は一貫して、日本の「侵略」を「進出」に書き改めるよう「改善意見」を出し続けており、わずかな「誤報」だけを大きく取り上げることは不当だと佐藤は批判している。

具体的に、どこの教科書のどの部分が上記のように「書きかえ」られたかが判然としないため、確認が難しいが、少なくとも「誤報」に関する情報を佐藤は得ていたことは確認できるだろう。

そうなると、「侵略」から「進出」への書き換えなどの「誤報」に、なぜ歴史学研究会は拘ったのだろうか。この「誤報」に関する言及は、佐藤論文のみで、その後の『歴史学研究』で1982年の「教科書問題」に関する考察がなされる場合には、「誤報であった」という事実には一切触れず、『侵略』から『進出』の書きかえがあった」という旨の内容のみの論文が散見される。

こうなると、どちらの主張が正しいのか分からなくなる。実際、この問題に関しては、歴史学研究会を含めた「戦後歴史学」に属する多くの研究者と政府の主張や意見は真っ向から対立している。

『歴史家はなぜ「侵略」にこだわるか』などの「戦後歴史学」側の論文では、政府が教科書叙述に対して、日本という国にとって不都合な事実や表現を隠蔽・削除させて、中央集権的な体制を取っていると批判するものが多数である。

これに対する政府側の反論としては、「修正意見とはその箇所を修正することが検定合格の条件となるものであり、改善意見とは修正することが望ましいけれども最終的には執筆者の判断に委ねるものである」とし、結果としては無修正のままで検定は通ったという¹⁴¹。

しかし、「戦後歴史学」側の研究者たちはこの点に関しては納得していないようである。先の佐藤の言葉を借りるのであれば、無修正のまま通った箇所もあれば、修正を強制させられた箇所も存在したと認識していたからだと思われる。

その中で、看過できない修正意見のひとつが「侵略」の表現だったのであろう。これに関する政府側の説明としては、「侵略」という言葉は、特に東京裁判以来、価値評価を伴う用語という性格を強めているので、教育的見地から再考して欲しいということで、強制性のない「修正意見」であったという¹⁴²。

また、家永の教科書裁判においては、欧米諸国の表現は「進出」となっているが、日本だけが「侵略」となっていたことから、どちらか統一した表現を使用して欲しいという補足説明を加えて再考を求めたこともあった。これらの点を鑑みると、確かに、政府側の主張に一貫性は存在する。

政府の主張としては、あくまで修正意見は削除を求めるものではなく、学生に理解しやすい文章に直すことを求めるものである。その結果として、削除したり、文章を書き換えたり、あるいは無修正のまま検定を通すことは執筆者の意志であるとする。

一見すると、確かに政府側の主張にも一理あるように思える。しかしそれは、あくまで検定を行う人間の立場であるから言えることであって、素性も知らぬ他人から、実際に検定を受ける人間とは感じ方も違ってくるであろう。

例え強制ではないにせよ、「意見」をされれば、自身の研究の積み重ねを否定されたと思う人間がいても不思議ではないかもしれない。ましてそれが、歴史学の研究者ではない政府関係者からの指摘であったのなら、なおのこと、政府の人間が国家にとって

都合の良い歴史観を強制しているのではないかという疑念は強まってくるだろう。

私的な考察ではあるが、教科書検定制度には、そうした、検定を受ける側と検定を行う側の考え方の違いが、深い溝となって現れる問題を抱えているのかもしれない。

しかし、1982年では、そうした制度においてひとつの明確な基準が設けられることになった。それが、近隣のアジア諸国との関係を重視することを掲げた、「近隣諸国条例」である。

『歴史学研究』を基にして歴史学研究会の全体的な意見を総括すると、1982年の「近隣諸国条例」によって国の検定制度が不当であることが全国民に知れ渡ったのであるから、教科書の検定制度は廃止にするべきであるという主張になっている。

しかし、当時の「教科書問題」に携わっていた政府側の人間である時野谷滋は、宮沢喜一官房長官が衆議院文教委員会で「よりよいものに改めたい、こういうことでございます」と答弁した事柄に触れる。その次の動きとして、初等中等教育局長が「アジア近隣諸国の批判にかんがみまして、これら諸国との友好親善の精神が教科書により適切に反映されるよう措置をしようとするものでございまして、これまでの教科書の記述について、これが誤りであったということではないのでございます」と答弁している。すなわち、従来からの教科書検定は排除すべき悪習などではなく、「よりよくする、より適切にする、つまり改善するという意味で」これからの検定のあり方を考えていたようである¹⁴³。

いずれにしても、1982年の「教科書問題」が、歴史学研究会をはじめとした「戦後歴史学」の大きな転換点となったのであるが、次節からその考察に入りたい。

第二節 家永三郎の教科書裁判

本論文の冒頭部分でも紹介したが、1980年代から「戦後歴史学」の歴史叙述や歴史考察の理念が大きく変化したことを証明することが、本論文の目的のひとつである。そのために、第一章、第二章においては概略のみを中心にして説明を行った。

しかし、これだけでは当然、本論文の仮説を証明するには十分ではないであろう。そこで、本節より、家永三郎の教科書裁判を取りあげ、具体的に考察していく。

家永三郎が起こした教科書裁判は、前節で紹介した、政府による教科書記述に関する干渉を問題にした裁判である。これは、大きく分けて3つの裁判が行われ、争われた時

期も 1960 年代から 1990 年代までという長さを持つ。

このことから、「戦後歴史学」が歴史叙述を如何に考察し、歴史考察をどのように考えていたかという問題提起に取り組むにあたって、長期間継続して行われた家永三郎の教科書裁判というひとつの具体例を基に考察を行えば、より説得性を持つことが期待される。

よって、本節からは家永の教科書裁判を考察することで、「戦後歴史学」が 1980 年代に如何に変質したかを明らかにする。

まずは、最初の訴訟の背景から説明していきたい。家永は、個人執筆で出版していた高等学校第 3 学年用日本史教科書『新日本史』5 訂版原稿において、1962 年 8 月 13 日に三省堂を通じて検定用申請を行ったところ、1963 年 4 月に不合格処分が決定した。

同年の 9 月 30 日に再び家永が検定申請の手続きを行い、文部大臣は 1964 年 3 月に条件付き合格の決定し、3 月 19 日文部省に来訪した家永および三省堂担当社員に対して、初等中等教育局審議官である妹尾茂喜などが同席の上で、条件付き合格となった旨を伝達した。

このときに付された検定意見は、本文 280 頁・史料 22 頁の白表紙本につき約 300 項目に及んだとされている。三省堂担当社員に対しては、同年 3 月 31 日および 4 月 20 日の 2 回にわたって修正要求を行ったという。

家永は、修正要求に応じなければ「不合格となることが明白で」と考え、『新日本史』の出版が不可能となってしまったと述べている¹⁴⁴。上記の一連の流れから、家永は、「教科書検定は違憲である」という主張で裁判を起こすことを決意する。

正確には、家永が教科書の検定で不合格の処分を受けたことは、1963 年が初めてではない。家永は 1947 年 4 月には、既に一般用市販図書として『新日本史』を公刊していた。2 年後の 1949 年 3 月には改訂版を発行していたが、株式会社三省堂から高等学校用日本史教科書の執筆を依頼され、『新日本史』を台本にして、全面的な改訂増補を加えた。

1952 年に検定の申請手続をとったところ、そこでも一旦は不合格となった。しかし、家永は不合格原稿に何らの訂正を加えずに再申請したところ合格し、『新日本史』として 1953 年度から教科書として用いられた。その後、三省堂の依頼により『新日本史』初版に全面的な添削を加え、1955 年に再度、改訂原稿の検定申請をしたところ、216 項にわたって修正することを条件として合格となった。その後 2 回にわたって修正を要

求されたが、修正に応じ得る点は修正し、承服できない点については修正を拒否したという。

それでは、なぜ家永は 10 年近い時間を経て裁判に踏み切ったのであろうか。家永は、裁判に踏み切ったことを回想する中で、「教科書検定、すなわち教科書を通して国民意識の形成を権力的に統制画一化しようとする政治作用に対して強く抗議していた」¹⁴⁵ことを述べている。

つまりは、教科書検定が戦前・戦中の「皇国史観」の押しつけになっており、それに抗議を行うための訴訟であったとすることができる。家永の裁判を報じた最初の『歴史学研究』は 1965 年 9 月（第 304 号）であったが、同年 11 月（第 306 号）には家永裁判に関する座談会が開かれ（「教科書問題と歴史教育」）、遠山茂樹、本多公栄、太田秀通、津田秀夫など当時の著名な研究者が 9 名も集まった。

その中で本多は、政府は「皇国史観」で教科書を塗りつぶそうとするのではなく、それによって「近代化」論を補強し、独占資本家階級を補強し、現代の支配階級の支柱とさせようとしているように思えると発言している¹⁴⁶。このことから見ると、裁判を起こした家永と歴史学研究会の研究者の間では、共通の認識を持っていたことが窺える。

この最初の訴訟が、第一次訴訟と呼ばれるようになり、1993 年まで続くのである。では、このときの家永の訴えの内容を見ていきたい。

家永は、政府による教科書の検定は、歴史的にみるならば、明治 14 年に定められた小学校教則綱領から開始されており、この制度は必ずしも純粋に教育的目的のために運用されたものではないと断言する¹⁴⁷。

教科書の自由発行制度こそが理想であり、今の日本では、各分野の学問研究の成果を自由に教科書に盛り込むことを妨げ、学問上の真理や定説をゆがめ、歴史的・政治的・社会的現実を隠蔽し、子ども（国民）が学校教育を通じて、これらのものを学びとる機会を奪おうとしている。

上記の点は、日本国憲法が禁止する検閲以外のなにものでもないとして、家永は第 21 条に違反していると主張した¹⁴⁸。

訴訟の形態は、不合格処分および修正要求が精神的自由権の侵害・公権力の違法行使にあたるとする損害賠償請求民事訴訟であった。裁判の争点は、（一）教科書検定制度は、憲法第 21 条・教育基本法第 10 条に違反するばかりでなく、憲法の基本的精神・憲法秩序の全体に反するものであること。（二）検定の基準および手続の違法性、（三）

検定基準違反、以上の段階的に設定された3点であった。

これらの点をより分かりやすくまとめたものに、新井章「法廷からのレポートと若干の提言」(『歴史学研究』第340号、1968年9月)が挙げられるが、以下に、その該当部分を引用する。

- ①学校教育法21条以下の法令で定められている現行の教科書検定は、公権力が教科書として書かれた著作の内容を事前審査し、これに合格しないものは教科書として出版すらさせない仕組みとなっており、これは、「公権力が外に発表されるべき思想の内容をあらかじめ審査し、不相当と認めるときは、その発表を禁止すること」とされている検閲に該当する(憲法21条2項違反)。
- ②教育はつねに学問研究の成果や文化の発達度を次代の国民に伝承させる事業であり、したがって教科書は著者らが学問研究の成果を盛りこんで著作されるものであるところ上記のように著書の内容にまで立ち入って干渉する現行検定は、教科書著者らの学問の自由をも制約するものといわざるを得ない(憲法23条違反)。
- ③国民が公教育を通じて自由に有用な知識を学び、それによって自己の人間形成を図ること(教育の自由)、国家の恩恵としてではなく権利として国に対し、平和と民主主義と基本的人権の尊重の憲法原理に適合した公教育を要求しうること(憲法26条)に鑑みると、教科書検定行政の実際は明らかにこれらの憲法的権利に背くものとなっている。
- ④法令によって国民の基本的権利を制限するような場合は、必ず国民の代表機関たる国会の議決を経て「法律」で定めねばならないところ、教科書検定は右のように著作者や出版社らの著作・出版・学問の諸自由を大幅に制限する制度となっているにも拘らず、「法律」は学校教育法21条だけで、あとは悉く命令・規則・通達など下級法令に委ねられている(法治主義違反)。
- ⑤教育基本法10条は、教育に対する国家権力などの不当な支配をいましめ、教育行政は教育の中味に干渉せずその侍女として環境条件の整備を旨とすべしと定

めているのに、前述のごとく教科書検定行政は教科書という重要な教材の決定や選択可能性に国家権力がじかに介入するものとなっており、同条違反は明白である。¹⁴⁹

以上の点から見てとれるように、家永の第一次裁判は、主に日本の憲法の定める学問の自由に違反していることを問題視していることが分かる。ただし、家永が裁判に踏み切った理由はこれだけではなく、先に挙げたように、政府による都合の良い解釈が押し出された歴史観が盛り込まれることも危惧していたのである。

では、政府にとって都合の良い歴史観とは、具体的にどのような歴史であるか。その点は、『歴史学研究』第 309 号（1966 年 2 月）にて掲載された中瀬寿一の「教科書問題にあらわれた独占資本のイデオロギー」から考察することができる。

中瀬は、家永が裁判を起こす数年前まで、検定はアメリカへの従属のもとで帝国主義的・新植民地主義的進出を開始した、日本独占イデオロギー攻勢の一環として捉えられる内容になってきたことを指摘している。

そこで、「家永訴訟」は画期的な意義を有していると評価し、「米・日独占資本の反動的イデオロギー攻勢の思想的特質」を浮き彫りにしようとする。

例えば、「大東亜戦争肯定論」ブームを巻き起こした影の演出者は独占資本イデオロギーであり、「期待される人間像」とは日本的労務管理にふさわしい絶対服従、無抵抗の人間像であると中瀬は指摘する。そして、対米従属に甘んじつつ「集团的植民地主義」の一翼を担い、アジア・アフリカ諸国人民に敵対する人間像、ネオ・ナショナリズム＝ネオ・ファシズムの人間像、言い換えると憲法改悪・教育基本法改悪の人間像が政府の求める人物像であると断定する¹⁵⁰。

中瀬の上記の指摘は、まさに 1960 年代あたりの日本社会の様相に起因している。これは第二章でも紹介した、「戦後歴史学」の人民闘争史を色濃く反映している。日米の独占資本との果敢な闘い、平和と独立と真の民主主義、新憲法と教育基本法を守る闘いを強調する中瀬の文章からも、そのことが窺える。

こうした、独占資本イデオロギーから教育の権利を取り戻そうという意識が研究者の間で高まり、「家永訴訟」は未来の教育を、人民の手に闘い取ろうとする、大きな展望を持ったものとして評価しなければならないと中瀬は主張しているのである¹⁵¹。

同時に、「戦後歴史学」が終戦当初から掲げていた歴史学の科学性にも言及している。

中瀬論文が掲載された『歴史学研究』第 309 号にて、1965 年 11 月採択となった、歴史学研究会の声明が発表されている。

声明文の題名は、「われわれは教科書検定違憲訴訟を支持する」となっており、内容としては、科学的な歴史学の発展を願い、平和と民主主義のための歴史学を擁護する立場から家永の裁判を支持するというものである。

政府は日本人民と世界諸民族の、平和と独立を求める努力を無視し、アメリカ帝国主義の戦争政策と日本独占資本のアジア諸国への侵略を擁護するため、教育に対する不法かつ不当な干渉を行い、国家的統制をますます強めていることを危惧している点は、先の中瀬の主張と一致するところである。

では、こうした「戦後歴史学」研究者側からの批判に、政府側はなんと反論したか。当時の裁判から政府側を代弁する書物がほとんど存在しないため、ここでは、「戦後歴史学」研究者の一人である永原慶二の論文から考察していきたい。

『歴史学研究』第 340 号（1968 年 9 月）にて、永原は「歴史教育と歴史学」という論文を寄稿しており、そこに裁判において政府側が行った答弁内容の説明を紹介している。

それによると、文部省側はしばしば「教育的配慮」とか「児童の心理的発展段階」という表現で教科書検定の合憲性を主張していたという。

これは、永原の説明によると、小学生のような社会的体験に乏しい年齢層に社会構造を理解させることは無理であり、ある程度、簡素な内容にまとめる必要がある。歴史はいわば人類、民族の総体験の概括といった性質をもつものだから、子供には元来理解できないのではないかと、という点は、永原も認識していた。事実、そういった考え方は、文部省の意見にとどまらず、一般の歴史教育論としてもある程度の支持をえているかもしれない¹⁵²、という主張からもそのことが読み取れる。

その点で、裁判当時の教科書が、人物を切り口として歴史に入ってゆく方法に、永原は一定の理解を示す。

しかしその場合でも、人物学習はあくまで導入部的な位置以上を与えられるべきものではないと釘を刺す。時代の性格や特色などの理解を深める手だてとして意味があるのであり、特定の人物の行動や思想に共感し、そこから教訓を受けるといったような心情的受けとめ方に主目的をおいてはならないという。

永原がこのように考えたのは、「戦後歴史学」がいわゆる「偉人」のみをもって歴史

を語る手法を忌避したという要因もあるだろうが、やはり家永、中瀬が語った背景としての、当時の日本の社会情勢が大きかったと思われる。

永原は、論文の中で、現状の教科書検定は、全教科を通じて、子供に「愛国的な心情」を涵養するための教育を全面的に推し進めており、教育目標は科学ないしその基礎をなす科学的なものの考え方の教授よりも、「愛国的」・「国民的」な「心情」の養成、すなわち国民教化に絞られていると述べる¹⁵³。

こうして見ていくと、「戦後歴史学」としては、教科書検定が憲法違反であることと並行して、政府が行う検定済みの教科書では、学生に科学的な歴史を提供できないと考え、それを憂慮していたと言えよう。

先の声明文にも、「科学的な歴史学の発展」を願う文章が最初に登場していることから、科学的歴史学の堅守もまた、当時の「戦後歴史学」にとって重要な闘争理由であったことが窺える。

永原は続けて言う。歴史教育における科学性と教化性というふたつの要素は、歴史学が元来人間の社会的行動の軌跡を追求するものだけに、歴史を客観的な科学研究の対象としてとらえる。同時に、そこから人類的体験の教訓を引き出そうとする考え方に支えられて古くから存在した、と¹⁵⁴。

当時において、歴史の「科学性」がどれほど重要視されていたかが分かるだろう。歴史教育とは、科学性と教化性が同次元で両立し難いものであり、両者の「調和」ということによって解決される性質のものではないという考え方を「戦後歴史学」は共通して認識していた。この点は、歴史叙述は読み手に情動的な感動を与えるものではないと遠山らが主張した、『昭和史』論争と類似する。

戦前・戦中の「国史教育」は実質上、ほとんど科学性を無視し、それを全面的に国民教化の道具として利用したからこそ、家永たちは教科書の検定に大きな疑念を持っていたのである。

その例証として、家永の教科書が太平洋戦争に関して「国民は戦争についてその真相を十分知ることができず、無謀な戦争に熱心に協力するよりほかない状態におかれた」¹⁵⁵と書いたところ、検定の際「無謀な」という文字を削除させられた問題を取りあげている。

裁判において、政府の意向を聞いたところ、文部省の天城勲は、「第二次大戦の歴史的评价が必ずしもまだ定まっていなのに価値判断的に無謀という評価を下すこと」は

適当でない旨の答弁をおこなっている。永原は、これは一見すると学問的に慎重でもっともな態度のようであるが、歴史学および歴史教育の立場からすれば、甚だ無責任というほかないと批判する。

理由は、家永が「無謀な戦争」というとき、それは当然のことながら一歴史家の主観的・独断的な判断ではなく、「無謀」と評価すべき諸要素が客観的に挙示しうるし、そう評価することが関連諸事象や前後の歴史過程からみてまさに科学的な合理性をもっているからであると主張する¹⁵⁶。

この点に関しては、遠山茂樹も同様の理論を展開している。『歴史学研究』第474号（1979年11月）における「教科書訴訟支援と歴史学の課題」にて、教科書とは、本来、自由執筆、自由発行、自由採択が望ましいことを、まず言及する。

文部省は、執筆者が各自の学説や歴史観にもとづいて自由に執筆する教科書が出れば、教育の現場は混乱するとしているが、遠山は、そうはならないと断言する。

それは、相対立する学説をそのまま歴史教科書の叙述のなかに持ちこもうとする執筆者は存在しないからだという。理由としては、学説対立が常である学界の共有財産から導き出される基礎的な事項についての知識の習得と、事項と事項の関連の認識の訓練とを可能とするよう叙述は配慮される点を挙げている¹⁵⁷。

遠山が指摘する共有財産とは、学説が対立し論争が行われることを通して、その学説対立のなかで、全学界が共有すべき知識（財産）として認識し、新しい史実の発掘や論証方法の錬磨など、総合の理論の精密化が蓄積されることの過程を示している。

要するに遠山は、歴史学の研究者であれば、自説の解釈のみを教科書に盛り込みはせず、対立する学説も共有し、理論によって歴史を叙述すると述べているのである。これによって、教科書が自由採択になっても、教育現場に混乱は生じないと考えていた。

そのように唱えた後、遠山は、学生が将来、科学的な歴史観を自主的に形成できるよう、その土台としての基礎的な知識の学習と基礎的な思考の力の訓練を行うことが、歴史教育で重要となってくると締め括る。

永原や遠山の考察は、若干、「戦後歴史学」研究者側に寄りすぎている傾向もあるが、当時はまだ終戦から20年程度しか経過しておらず、戦争の実体験を持つ研究者が多く存在していた所以であろう。

「教育的配慮」や「児童の心理的発展段階」を根拠とする政府側の主張こそ欺瞞的な答弁であり、個々の歴史事象の解釈についても、史実の撰択についても、歴史像の構成

についても、表面的には「公平」や客観性を装いながら、巧妙に政府の欲する教化性を押し付けてきていると永原は批判する¹⁵⁸。これは、「戦後歴史学」に従事した大多数の研究者の意見として見て良いであろう。

また、家永の教科書裁判で特徴的だった点は、従来の教育裁判では、証言の全速記録が公刊された例がなかったのだが、本裁判では裁判過程の全貌を初めて全国民に公開した。このことから、家永の裁判によって教科書検定が広く国民に伝わったと言われている¹⁵⁹。

しかし、家永が起こした第一次訴訟は、組織的な実践に取り組みを始めた時期は1970年からであったという。その点は、家永自身もそのように認識しており、『歴史学研究』第527号にて、以下のように述べている。

19年前の1965年6月に教科書検定訴訟をはじめて起したとき、教科書検定、すなわち教科書を通して国民意識の形成を権力的に統制画一化しようとする政治作用に対して強く抗議していた人々の間でも、法廷の争いにもちこむことには、反対と
いわないまでも、如何であろうかという消極的な意向が強かった。¹⁶⁰

では、なぜ1970年代になって、教科書訴訟支援運動が活性化したのだろうか。理由としてはいくつか挙げられるだろうが、やはり、1970年7月に下された東京地裁の判決が大きな影響力を発揮したのではないだろうか。

この判決は、実は、家永裁判の二次訴訟のものである。一次訴訟が1965年に開始された後、1967年に2回目の訴訟に家永は踏み切っていた。訴訟の理由や内容は、一次訴訟とほぼ同様で、『新日本史』の不合格処分を不当とする内容であった。

その二次訴訟の判決が、一次訴訟よりも早く下されたのである。本節の最後に、家永裁判の流れを簡潔にまとめた表を記載している。(表1)

その判決内容は、原告である家永の全面勝訴と言って良い内容であった。当時の裁判長が杉本良吉であったことから、本判決を「杉本判決」と呼ぶことが多い。この判決は、『歴史学研究』でも大きく紹介され、判決文の内容も紹介された。最初に紹介されたものは、『歴史学研究』第365号(1970年9月)であり、歴史学研究会の声明文が記載され、「教科書検定違憲訴訟判決についての声明」(1970年7月17日)と題された。

1970年7月17日、東京地裁民事第二部杉本良吉裁判長は、家永三郎東京教育大学教授が国（文部大臣）を相手どっておこした教科書検定違憲訴訟に関し、原告勝訴の判決を下した。

文部省は、1953年の池田・ロバートソン会談以降、一連の反動文教政策をおしすすめ、教科書指定・学習指導要領の国家規準化、学力テストなどによって、教育内容の統制をすすめてきた。そして家永教授著作の高校日本史教科書『新日本史』にたいしては「歴史をささえる人びと」という解説を「一方的である」と断じ、記紀神話の政治性のしてきを偏向であるときめつけ、日ソ中立条約締結時における日本の主導性を全面的に否定する記述を強要するなど、きわめて恣意的な意見をおしつけてきた。家永教授は、こうした文部省の検定不合格処分 of 取消しを求めて訴訟にふみきったが、今回の判決は、このような不合格処分が日本国憲法第21条第2項および教育基本法第10条に違反するとの判断を示したのである。

この教科書検定違憲訴訟は教科書検定制度による国家権力の教育・研究の自由への直接的な侵害を法的に告発することを意味していた。その意味では、この訴訟は、教科書検定の問題のみならず、教育の自由のあり方そのものを問う教育裁判としての性格をもつものであった。そして今回の判決は、教育権が国民固有の権利であることを認め、いわゆる検定は、明らかな誤記・誤植の修正に止まるべきことを限定づけ、教科書執筆者の歴史観・学説に関しては、これを尊重すべきことを明らかにし、同時に教育者（教師）に教育と研究の自由が存することを明文したのである。このことは文部省が従来教育行政を通して加えてきた教育内容への様々な統制が、基本的に不当なものであることを明らかにしたというべきである。

われわれ四団体に結集している歴史研究者・教育者は、独立と平和と民主主義を達成するたたかいにおいて、今回の判決が巨大な勝利への第一歩であることを確認し、あわせて民主主義教育をまもり、そだてるたたかいに力強いはげましとなるものであることを確認する。しかし、国側は、甚大な打撃を受けつつも控訴を決定しており、法の擁護者であるべき文部大臣が「判決にかかわらず現行の教科書検定制度は従来通りこれを堅持する」と法の侵害を公然と発言している。

われわれは、文部省のこのような言動に強い憤りをいだくものである。われわれは、この判決を支持するすべての国民、歴史研究者・教育者とともに、一層の団結を固め、教科書指定に典型的にみられる国家権力による思想統制にあくまでたたか

うことを、ここに声明する。¹⁶¹

全容を過不足なく紹介するために全文を引用したが、この声明から判明する事柄は、原告である家永の勝訴だけでなく、歴史研究者たちの闘いの勝利として大きく取りあげている点である。こうした声明文を読み、教科書訴訟の支援に多くの研究者が駆けつけたと考えるのも不自然ではないであろう。

「戦後歴史学」の系統を引く歴史学研究会が、教科書裁判の支援に30年近く力を注いだ理由は、最初の判決が勝利を飾ったことと無関係ではないだろう。この杉本判決を境にして、『歴史学研究』ではその後も数多くの家永裁判に関する論文が掲載され、特集も組まれた。

『歴史学研究』第370号（1971年3月）では最初の特集が生まれ、『国家権力と歴史教育』を特集するにあたって」と題された。「70年代はまさしく、反動と民主主義が、戦争勢力と平和勢力とがしのぎをけずって対決する尖鋭な階級闘争の時代としてとらえることができよう」¹⁶²という文章から、杉本判決からの後押しの力強さが見てとれる。歴史学研究会が目標とする、歴史を科学的に認識するということを、理論的・実証的に鍛えていくことが強調されている点も、当時の「戦後歴史学」の潮流のひとつであろう。

この号では、原告である家永の論文も掲載され（「教科書裁判の現代的意義」、憲法の戦争放棄理念の破壊を阻止することを可能とし、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする」¹⁶³可能性を高める結果ともなったと述べている。

杉本判決に不服とした文部省は控訴を決定し、裁判の長期化を予測させた。その中で、一次訴訟の地裁判決が1974年7月に下された。内容は、杉本判決と比べ、やや衰退した判決となっていた。検定意見の当否を裁判官が具体的に検討した結果、1962年度検定では323か所のうち11か所を、1963年度の検定では、白表紙本につき290か所のうち、特に原告指摘の14か所のうち5か所・内閣本につき3か所合計19か所を、検定基準と照合して不当であると認めた。

これによって原告が被った精神的損害に対する慰籍料として、賠償10万円の支払いを命じたが、これだけの不当個所だけでは、検定不合格処分に影響を及ぼすものではないと判断された。

不合格処分の違法を前提とする損害賠償という形ではなく、あくまで一部の裁量権濫用としての支払命令となったのであり、検定制度そのものは合憲とした。原告の家永は

この判決を不服とし、控訴を決意する。

家永だけではなく、原告側支援者にも少なからぬ反発を示した者も存在した。『歴史学研究』第412号（1974年9月）における北島正元「第一次家永教科書裁判の判決を傍聴して」が好例であろう。

北島は、高津環裁判長の下した判決を「一言でいえば、それは非常に次元の低い判決というよりほかはなく、第二次訴訟の杉本判決から全面的に後退したものであった」¹⁶⁴と明言する。また、判決直後の家永のインタビュー記事の内容（『読売新聞』1974年7月16日夕刊）も紹介する。

家永は、「裁判官はいつから歴史家になったんですか。ひとつひとつの検定個所について、あたかも歴史家・教育家のように裁判官が判断を示している。これは大変な思い上がりですよ」と述べているが、北島は、「われわれも同じような感想をもった」と付け加えている¹⁶⁵。

高津判決を、「裁判官の思い上がり」と表す家永の言葉には、多分に感情的なものを読みとることができる。それだけに、杉本判決の意義が大きかったのであろう。さらに、1975年12月には、高等裁判所が、二次訴訟における国側の控訴を棄却する判決を下すが、このことに関する歴史学研究会からの見解は特に見あたらない。

以上のように、1970年代中頃までを見てきたが、総括して言える点は、家永の教科書裁判当初では、主に歴史学の科学性を訴え、それを守ることに力を注いでいる点である。それを裁判で立証するために、憲法違反として裁判所に持ち込んだのである。

『歴史学研究』第406号（1974年3月）では、遠山茂樹が家永の教科書裁判において重要としている点を挙げている。

そこでは、家永教科書裁判を支持している理由は、家永の歴史叙述、歴史観に賛成しているからではなく、検定が行われることによって生じる、学問それ自体の問題性であると論じている。

遠山が言うには、権力の学説是非の判定は、研究者の相互批判とは質的に全く異なることであるという。それは、歴史教科書における通史叙述の問題であり、どのような歴史叙述が、歴史的にも、教育的にも、より良いものとするかが問題であり、それは研究者や教育者に委ねるべきであるとする。

史実の選択、学説対立への対処、歴史の評価が最も厳密に求められているのであり、それは、方法論・歴史観が、個別研究の場合よりも、もっと厳しく要求されるものが教

科書作成であるという¹⁶⁶。

このように説明した上で、遠山は、辻善之助の『田沼時代』（大正4年）を挙げる。この歴史叙述が古典的である所以は、問題意識と研究・叙述の立場がはっきりしており、その論証に向かったの、史料の取扱い、史実の選択、史実の評価がきびしく方向づけられていると評価している。教科書もまた、実証に沿って、系統的であるべきことを暗示している。

歴史学とは、歴史の全体性・構造的認識の獲得であり、歴史発展の基本的なものへの認識の獲得であり、歴史発展の系統性・必然性への認識の獲得であろうと指摘し、論証という形で実践を進めることを推奨する。

この点に関しては、遠山はある程度徹底しており、「戦後歴史学」系の研究者が集まり、編集した『歴史を学ぶ人々のために』（三省堂、1970年）において、「歴史学と歴史教育」という題名で論文を掲載している。

その論文の中で、遠山は、学校教育における太平洋戦争の学習の問題点として、中学校で得た単純な戦争罪悪観が、高等学校でより多くの知識を得ることによって、多くの学生が複雑に考えていくことに言及する。

遠山は、具体的な史実とその具体的な関連を押さえ、その上で、日露戦争と日本の工業との関連を評価すれば、最後の結論が戦争を肯定しようと、否定しようと教育上・学問上差し支えはないとする¹⁶⁷。

まさに、史料の取扱い、史実の選択、史実の評価がきびしく方向づけられれば、太平洋戦争の肯定も学問上において差し支えないとする理論の徹底ぶりは、当時の「戦後歴史学」においても異質であったかもしれない。

科学的歴史学の推奨と実践を謳った「戦後歴史学」ではあったが、それでもある程度の暗黙の了解なるものは存在していた。そのひとつが、先の太平洋戦争の評価であり、大抵の研究者は、家永が教科書裁判で検定を受けたように、「無謀な」戦争であり、「恥ずべき、そして残虐な戦争」という点を「徹底的に」教える必要性を説いていた¹⁶⁸。

そうしたひとつの学術的党派の見解にも逆らい、科学的歴史学とは、史料の明示と関連手法が妥当であれば、常識とされていた従来の歴史の見解にも異を唱えることができるのだと、遠山は提示したのである。

遠山のこうした理論は、「戦後歴史学」の中でも特に徹底された方であると思われるが、全体的に見れば、「戦後歴史学」も科学的歴史学を唱え、それを守ろうとしていた

ことは、家永裁判の過程を見ても明らかであろう。

同時に、当時の教科書裁判においては、第二章で言及した、人民闘争史や民衆史の観点を教科書の叙述に盛り込むべきであるとの主張も存在している。

『歴史学研究』第433号（1976年6月）において、「歴史意識の形成と教科書記述」という論文を執筆した永原慶二は、1922年に全国水平社とともに日本共産党が結成されたことも教科書に書き込まれるべきだと主張する。

その時点ではごく限られた影響しかなかったとしても、後に共産党が果たしてゆく役割を見とおせば、時代の転換的意味を最もシンボリックに示すものであるから、歴史認識としてはあくまでそれを重視しなければならない。また、幸徳秋水たちの戦争批判も、多数の声ではないから小文字で書けばよいというのではなく、それが日清戦争のときと異なり、背後の社会変化（産業革命の進行に伴う労働者階級の成長・労働組合の成立等々）と深くかかわる新しい動きであるが故に重視されねばならないと指摘している¹⁶⁹。

まさに、「共産党の役割」が人民闘争史観、「全国水平社」や「幸徳秋水たちの戦争批判」が民衆史に関連するであろう。

同時に、ここでは、朝鮮人と中国人の強制連行に関する記述があるが、教科書で叙述しようとした箇所が、検定で引っかけたことを紹介しているのみである。全体の文量としては、先の共産党の役割や全国水平社に対する言及が多い。

しかし、このような科学的歴史学、人民闘争史・民衆史の重要性が後退し、別の要素が前面に押し出される時期が、1980年代であり、1982年の「教科書問題」以後のことなのである。

次節では、家永裁判の続きを見ながら、そのことに関する考察を行う。

第三節 大きく変化した歴史叙述と「戦後歴史学」の方針

第一章第二節にて、高岡裕之が江口圭一の論文を引用して、1982年の「教科書問題」以前まで、「戦後歴史学」が戦争の悲惨さを伝える手段としての、「日本の戦争責任」がほとんど論じられていなかった点を指摘し、同事件が戦後歴史学に大きな衝撃を与えたことを紹介した。

この点は、家永の教科書裁判にも当てはまる事柄である。『歴史学研究』第508号（1982年9月）にて、永原慶二は「教科書裁判と今日の教科書問題」という論文にて、家永教

科書裁判における重要な点を紹介した。

そのひとつが、歴史における民衆の役割、日本近代史における戦争責任や国家像などであった。政府はそれらの記述に、権力的な修正＝歪曲を迫っており、その意味で、この検定は、日本歴史研究の学問的の達成そのものに対する挑戦としての性格をもつのであると紹介している¹⁷⁰。

「教科書問題」が同年の6月であるが、その出来事からわずか3ヶ月しか経過していない。執筆の期間を考えるならば、それよりも短くなるだろうか。突如として、それまで永原の論文では登場してこなかった「戦争責任が」文章に出現したのである。

これより前の永原の論文は、『歴史学研究』第494号（1981年7月）に掲載された「危機に立つ歴史教育」であるが、ここでは、アメリカの東アジア軍事戦略の一環として、日本の軍事力が注目され、日本側も1981年度予算にて、他の費目の平均を上回る「防衛費」の増額を実現したことを第一に指摘している¹⁷¹。

その上で、日本の「軍事化」状況が急速に推進され、教科書をはじめとする教育界も、そうした状況への抵抗を少なくするための施策として位置づけられ、戦前型式典・儀礼等の復活は、さらにその基盤を支える国民意識の形成の必要条件として重視されている、という危惧を示している。

つまり、1982年の「教科書問題」以前では、永原は家永の教科書裁判にて「戦争責任」については明確に触れたことがないのである。これは、永原個人だけではなく、まさしく歴史学研究会そのものにも当てはまる。

同じく、『歴史学研究』第494号（1981年7月）にて、歴史学研究会編集委員会は「1981年度歴史学研究会総会」という枠を用意し、歴史学研究会全体の方向性を明示した。その中で、家永裁判に関する表明も行っている。

編集委員会は、家永の教科書裁判は、最近の軍国主義復活をめざす一連の動きのなかで重要な位置を占めていることは明らかであると述べ、以下の「決意」を記載している。

- 一、国民を軍国主義への道にひきずりこもうとする政府・自民党・財界・右翼的勢力の教科書国家統制強化の策動に強く反対する。
- 二、国家が教科書検定によって教科書執筆者の思想審査をおこない、国民に特定の歴史観を押しつけることに反対する。
- 三、最高裁判所が、政府・自民党などの教科書攻撃にまどわされることなく、教科

書裁判第二次訴訟における国側の上告を棄却し、教科書検定の違法性を明らかにすることを要請する。¹⁷²

上記の3点が、1981年における歴史学研究会が示す、家永教科書裁判への「決意」である。これらには、日本政府の軍国主義イデオロギーへの批判はあっても、「戦争責任」に関する文言は一言も示されていない。

しかし、「教科書問題」が騒がれた後の、『歴史学研究』第508号（1982年9月）では、歴史学研究会委員会の名で「侵略の歴史を改ざんする教科書検定に改めて抗議する」声明文（1982年7月30日）を公表する。

われわれ歴史学研究会は、かねてより多くの国民、歴史学関係者とともに教科書検定制度に反対し、その違憲性・違法性を一貫して批判してきた。にもかかわらず政府、文部省はわれわれの声に一切耳を傾けず、不当な検定行政を年々強化さえてきた。それにより教科書は歴史の事実をも否定する不当な内容に改変されてきたのである。現在、国内のみならず、かつて日本に侵略されたアジアの国々から大きな教科書批判の声があがっているが、これも日本国民の検定批判に耳をふさいできた政府・文部省の独善的対応が招いたものといわねばならない。

今回の検定において日本の「侵略」はすべて「進出」「侵攻」等と改められ、南京大虐殺の記述では中国軍の頑強な抵抗にその一因があるかのように改ざんされている。朝鮮関係では神社参拝の「強制」が「奨励」に、労働者の日本への「強制連行」が「徴用令の適用」へと改められてしる。これらは、アジアに対する日本の侵略と抑圧の事実を隠蔽し、植民地支配をも正当化しようとする意図が露骨に示されたものである。

しかも許せないことは、侵略の事実の隠蔽があたかも教科書執筆者の自発性によるものであるかのように文部省が対応していることである。「侵略」を「進出」「侵攻」に修正したのが強圧的な教科書検定であることさえ認めない文部省に対し、われわれは強い怒りを覚えるものである。

外国からの批判をうけなければ腰をあげず、しかも過去の歴史に対し一片の反省もみせないこのような政府・文部省の態度こそ、アジアの国々の民衆との連帯を損ねるものであり、教科書問題が国際化した真因である。単なる外交折衝でごまかす

ことは許されないのである。

われわれは、侵略の歴史を改ざんする教科書検定に改めて抗議し、ここに違憲・違法の教科書検定制度の廃止を強く要求するとともに、教育の民主的発展のために努力する決意を新たにするものである。¹⁷³

この声明文が、過去における歴史学研究会の家永裁判、もとい、教科書裁判で公表した声明と異なっている点は、下線部に示すように、歴史学の「科学性」ではなく、アジアの人々との「連帯」が重要視されている点である。

根本的な問題として、これまで歴史学研究会全体としては、日本の「戦争責任」に関する著名な論文もなく、特集が組まれたこともないにも関わらず、なぜ突然、声明文を発するにあたり、この問題を大きく取り上げたのだろうか。

勿論、「戦争責任論」に関する論文は、第二章でも紹介したように、『歴史学研究』にいくつか存在はしているが、歴史学研究会そのものが、ここまで大きく押し上げることはなかったのである。

これらの事例こそが、高岡裕之が江口圭一の論文を引用して力説した、「衝撃」だったのである。では、江口はこうした事態を、当時どのように捉えていたのだろうか。高岡が引用したとされる、江口の「十五年戦争史研究の課題」(『歴史学研究』第511号、1982年12月)を実際に読み進めて、さらに考察を加えていきたい。

この論文で江口は、当時において教科書の執筆にあたっていた一人であり、はじめて検定を経験したと語っているが、それが今回のような重大な結果を引き起こすことになるろうとは、全く予想していなかったと述べている。

江口自身は、日本の中国、朝鮮その他アジア諸地域にたいする侵略と加害こそ、日本近現代史の最大の問題であると考え、教科書の記述に際しても、これをできるだけ具体的に理解できるように配慮したという。その自負として、「この侵略と加害に関する記述において、他の教科書に比べ決して遜色ないもの」¹⁷⁴と考えていたようである。

しかし、中国や韓国の批判を受け、その考えが独りよがり過ぎず、被害者の真の痛覺をとらえ切るものでなかったことを証明してしまった出来事であると考えている。例えば、蘆溝橋事件に関する従来の研究では、発砲事件の真相や拡大・不拡大問題の究明が重要とされていたが、江口は、「教科書問題」を受け、日本軍による住民の大量殺害がなされたということに目を向け始める。

すなわち、戦闘に際して日本軍が中国軍民に対して何をしたかという事実の解明の方向が、むしろ戦争史にとっての第一義的な問題ではないか、それが欠落していたのではないかと深く考えたのである。

それに並行し、江口は、歴史学研究者がこれまで何をしてきたか、疑問を投下していく。非合法的な人体実験を行ったとされる、731 石井部隊を究明した作家の森村誠一や中国の一般住民に対する無差別の残虐事件を調べたジャーナリストの本多勝一を例に挙げ、これらの作家やジャーナリストらの営為と成果に比べて、歴史学者の貧弱さを批判する。

こうした反省に則り、江口は、独自で柳条湖事件に対する、当時の日本民衆反応を伝える史料を探し、神戸市の「市中の雑観」および「女性から観た満州の日支衝突事件」を紹介する。

車掌や商店主、劇場主任など様々な人々の意見を引用するが、そのほとんどが、対中国戦争を支持するものであった。ここから江口は、「このような無産階級ないし勤労者層にもっとも色濃くみられた好戦的・排外的な意識・感情の延長線上に、中国大陸における征服者としての日本人の中国人にたいする加害行為があったのではないか」¹⁷⁵とそれまでの認識を改めようとしている。

従来の「戦後歴史学」の理論では、これらの無産階級や勤労層は、被支配層の人々に分類される。そしてこれらの人々は、総じて、支配者層が引き起こした戦争の被害者、あるいは、第二章第二節で取りあげた井上清の言うところの、「不正の戦争をくい止める力」ともされていた。

しかし、こういった考えが、1982 年の「教科書問題」によって、その定義が大きく崩れ始めたのである。すなわち、江口が指摘しているが、「被抑圧者としての勤労民衆こそが実は植民地民衆への加害者であったという事実」¹⁷⁶に目が向けられるようになったのである。

これこそが、歴史学研究会を含めた「戦後歴史学」に与えた「衝撃」の詳細である。侵略者・加害者としての日本民衆の実像を冷徹にとらえ、同時に、従来の民衆史研究の欠陥として、「民衆美化」を挙げる¹⁷⁷。これによって、勤労民衆が歴史的に帯びざるを得なかった否定的側面には目を閉じがちで、民衆の全体像を捉えられていなかったことが、「戦後歴史学」の研究者に大きな反省として出てきたのである。

こうした「戦後歴史学」内部の変質が進む中で、家永三郎は教科書訴訟の三次訴訟を

開始する。家永が3回目の教科書裁判を引き起こした時期は、1984年1月19日であり、「教科書問題」から少し時間が経過している。『歴史学研究』では、第525号（1984年2月）にて、教科書検定訴訟を支援する歴史学関係者の会を立ち上げ、「教科書裁判第三次訴訟の提起にあたって」という会告を掲示した。

大まかな内容としては、家永の執筆した高校日本史教科書『新日本史』が1980年度の全面改訂検定をうけ、400項目にのぼる検定指示を受けた、というものであり、この点は一次訴訟、二次訴訟と変わらない。

しかし、この三次訴訟では、その中から「侵略問題」「南京大虐殺」などきわめて思想審査性の強い数項目に限定し国家賠償請求を提訴した点が、従来とは異なっている。家永は比較的、日本の戦争責任に早くから目を向けており、『新日本史』でもそのことに関係する記述を著していたが、今回のように、わざわざ裁判の重要項目として列挙したことはなかった。

上記の会告でも、「第三次教科書訴訟は、第一に、第一次・第二次訴訟では、とりあげられていない新たな項目をめぐって検定の検閲としての性格を明らかにしようとする訴訟」¹⁷⁸であることに触れている。さらに、これらの項目には、1982年の中国・韓国などからの批判を受け、政府が是正措置を約束したものが含まれており、検定制度の政治的性格を明らかにしようとする訴訟でもあるとしている。

このことから、家永の教科書裁判にも「教科書問題」の影響が及んでいたことが分かるが、具体的に、どのような過程で訴訟に踏み切ったかを具体的に見ていきたい。

『歴史学研究』第527号（1984年4月）にて、大川隆司の「教科書検定行政の歴史と第三次訴訟」という論文に、事の詳細が記載されているが、それによると、1980年以降の検定が異常に厳しくなり、修正し指示を受ける箇所が飛躍的に増加した。

このため、家永の執筆した『新日本史』の内容にて、例えば、前述の南京大虐殺やアジア諸国に対する日本の「侵略」という表現が検定に引っかかり、修正の必要性が生まれた。

採択競争に遅れることを憂慮した出版社（三省堂）としては、検定当局が「改善意見」に固執して内閣終了の通知をくれない限り、意見に従わざるを得なかった。申請者側が「任意に」修正したという口実をつくりつつ、実質的に記述修正を貫徹するという官僚的知恵が、本検定では窺える¹⁷⁹、というのである。

その折に、1982年の「教科書問題」が起こり、政府は「近隣諸国条例」を発表する

に至った。この内容には、先の「南京大虐殺」事件に関するもの、および「侵略」という表現に関するものが含まれており、家永は、南京大虐殺に関する脚注の記述訂正を行う旨を求める申請（「正誤訂正」）を1982年12月2日に三省堂を通じて行った。

しかし、文部省側は、家永らの「正誤訂正」受け取りを拒否し、文字通り「門前払い」にしたという。申請の受理を拒否することは、とりもなおさず全面的な不承認処分と同視すべきものであると考えた家永は、政府が国会でも言及した教科書検定の是正の任務を遂行しておらず、不法行為責任を迫及するものとして、訴訟に踏み切ったとしている¹⁸⁰。

家永の第三次教科書裁判に関しては、政府側の文献でも研究されている。当時の教科書検定の担当者であった時野谷滋は、次のように整理している。

- ①1978年の高等学校学習指導要領の全面改正に伴い、原告は、従来の教科書を全面的に書き改めて新たに「新日本史」原稿を作成し、1980年、三省堂から文部省に対して検定申請を行ったが、審査の結果、この原稿には多くの欠陥が認められ、それぞれに修正意見、改善意見が付されて、条件付合格となった。そして検定意見に従った修正が行われた結果、検定に合格し、『新日本史』として発行された。
- ②前述のように1982年の教科書問題の際に、検定基準の内容の「選択・扱い」について、近隣のアジア諸国との間の近現代史の扱いに関する新項目が追加されたのであるが、その12月に三省堂社員が「南京事件」に関する記述についての正誤訂正申請書を持参した。しかし文部省側が同社員に対し、正誤訂正の要件に該当しない申請は適切でないので検討するよう告げたところ、同社員は申請書を持ち帰った。
- ③1983年、三省堂は、先に合格となった『新日本史』のうち84箇所を改訂したい旨の改訂検定の中請を行った。審査の結果、84箇所中、60箇所はそのまま認められたけれども、24箇所には改善意見、修正意見が付され、条件付合格となった。そして検定意見に従って修正された結果、検定に合格し、『新日本史（改訂版）』として発行された。¹⁸¹

上記の事柄について、家永は①について、A,親鸞、B,戊辰戦争、C,日本の侵略、D,

南京事件、に関する記述に付された検定意見、②について、正誤訂正中請の不受理、③について、E,朝鮮人民の反日抵抗、F,南京事件、G,七三一部隊、H,沖繩戦に付された検定意見により、思想・表現の自由や学問の自由を侵され、多大な精神的苦痛を被ったとし、国を相手として損害賠償金 200 万円を請求する訴訟を東京地方裁判所に 1984 年に提起したと書かれている¹⁸²。

両者を比べると、「門前払い」が焦点となる正誤訂正に関しては、説明の内容に若干の食い違いが見られるが、大筋は一致している。

こうした流れを受けて、『歴史学研究』第 531 号（1984 年 8 月）では再び教科書検定に関する特集が組まれることになるのだが、この特集で目立つ事柄としては、従来はほとんど触れられてこなかった日本の「戦争責任」に関して大きく言及する論文が出現した点である。

川島茂裕は、『1980 年代検定』の特徴と歴史学」という論文において、「近現代史の戦争加害の記述について」¹⁸³という項目を設置し、戦争の加害記述に対する削除、もしくは、あからさまな戦争肯定の記述を要請する文部省の態度を批判する。

吉田裕は、「南京大虐殺—日本軍の侵略と戦争学習」という小さめのコラムにて、南京事件の研究段階を説明している。その中で、政府が行う教科書検定は、侵略戦争への反省の欠如を招き、アジア諸国との友好を深める点で大きな障害をつくり出していると指摘している¹⁸⁴。その上で、アジア諸国との友好の最小限度の前提は、日本の侵略のありのままの現実から眼をそらさず、それを子供たちに伝える点にあること強調する。

その他にも、栗屋憲太郎は 731 部隊の紹介を行い、戦時中における日本軍の細菌戦の実態に批判を加えている。

こうした日本の「戦争責任論」は、家永の教科書裁判だけではなく、1980 年代以降の『歴史学研究』における近現代史の大きなテーマへと変貌を遂げることになる。

『歴史学研究』第 517 号（1983 年 6 月）において、日本の子供たちに平和教育を教えるためには、日本の戦争における加害の側面も教え、第三世界の人々と連帯できる条件を整えねばならないと主張した、板垣雄三「歴史学と第三世界」をまず挙げることができよう。

また、山田昭次「韓国ナショナリズムと天皇」（『歴史学研究』第 538 号、1985 年 2 月）や高崎宗司「日韓会談の経過と植民地化責任」（『歴史学研究』第 545 号、1985 年 9 月）のように、政治的観点から戦争責任の視点を展開する論文も現れている。

ここで注目すべき点は、研究者である吉田裕や栗屋憲太郎らが、一様にアジア諸国との「連帯」や「友好」を声高に主張し始めたことである。本章では、家永の教科書裁判の過程を追う中で、当初は歴史学の「科学性」が重要視されていたことは、既に紹介した通りである。それが、1982年の「教科書問題」以降、アジアの人々との「連帯」や「友好」が代わりに押し上げられてきたのである。

このことは、同時に、「戦後歴史学」全体が、「連帯」や「友好」のための歴史考察、すなわち、日本の戦争責任を論じていく土台にもなっている。

『歴史を学ぶ人々のために 第3集』（三省堂、1988年）では、「戦争責任論」に関する論文が多く掲載される。この中には家永三郎も寄稿（『戦争責任』をめぐって）しており、江口と同様に、日本の戦争加害を受けたアジアの人々の痛覚に対して敏感だったのは、むしろ歴史学研究者ではなく、文学者の方ではなかったかと、反省を込めている。

家永以外にも、早川紀代「女性史研究と歴史的責任」では、15年戦争における国民が負うべき戦争責任について、戦争体験を直接持たない私（早川）も共に負うべき歴史的責任があるのではないかと考えるようになったという¹⁸⁵。

民衆史掘り起こし運動の先駆的役割を果たした小池喜孝は、こうした日本の戦争加害に触れ、民衆史の発掘に、中国・朝鮮人の強制連行を扱うようになったと述べている。また、本多勝一の写真や強制連行の記録映画を大学の授業で見せて、それを受けて、学生たちが日本の加害を知るきっかけになったことを紹介する。

その中で、第一章第二節でも取りあげた、「調査をする目的で入る場合と、連帯のために入るのでは、ズレが出ると思います」という事柄に言及している。これは、科学的調査の方法だけでは、虐げられた人々の心は開かれないのではないかという不安の表れであるが、この根底には、まさにアジアの人々との「連帯」や「友好」を「科学的歴史学」よりも重視している認識が流れていたことを証明しているのではないだろうか。

ただし、1980年代から1990年代中頃までは、歴史学研究会をはじめとした「戦後歴史学」においても歴史学の「科学性」を重視しようとする動きは、まだ見ることができない。先ほどの『歴史を学ぶ人々のために 第3集』でも、弓削達「歴史叙述と歴史小説」、大江志乃夫「私の近現代歴史叙述論」がその点に触れている。

弓削は、解釈された史料を論理的に関連づけていく作業こそが、歴史叙述の仕事であり、その文章は必然、仮説的な文言になると説明する。批判のしようのないもの、史料

による統制を向けることができないものは歴史学の営みとしての歴史叙述ではないと言う¹⁸⁶。弓削の指摘するこれらの点は、科学的な歴史学の手法として捉えてよいだろう。

大江は、歴史叙述は諸史料の間隙を論理的に埋める推理に限界があり、「ありそうな」可能性にまで推理を広げることは許されないことを強調する¹⁸⁷。この点も、弓削と同様、歴史学における科学的な見地からの考察である。

『歴史学研究』では、第511号（1982年12月）や第517号（1983年6月）において、歴史学研究会編集委員が科学的歴史学の有効性を説いており、宮原武夫「歴史学と歴史教育」などは、（『歴史学研究』第517号）歴史の科学的認識の重要性も主張している。

結果的に、「戦後歴史学」全体がアジアとの「連帯」や「友好」を歴史学の「科学性」よりも重要視する明確な時期は、1997年に設立された「新しい教科書をつくる会」が登場した後になるのであるが、その点に関する考察は、第四章にて行う。

また、1980年代以降における変化のもうひとつの特徴は、種々の論文の内容が、事実の解明よりも、執筆者の心情を訴えることによって、読者の共感を得ようとする傾向が出現する点である。

家永の教科書裁判から見ていくと、『歴史学研究』第556号（1986年7月）における加藤文也の「家永教科書裁判第一次訴訟高裁判決の内容とその問題点」を挙げることができる。

これは、第一次訴訟の高裁判決（鈴木判決）を批判した文章であるのだが、その内容には、それまでの論文と比較しても感情的な物言いが多く発見できる。加藤は、この裁判は家永側の主張は全く認めず、国家が教育内容に介入することを全面的に是認する判断を示したと憤る。その判断から、憲法判断を求めた訴訟に不可欠な憲法観、人権感覚に裏打ちされた見識を全く読みとることができないとまで言及する¹⁸⁸。判決にいたる悩みといったものが全く見いだせず、逆に、裁判官の人権意識・社会感覚の欠如、教師に対する敵視、国（政府）に対する全面的信頼（行政追随ないし行政一体意識）の姿勢であるとす。

この一次訴訟の地裁判決においても、家永の不満が述べられていたが、ここまで直接的且つ批難的に明示されてはいない。

また、『歴史学研究』第611号（1990年10月）に掲載された、岡部牧夫「教科書裁判と十五年戦争史研究」では、裁判の様子を伝える箇所があるのだが、その文章も、

加藤論文と同様の傾向が見られる。

岡部は、国側証人となった研究者の証言は歴史学的にも法律論的にも条理をつくしたものとは言えず、反対尋問にすぐボロを出したり、むきになって原告の人格攻撃をしたり、精密な論理展開を職業上の使命とする研究者としては社会的に不可解な言動が多かったと断じる。一方で、原告側には自由主義・国民主義の立場に立つ多くの研究者が結集して組織的支援を続け、法廷での原告の主張の貫徹に直接協力し、言論活動を通じて世論を喚起し、自ら尖鋭な課題意識をもって新しい教科書の執筆に努力するなど、系統的で多面的な社会的行為をくりひろげている。政府側の研究者の言動が体系性を欠き、しばしばその場だけの思いつきを出さないのに比べて、これは著しい相違であり、教科書裁判の社会的意義の一核心をなすものであると¹⁸⁹。

言わば、政府側の研究者を悪役に、家永側の研究者を正義役に完全に見立てて、論理を進めている。1980年以前にも、そのような傾向も無いわけではなかったが、ここまで露骨に表現を行ったのは、『歴史学研究』誌の中では、岡部の論文が初めてであろう。

また、岡部は自身の経験として、1988年7月に中国の吉林で行われた「中国東北地区少数民族経済史及植民地経済学術討論会」で、「現代日本における十五年戦争期の中国東北地方の研究について」という研究史整理の報告を行ったことを紹介している。

そこには、「通訳がされるごとに感嘆の声があがり、最後には会場に軽いどよめきがおこったほどであった。休憩時間や報告後の質問で拙教科書裁判についてのものがかなりあった」¹⁹⁰という、発表内容以外に、岡部から見えた学会の様子を詳細に記している。

これは、やはり、岡部が自分の研究内容の正当性を証明する手段として、「学会の人々から賞賛を受けた」という点をアピールしていると言えよう。実証主義に基づいた科学的考察を掲げた、1980年以前の「戦後歴史学」の文章とは明らかに性質を異にしている。

同じような手法は、同第611号における峰岸純夫「第3次家永教科書検定訴訟 最高裁判所第三小法廷の口頭弁論を傍聴して」でも見ることができる。

「原告の家永三郎氏は裁判所が用意した車椅子を拒否し、一步一步踏みしめるようにして徒歩で第三小法廷に入られたという」¹⁹¹という箇所や、「1984年1月19日、しんしんと降る雪を踏みしめて、家永氏と弁護団、多くの支援者が東京地裁に訴状を提出に行った日の光景は忘れられない」¹⁹²という文章は、やはり読み手に、心情的な何かを訴えている。

「これが、32年間虚弱な身体を不屈の精神力でカバーし、教科書訴訟を通じて国家権力による教育と学問の自由の侵害に対して敢然と闘ってきた家永氏の裁判所における最後の発言であり、この言葉は、小法廷に会した多くの人々の胸に深く刻み込まれたと思う」¹⁹³という後半の文章では、峰岸個人の家永三郎への敬意を表し、同時に、この教科書裁判は、家永側に正当性があることも暗示させている。

これが、教科書裁判という場所から離れ、一般的な研究活動報告論文でも現れるようになる。顕著なものとしては、『歴史学研究』第683号（1996年4月）における笠原十九司の「権力と自由と歴史家の研究活動」であろう。

笠原は、1995年8月に開催された、第18回国際歴史学会議に出席し、そこで日本国内における歴史学研究的現状（特に南京事件）をテーマにしたのであるが、該当部分が長いため、以下に引用する。

すでに学問的には破綻している南京大虐殺否定派の策動が相も変わらずに活発に展開され、日本の言論・出版界もそれを容認し、さらに助長する傾向があるのは、日本の出版・報道界ひいては日本国民の意識の中に根深い「南京大虐殺の構造」が形成されているからである。このために、私たちのように南京事件の事実を主張し、公刊している歴史家は、社会的、個人的に様々な嫌がらせや圧力を受けることになる。

（中略）

報告が終わると壇上で隣席にいたロシアのボルコヴィティノフ氏が「素晴らしい報告だった、あなたは立派な仕事をしている。日本語を知らないのであなたの本を読めないのは残念だが」と言いながら握手を求めてきた。私の報告に対する分科会参加者の反応について、山田朗氏からは「会場は聞き入っていた。南京事件の事実をめぐって日本はまだそんな状態にあるのかという驚きの感じが窺われた」と、斎藤善之氏からは「壇上の報告者たちが皆、笠原さんの顔を注視して聞き入っていた感じだった」といわれた。

分科会が終了して壇上から降りると、何人かから「良い報告だった」と握手を求められた。フランスの国立東洋研究所のクリスチャン・ヘンリオット夫妻は、私の南京事件研究への共感を表明し、日中戦争期の上海民衆の生活について研究を進めるうえでの協力を求められた。オランダのアントン・デ・ベイツ氏は「南京事件に関するあなたの研究は、日本国内では種々の圧力を受けているようだが、中国の人たちは大き

く評価してくれるだろうし、私のような国外の研究者にとっては、歴史の真実を明らかにするための闘いとして、敬意に値するものです」と励ましてくれた。¹⁹⁴

勿論、笠原の論文が全てこのような形式ではないし、『歴史学研究』に掲載される論文の大部分がこのように変化したということでもない。しかし、こうした傾向は、総じて1982年の「教科書問題」以降に出現したものであり、その点を考慮するのであれば、戦後から1970年代までと、1980年代以降との間に、「戦後歴史学」の大きな変質が起こったことを指摘せざるを得ない。

この変質こそが、成田龍一の指摘した「切断」と言えるのではないだろうか。実質的に、1982年の「教科書問題」以前と以降の「戦後歴史学」の研究者の文章には、質的に大きな違いが現れている。その点の比較は、家永三郎の教科書裁判という一例を挙げて、本章にて考察した通りである。

表1 家永三郎の教科書裁判年表

○一次訴訟

1963年4月	家永単独執筆の『新日本史』が検定不合格となる。
1965年6月	検定制度は憲法違反に当たるとして、訴訟を起こす。
1974年7月	地裁にて検定意見の一部に裁量権濫用があるとして、国側に10万円の賠償を命じるが、検定自体は合憲とした。(高津判決) →家永、控訴へ
1975年5月	高裁にて第二審が始まる。
1986年3月	家永側の控訴を棄却。同時に裁量権濫用もないとした。(鈴木判決) →家永、上告へ
1993年3月	最高裁が上告を棄却する。(可部判決)

○二次訴訟

1967年6月	前年の『新日本史』不合格取消しを求める訴訟を開始する。
1970年7月	地裁にて検定は検閲であるため、違憲、教育基本法違反であるとする判決が下される。(杉本判決) →国側、控訴へ
1975年12月	国の控訴を棄却。違憲に関する判断は行わず。(畔上判決) →国側、上告へ
1982年4月	当時の指導要領が既に改訂されていることから、最高裁は高裁判決を破棄し、本件を高裁に差し戻すことを決定する。
1989年6月	上の理由により、家永側の訴えを却下するという判決が下る。(丹野判決) →家永側、上告を断念する

○三次訴訟

1984年1月	82年度検定不合格を不服として、訴訟を開始する。
1989年10月	検定における一部の濫用を認め、国側に10万円の賠償を命じたが、検定制度自体は合憲とした。(加藤判決) →家永側、控訴へ
1993年10月	裁量権濫用の箇所増やし、国側に30万円の賠償を命じる。検定制度は合憲とした。(川上判決) →家永側、上告へ
1997年8月	裁量権濫用の箇所をさらに増やし、国側に40万円の賠償を命じる。検定制度は合憲とした。(大野判決)

第四章 歴史学的手法・歴史観の多様化

第一節 オーラル・ヒストリーとは何か

1982年の「教科書問題」以降において、「戦後歴史学」は近現代史において「日本の戦争責任」を追及する叙述に変化させていったことは前章にて指摘したが、本章ではその「戦争責任論」が、どのように日本国内の歴史学に浸透していったかを検討していく。

この点を始めるにあたって、「戦後歴史学」が、この時期からオーラル・ヒストリー、すなわち証言者の言葉を重要視するようになったことに注目したい。

『歴史学研究』第568号（1987年6月）において、歴史学研究会としては初の試みである、オーラル・ヒストリーに関する特集を組んだ。題名は、「オーラル・ヒストリー—その意味と方法と現在—」である。

まずは報告者の一人として、中村政則がオーラル・ヒストリーと歴史学の関連性について、簡略に説明を行っている。中村が言うには、オーラル・ヒストリーが日本の歴史学学界の注目を浴びるようになったのは、1970年代に入ってからであろうと述べる¹⁹⁵。

その理由としては、ノンフィクション作家の影響が大きかったためであると分析している。例として中村は、上野英信の『追われいく坑夫たち』（岩波書店、1960年）や『地の底の笑い話』（岩波書店、1967年）、山本茂実の『あゝ野麦峠』（朝日新聞社、1968年）などを挙げている。

これらの書物は、書籍の題名からでも推察できるが、あくまで語りの主は、日本人であり、日本の植民地支配の圧制を受けたアジアの人々ではなかった。それは取りも直さず、「戦後歴史学」が掲げた人民闘争史やそれが変化した民衆史の重要性が、多くの研究者の間で認識されていたからであろう。

しかし中村は、1950年代末から60年代にかけて、「戦後歴史学」の両輪ともいうべき社会構成史と階級闘争史の方法に対する懐疑が頭をもたげてきたことを指摘する。

第一はスターリンの批判、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国の民族的独立、中ソ論争などの歴史的イベントがあいつぎ、従来の歴史把握では歴史を説明できないようになったこと。

第二に、日本の近代化をアジア諸国のモデルとみなすアメリカ流の近代化論が、1960年代に入ってから影響力を強め、マルクス主義歴史学へのカウンター・イデオロギーと

しての機能を果たし始めたこと。

第三に、高度経済成長の物質的繁栄の中で、日本はマルクス主義歴史学が描く階級的抑圧の下に喘ぐ人民イメージ、あるいはそれにも関わらず階級的支配に雄々しく立ち向う戦闘的人民イメージ、そういったものに何かよそよそしさを感じるようになった。むしろそれに代わって、アインマール（一回かぎり）な人生を生きる個人の生き様や、体験の重み、または個性の重視など、階級概念の中に押し込めて扱うのではない生身の民衆像に興味や関心がよせられるようになっていったこと。

これらの点を挙げて、中村は、1960年代後半から70年代にかけて民衆史、個人史、自分史などが提唱されるようになった背景には、以上のような歴史的現実の変化と歴史学そのものの在り方の変化とがあったと指摘する。そしてオーラル・ヒストリーが注目を浴びるようになった要因も、以上のような民衆史・底辺史・個人史の活性化と無縁ではないと考察している。

そして、中村は「今日、私は自分の書棚からオーラル・ヒストリーに関係のありそうな本を何冊か持って来ました」と言って、数冊の書籍を紹介する。先の『あゝ野麦峠』の他に、本多勝一『中国の旅』（朝日新聞社、1972年）、金賛汀・方鮮姫『風の慟哭―在日朝鮮人女工の生活と歴史』（田畑書店、1977年）、神田三亀男編『原爆に夫を奪われて 広島農婦たちの証言』（岩波書店、1982年）、栗津キヨ『光に向って咲け一斎藤百合の生涯』（岩波書店、1986年）、吉沢南『私たちのなかのアジアの戦争』（朝日新聞社、1986年）と、日本の戦争責任に関連するような書籍が挙げられている¹⁹⁶。

中村は、これらの本で取り上げられている人々は、糸工女・娼婦、被爆者・盲人、元兵士、在日朝鮮人・中国人で、いわば底辺民衆あるいは支配され、侵略された側の人々であると説明する。そして、これらの人々の多くは、文字を書かない、あるいは記録を残さない人々であるので、彼らの人生なり、体験を伝えようとすれば、聞き書きに頼らざるを得ない。だからこそ、オーラル・ヒストリーの対象になり得ると主張している。

その意味で、中村は、聞き書きの第一の目的は、記録をつくる、素材をつくることにあると考えている。さらに、文献史料からだけでは判明しない、個人の体験の重みや、事件の背後に隠された真実を探り当てるといった目的があることも言及する。

一方で、聞き書きは万能ではないことにも触れている。聞き書きは、話し手の記憶違いがあったり、自慢話に終わったり、時・場所・聞き手が違うたびに話の内容が変わったりすることがあるという。従って、オーラル・ドキュメントを使用する際は、よほど

慎重でなければならない点を強調する。このことから中村は、オーラル・ドキュメントをむしろ補完資料と位置づけていることを告白している¹⁹⁷。

しかし補完資料といっても、聞き書きを行うさいには事前によく調べておくことが絶対必要であることを説く。ただ行って、話を聞けばいいという態度ほど安易で、危険なものはないと中村は警鐘を鳴らす。その点に関して、聞き書きを行うさいにテープ・レコーダーを使うべきか否かという問題に中村は踏み込んでいく。

中村は、メモとテープの両方をとるようにし、その場合は、相手の許可を得て、目立たないところにテープ・レコーダーを置くことにしているという。それは聞き書きを文献資料の補完資料と考えている中村の立場と関係しているようだが、それだけでなく、後でノートに間違いはないかをチェックするための補助材料としても必要なのだという。

テープにとってあれば、言ってもいないことをさも言ったかのように「資料をつくってしまう」過ちを避けることができ、「声の資料」という「証拠」を保存することが可能となる。

こうした条件を守ることができれば、従来の文献史料主流の歴史学に対して、オーラル・ヒストリーは、歴史の複眼的な見方を可能にすると中村は述べる。記録を残さない底辺民衆の歴史や生き様を明らかにすることによって、搾取される側、侵略される側の感情や思考に触れさせることになるからだという。また、同時に、オーラル・ドキュメントによって文献資料の読み方が変わってくる場合が出てきたり、文献資料の間違いを訂正することもあり得る。

しかし、オーラル・ヒストリーにはマイナス面のあることも中村は指摘している。第一に、聞き書きは体験を重視するので、歴史の法則とか構造、国家権力の問題を欠落させがちであるという。これは、「戦後歴史学」が初期に掲げた、マルクス主義的歴史観に通ずるものがある。

第二に、数少ない聞き書きだけで何かを言おうとすると、主観主義に陥りやすくなり、事件や経験を肥大化・誇張しやすい。

第三に、聞き書き中心の歴史叙述は、下手をすると、科学的なものを実感的なもの、理性的認識と感性的認識とのバランスをくずし、底の浅い歴史認識に終わる危険がある。

第四に、日本ではまだオーラル・ヒストリーの方法論が確立しておらず、各人が勝手に聞き書きを使用している。そのため歴史学における市民権を得ぬまま、一時の流行に

終わってしまう恐れがある。

以上の点に留意して、オーラル・ヒストリーの方法論をさらに鍛えていく必要があると中村は最後を締めくくるが、その後の「戦後歴史学」の変遷を考慮すれば、第二の注意点が、最も重要な事柄になってくる。

すなわち、自分が探し出し、聞き出した証言者の言葉こそが真実であると思い込んでしまい、それ以外の人々の証言に、耳を傾けなくなってしまうという危険性である。これは、純粋な歴史学という学問の領域であれば、その危険性は小さいであろう。

しかし、「戦争責任論」などに踏み込んでいくと、文字通り、感情面の突出が歴史叙述に浮かび上がってくるのが、往々にして存在する。それは、政治的なイデオロギーも関係しているのであろうが、何よりも、話し手の辛い過去に触れることによって、聞き手である研究者自身がいつしか「共感」を呼び起こしてしまう。

そのことにより、何が何でも研究書で著し、真実を白日の下にさらけ出そうとする「正義感」が沸き起こり、自分が調べた証言者の内容を否定する者を「悪」と断じてしまう心情の変化が起こりやすくなる。

この点は、清水透も指摘しているように、研究者自身の研究姿勢が重要になってくる。フィールド調査の成果に安易に飛びつくのではなく、じっくりと時間をかけ、人間的な次元から証言者と付き合いいかない限りは、信頼できるオーラル・ドキュメントは得られないという清水の指摘¹⁹⁸が、まさにそれである。

中村は4つの注意点を挙げたが、先ほどの第二の注意点に関しては、その後の「戦後歴史学」におけるオーラル・ヒストリーの展開を見る限り、あまり守られなかったようである。その点に関しては、後に考察したい。

この号ではさらに、『中国の旅』の作者である本多勝一を囲んでの座談会が設置されたが、その議事録が、青木書店にて『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』という書籍名で1988年に刊行されたことを見ると、当時の「戦後歴史学」がオーラル・ヒストリーをどれほど重視していたかが窺える。

その座談会の中で、本多は「生きている人」としての資料と、そのような「書かれた資料」との間に、本質的な差がないことを周りの研究者に向けて主張する。

その例として、本多の著作である『南京への道』に出てくる田中三郎（仮名）という元兵士から話を聞いて、「一万四千何百何十何人」という中国人が、日本兵によって皆殺しになった証言が当時の新聞に出たことを挙げる。

しかし、その次に、近現代史の研究者である、秦郁彦が行ったところ、秦には5千人から6千人（『南京事件』、中央公論社、1986年）と証言したという。それ以後、この元兵士のところへ取材に行くたびに、あとになるほど数字が減っていくことになる。

その中で本多は、同じく調査に行った板倉由明を「日本語を読む能力のない」人間として紹介している。板倉の調査のときは、4千人から5千人になっていたが、本多は、「板倉さんの場合は人格的にインチキ人間ですから、はたして田中証人が『四、五千人』と彼に言ったかどうかを検証する余地もあり、板倉さんが勝手に数字の少ないほうに断定・改竄しているかもしれませんがね」と指摘している¹⁹⁹。かなり悪意を込めた考察であるが、本多が板倉にここまで批判を加えているのには、理由があるようである。

その内容が、『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』の後半に収められているのだが、この事件では、ある中国人が寺に隠れていて、銃殺する機関銃の音を聞いたり、間接的に色々なことを見たりしていたという。

その寺は、中国人の手記には「水清寺」とあり、場所は上元門のそばとある。これに関して、板倉由明が「そこに寺はない」「全然離れたところ、はるか先の燕子磯にある」「本多はなぜこんな改ざんをするのか」と言いだしたのだと、本多は言う。

さらに板倉は、その動機まで勝手に創作して解説したとして、『中国の旅』に、中国側の説明で、燕子磯というところで10万人くらい銃殺されたと書いてある。よって、その寺が燕子磯にあつては10万人が1万人に減ってまずいから、本多がその寺を上元門にあると改ざんしたと考えたようである。

この板倉の指摘に、本多はあきれたと言ひ、なぜその寺が燕子磯にあると考えたのか、その根拠を問うと、ある地図のコピーを板倉が持ち出してきた。そこには、「永」とは読めるが、つぎの字はどうしても「清」とは読めず、本多が調べてみたら「永濟寺」であったという。

そして永清寺のところへ赴くと、確かに中国人の隠れていたという寺が存在したという。そこはすでに工場が建設されていたが、寺の井戸の跡が最近まであったそうである。後に、永清寺の記載されている地図も発見されたと、本多は話している。

こうした一連の騒動で、本多は「馬鹿馬鹿しい話」であるとして、板倉を批判している²⁰⁰。このような過程によって、先の板倉批判に繋がったと考えられる。

内容を、「生きている人」としての資料、すなわち証言と、「書かれた資料」との間に本質的な差がないという議論に戻して考察を続けたい。笠原十九司は、オーラル・ヒス

トリーと聞き取りの方法をこれからの日本の歴史学のなかで市民権を持たせていくには、聞き取り資料から逆に文献史学を批判してゆくという作業をやっていくことも必要だと主張する。概ね、本多の意見に賛同しているように見える。

一方で、鈴木良は、やはり「体験だけ」ということは歴史学で説明するにはあり得ないことで、どこかに痕跡、すなわち何らかの形で残るはずだと主張する。この点から、鈴木は、証言は証言として関連づけないと、史料批判にはならないと述べ、本多の意見に、やや難色を示している。

その説明として、鈴木は証言者の話を何度も繰り返し聞いていると、自分自身もその内容が真実であると思いついでしまうという、オーラル・ヒストリーの手法としての注意点を指摘する。

証言には、その内容が虚偽かどうかを判断できないという問題点があり、また、本多が聞き取って、それを書籍として出してしまうと、今度はその出版物が物神化されてしまう問題もあるという。究極的には、鈴木は史料批判という作業を怠ってはならないことを示唆している。すなわち証言の聞き取り調査という歴史研究では、聞き取りする人間の力量が極めて重要であると、鈴木は説いたのである。この点は、先の清水透と同意見である。

このことに関して、本多は「E・H・カーだったかな、そのとおりの言葉は忘れたけれども」という断りを入れ、「歴史とは歴史的意味から見た選択の過程」であり、ジャーナリズムというのは、その点で、「ジャーナリズムという意味から見た選択の結果」、「報道の意味から見た選択の結果」²⁰¹だと思っていると答えている。

全体を通して、鈴木は他の研究者たちとは違い、本多のオーラル・ヒストリーの研究活動に対しては、否定的とまでは言わなくとも、かなり慎重な姿勢を貫いている。例えば、「本多さんは、自分はあまり分析はしない、なるべくソースをそのまま出しているんだと言われるけれど、私はそんなことは全然ないと思う」²⁰²と言い、本多が、ある一定の目的意識、すなわち、読者があるひとつの結論へ誘導しようとしている文章の書き方をしていることを指摘している。

本多の著作物は、第一次史料、つまり聞き取りをそのまま文章にしているというものではなくて、それを通して本多の主張が出ていると言及する。本多自身は、「そんなに主張していますかね。まあ、さきほどの『論理は事実なり』あるいは『事実は論理なり』の意味ではそうなるかもしれませんが」と言っているが、鈴木は、「いやいや、強烈な

主張ですよ」と言って、一步も譲る気配がない²⁰³。

さらに、南京事件の事柄でも、本多は、色々な証言者を時間的に並べていき、「南京虐殺はあった」と叫ばなくてもそれを見れば、「これはあった」というふうに読者が思う調査であったと触れようとする。しかし、それに関しても鈴木は、「それはそうじゃないですよ。それは本多さんの意図があるからです」²⁰⁴と反論している。

つまり鈴木は、本多自身は、学問的に証言を採集し、客観的立場でそれらを「時間的に並べた」つもりでも、「日本軍による虐殺があったのだ」という目的意識が働いて、結果的に「南京事件はあった」という結論に導いてしまっていると指摘したのである。

1986年という時代は、オーラル・ヒストリーは日本では未開拓の領域と言っても良い歴史学の考察法であったが、様々な意見が交わされていたことが、この座談会を通して分かるだろう。

『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』では、先の座談会の内容が紹介された後に、オーラル・ヒストリーの考察に関する、研究者による個々の論文が掲載されている。ここで、日本の戦争責任に直接的に関連する考察が記載されている。

吉田裕は「日本近代史研究とオーラル・ヒストリー」という題名で、オーラル・ヒストリーの持つ独自の意義は、文献史料には現われにくい無数の戦争体験を再現させることができる点にあると説いている。そこで吉田は、元日本兵士に対する聞き取り調査の重要性を主張する。

戦後日本では、元兵士が執筆した書籍は数多く存在するが、これらの文献史料の場合、必然的に書き手の問題関心に叙述の範囲が限定されることが問題であると吉田は指摘している。そのため、どうしても激しい戦闘場面や戦場という極限状態における人間の生きざまのようなものが叙述の中心となり、兵士たちの日常的な生活意識は、なかなか表面に現われてこない。

もう一つの問題は、戦記や回想記の場合、書き手の階層が教育水準を軸にして固定される傾向にあるという。すなわち、いわゆるインテリの上級将官のような人間が描く戦争の描写は、どことなく臨場感に欠けるとのことである。

その点、オーラル・ヒストリーは、活字や文字として残されなかった無数の体験の再現という点で大きな可能性を秘めているという。さらには、歴史のなかに埋もれがちな加害の実相を明らかにでき、このことは、日本の場合、とりわけ切実な意味を持つと吉

田は強調する²⁰⁵。

なぜなら、日本では、敗戦時に重要な史料の組織的な隠匿・隠滅が広範囲にわたって行われているからだと指摘し、服部卓四郎の『大東亜戦争全史』を例に挙げて、その問題点を浮き彫りにする。

吉田が分析するには、これらは明らかに、戦後の戦犯裁判を強く意識した措置であるとしている。同時に、戦後も、現在の防衛庁防衛研究所戦史部が一貫して旧陸海軍関係の史料を独占し、そのかなりの部分の公開を執拗に拒んでいることは、研究者の間では周知の事実には属するとして、文献資料のみの研究では限界があることを示す。

先に紹介したように、終戦直後に、日本側が重要資料の隠滅を図ったため、日本軍の犯した戦争犯罪の証拠文書が見つからないという主張は少なくない。

『歴史学研究』第813号（2006年4月）でも、姜徳相が、外務省の外交史料館など高度な文書館の目録を見ると、重要な資料が焼かれてしまっていることが分かると指摘している²⁰⁶。

今でもその記録は残っているが、「消失」、「焼（燃）失」、「焼却」などと記されており、日本の支配下の朝鮮の資料などが残っていれば、自分たちの邪悪な過去がその資料によって追及される恐れがあったので、すべて焼いたのだと考察がなされている。

これに対する反論も存在する。秦郁彦がその代表であるが、秦は、東京裁判では、復員庁の総務課長が捺印して出した「右に関する資料は終戦のときに焼却されて、存在しないことを証明する」という法廷記録が頻繁に出てくることに関して異論はないとする。しかし、ないから助かるのかというところではなく、不利になる例が少なくないという分析を行っている。実際、裁判が終わった後、焼いたはずのものがぞろぞろ出てきたことも指摘している²⁰⁷。

真偽の程は未だに確立されていないようであるが、少なくとも吉田は、文献資料のみでは、日本兵士たちの体験した戦争をありのままに映し出すことは困難であるという認識を持っていたことは確かである。

その点を補填してくれる研究方法がオーラル・ヒストリーであると考えた吉田は、課題のひとつとして、聞き取りの成果と文献研究の成果とを、どのようにして有機的に結びつけるかという問題を挙げる。

人間の回想には記憶違いや後から知りえた知識の混入、あるいは、自己の行為の正当化の傾向などが不可避であるから、聞き取りの成果は文献研究の成果によって裏づけら

れ、補強されなければならないというのである。

後から知りえた知識に関しては、笠原十九司が「歴史学研究と口述史料」という論文にて、具体的な例を挙げている。

笠原によると、あることがきっかけとなって、忘れていた記憶が甦ってくるのも記憶史料の特質であると指摘する。その実体験として、南京事件現地調査の折に、『わが南京プラトーン』（青木書店、1987年）の著者で南京攻略戦参加の元兵士の東史郎が同行した時の話を紹介している²⁰⁸。

現地に来て、東の記憶は色々と甦ったらしく、その一つとして笠原に話した内容が、福知山歩兵第二十聯隊が南京入城時に、明故宮（現在の南京博物院）の古物保存所で行った組織的な文化財の略奪であった。日本への凱旋・帰還みやげのつもりで、兵士たちは、東もふくめて競って文化財を略奪し、各々の背囊に詰め込んだという。

東のこの話を聞いた笠原は、この大変な文化財破壊の事実は、『わが南京プラトーン』には書かれていないと紹介して、記憶の甦りにおける、オーラル・ヒストリーの重要性を訴えた。

しかし、第五章にて説明を行うが、東は後年において、『わが南京プラトーン』に関して裁判を起こされるのであるが、その過程において、東の証言や日記に不可解な点が見出されることになる。

その裁判で大きな行動を起こした人物が、先の本多の話に出てきた板倉吉明であるのだが、これによって東の『わが南京プラトーン』は、急激にその信憑性を低下させてしまうことになる。

「戦争犯罪を告白する元兵士が嘘をつくはずがない」という無意識的な認識が、当時の最前線で働く研究者たちの間にも存在していたのであろう。それ故に、精密な検証が疎かになってしまったと考えられる。

しかし、証言者のいわゆる「偽証」問題が焦点化する時期は、1990年代後半くらいであるから、この時期においては、歴史学研究会も、「戦後歴史学」全体においても、オーラル・ヒストリーが歴史学の新たな考察手法に発展することを全幅の信頼を寄せていたようである。

『歴史学研究』第574号（1987年11月）では、さらなる特集が組まれ、「過去へ向かう心」と題された。この中で、歴史学研究会は、会の考え方として、従来の「科学的歴史学」は、ある意味では余りにも高度に発達してしまっていて、人々の「過去へ向かう心」

から自己を切断してしまう傾向を強めてきていることを主張する²⁰⁹。

これは、科学であることによって、逆に、人々の「過去に向かう心」と通い合うものを喪うことになってしまってきているのではないか、という不安を表明している点から見て、歴史の科学性に、歴史学研究会全体が疑問を投げかけているということである。

そこで、「科学的歴史学」が人々の様々な「過去へ向かう心」と、どこで、どのようにして通い合うことができるのか、ということのを改めて考え直す手段として、オーラル・ヒストリーに光を当てているのである。

では、具体的にどのような人々に焦点をあてるのか。安在邦夫は「近代の群像」の中で、歴史的なものの見方を研ぎ澄ましていくということは、客観的に、具体的に、理性的に、構造的に、発展的に、創造的に、歴史を把握する視点を獲得・深化させるということにほかならないと指摘する。そしてこれを可能にする方法論を一言でいえば、民衆の視座に立つということであるという²¹⁰。

結論としては、歴史学習において社会運動家（社会思想家をも含めて）を重視することの重要性を主張するのであるが、この点は、まさしく「戦後歴史学」の当初の理念と何ら変化はない。この点は、1980年代までは、人民闘争史や民衆史の影響力が、多少なりとも残っていたからであろう。

つまるところ、「戦後歴史学」がオーラル・ヒストリーにおいて注目すべき人々とは、日本の暴力を受けたアジアの人々やそれを告白する元兵士、それに加えて、社会思想家も含めた当時の日本国民ということになる。

しかし、後者に関しては、「南京事件」や「従軍慰安婦」問題という「戦争責任論」に直結する事案が、1990年代で大きく取り上げられたことから、次第に論壇から姿を消していく。

それ程までに、1990年代から日本の戦争責任が、「戦後歴史学」の中でさらに大きく取り扱われるまでになったのである。

例えば、『歴史学研究』第656号（1994年3月）では、日中歴史教育シンポジウム大会の内容が紹介され、それに参加した鳥山孟郎は、日本では過去の戦争について繰り返し学習することを嫌う「ウンザリ病」が生じているとして、その原因を3点挙げる。

第一に、進学・就職・生計に関係のない内容を無視する傾向がある。第二に、戦争は過去のことであり、ファシズムの台頭に対する警戒心に欠ける。第三に、経済的水準が低いことため教育手段に限界があり、説教のような教育方法になっている。

鳥山は、第三の点では、市場経済の導入と開放政策によって、生徒たちの間に実利を伴わない歴史学習を敬遠する傾向が生じていることを示す。また、それ故に経済開発による「強大な国家の建設」という国家的な課題に向かつての全国民の自覚が要請されていると考察している²¹¹。

『歴史学研究』1995年増刊号（10月）では、吉田裕が「十五年戦争と日本人の歴史観・戦争観」という論文にて、日本人の戦争観の変遷を考察している。

吉田は、「敗戦50周年をむかえる今日の日本社会は、いわば向きあうべき二つの歴史を持っているといえるだろう」²¹²と提起する。それは、侵略戦争＝十五年戦争の歴史と、もうひとつは、その十五年戦争の戦後処理の歴史であると説明する。

十五年戦争の歴史そのものが日本人の歴史観や戦争観を規定してきたことに触れ、吉田は次の点を考察する。

- ①戦時下の国民生活の特質の問題。
- ②政治勢力化した巨大な軍部が推進力となって侵略戦争の遂行と国内体制のファシズム的再編成が行われたこと。
- ③対中国戦争が対米英戦の中に解消されてしまったこと。
- ④敗戦の結果として植民地の喪失がいわば自動的に実現したこと。²¹³

①に関しては、日中戦争以降の戦時体制の強化が国民生活の窮乏化と常に併進し、ここでは戦争の長期化は、そのまま国民生活の悪化を意味していた。戦後の日本社会の中では、戦争の時代は常に「もの」のない「暗い」時代として回顧される傾向が強く、それがまた被害者の戦争観の強固な基盤となったと吉田は分析する。

そのことは、②に繋がるのであるが、「軍部独裁」の時代とみなす一面的な歴史観が幅広い国民の間で定着し、軍部以外の諸勢力の戦争責任や戦争協力の問題が不問に付される傾向が生じたとしている。

③に関しては、アメリカの「物量」だけに敗北したという一面的な認識が生まれ、他方で中国の抗戦に象徴されるアジア地域のナショナリズムが抗日戦で果たした役割に対する無理解が生じた。

④に関しては、植民地主義的思考様式の清算という深刻な課題が自覚される機会を欠いたままに、戦後の民主化が開始された。

さらに、戦後処理に関しては、日本の戦後を規定した歴史的要因として、次の 3 点を挙げている。

- ① 連合国による対日占領がアメリカによる事実上の単独占領であり、そこにおいてはアメリカの国益の確保が優先されたこと。
- ② 日本の戦後処理の過程で、冷戦の理論が優越したこと。
- ③ アジア諸国の国際的地位の問題。²¹⁴

①に関しては、GHQ 指導によるアメリカ側の戦争観が重視されたことを吉田は指摘する。中国の抗戦の持つ意味を軽視する日米戦争史観、天皇を中心にした「穏健派」を一貫した平和主義者とみなす歴史把握、日本の国民をひと握りの「軍国指導者」の犠牲者であるとみなす単線的な「指導者責任観」などがそれである。こうした形での「太平洋戦争」史観が日本社会の中に定着させられていったという。こうした歴史観は、冷戦構造の確立により、より強固に建設されていくことになる。

③に関しては、当時のアジア諸国は、その国際社会における比重の低さ故に、日本の戦後処理のあり方に十分な影響力を及ぼすことができなかつたとしている。

以上の諸条件が成立したことによって、吉田は、講和条約の調印・発効を機に、日本社会では戦争責任問題をめぐるダブル・スタンダードが成立したと述べる。対外的には、間接的な形であれ最小限度の戦争責任を認める。

しかし、その一方で国内的には、保守党政権の下で戦争責任の問題は事実上否定あるいは棚上げにされる。吉田は、このようなダブル・スタンダードの成立が国内における議論のあり方を大きく規定した事実が重要であると指摘する。

上記の事柄に関しては、1982 年の「教科書問題」を多分に意識した文章ではないかと思われる。対外的な戦争責任の認識は、「近隣諸国条例」であり、国内的な戦争責任の否定は、教科書検定のことを指していると考えられる。

吉田はこの論文において、「国家の国民に対する責任問題の重要性について比較的早い段階から注意を喚起していたのは、家永三郎だった」²¹⁵という文章を書いていることから、その点を窺わせる。

さらに、吉田は荒井信一の考察を引用し、マルクス主義の立場に立った構造分析論的な戦争原因論が国民自身の戦争責任、戦争協力の問題をいかに考えるのかという問題と

の方法論的な接点を必ずしも有していなかったと述べている。

ここにおいて、「戦後歴史学」全体で、かつての学問理念を明確に否定する主張が、いたる所で唱えられていくことになる。

その中で、吉田は、日本の国民は加害者としての側面と国家による犠牲者＝被害者としての側面を、やはり併せ持っていると言及する²¹⁶。そのことにより、戦後の日本の平和運動や社会運動の中では、このふたつの側面のうちのどちらかひとつの側面だけが不当に強調されたり、あるいは両者の関係が問われぬままに運動が先行する傾向が生じたことを指摘する。そのことが運動相互の間に不毛な政治的・思想的対立を生み出したことは否定できないとして、今後の「戦後歴史学」の活動に注意を促している。

鳥山や吉田の論文は、一例として挙げたが、この他にも、日本の戦争責任に言及する論文が、『歴史学研究』をはじめとして「戦後歴史学」全体で出現してくるのである。その中で注目され、発展していった歴史学的手法こそがオーラル・ヒストリーであった。

この要素を更に強固に確立させた出来事が、「従軍慰安婦」問題における、元慰安婦の聞き取り調査であった。その片鱗は、『歴史学研究』第 683 号（1996 年 4 月）にて垣間見ることができる。

「日本における近現代史研究とオーラル・ヒストリー」という論文において、広川禎秀は、歴史研究の名にふさわしいとは、科学的かつ体系的ということであることを述べ、オーラル・ヒストリーの重要性を解説している。

そこでは、日本では、戦争中の悲惨な体験や異常な体験などが、口述によって明らかにされ、それによって歴史研究が刺激を受ける可能性が大きい点に触れている。その例として、広川は、最近の元従軍慰安婦の金学順らの証言を挙げているのである。

これらの証言は、歴史研究者を含め、日本社会と世界に衝撃を与えたとして、現代史研究者によって新史料が発掘され、戦争責任問題に関する新たな研究組織・日本の戦争責任資料センターが作られ、雑誌『戦争責任研究』が発行されたことを説明する²¹⁷。

すなわち、上で挙げられた戦争責任に関連する諸研究組織は、必ずしも研究者による自発的なものではなく、そういった証言が出たことを受けて、それに言わば迎合するような形で設立されたということである。

広川は、オーラル史料を多く用いてなされた歴史叙述をもオーラル・ヒストリーと呼ぶことは可能であるかと疑問を投げ、二次的なオーラル・ヒストリーとして位置づけるならば可能だという結論を出した。

全てがオーラル史料で構成されている歴史叙述であっても、科学的分析を経ている場合は歴史学的研究であるが、逆に、オーラル史料を多用しているからといって、歴史学的分析を欠くならば、ただのオーラル史料であるという。

そこでは、史実と語り手の歴史意識とが混ざり合っているだけではなく、聞き手の聞き方（歴史意識）も反映している点に注意している。だからこそ、こうしたオーラル史料を歴史叙述に用いるためには、かえって綿密な裏づけと不必要な部分の削除が欠かせないと広川は指摘する。

こうしたオーラル・ヒストリーの広がりには、学校教科書も無視し得ず、近現代史には多くの人々の証言が掲載されるようになる。これがやがて、多くの教科書で「従軍慰安婦」の記述や「強制連行」の証言などで登場するようになるのである。

しかし、オーラル・ヒストリーの「氾濫」は、証言者への不用意な信頼を招きかねないとして、『歴史学研究』第 747 号（2001 年 3 月）では藤原帰一がそのことに関して警鐘を鳴らしている。

藤原は、オーラル・ヒストリーという、歴史における記憶の回復は、パンドラの箱を開けるような効果を歴史学に与えることになったと表現している。

歴史研究の基礎である史料批判が、容易には史料を信頼しないという特徴があるとなれば、それとは反対に、記憶を通した物語の叙述は、記憶に対する懐疑を受け入れないと指摘する²¹⁸。

そのような懐疑は、語り手の真実性や人格への批判にさえ結びつく可能性があるという。実際には、「体験者」の「証言」が、経験と伝聞との混合であったり、後年に加えた解釈によって組み替えられることも多い。ところが、「経験の重み」とか、「生き証人」といった意味づけが、それぞれの「証言」をほとんど無条件に権威づけしてしまう。

こうした藤原の意見は、最終的に、証言の信憑性は、「歴史の証言」という言葉の前には吹き飛ばされ、体験談と証言が、学者の構成する歴史分析よりも信用されるという恐慌的事態を迎えることになることへの危惧に着地する。

証言とは、聞き取りをした後でも、文献資料などを調べ、話の内容に矛盾や非一貫性がないかを十分に調べた上で、証言を史料として扱わねばならないという意見は、1987 年の中村政則も指摘していた。

しかし、「従軍慰安婦」などの戦争被害者への聞き取り調査によって、こうした理論は次第に後退していくことになる。その事柄が、『歴史学研究』第 779 号（2003 年 9

月)において、中村政則によって指摘されるのである。

中村は、「言語論的転回以後の歴史学」という論文にて、「史料をきちんと読んでいけば、いつしか歴史の真実に到達できるのだ」という単純な信念を抱いていたように思う。だが、問題はそれほど単純ではないことがわかってきた」²¹⁹と告白する。

その転機を、1990年代中頃からの「従軍慰安婦」をめぐる論争と定めている。そのなかで中村が最も関心を寄せた出来事が、社会学者の上野千鶴子と現代史家の吉見義明との論争であったという。

この論争において、上野は、金学順たちの証言が「加害者の性犯罪」を追及する機運になったことに対し、歴史家のみが客観性・中立性という特権の上に胡座をかいていることを批判した。

また、たった一つの証言でも、従来の「常識」を覆すことがあるとして、公文書を重視し、口承や証言に二次・副次的な価値しか置かない歴史研究者の態度も、併せて批判した。

中村は、たった一つの証言でも歴史の読み直しが始まるという、上野の意見は全く正しいとしながらも、肝心かなめの所では、史料をそのまま使う歴史家はいないと考えた。これは、歴史が科学であり得るためには、事実立脚性と論理整合性および反証可能性がなければならないという、「戦後歴史学」の実証主義に裏打ちされた結論であったと考えられる。

中村は最後に、「歴史家は史料を読まなければ話にならない、史料を読まない歴史家の仕事は、歴史学の自己否定である」²²⁰と述べている。

しかし、中村のこうした主張は、次第に上野の掲げる「証言至上主義」に押し流されていく。

『歴史学研究』第811号(2006年2月)では、再び特集が組まれるのであるが、その題名が、「方法としての『オーラル・ヒストリー』再考」であった。

「再考」という言葉が表すように、ここでは、主に証言者への聞き取り調査そのものの重要性を説く論文も多い。実際、歴史学研究会委員の名で特集の言葉が記載されているが、その中では、「むしろ市井の人々へのインタビューを通して、文字史料からこぼれおちる人々の体験に耳を傾け、歴史の主体としてすくいあげていくことにこそ、その意義があるといえる」²²¹としている。

「オーラル・ヒストリーの対話性と社会性」を執筆した桜井厚もその考え方に立脚し

ており、口述歴史家の P・トンプソンを引用し、文書資料よりも口述資料に高い評価を与えていることを紹介している。

オーラル・ヒストリーの問題点としてよく挙げられる点は、語りにおける忘却や記憶の違い、矛盾や非一貫性、そして、過去は現在の時点における回想であって語りは現在の産物にはほかならないという問題だとしている²²²。

このことから、桜井は、オーラル・ヒストリーの問題は、語りが現在の産物にあるとされることの是非にあると考える。公共性と客観性を重んじる文書資料とは異なり、オーラル・ヒストリーは個人的経験をもとにした証言がリアリティを持つ。

そして、その証言が、過酷な体験や社会的抑圧ゆえに語り得なかった歴史の問題の存在を明るみに出すことを可能にしたという点に、桜井はオーラル・ヒストリーの有効性を説く。

その例でも、「従軍慰安婦」の問題が挙げられている。桜井は、問題の焦点は歴史的出来事についての事実の真偽の争いから、誰が歴史を作るのか、どのように歴史叙述をするのか、という「現在の思想闘争」へとシフトしたと分析している。

桜井が使用した「思想」がどのような物であるかの判別は難しいが、少なくとも、慰安婦の存在の真偽という歴史学上の側面が重要ではない、という主張が行われたことは確かである。

『歴史学研究』第 813 号（2006 年 4 月）における、前川佳遠理の「オーラル・ヒストリーの実践」では、公文書や文書記録の記録内容への信頼性は大きく揺らぐことはない、としながらも、文字記録資料は、非文字的記録資料に比較して本当に信頼性が高いか、という問いも投げかける。

公文書という記録媒体は、史料として成立するには、公的施設へ移管され、評価・選別を経て、保存が決定されなければならない、公開にいたる文書記録は、受け入れた記録の約 10 パーセントに満たないのだという²²³。

記録が残るには、まず記録を作成する団体または個人が存在し、作成する目的がある。それはつまり、全く中立的な立場で書かれた「記録」というものは存在しない。このことから、前川は、いかなる理由で誰が何を目的に記録を作成したかを常に念頭におく必要があることを指摘する。このことは、すなわち、オーラル資料が文書記録の内容への信頼性を突き崩す可能性をも持つと主張し、桜井と同様、オーラル・ヒストリーの有効性を強調している。

反面、初のオーラル・ヒストリーの特集となった『歴史学研究』第 568 号（1987 年 6 月）でも掲載された清水透は、慎重論の姿勢を崩していない。

清水によると、日本でオーラル・ヒストリーの学会が創設されたのはつい先年のことであり、「聞き取り」にかかわる専門分野相互の交流も始まったばかりであるという。それだけに、オーラル・ヒストリーとは何なのか、といったその定義についても、少なくともわが国では共通理解が成立しているとはいえないと指摘する²²⁴。

個人の語りで注意しなければならない点は、外部世界の研究者と接触する機会を重ねた語り手の中には、聞き手の関心を先取りして、喜ばれそうな話、興味を示してくれそうな話を、観光ガイドのごとく述べ立てる場合であるという。

さらには、事実か否かは関係なく、他人から耳にした話を何回となく外部世界の人間に語り続けるなかで、語り手自身が、自分みずからの話だと信じ込む場合もあるという。

同時に、証言者のみに問題が起こるだけでなく、聞き手の側にも、その可能性は存在すると清水は言う。それは、聞き手の立場性の問題である。語りを求めてフィールドに入るかぎり、いかなる研究者も語り手やその社会について潜在的な問題意識や先入見を持っており、何らかの目的意識や期待感を抱いていると考察している。

つまりは、「語り」に何を期待しつつ問いを準備しているかといった、聞き手側の問いのあり方の問題である。これによって、たとえ語られたものでも、問いに答えてくれない「語り」は聞き流される危険性を常に孕んでいるというのが、清水の分析である。

その他にも、語り手にとって聞き手が加害者集団あるいは逆に被害者集団の一員として認識されている場合の問題も存在し、オーラル・ヒストリーは、その本来の性格上、歴史学にとって大きな制約を内包していることは明らかだと清水は主張する。

しかし、清水はオーラル・ヒストリーの重要性そのものを否定しているわけではない。文字史料からは聞き得なかった声や日常の生活実態を歴史に組み込む上でも、オーラル・ヒストリーは大きな役割を果たすとして、学術的作業を経た証言の重要性を示しているのである。

以上のように、1982 年の「教科書問題」から焦点化された日本の戦争責任問題を考察する手法として、オーラル・ヒストリーが「戦後歴史学」で発展したことを述べてきた。

当初の目的は、中村政則が言うように、歴史叙述のための記録・素材として用いようとしたオーラル・ヒストリーであったが、徐々に「従軍慰安婦」問題などの広がりによ

って、公文書などの文献資料よりも有効な資料にすべきであるという意見が噴出し、現在に至っている。

それは、前章にて触れたアジアの人々との「連帯」や「友好」を近現代史研究の理念に据え置いた「戦後歴史学」の変化が形になって現れてきたことを示しているのではないだろうか。

しかし、オーラル・ヒストリーだけが、この時期の日本の歴史学を彩ったわけではない。日本の戦争責任問題を先鋭化させた 1990 年代は、まさに日本国内の歴史学に様々な形で影響を及ぼし、歴史学そのものを「多様化」させた時代であった。その点を明らかにするには、1997 年に設立された「新しい教科書をつくる会」の解説と「戦後歴史学」の反応を考察する必要がある。

次節では、その事柄に関して述べていく。

第二節 「新しい教科書をつくる会」の登場

「新しい教科書をつくる会（以降、つくる会）」は、藤岡信勝や西尾幹二、渡部昇一らが発起人となり、1997 年に発足した。主に中等学校教育で使用される社会科（特に日本史）教科書の活動に力を注ぎ、現在も活動中である。

藤岡が提唱したと言われている「自由主義史観」を掲げ、歴史学研究会などの「戦後歴史学」とは違う見方で歴史を標榜することを目標にしている。藤岡らが「戦後歴史学」とは異なる歴史像の創造に固執したのは、戦後からの日本の歴史学や歴史教育が誤った方向性で踏襲されてきたという認識を持っていたからである。この点は、設立における声明からも見ることができる。

声明文には、「私たちのつくる教科書は、世界史的視野の中で、日本国と日本人の自画像を、品格とバランスをもって活写します。私たちの祖先の活躍に心躍らせ失敗の歴史にも目を向け、その苦楽を追体験できる、日本人の物語です」と説明している。

同時に、これまで戦後歴史学が研究してきた日本の歴史を「日本人の誇りを失わせるもの」であったと主張する。その原因を、「近現代史において、日本人は子々孫々まで謝罪し続けることを運命づけられた罪人のごとくに扱われてい」ることだと指摘する²²⁵。

これは、1982 年の「教科書問題」以降で、教科書で大きく取り扱われるようになった「南京事件」や「従軍慰安婦」問題のことを指している。藤岡をはじめとした同会の

人々の多くは、これらが歴史的事実であったとする歴史的証拠は乏しく、安易に教科書に記載すべきではないと主張していた。

次に、同会の発起人の一人である藤岡信勝が提唱した「自由主義史観」の概要について説明をしたい。藤岡は自著である『近現代史教育の改革』（明治図書、1996年）において、『自由主義史観』は私の造語である（p.157）」とし、ありふれた言葉の組み合わせであるから、前例があるに違いない、とことわりを入れている。

「自由主義史観」の規定としては、「自立した個人による自由な活動を可能な限り許容するような社会を実現する道（p.159）」であることと説明する。また、「あらかじめ結論を決めないこと、タブーにとらわれないこと、日本人として認めたくないことでも事実であることが証明されればそれを受け入れる用意があること、どこまでも自由な探求に開かれていること」を強調し、「開かれた歴史探求の場」であることを指摘する²²⁶。

これだけでは具体的な研究手法が判明しないため、本論では、同じく「つくる会」に所属している高橋史朗の共著である『新しい歴史像の創造』（財団法人富士社会教育センター、1998年）から引用していきたい。

同書では、「歴史記述は客観的に見て正しくあることが筋だが、その場合の正しさとは、史実が正確に記述されているという意味である」と指摘する。また、「記述の客観性の決め手となるのは、史料の存在と提示である」とし、「資料による裏付けのない記述は客観性を主張できない」と結論づける²²⁷。

また、異なる歴史解釈を何らかの圧力によって無理やりに一致させようとするれば、将来に必ず問題を残すことに言及している。そのため、必要なことは、歴史認識の不一致を抗争に転化させない知恵、すなわち、「不一致であることに一致する」ことだという。

また、この書籍の執筆者の一人である佐瀬昌盛は、歴史学研究会を党派性のある学術団体として指摘している。最盛期には3千人以上の会員を擁した歴史学研究会は、マルクス主義史学の圧倒的支配下であり、中心的メンバーはマルクス主義信奉、階級性、党派性を公言して憚らなかったとする²²⁸。

歴史学研究会への批判も含まれているが、自由主義史観の歴史研究もまた、「戦後歴史学」と同様に史料を重視した「実証研究」に重点を置いていることが分かる。

では、こうした新しい歴史研究団体が登場するにあたって、「戦後歴史学」の人々はどうのような反応を示したのであろうか。

簡略に言えば、当初は建設的な議論を構築していたが、「つくる会」の作製した学校

用教科書が検定に合格する前後から、徐々に感情的な批判に転化していったとすることができる。

そのことを考察するにあたって、「つくる会」が設立される以前に、藤岡が現行の教科書において、疑問を呈していた時期から見ていきたい。一例としては、藤岡は、「南京事件」に関する記述が、いわゆる「虐殺肯定派」の人々の学説のみ扱われていたことに異議を唱えていた。確かに、その当時において、「南京事件」には日本軍の虐殺を肯定する学説もあれば否定する学説も存在しており、さらにはその「中間」を主張する説も興隆していた。

そうした、最新の学術研究の状況と照らし合わせれば、少なくとも「南京事件」を教科書で説明するのであれば、残りの「否定派」と「中間派」の学説も含めて記載するべきであると藤岡は主張していたのである²²⁹。

このことから、当初、歴史学研究会においては、これを「藤岡問題」と呼んでいた。それでも、藤岡から提言された一連の問題に対して、歴史学研究会の人々は努めて冷静に議論を行っていたと言える。

例えば、「藤岡問題」が起きた背景には、バブル経済と冷戦体制の崩壊により、日本という国のアイデンティティが不在となったため、この問題を「必然的に起きた問題」と認識がなされている²³⁰。

その上で、藤岡はかつての大東亜戦争肯定論者とは違い、日中戦争などに対しては否定的態度を堅持し、その失敗の原因を探ろうとしていると指摘している。

しかし、現実としては「南京事件」や「従軍慰安婦」問題に触れてその失敗を可能な限り過小に評価することのほうに多くの努力を割いており、敗戦の原因を積極的に探ろうとはしていないとも言及する。

結論として、藤岡の歴史研究は事実のつまみ食いであり、個人の偶然的選択の結果として歴史を語ろうとしていると批判している。

しかし、藤岡が提唱した自由主義史観を新たな歴史学の手法の皮切りに捉えようとする提言も見られる。その一例が、奈良歴史研究会が刊行した『戦後歴史学と「自由主義史観」』における森脇健夫の論文である。

森脇は、藤岡の提言をめぐる問題が、極めてイデオロギッシュな展開を見せており、冷静な議論が行われなくなってしまったことを危惧する。その上で、彼は冷静な歴史授業のあり方について言及していく。

その上で、歴史教育においては、ある特定の「史観」を与えるのではなく、生徒が自らの「史観」を形成するための援助が重要であると説明する。その結果、生徒が教師の「史観」と異なる「史観」を持ったとしても、それを否定してはならないという²³¹。

藤岡が「自国に誇りを持てる」史観を歴史の授業で獲得させるために、「戦後歴史学」を否定させることはナンセンスであるということも森脇は主張しているが、一方で、純粹な歴史授業の結果として、生徒自身が選び取るということであれば異論はないとも述べている。

こうした点を踏まえて、森脇は今後の歴史授業のあり方について、家永三郎の『太平洋戦争』第九章の「インドネシア」と名越二荒之助の『世界から見た大東亜戦争』に掲載されているインドネシアのエピソードを使用することを推奨している²³²。前者は、インドネシアを侵略する日本軍に関する記述であり、後者は、インドネシアを解放しようとする日本軍の姿が描かれている。

こうした異論との突き合わせの中で、歴史事実を多角的に見る視点を与えていくべきであると森脇は締めくくる。森脇のこうした論理は、『歴史を学ぶ人々のために』第1集における遠山の展開した主張と似ている。

『歴史学研究』においても、第712号（1998年7月）では「歴史叙述の修正主義」というリレー特集が組まれるなど、藤岡らの活動が、当初から注目されていたことが窺える。

この中では、歴史学研究会は、冷戦体制が解体するなか、既存の枠組みが崩され、各国の存続理由が再定義されねばならなくなったところから生じた現象としている。つまり、「国家」の正当性や「国家」を構成する「国民」を新たに創造していこうとする試みがここで再び行われようとしているのである。この点は、先ほどの奈良歴史研究会の見解と一致する。

歴史学研究会では、「国民」の来歴を正当化する歴史叙述が必要とされ、それゆえにこれまで「正統」とされた歴史に対する「修正」が主張されることになる²³³とし、将来の自由主義史観との論争を予想していることが分かるだろう。

翌年の『歴史学研究』増刊号（1998年）では、中村政則も筆を執っている。「歴史学と歴史叙述」と題された論文では、今後の学校の歴史授業を想起している。そこで中村は、「従軍慰安婦」については一行たりとも書かないという「つくる会」の歴史観とそれを記述している教科書執筆者の歴史観とは相容れないであろうと予測する。

中村も、将来において、「戦後歴史学」と自由主義史観が衝突する未来を見越していた。しかし、そのことに関しての具体的な言及は努めて避けているように思われる。

先に見たように、「従軍慰安婦」の記述を書き込もうとする研究者と書き込まない研究者の歴史観は相容れないであろうという一般論を展開する程度で留まっている。この点は、中学・高校の歴史教科書では、何を書くかによって生徒の歴史認識に重大な影響を与える²³⁴、という文章からでも、そのことが読み取れるだろう。

例外的に、目良誠二郎がやや強めの否定論を展開している。「開かれたナショナル・アイデンティティの形成と社会科・歴史教育」という目良の論文では、彼ら（おそらく藤岡らを指している）は時としてご都合主義の実証主義を振り回すが、本質的には歴史の科学的・客観的な認識を求める実証とはまるで無縁であると断じている²³⁵。

この目良の文章では、藤岡らの実証は科学的な客観性を欠いた歴史叙述であることを指摘している。それが具体的にどの箇所かは判明しないが、少なくとも、「戦後歴史学」は科学的歴史学で、自由主義史観は非科学的歴史学であると主張したかったという点は間違いないであろう。

こうして見ると、比較的穏やかな歴史学の議論が展開されるように見えたが、同じ「つくる会」のメンバーである西尾幹二が1999年に出版した『国民の歴史』（産経新聞社）から、徐々に、その様相が変化してくる。

まず、『国民の歴史』において、西尾は1992年の夏頃に、「従軍慰安婦」問題が日本で大きく取りあげられたことに関して、「ホロコーストと戦争犯罪」におけるドイツの個人補償を同一に結びつけて、「ドイツを見習え」という風潮が出てきたが、それは事実誤認であると指摘している²³⁶。

これは、東西分割時代であったことから、ドイツは国家賠償を行えず、ナチス犯罪に対する「政治上の責任」を遂行したという意味であった。ナチス犯罪にドイツ国家は、「道徳上の責任」を負わず、あくまで「個人」の犯罪の集積であって、従って、償いも究極的には「個人」に対してなされるに過ぎないと言及する。

このようなことから、西尾は、日本の戦後補償のような「手厚い、心のこもった、人道的措置なのではない」²³⁷と断言する。戦後処理に、個人補償というものは、考えられないという理論が、西尾の前提なのである。

「従軍慰安婦」に関しては、1965年の日韓基本条約を挙げ、当時の朴大統領に対する気持ちから、当時の日本の国家予算の20分の1に匹敵する、5億ドルを協力金とし

で支払ったことから、日本はドイツとは違う償いの方式を遂行したことを強調する。

従って、日本は国家賠償の道を順調に歩んで、事柄は完全に終結しており、「個人補償」が今さら日本に求められる所以はないと明記する²³⁸。

西尾のこうした主張は、明らかに「戦後歴史学」の人々が唱える、「戦争責任論」とは方向性が異なるものであった。元慰安婦の聞き取りを積極的に行おうとする広川禎秀や桜井厚は、出現した彼女たちの悲惨な歴史を浮き彫りにし、それを通じて日本の戦争責任を追及するという姿勢であった。

しかし、戦争に関する賠償は既に清算済みと断言する西尾の主張は、聞き取り調査によって明らかになった事柄は承認しても、それ以降の日本に対する戦争責任の追及を否定するものとも受け止められたであろう。

こうした、初期の藤岡の「異議申し立て」よりも強い、「戦後歴史学」への否定は、多くの「戦後歴史学」の研究者の反感を買うことになる。

『歴史学研究』第741号（2000年10月）では、早くも西尾の書籍に関する批判が展開されている。特集の文面において、以下のように言及する。

西尾幹二氏が『国民の歴史』を刊行した。この書が大部数頒布・販売されて大きな話題となり、さらに中学校用教科書の制作が進められているのはご承知のとおりであろう。『国民の歴史』に記された個別の歴史的事象についての認識の一面性や、他人の研究の恣意的引用を、歴史学の現在の研究成果に照らし合わせて批判していくことも必要であるが、より重要なのは、歴史を叙述するとはどういう行為なのかを議論することであろう。²³⁹

一見すると、理性的な文章であるが、「認識の一面性」あるいは「他人の研究の恣意的引用」という表現からは、やはり強烈な批判であることが窺える。先の日良の論文でも指摘したが、この特集の文章からも、自由主義史観の歴史叙述が科学的でないことを、歴史学研究会編集委員が主張したと言っても、過言ではないであろう。

2ヵ月後の『歴史学研究』第744号（2000年12月）では、さらに感情的な批判が展開されている。

三島憲一「ファンダメンタリズム批判の工夫。西尾幹二の場合」では、西尾たちは、知的議論の水準に達していない議論を行っているため、相互の検証に基づく批判という

ゲームの規則が通用しないと突き放している。

さらに、西尾のことを「不勉強」、「思考力の乏し」い人物と評しており、三島の言うところの相手への「レッテル貼り」を辞さない²⁴⁰。

さらに、『歴史学研究』第753号（2001年9月）佐々木潤之介の「連続市民講座『歴史を叙述するということ』に参加して」では、『国民の歴史』は、近年の日本大国論・日本帝国主義免罪論・天皇制および天皇制国家見直し論・日本単一民族国家論を母胎とし、司馬遼太郎らの明治維新・近代史論を半面の基礎としているというのが適切であろうと論じている。

そこから読みとれるものは、思想的営みの苦勞ではなくて露わな政治性だけであり、日本の戦争犯罪に関する記述は「でっちあげ」であると主張する西岡らの姿勢を批判している。

こうした『国民の歴史』批判の展開は、なぜここまで激しさを増したのであろうか。大きな要因としては、2001年に中学校用教科書に採用されるために、「つくる会」全体が大きな活動を繰り広げていたことが考えられるだろう。

その2001年には、「つくる会」の研究者たちが作製した教科書の市販版（検定済）が販売され、ベストセラーとなった。

当初は、「非科学的な歴史学」と断じ、大きな反響を予想していなかった「戦後歴史学」の一部の研究者には、このことに驚いた者が存在しても不思議ではないであろう。

秦郁彦は、『現代史の対決』（2005年）において、当時の裏舞台の様子を次のように回想している。

「つくる会」が中学校用歴史教科書を文部省に検定申請した時点では、各方面からの激しい批判と攻撃を浴びており、一時は教科書作りを断念するのではないかと思われたが、発行へ踏み切ったことに大きな衝撃が走ったという。

そのような中、検定審査の新任委員で元駐インド大使の野田英二郎（日中友好会館副会長）が、「つくる会」の教科書は右に偏向しているので不合格にすべきだと同僚委員に電話や手紙で働きかけた事実が発覚する。この事実をつかんだ産経新聞が、大々的にキャンペーンを張り、野田ともう一人の外務省出身委員が更迭される騒ぎになった²⁴¹。

当時、検定の合否は微妙な線だったらしいが、事件が明るみに出たことで一刀両断の不合格処分は難しくなったという。関係者の一人は、秦に対し、「天佑でした」と語ったという。

これらのことを鑑みると、「つくる会」の歴史教科書は、少なからぬ一般の日本人からの支持があったことが窺える。その点をよく映し出している論文が、『歴史学研究』第747号（2001年3月）における藤原帰一の「なぜ国民が語られるのか」である。

藤原は、「つくる会」の掲げる自由主義史観（藤原の言葉では、「歴史の見直し」）が社会から大きな支持を受けていることを、「これが、自民党や右翼の『陰謀』に過ぎないのなら、それほど心配には当たらない」²⁴²と述べる。

「つくる会」は、政府が世論を操作するためにつくった団体ではなく、その政府に対抗して、戦後日本が「忘れて」きた「国民の物語」の回復を求める社会運動として生まれたものだとして藤原は認識している。このことから、いかにグロテスクに響こうとも、市民の自発的結社には違いないとして、「戦後歴史学」と同じような科学運動の一形態として捉えているのである。

しかし、その評価は、「戦後歴史学」の運動とは対照的である。「つくる会」の人々が叙述した歴史考察は、知性を愚弄するようなものに過ぎず、社会科学を専門とする研究者は、まともに反論する気にもならないだろう、と断じている。

その1ヶ月後（2001年4月）に、「つくる会」の教科書は検定に合格する。しかし、検定を通るにあたって、大きな修正を受けることになっている。

例えば、「南京事件」に関する記述は、原文では「東京裁判法廷は、日本軍が1937（昭和12）年の南京攻略戦において、中国民衆20万人以上を殺害したと認定した。しかし、当時の資料によると、そのときの南京の人口は20万人で、しかも日本軍の攻略の1か月後には、25万人に増えている。（中略）戦争中だから、何がしかの殺害があったにしても、ホロコーストのような種類のものでない」という文章であった。

これに対して、検定意見は、この表現は南京事件の「実否や犠牲者数」について誤解を招きかねない、と指摘した。修正後の記述では、「この東京裁判では、日本軍が1937（昭和12）年、日中戦争で南京を占領したとき、多数の中国人民衆を殺害したと認定した（南京事件）。なお、この事件の実態については資料の上で疑問点も出され、様々な見解かおり、今日でも論争が続いている」と変化した²⁴³。

家永三郎の教科書裁判同様、「つくる会」の教科書は、これ以外にも修正意見が多く付されたという。肝心の採択率であるが、2001年8月には愛媛県の教育委員会が採択を決定したが、全体で見れば、採択率は0.038%であった。

採択率の数字だけを見れば、もはや論争の相手にもならないはずであるが、この時期

は同時に、それまで「戦後歴史学」が推し進めてきた日本の戦争責任に関する記述（「南京事件」や「従軍慰安婦」）も、多くの教科書から削除、あるいは文章量が減少していた。

こうした現象を、「戦後歴史学」の人々は、「つくる会」の関係者が圧力をかけたり、「非科学的な」、「耳障りの良い」歴史教科書を広げたためであると批判することになる。

『歴史学研究』第752号（2001年8月）では、本論文でも先行研究として活用している須田努の「イコンの崩壊から」が発表される。

須田は、自由主義史観の人々と議論のかみ合う素地はないと断言し、歴史修正主義者との間に議論をする余地など存在しないことを強調している。

それにも関わらず、多くの日本人が「つくる会」の歴史観に賛同している現象を見定めようとする。香山リカの仮説である、「立つ瀬がなく、寄る辺のない」若者たちが、自由主義史観のストレートな言説にすがりついているとする分析。若菜みどりの若者たちの間で新聞などを読み、戦争責任問題などを議論する場が全くなくなり、このような問題に真剣に取り組みたいと考えている人たちがここに集まっているという分析を挙げている。

須田は、なぜ「寄る辺のない」若者が、「つくる会」の歴史観に寄りかかり、真剣な議論を試みようという人々が、なぜ「自由主義史観」へと救いを求めるのかに関心が向くと述べる。それは翻って、わたしたちの歴史学（「戦後歴史学」）は、なぜ1998年7月の「新しい教科書をつくる会」第5回シンポジウムのように、2000人もの「素人」の若者を集めることができないのか、という疑問に発展する。すなわち、「戦後歴史学」は、なぜ世間と乖離してしまったのか²⁴⁴、ということである。

この考察において、須田は、「戦後歴史学」のターニングポイントが1970年代の高度経済成長後の社会との関係に目を向ける。経済成長が終焉したとき、残されたものは、深刻な公害と低成長の到来であったという。70年代の世間では、実感として発展・近代といったものへの懐疑が生まれ、戦後民主主義の危うさが意識されはじめ、「戦後歴史学」は経済成長により形成された「新中間層」への対応に失敗したことが原因であると須田は分析する。

「若者たちの歴史離れ」という現象は、「戦後歴史学」の本質を彼らが理解しない、その苛立ちから生まれたものであるという。

歴史修正主義者と同じ土俵で議論を行う必要はないとしながらも、彼らの物語にアイ

デンティティを見だし、共感をもつ若者・現場教員が数多くいる、という事実を認識する必要性が須田の論文では強調されている。

では、検定に合格し、採択地域が決定した後の論調は、どのようなものになっているのだろうか。直近のものは、『歴史学研究』2001年増刊号（10月）における、今野日出晴「歴史教育の構図」であろう。

今野は、「戦争責任論」に立脚した論理構造を展開した。それは、自由主義史観の歴史観が若者に支持される理由は、日常生活において「虐げられ」た若者と周辺諸国からいつも過去の戦争犯罪を糾弾されている日本とが二重写しになっていると指摘する²⁴⁵。

「日本」の誇りが若者とその祖先を貫く誇りとなって、「虐げられた」感情が「癒された」のだと分析する。こうした、ナショナルな感情が、「大きな物語」として輪郭を与えられ、身体がふるえるような感動を呼び起こしたのだと結論づける。

その意味で今野は、自由主義史観の歴史観は癒しの物語なのだと言及する。この点から、単純に復古主義的な皇国史観の押しつけだという批判だけでは届かない領域をもっている、従来の「戦後歴史学」の批判のあり方に注意を促している。

では、具体的にどのような批判の論理へと変化したのか。『歴史学研究』第758号（2002年1月）では、「日本の歴史認識と近隣関係」と題された、三谷博の論文が掲載されているが、そこでは、これまで「戦後歴史学」が忌避してきた「国益」というものを議論に使用することが提言されている。

三谷の主張では、将来にわたって、各国の「国益」の基本は国際協調に置かれ、日本の「国益」は日本人の提起するアジェンダが積極的な評価を獲得するとき、初めて盤石となるとしている。

この観点からすると、外国をすべて潜在的な敵と見なし、国内向けに自己憐問の物語（自由主義史観の歴史観）のみを語ろうとする行為は、「国益」を損なう自殺行為であると三谷は警告する²⁴⁶。

2001年の「つくる会」教科書の採択率は1%に満たなかったが、それは内容に欠陥があったというより、教育委員が世間で物議を醸している教科書をあえて採用するリスクを回避したからだだと三谷は分析している。これには、先ほども述べたように、多数の採択を獲得した教科書が従軍慰安婦の記述を削除していた事実に三谷も触れている。

三谷は、戦後60年を経とうとしている現在において、日本の国民には、「なぜ、隣国の人々は、今ごろ、何年も経ってから、直接責任のない我々に非難の声を浴びせるのか。

いい加減にしてほしい」という心情があることに注目する。

それは、「そこに居なかった人間に責任を問えるのか」という普遍的な難問であり、決して責任逃れの弁明と見なすことはできないとしている。この不条理への配慮がなければ、日本の国民の間には言われなき批判という怒りが蓄積されることを危惧する。

その解決のために、三谷は毎年、基礎演習という授業を大学の1年生を対象に開き、自ら研究課題を設定し、調査をし、分析・発表するようにさせているという。

その課題の中には、例年、これからの国際関係を考えるものがあり、それが隣国との歴史問題に関わってくる場合が少なくないと説明する。その際、学生たちの態度は二分され、ひとつは日本批判を行うタイプであるが、それは少数派であるという。多くは当惑し、どう考えたら良いか、迷い始め、自力で考え続けるが、聴き手の学生の場合は腰を引き、問題を回避しようとする傾向にあるという²⁴⁷。

このことを通じて、三谷は以下の点を主張する。歴史問題の領域に強いて巻き込もうとする教師は、面従腹背を招くだけで逆効果となる。なぜならば、加害当事者でない生徒に向かって頭ごなしに非難するのは、正義にも人情にもかなわないことを挙げる。従って、戦後生まれが直面する不条理を押し、なお歴史責任問題に踏み込むには、情理を尽くした説明が不可欠であると述べている。

三谷の論文を読めば分かるように、実証を通じた科学的な歴史学の反論ではなく、「国益」や情理による批判が、自由主義史観への対抗手段として提唱されている。これは、まさしく歴史学の「科学性」ではなく、近隣諸国との「連帯」や「友好」を歴史考察の第一に用いるという、1982年以降の「戦後歴史学」の路線変更を、明確に表している。

さらに、2002年10月の『歴史学研究』第767号では、「韓国からみた日本の歴史教科書」という特集が生まれ、韓国の研究者から、自由主義史観を批判してもらう形をとっている。

これは見方によっては、友好を結ばねばならない隣国の韓国から、自由主義史観の歴史観が如何に「友好」を阻害するものであるかを代弁してもらっているようにも見える。特集記事では、国の数だけ歴史観があつてよいだとか、自国史認識は内政問題だとかと開き直ると、国際関係を損なう愚かな行為に繋がることを指摘している²⁴⁸。

それを避けるためにも、相手の叙述に耳を傾け、率直で冷静な意見を交換することなくして、この問題をより良い方向に導くことはできないだろうと述べており、「つくる会」の人々を批判していることが分かる。

しかし、こうした情理による批判も功を奏せず、2005年4月には、再び「つくる会」の教科書が検定に合格した。こうした一連の自由主義史観の「躍進」に、「戦後歴史学」はさらに大きく批判を展開することとなる。

それは、2005年に歴史学研究会が発行した『歴史研究の現在と教科書問題』（青木書店）で顕著に表れている。まず、日本の戦争責任や植民地支配を省みようとしない「つくる会」は、過去の戦争を反省せず、むしろ「戦争の美化」を目的としているとして、激しく批判する。

また、「つくる会」の歴史叙述に対して、「あまりにも陳腐な文面」、「貧困な想像力」、「目のつけどころがまったく狂っているとしか映らない」など過激な表現が使われている²⁴⁹。

『歴史学研究』2006年増刊号（10月）では、大門正克が「2005年度版『新しい歴史教科書』と教科書叙述」において、2005年度の「つくる会」教科書の解説を行っている。

それによると、第一は、戦前をできるだけ「普通の国」として描き、東アジアに対しては「開発」＝「援助」の手をさしのべたこと、これに対して反社会主義を鮮明にし、反中国の色彩を強めたところに今回の教科書の特質があると分析している。

第二に、戦争を説明する論理では、政党政治に対する軍人と国民の不満を背景に描きつつ、「自存自衛」の戦争であり、大東亜共栄圏＝アジアの解放が押し出されているという。

第三は、戦後の論理にまで言及している。「つくる会」教科書の最後におかれた「歴史を学んで」では、敗戦と占領によって日本人は「方向を見失い」、「いまだにどこか自信をもてないでいる」ことを示唆する文章に注目している。

最後は、全体にわたって道徳と努力が強調されており、明治維新は武士の犠牲による革命であり、武士は公に尽くしたことが強調されているとする。

大門は、以上から導き出されるこの教科書の物語は、次のようになるという。

開明的な政府・天皇によって議会政治が与えられ、そのもとで政党政治が展開して民主主義もひろがり、よく努力した国民、植民地への援助＝開発の手を差し伸べた政府、それを妨害するアメリカと中国、やむをえぬ戦争、おしつけられた日本国憲法、「自国の歴史と伝統」に誇りを！ということになるだろう。²⁵⁰

こうした歴史叙述の特徴を、①都合の悪いことは書かない部分的・一方的な強調（教育勅語の例）。②本質を見失わせる差異の矮小化（政府と民権派の憲法構想など）。③因果関係の転換・曖昧化（社会運動とデモクラシーの表記など）。④関連を問わない併記（朝鮮半島での徴兵・徴用による「犠牲や苦しみ」にふれたあとで、それとの関連抜きに「多くの国民はよく働き、よく戦った」ことを称揚する文章）。⑤超歴史的な道德観念の強調（武士の公や教育勅語を通じた孝行など）として挙げている。

これらの特徴には、憲法改正や教育基本法改正、日の丸・君が代強制といった現在の政治状況に合致する面があるように思われるとして、愛国心をもって国家のために努力する国民像が推奨されていると分析する。

大門は、日本史の教科書の目的が、日本に関する基礎的事項を知ることとしながらも、その日本を理解する際には、国家の行為をたどるだけではなく、民衆の視点、アジア・世界の視点が必要であると主張する。

この点において、「つくる会」の教科書は一国史的であり、「ありうべき歴史教科書」ではないと批判している²⁵¹。

同じく、『歴史学研究』第 831 号（2007 年 9 月）に掲載された山本直美「杉並区にみる新自由主義的教育改革と歴史修正主義」でも、民衆の視点で歴史を叙述する必要性を説いている。

その目的は、新自由主義教育改革と国家統合に抵抗し、国家体制へ無批判に順応せず生きるためだとする。その為には、山本は、自覚的な個人の結びつきと自己変革を絶えず追求していくことが重要であると説いている²⁵²。

大門や山本の意見をみていくと、自由主義史観に立脚した「つくる会」の教科書には、民衆が存在しない歴史叙述が描かれているように思えてくるが、実際はそうではない。自由主義史観の歴史叙述にも、多くの民衆が描かれている。しかし、それは、「戦後歴史学」からすると、「好ましからざる」民衆と認識されているようである。

先に紹介した、『歴史研究の現在と教科書問題』では、金原左門は「つくる会」が八田興一、杉原千畝というこれまで注目してこなかった人物を紹介していることに反発している文章が存在する。

金原が説明するには、男女同権を説いた岸田俊子や新婦人協会の平塚雷鳥、市川房枝といった人物の紹介が重要であるにも関わらず、「つくる会」ではこのアプローチが欠如していると指摘している。この点を踏まえ、「つくる会」の歴史像には、「近代から現

代にかけての現代史の叙述も粗雑で、民衆の姿は見当たらない」と批評する²⁵³。

「八田興一や杉原千畝は民衆ではないのか」という疑問が出てくるかもしれないが、金原は、八田や杉原は、どちらかという和美談に属する人物であり、これだけでは民衆の生活の息づかいは伝わってこないという。

これこそが、大門や山本が指摘した、「民衆」の概要である。「戦後歴史学」としては、あくまで当時の政府に反抗し、何らかの行動を示した人々の姿に焦点を当てることが重要であり、日本のために貢献した人々ではない。

勿論、貢献した人物も取りあげられるが、近現代史におけるそのような人物とは、概して、柳崇悦のような、日本の帝国主義や植民地政策に反対した者に限定されてくる。

やや極端な考察かもしれないが、「支配層に抑圧される被支配層」に着目するという「戦後歴史学」の歴史手法は現代でも継承され、信条のようにになっている。

このことから分かるように、「戦後歴史学」を標榜する歴史学研究会と自由主義史観を標榜する「つくる会」では、描き出す民衆の歴史像に明確な違いがあるのである。すなわち、前者は「時の政府に抵抗した人々」に注目した歴史であり、後者は「国に尽力した人々」に注目した歴史なのである。

第三節 歴史学的手法・歴史観の多様化

以上のように、オーラル・ヒストリーの発展、自由主義史観を掲げた「つくる会」の発足など、1990年代は、日本の歴史学を「多様化」させた点を解説してきたが、こうした中で、「戦後歴史学」はどのような研究活動を行ったのであろうか。

ひとつは、紛れもなく、「つくる会」を中心にした自由主義史観との論争である。前節でも解説してきたように、「つくる会」の教科書が検定を合格したあたりから、急激に自由主義史観の歴史観を否定・批判する論文が増加している。

この点は、『歴史学研究』がそれに関連する論文を積極的に取り入れたり、リレー特集を組んだりとしていることを見ると、分かりやすいであろう。

もうひとつは、前章でも考察したアジア諸国（特に中国・韓国）の人々との「連帯」・「友好」を歴史考察の第一に完全に据え置いたことである。

『歴史学研究』においては、90年代後半まで「科学性」と「客観性」を重視した歴史考察も主張されていた。しかし、それも次第に「連帯」・「友好」のための歴史学を

唱える論調が主流を占めていくことになる。

端的な例ではあるが、『歴史学研究』第 910 号（2013 年 10 月）における、森口等「東アジアの平和に寄与する授業実践の模索より」は、全 7 ページの論文であるが、その中で使用されている「連帯」・「友好」は計 13 箇所にも及んでいる（「連帯」7 箇所、「友好」6 箇所が確認できる）。

これは、1980 年以前の「戦後歴史学」の論文と比較すると、大きな違いである。このような変化は、1982 年の「教科書問題」を皮切りにして、「つくる会」の教科書が諸地域にて採択される過程で発展したものであると考えられる。

家永三郎の三次訴訟の前に公表された、歴史学研究会の声明「侵略の歴史を改ざんする教科書検定に改めて抗議する」において、歴史の「科学性」ではなく、アジアとの「連帯」を重要視する文言が登場したことは、前章にて説明した通りである。

ここでは、やや長いが、「つくる会」教科書の検定合格や採択の中止を求める声明文を引用しながら、「連帯」・「友好」の思想が前面に押し出されるようになったことを証明していきたい。

まず、最初の声明が記載された、『歴史学研究』第 750 号（2001 年 6 月）の『『新しい歴史教科書をつくる会』の教科書が教育の場にもちこまれることに反対する声明』（2001 年 3 月 13 日）から見ていきたい。

現在、「新しい歴史教科書をつくる会」（会長・西尾幹二氏、以下「つくる会」と略称）のメンバーが執筆した中学校歴史教科書の申請本が、文部科学省の教科用図書検定にかかっており、合格すれば 2002 年度から使用されることとなりますが、この申請本の記述は歴史研究者・教育者として看過しがたい多くの問題を含んでいます。

第一に指摘しなければならないのは、この教科書にはかつての植民地支配や侵略戦争を真摯に反省し、近隣諸国との友好・親善に努めるという姿勢が完全に欠けている点です。韓国併合との関係でいえば、「朝鮮半島は日本に絶えず突きつけられている凶器となりかねない位置関係にあった」という地政学的観点が強調されたうえで、「韓国併合は、日本の安全と満州の權益を防衛するには必要であった」という形で、その植民地化が正当化されています。

（中略）

戦争犯罪やジェノサイドに関する叙述も著しくバランスを欠いたものとなっています。

戦争犯罪の場合、この教科書で具体的にとりあげられているのは、アメリカ軍による日本の都市に対する無差別爆撃や、満州におけるソ連軍の蛮行など、連合国側の戦争犯罪ばかりで、日本軍の戦争犯罪については、極東国際軍事裁判のところで、南京事件がとりあげられているだけです。それも「この事件の疑問点は多く、今も論争が続いている。戦争中だから、何がしかの殺害があったとしても、ホロコーストのような種類のものではない」というように、南京大虐殺否定論を一方向的に展開しています。

また、他国が犯しかジェノサイドについては、ナチス・ドイツのユダヤ人虐殺を詳述しているだけでなく、スターリンの粛正、毛沢東の文化大革命、ポル・ポトの大虐殺などについてきわめて具体的に説明しています。しかし、その一方で、アジア・太平洋の各地で日本が行った数々の蛮行や、その当時は自国民であった朝鮮人に対する差別や迫害については、一言もふれられていません。

(中略)

さらに、歴史叙述が特定の事柄に著しく偏っているため、関東大震災や治安維持法のように重要な歴史的事実にまったくふれていません。また、経済史、文化史、社会史、民衆生活史などの叙述がきわめて簡単になっていることも、この教科書の大きな問題点の一つです。

周知のように、1995年8月15日に発表された村山首相（当時）の談話の中では「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に過ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします」と述べています。この村山談話の趣旨は、日本政府がくり返し言明していることであり、今日のわが国の、いわば国際公約になっています。

また、現行の教科用図書検定基準では、「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」、「話題や題材の選択及び扱いは、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全

体として調和がとれていること」と明記されています。「つくる会」の教科書は、村山談話以降の国際公約に反しているだけでなく、現行の教科用図書検定基準にも抵触する内容をもっているといわざるをえません。

新聞報道によれば、この申請本には、検定意見によってさまざまな修正が施されたということですが、「つくる会」の会長である西尾幹二氏自身が「我々の考え方のそのものは残っている」と発言しているように、叙述の基本的な流れは申請本に沿ったものになると予想されます。実際、新聞報道で知られるところの南京事件に関する記述は、依然として否定的な見方からのものになっています。

私たちは、このようなバランスを欠き、国際公約にも反した歴史教科書が教育の場に持ち込まれることは、生徒の健全な歴史認識と国際認識の育成を阻むものであると考え、これに強く反対します。²⁵⁴

長い引用文になったが、これが、最初の声明文のほぼ全容である。文章にあるように、「つくる会」教科書が学校教育にふさわしくない理由として、近隣諸国との「友好」を損ねる歴史叙述であるということが、第一に挙げられている。

「友好・親善に努める姿勢」を貫くためには、「植民地支配や侵略戦争を真摯に反省」することが必要であるが、そのためには、「アジア・太平洋の各地で日本が行った数々の蛮行や、その当時は自国民であった朝鮮人に対する差別や迫害について」記述しなければならないことが分かる。

さらに、教科書検定では、「国際公約」となっている、日本の侵略を認め反省した「村山談話」や国際理解や国際協調を念頭に置いた「近隣諸国条例」に基づいて行わねばならないと主張されている。

「つくる会」は、これらの「国際公約」に違反しているので、これが教育の場に持ち込まれれば、生徒の「健全な歴史認識と国際認識の育成を阻む」恐れがあるため、反対する、という趣旨と見てよいであろう。

こうした主張は、「つくる会」の教科書が採択される流れで、活発に展開されるようになった論理である。

笠原十九司も、小淵総理大臣が過去の植民地支配の痛切な反省とお詫びを表明した「日韓共同声明」（1998年10月）や小泉総理大臣の「日朝平壤宣言」（2002年9月）を引き合いに出している。その上で、これらの「声明」や「宣言」は両国首脳が調印し

た正式な外交文書であり、国際法的な公約であって、日本政府・国民はそれらを守る国際的道義があると主張している²⁵⁵。

こうした主張は、例えば、新しく発見された歴史的資料などによって、従来の学説が再検証されない余地を示唆している。例としてあげた笠原などの「戦後歴史学」の研究者の間には、歴史的な証拠（科学性）よりも、政治的な道義性を重んじるかのような雰囲気がつくり出されていたように思える。

類似した内容としては、南塚信吾も、日本の国際的孤立を避けるために、「自国の歴史と伝統を深く学ぶ」必要性を説いている²⁵⁶。

これらの論理に言えることは、一貫して、従来の「戦後歴史学」の理念であった「科学的な歴史学」の指摘が、完全に抜け落ちていることである。これは、前章で紹介した、家永教科書裁判の第一次・第二次訴訟で出された声明と大きく違うことが分かる。

その2ヶ月後である、2001年8月の『歴史学研究』第752号でも声明が掲載されている。

「『新しい歴史教科書』が教育の場に持ち込まれることに反対する緊急アピール」（2001年6月20日）という声明文であるが、そこでは、「つくる会」教科書の問題点の第一の指摘で、基本的な史実に関する誤認や、歴史学のこれまでの研究成果を踏まえない記述が数多く残されている点を挙げている。

第二の指摘では、中国・朝鮮に対する蔑視観であり、文化関連において、中国・朝鮮や西洋への対抗意識をむき出しに、日本文化の「古さ」や「優秀性」を強調する記述が繰り返されている点を挙げる。また、近代化の過程における日本の「成功」を賞賛する記述も問題視している。第三の指摘は、近代における日本とアジア諸国の関係についての記述の問題をあげる。

第二、第三の指摘が、アジア諸国との「連帯」・「友好」に関連する事柄であろうが、この声明では、単純な史実誤認を批判の第一の理由として挙げているため、先ほど声明と比べれば、「連帯」・「友好」の重視は抑えられているようにも見える。

「基本的な史実に関する誤認」に関しては、従来の「戦後歴史学」における「科学的」歴史学に関係する事柄とも言えよう。結論部分においては、次のように主張している。

私たちは、今日の学校教育における歴史の叙述は、諸国民、諸民族の共生をめざすものであるべきで、自国中心的な世界像を描くことや、他国を誹謗することは許

されないと思います。「新しい歴史教科書」が教育の場にもちこまれることによって、共生の未来を築くために必要な、生徒の歴史認識や国際認識の形成が阻害されることを憂慮するものです。そして何よりも、初歩的な誤りの多いこの教科書が使用されることによって、教育内容の質の低下を招くことをおそれています。よって、ここに私たちは「新しい歴史教科書」が採択されることに強く反対します。²⁵⁷

「諸国民、諸民族の共生」、すなわち「連帯」と「友好」も主張したい事柄であるようだが、日本語の特質として、「そして何よりも」の後に続く文章の方が、重要度の高い主張を表すことが慣例である。ここでは、史実誤認の「初歩的な誤り」に「つくる会」教科書を批判する所以を求めていると言えよう。

年月を挟んで、『歴史学研究』第 795 号（2004 年 11 月）では、「東京都教育委員会の扶桑社版『新しい歴史教科書』の採択に抗議し、その撤回とやり直しを強く求める要請書」（2004 年 9 月 17 日）が掲載されている。

その内容は、おおまかに言って、①歴史家の目から見ておよそ信じがたい間違いがあまりに多く、教科書としての適性を疑わざるを得ない。②日本の伝統・文化を賛美し、日本の歴史を肯定的に捉えようとするあまり、日本だけでなく日本以外の国の歴史をも歪曲しており、多くの国々との友好関係を損なう危険がある。③今回の決定が、実際に教科書を使用して授業をおこなう教師の顔ぶれが確定する前に行われたこと、の 3 点である²⁵⁸。

これは、先の 2001 年 8 月号に掲載された声明文の要旨と、ほぼ一致している。しかし、2005 年 9 月発行の『歴史学研究』第 805 号にて掲載された「『新しい教科書をつくる会』の教科書が教育の場に持ち込まれることに反対する共同声明」（2005 年 7 月 4 日）では、その関係が逆転している。重要な箇所を、一部引用する。

今回検定を通過した新版の「つくる会」の歴史教科書には、124 か所にもおよぶ検定意見がつけられていました。現行版の歴史教科書に比べれば、初歩的な誤りはかなり少なくなったとはいえ、依然として事実関係の間違いが目立ち、この新版も歴史研究の成果を踏まえたものとは到底言えません。そしてなによりも過去の日本の戦争行為・植民地支配を肯定・正当化し、天皇中心・国家中心の歴史観を貫いている点で、現行版と比べてまったく変わるところはありません（その詳細について

は声明につづく「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書の問題点について」をご参照ください。歴史研究の成果を踏まえないこのような教科書が、中学校の歴史教育の場に持ち込まれ、国家中心の歴史観が押しつけられることを、私たちは深く憂慮しています。

敗戦後、アジアへの侵略戦争・植民地支配、そして日本の軍国主義化、総力戦体制への移行を許した反省から、平和と真理を希求する日本の歴史研究者・歴史教育者は、過去の事実を明らかにしながら、アジア近隣諸国との友好関係を築くための取り組みをすすめてきました。「つくる会」の教科書は、こうした取り組みとその成果を無視し、過去の歴史を恣意的にゆがめるものです。このような歴史教科書が学校教育の場で使用されれば、中学生にアジアとの平和と友好の関係を理解させることができず、独りよがりの優越意識をもたせ、国際的に孤立する考え方を育てることになりかねません。こうしたことは世界の人々との友好関係を損なうだけではなく、生徒を偏狭な歴史観に緊縛し、各自の思考力の発達を阻害する結果をもたらすでしょう。よってここに私たちは、「新しい歴史教科書」が採択されることに強く反対します。²⁵⁹

このことから見ても分かるように、2005年ではアジア近隣諸国との「連帯」・「友好」が再び前面に押し出されたのである。このことは、『新しい歴史教科書をつくる会』の教科書の問題点について」という項目を見ると、より明確になる。

歴史学研究会が挙げる「つくる会」教科書の問題点は、全部で5つ構成されているが、「事実関係の単純な誤り」は、最後である5番目の項目に掲げられている。

詳細を記すと、1番目は、日本の侵略戦争を「自存自衛」の戦争と正当化し、美化する論調が貫かれている点。2番目は、日本の植民地支配についても、「現地の開発に力をつくした」などとそれを正当化する論調が見受けられる点。3番目は、教科書全体を通じて、天皇中心・国家中心の視野の狭い政治史に偏重している点。4番目は、第二次世界大戦以後の世界情勢を、1989年の東欧革命にいたるまで一貫して、アメリカ合衆国を中心とする「自由主義陣営」と、ソ連を中心とする「共産主義陣営」の二分化された図式で描いている点である²⁶⁰。

なぜ、このような「再逆転」の現象が起こったのであろうか。この点を考察するには、2001年から2005年までの間で、歴史学研究会を含めた「戦後歴史学」全体で何が生

じたかを見るべきかもしれない。

本論文では、秦郁彦の『現代史の対決』（文春文庫、2005年）を参考にする。この文献では、「つくる会」教科書検定合格後の様相が詳しく解説されている。その中で、和田春樹ら7人の歴史学者グループ（他に荒井信一、海野福寿、隅谷三喜男、高崎宗司、水野直樹、溝口雄三）が2001年4月25日に記者会見を開いた出来事を紹介している。

『歴史学研究』にも幾度か論文が掲載された経験のある、和田、荒井、溝口は、「戦後歴史学」の影響を強く受けている研究者でもある。その和田たちは、当日の記者会見にて、「扶桑社本検定合格版のうち、歴史観に関わりがなく、事実に関する誤りと問題点のみ」を51点指摘している²⁶¹。

その指摘の中で、扶桑社本、すなわち「つくる会」教科書が、明治憲法を「アジアで最初の近代憲法」と書いた箇所を「誤り」とするものがあつた。和田らが言うには、1876年にオスマン・トルコ帝国で公布されたミドハト憲法が正解だという。

しかし、これを見た秦は、「トルコがアジア」という認識に違和感を持ち、関係文献を調べてみたところ、多くはこの国を「中東」に入れていることを確認した。さらに、秦は、トルコ大使館にまで確認をとり、「正解は不明だがヨーロッパ、次に中東と考えている人が多い」という回答を得たという。

その点を、秦は2001年5月26日深夜の「朝まで生テレビ」で和田と議論した時に話したら、「和田氏は絶句した」という。

その他にも、同番組では、日露戦争の開戦前に「ロシアは…朝鮮北部に軍事基地を建設した」と扶桑社本が書いている箇所を「伐木場を軍事基地と誤って解釈している」と和田が指摘したという。

それに対して秦は、「お仲間の隅谷三喜男さんが編集委員をした岩波の『近代日本総合年表』には『露軍、鴨緑江を越えて龍岩浦に至り、軍事根拠地の建設を開始』とありますが」と切り返したところ「和田氏はまたも絶句」したという²⁶²。

この軍事基地に関しては、秦は番組終了後も検証を進め、外務省編集の『日本外交文書』において、第36巻第1冊に龍岩浦に関連する在韓国林権副公使などからの報告電が数十通掲載されていることを発見する。

それによると、萩原守一書記官、横川省三、日野強大尉らの現地偵察報告には「龍岩山軍備に関する件」、「龍岸山の砲台建築は事実なり…一説に十四門の大砲…軍服を着せる露兵士官以下約四十名」といった記事が存在していた。また、当時の日本政府が、韓

国政府へ「某国の占領的行動」は不法だから撤退させる要望も出していた。このことから秦は、「龍岩浦が軍事基地だったことは明々白々」²⁶³と結論づけた。

このような流れで、秦は、和田たちの「事実誤認」と指摘した内容の方が「誤認」しており、その他の 51 の指摘のうち、大半は間違いの粗探しの類であり、声高に主張するものではないとしている。

その次に、2002 年 4 月に検定を合格した高校用教科書である山川出版社の『詳説日本史』（日本史 B）に大量の「事実誤認」があることを指摘している。

その例として、「南京事件」の犠牲者数に関する記述が「数万人～40 万人に及ぶ説がある」と書かれたことを挙げている。日本の「虐殺派」でも最大で 20 万人以上、中国政府でも 30 万人であるにも関わらず、なぜこれまでの研究成果を無視して、突然 40 万人という数字が出たのかを秦は批判する。

山川出版社の『詳説日本史』シリーズは、高校教科書の採択率 50 パーセント（当時）を誇っており、それゆえに秦は批判を加えたのであろう。この他にも、「河北省」が「華北省」に、「創氏改名」が「創始改名」に誤植されている点を挙げている。

また、1933 年に日本が国際連盟から脱退する記述を「国連を脱退した」と略称にしている点も問題視した。秦は、国際連盟は「連盟」、国際連合は「国連」と略称することが常識であるから、この混同は困ると苦言を呈している。

大きな事実誤認のひとつとしては、「(太平洋戦争後期に) 日本の陸軍総兵力の約 7 割はなお中国にとどまった」という記述が挙げられている。秦は、厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』を調べ、終戦時の陸軍総兵力は、外地が 234 万人、内地を含めて 547 万人であったことを確認する。これにより、中国本土は 105 万人であるため、約 2 割、満州の関東軍 66 万人を合わせても 3 割にしかならないと分析している²⁶⁴。

これ以外にも、数多い指摘がなされているが、秦は最終的に、2003 年 2 月に量産が開始される前に記述を差し替えることを主張している。しかし、この山川出版社の教科書に関して、和田たちや歴史学研究会をはじめとした「戦後歴史学」の研究者は、特に指摘を行っていない。記者会見まで開いた「つくる会」教科書の時とは大きな違いである。

このことから、歴史学研究会の声明の主張において、「連帯」・「友好」が盛り返した背景を見る。すなわち、当初は歴史学の「科学性」を抜きにして「連帯」・「友好」を批判の第一義にしたが、それでは十分な批判材料にならないと判断して、2、3 ヶ月後に

「史実に関する誤認」という科学的歴史学の観点を前面に押し出した。

しかし、その中からは、秦のような反論が返され、逆に説得力を失う危険性が出てきた。さらに、山川出版社のような大手教科書までも「誤認」を多く含む叙述が現れた。少なくとも、歴史学研究会は、「つくる会」の教科書を批判したいのであるが、「史実誤認」論を主張し続ければ、「つくる会」よりも高い採択率を誇る会社の教科書も批判せねば道理が通らないことになる。

そこで、2005年の声明では、再度、「つくる会」の教科書は、隣国との友好関係を阻害するとした、「連帯」・「友好」を重要視する点を批判理由の第一とし、「史実誤認」は第二以下に繰り下げたのではないか。

次の声明である2009年10月には、少々内容を変え、採択決定のあり方にも重大な問題があるとした、教育委員会の政治権力を批判する声明も登場する²⁶⁵。

『歴史学研究』第886号(2011年11月)の「育鵬社・自由社版教科書は子どもたちに渡せない」という声明(2011年7月)では、「全般的に基本的な誤りや不正確な部分が多くあり、歴史研究の成果を踏まえない」という指摘が再度なされている。

しかし、肝心の内容としては、付けられた検定意見の数が際立って多い、という言葉及に留まっている。育鵬社版が150件、自由社版が237件と、歴史教科書全体での平均件数116をいずれも上回っているとしているが、前述の家永三郎の検定の時は、これより更に多かったことには触れられていない。これでは、教科書検定に詳しい者ならば、大きな説得力は持たないであろう。

この声明では、「つくる会」の教科書に反対する最も重要な理由が判然としない。ただし、最後の文章では、次のように記載されている。

10年前に、扶桑社版教科書が登場したときに出された、「緊急アピール」では、次のように述べられていました。「私たちは、今日の学校教育における歴史の叙述は、諸国民、諸民族の共生をめざすものであるべきで、自国中心的な世界像を描くことや、他国を誹謗することは許されないとします。『新しい歴史教科書』が教育の場にもちこまれることによって、共生の未来を築くために必要な、生徒の歴史認識や国際認識の形成が阻害されることを憂慮するものです」。今なお、あらためてこう言わなければなりません。育鵬社版と自由社版の教科書を教育の場にもちこんではならない、と。よって、私たちは、これらの教科書が採択されることに強く

反対するものです。²⁶⁶

「今なお、あらためてこう言わなければなりません」ということは、「繰り返し、同じ内容を主張する」ことであり、「同じ内容を繰り返し主張する」ということは、それが重要な内容であるから繰り返す、と考えたほうが妥当であろうか。

そうであるならば、この声明も「諸国民、諸民族の共生をめざす」、すなわちアジア諸国との「連帯」・「友好」を掲げた、「つくる会」教科書の批判と行うことができよう。いずれにしても、その内容が盛り込まれているという点は、間違いない。

「戦後歴史学」の人々が、ここまで執拗に「連帯」と「友好」を主張した所以は、間違いなく、日本の「戦後責任論」を近現代史において最も重要視し、それに立脚した歴史叙述の展開が歴史学者の使命であると考えていたからであろう。

その証として、2000年代に入ると、過去の日本の植民地支配に関する新たな理論が、「戦後歴史学」を中心に議論されてくるのである。それが、「植民地近代化論」と「植民地近代（性）論」である。

「植民地近代化論」とは、韓国で発祥した理論であり、代表的な論者としては、安秉直が挙げられる。安は、朝鮮における発展の契機を純粋に国内的なものに求める「内在的発展論」を否定する。

逆に、朝鮮における資本主義の起源を外来の資本主義導入に求め、植民地下、とりわけ1930年代における工業化の進展、朝鮮人資本の成長、マン・パワーの形成などを重視し、それが解放後の経済成長の土台となったとする。

すなわち、日本の植民地期における開発が始まる時期こそが、朝鮮が近代的改革に着手する時期であると説いたのである。

その「植民地近代化論」を顕著に取り入れていた国として、当時の台湾が挙げられている。戦後初めての「台湾史」教科書である、国定の『認識台湾 歴史編』（1997年）に記載された歴史叙述がその考察の対象になる。

同書が、植民地期における日本によるインフラの整備、纏足・弁髪の廃止、遵法意識や近代的衛生観念の確立などを指摘し、さらには日本語教育についても「台湾人が近代的知識を吸収するための主要な道具となり、台湾社会の近代化を促進した」と記述して、各方面に大きな反響を呼び起こした²⁶⁷。

当然ながら、このような理論に反発する研究者も出現した。それに対抗するための理

論が、「植民地近代（性）論」（「収奪論」）であり、慎錫厦を中心に展開された。

慎は日本の植民地政策に近代化の契機を一切認めず、「内在的発展論」を踏まえながら、朝鮮時代後期以来の資本主義の萌芽は植民地化によって挫折を余儀なくされたとした。

『歴史学研究』第868号（2010年7月）において、趙景達の「戦後日本の朝鮮史研究」がそのことについて、多少ながら言及している。

趙は、日本の帝国主義は確かに過酷な支配を行ったにせよ、様々な面で朝鮮を資本主義化・近代化させたことも認めなければならないという「植民地近代化論」に真っ向から反発する。

その反論として、「植民地近代（性）論」を取りあげ、近代を是とするのではなく、それを批判する立場からなされる議論であることを紹介する。社会経済的発展指標よりは近代的制度や規律規範の浸透性に着目し、近代的な主体形成や同意形成、さらには植民地権力との協力体制がいかに関係形成されたかなどを解き明かすことの重要性を述べている²⁶⁸。

こうした、植民地期における「近代」を問い直すことは、これまでの民族主義的言説に基づいた歴史の語りを解体、あるいは相対化し、「近代」における支配権力と被支配者の複雑で入り組んだ関係性を扱うことになった。

「支配 - 抵抗」の二分法的図式の中に固定化されない多様な主体のあり方を、支配権力との相互関係において明らかにし、且つ、「近代」の多義性、重層性を浮き彫りにする可能性を有した論理であると、日本の「戦後歴史学」からも評価された²⁶⁹。

この「植民地近代（性）論」を基に、日本の植民地支配の新たな「責任論」を開拓した研究者が、永原陽子であった。永原は、植民地主義の「過去」をめぐる問題は、現代の国際社会の表舞台で脚光を浴びるようになったとして、特に、植民地支配に対する「償い」を求める動きに注目する²⁷⁰。

植民地支配の過去に対する「責任」としての「償い」が焦点となれば、16世紀以来の近代の世界史全体が根本から問われることになり、帝国主義に関する歴史叙述も、変化していくことを指摘する。

その一例として、2001年にドイツ政府と企業に対して裁判を起したユダヤ人の行動を挙げる。この裁判が注目を集めたのは、「人道に対する罪」というニュルンベルク裁判で生まれた概念が1世紀前の出来事に関して持ち出されたためであるとする。

そのことは、「慰安婦」にさせられた女性たちの裁判などとは、大きく違う点であると言及する。その理由は、訴えた人々は自分自身が「慰安婦にさせられた」というような直接的な意味での当事者ではなく、あくまでもその子孫であり、出来事自体も「人道に対する罪」の概念が成立していなかった時期のことであるから、法律論としては、裁判に持ち込むこと自体が不可能と考えているからである。

永原は、このような論文を通して、日本だけではなくヨーロッパ諸国も含めた、植民地支配責任を論ずる多様性と困難さを強調する。植民地責任を論ずるのであれば、当然、日本のみではなく、それ以前の帝国主義国家の事柄にも触れなければ、全体像は見えてこない。従って、永原は、植民地支配に対する責任を追求するのであれば、それを叙述する場所は、必然的に世界史が中心になると考察する。

こうした論理における「戦争責任論」の考察も見られたが、全体で見れば、それはもはや「戦後歴史学」の主流的な方法ではなかった。

目良誠二郎も指摘しているが、この頃における「戦後歴史学」の歴史考察では、科学的・客観的な知識・方法・歴史像とそれらに基づく魅力的な歴史叙述では確立されなくなってきたのである。

その理由を、目良はマルクス主義の権威失墜に求めており、歴史学における科学性・客観性の位置が大きく揺らいでいるとしている。こうした現象は、歴史学の周辺を含め、客観的な歴史、事実などは存在せず、存在するのは主観的な「記憶」「表象」「物語」とその「意味」の〔解釈〕だけだといった言説が流行する土台を形成することになった。

目良は、E・H・カーの議論を含めて、過去に客観的に実在した歴史の現代における選択的再構成の科学としての歴史学の意味を、改めて正確に理解し直す必要を痛感するとまで述べている。

歴史学に関するこうした主観主義的傾向は、1990年代にさらに本格化し、今や、「客観的事実」は存在せず、特定の視角からの問題化により再構成された「現実」(reality)だけであるというのが、目良の分析である²⁷¹。

それは、どの「現実」が客観的な事実で真実かではなく、支配的な「現実」に対する対抗的な「現実」による絶えざる「歴史の再審」であるという。例えば、「従軍慰安婦」の証言を客観的に実証しようとすることは、証言への冒瀆にして「歴史実証主義」の畏であるといった、上野千鶴子の理論を引用している。

現象学とポスト・モダニズムの言語論を教条化した「社会学者」の、華麗なレトリック

クを駆使したとてつもない歴史論がもてはやされ、歴史研究者によってまじめに受け取られているところまでできていると目良は述べる。

こうした考察を経て、1990年代以降における「戦後歴史学」の活動の特徴は次のように指摘できる。

1982年の「教科書問題」を皮切りにして、歴史資料による実証研究に立脚した、従来の「科学的歴史学」が後退し、代わりにアジア諸国との「連帯」・「友好」を掲げた歴史考察・歴史叙述が前面に押し出され始める。

この要因は、「教科書問題」によって近現代史への視点として新たに切り拓かれた、日本の戦争責任を追求するという目的意識が、人民闘争史観や民衆史になり代わるものとして登場したからである。

その分野を、より深く研究するために、「戦後歴史学」の研究者は、オーラル・ヒストリーというひとつの歴史研究を開拓し始めた。当初の目的は、文字史料を補完するための、副次的な史料として扱う予定であった。しかし、「南京事件」や「従軍慰安婦」問題が日本国内だけでなく、国際的な注目を集めたため、文字史料よりも優先するべきであるという主張が展開されるようになる。

こうしたオーラル・ヒストリーの広がりには、学校教科書にも影響が及び、日本の戦争の加害を語る証言が記述されるようになる。

その流れに反発する人々が、「新しい教科書をつくる会」を結成し、少なくない日本人が、これを支持した。ここから、それまでは政府対民間という、家永教科書裁判で見られた歴史観の衝突の構図が、民間対民間という構造に変化していく。以後は、政府ではなく、歴史観を異にする立場の民間の研究者たちが、主に歴史教科書の記述に関しての大きな論争を繰り広げる。

当初は、建設的な議論が開始されるかと思われたが、「つくる会」の教科書が検定に合格する前後から、感情を多分に含めた批難へと発展していく。

「戦後歴史学」の学術団体である歴史学研究会は、そのために、「つくる会」教科書を批判する声明や請願書を数多く採択した。その内容に見られる点は、1980年代以前に、「戦後歴史学」が繰り返し主張していた歴史学の「科学性」の重視ではなく、アジア諸国（主に中国・韓国）との「連帯」・「友好」を重要視しなければならないという主張であった。

「つくる会」などの、自由主義史観に立脚した歴史観・歴史叙述は、近隣諸国との友

好を阻害するものであるため、これらは排除しなければならないという情理の面に訴えていくようになる。

さらに、情理による主張以外に、過去に日本が結んだ声明や宣言の内容は国際公約であるため、これに反する歴史観を抱いてはならないとする主張も行われた。このような点は、日本の戦争責任を近現代史の歴史叙述の焦点にしたために起こった現象であった。

これ以外では、自由主義史観では、民衆の姿が描かれておらず、歴史を十分に考察することができないという主張である。この点は、従来の「戦後歴史学」が重視した「人民の視点による歴史」の論理であるが、ここでも、自由主義史観と「戦後歴史学」の見解の違いが浮き彫りになる。

「戦後歴史学」は、戦後の活動の特色などから、政府に対抗した国民、あるいは帝国主義に反対した人々を「民衆」と捉えるのに対して、自由主義史観の「民衆」は国家のために尽力した人々を意味していた。

金原左門などは、こうした人々は必ずしも「民衆」に属するものではなく、それよりも他の人物の紹介をすべきであると主張する。

しかし、歴史学とは、「戦後歴史学」が戦後直後の活動でも確認したように、論拠さえ存在すれば、如何ようにも論じることができる自由な学問である。自由主義史観の歴史考察を学術的考察でないとして切り捨てる論調も多く見かけるが、少なくとも、「誰の目から歴史を見るか」はある程度の自由が保障されているはずであろう。

それを無視して、立場の異なる歴史叙述を否定してしまうことは、単に感情から発した反対意見でしかない。しかしながら、以後、日本国内における歴史学学界では、こうした感情面に立脚した歴史の論争が多く行われ、現在に至っている。

その意味では、日本の戦争責任論は、多様な事柄を歴史叙述に浮き彫りにさせる事柄であったが、実証的な歴史考察が難しく、感情による論理展開、論争の激化を引き起こす問題提起であったと言えるだろう。

第五章 「歴史認識問題」の中の「戦後歴史学」

第一節 「南京事件」と「従軍慰安婦」問題

前章の結論部分にて、日本の戦争責任論は、日本の歴史学学界に感情による論理展開、論争の激化を引き起こさせる要因であったと指摘したが、これが、いわゆる「歴史認識問題」の根幹となっている。

この章では、「はじめに」でも取りあげた、「歴史認識問題」の代名詞と表現してもよい、「南京事件」と「従軍慰安婦」問題に関する日本の研究動向をまとめ、その研究が如何なる段階まで達しているかを考察していきたい。

本章の第一節では、ふたつの問題が、どのように出現し、議論されたかを簡潔に説明する。

まず、「南京事件」であるが、この問題は、戦後当初から日本国内に出現した。1945年12月8日の『朝日新聞』には、その報道がなされている。見出しには、「太平洋戦争史 真実なき軍国日本の崩潰」となっており、3面から4面にかけて大きく報じられた。

この特集は、全部で10回にわたって報道されることになる。見出しの横の「連合軍司令部提供」という文字から分かるように、これは当時日本を占領していたGHQが日本の各新聞機関に連載を命じたものであった。その連載の初日に、「南京の悪虐」というタイトルで「南京事件」のことが記されていた。

この時、2万人からの男女、子供たちが殺害され、4週間にわたって南京は血の街と化し、切り刻まれた肉片が散乱していたという。略奪をはじめとした違法行為は南京全市にわたって行われ、その中には将校達によって扇動されたものもあったと記されている。また、南京の婦人たちは街頭であろうと屋内であろうと日本軍の暴行を受け、その災難を蒙った婦人の中には60歳の老人から11歳の子供まで含まれたという。この他にも南京市内の様子を簡潔に説明する描写も存在し、文章量としても決して少ないものではなかった。

翌日のNHKラジオでもGHQの命令によって、「太平洋戦争史」をドラマ仕立てにした「真相はこうだ」が放送された。この番組は、企画から台本の作成、演出に至るまでGHQの機関である民間情報教育局（CIE）の職員が担当していた。

1947年3月12日の『朝日新聞』では、「谷中將に死刑判決」という小見出しで、当時の南京攻略戦に参加していた第6師団の師団長谷寿夫中將が、中国の戦争裁判で南京大虐殺の首謀者として死刑判決を受けたことが報じられた。

しかし、扱いは非常に小さく、全文も「南京大虐殺の主犯としての罪を問われた南京占領当時の第六師団長谷寿夫元中將は十日国防軍事法廷で死刑の判決を下された」とかなり少ない。

さらに1年後の12月12日には、東京裁判の判決を伝える一報が掲載される。その中には「南京事件」についての報道が見られる。記事には、判決の概要が記していた。

占領後の一ヵ月の間に約二万の強カン事件が発生し、男子に対する大量殺害は、中国兵が軍服を脱ぎ捨てて住民のなかに混じり込んでいるという口実でおこなわれ、兵役年齢にあった中国人男子二万人がこうして死んだほかに捕虜三万人以上が殺された。後日の見積もりによれば、日本軍が占領してから最初の六週間に南京とその周辺で殺された一般人と捕虜の総数は二十万以上であった。²⁷²

東京裁判によって、「殺された一般人と捕虜の総数は二十万以上」や「占領後の一ヵ月の間に約二万の強カン事件が発生」という知識としての「南京事件」は一応、日本国民に知られるところとなった。だが、論争自体は、特に出現しなかった。

1960年代に入っても、「南京事件」に関する書籍はほとんど発行されていない。例外として、1965年に発行された下野一霍の『南京作戦の真相』（東京情報社）と1967年に当時早稲田大学の教授であった洞富雄が執筆した『近代戦史の謎』（人物往来社）が挙げられるくらいである。

前者は、当時南京攻略戦に参加し、第6師団の参謀を務めていた下野が、南京軍事法廷で「南京事件」の主犯とされて処刑されていた谷寿夫中將の無実を訴えるために執筆した書籍である。

下野の主張としては、南京軍事裁判は当時南京攻略戦に関わっていた主だった日本軍将兵たちが既に戦死しており、「南京事件」主犯と断言できる日本人が存在していなかった。そこで、唯一生き残っていた谷寿夫一人に、犯してもいない罪を被せて、形式上「南京事件」を裁いたものに過ぎないというものであった。

法廷における中国裁判官と谷の問答などをまとめており、そこには谷の指揮していた

第6師団の活動範囲とは無関係の地域で起こった事件などが言及されている。下野は谷の人柄や実際の当時の師団の動向などを紹介し、谷に下された判決は不当であるし、事実無根だとしている。

しかし、著者である下野も戦犯として引き立てられた谷自身も「南京事件」そのものが虚構であるとは言っていない。下野はあくまで谷寿夫に下された罪状が不当だとしているだけで、「南京事件はなかった」とまでは言っていないのである。

谷に関しては、若干の軍規違反はあったということまでは認めている。しかし、裁判で言われているような万を越すほどの非人道的な殺害は自分の師団は行っていないと法廷で述べているのである。谷はそのような大きな殺害を行ったのは第16師団の中島部隊ではないかと思っていたようである。つまりは師団長であった谷寿夫も、「南京事件」そのものを否定したわけではないのである。

これらの点を総合して考えると、下野の書籍は、「南京事件」の真犯人は他に存在することを主張したかったことが窺える。

後者の『近代戦史の謎』は、軍隊とは一切関係を持たない人物が、たった一人で初めて精力的に「南京事件」を研究したという点が特徴的である。

洞はこの書の中で日本軍の残虐性を具体的に記す。投降してきた中国兵の捕虜のほぼ全てが虐殺され、市内に逃げ込んだ武器を持たない敗残兵（便衣兵）も徹底的に狩り立てられて殺され、その追跡に際して、夥しい数の一般市民も巻き込まれ、虐殺された。さらに無統制に陥った日本兵は婦女子に対しては暴行、家屋は破壊・放火され、見境のない略奪が繰り広げられた、としている。

捕虜や敗残兵（摘発のために巻き添えになった一般の市民も含む）の虐殺については、幕府山の約1万5千人の中国兵捕虜の虐殺や下関の集団処刑などを挙げ、詳しく説明している。下関については、当時の新聞記者である今井正剛の証言を参考にしている。東京裁判で証言した中国人やその後の洞自身の調査で知り得た、生き残りと言われる人々の証言も多く載せられている。洞は証言内容の一部に若干の疑問を呈しながらも、大筋において彼らの証言を信頼し、採用している。

洞はまた便衣兵の処刑について独自の見解を示している。それは、便衣兵は確かにゲリラということになり、裁判に附されて処刑を受けることもありうる。しかし南京陥落後の便衣兵は、兵籍にはあってももはや兵とは言えない。それは、戦意を失って武器を捨て、身分を秘しながらも保護を求めて国際難民区に紛れ込んでいたからだ、と指摘す

る。

従って、彼らにはゲリラ活動を実行する意思もなければ、その力もなかった。その点を考慮すれば、便衣兵という呼称も適切ではない。「敵兵」として捕らえることは戦法規上許されるが、検挙されても彼らは捕虜であり、捕虜は殺害してはならないにも拘らず、裁判にかけることをせずに処刑したことは虐殺に値すると述べている。この「便衣兵に関する裁判なしの処刑の是非」は後々まで日本国内で議論されることになる。

この他にも洞は、東京裁判に陳述を遺した、昭和12年当時、南京で難民区を運営していたラーベやベイツ、マギーといった外国人たちの記録も多く引用している。敗残兵狩りや婦女暴行、略奪・放火などといった案件は、この外国人たちが記したとされる記録によるところが大きい。また、頻度は少ないが、東京裁判で弁護側証人として出廷した日高新六郎や東京裁判後に証言をした元日本兵士たちの証言も載せている。

以上の資料を多用した洞は、「南京事件」の要とも言える、虐殺された中国人の数を明確に示してはいない。しかし、本文の中で彼は南京地方法院や『改造日報』が報告する被虐殺者の数を、「ちょっと信用できかねるが、30万人、34万人という数字は、実数にちかいものとみてよかろうと思う」²⁷³と述べている。

こうした、下野や洞などが、個人の活動の範囲内で研究していた「南京事件」であったが、1970年代に入ると、様々な研究者を巻き込む大きな問題として取りあげられることになる。そのきっかけとなるのが、本論文でも紹介した、本多勝一の『中国の旅』である。

まだ国交が回復していない中国へ趣いて、実際に被害にあったという中国人被害者の人々から聞き取った証言は、当時の日本人から大きな注目を集めた。「南京事件」が日本の教科書に記載され始めるのも、この頃からである。

中学校用教科書である日本書籍が一番早く、注釈文にて、「戦線外で平服で銃撃する者があったので、このとき日本軍は、女・子どもをふくむ4万2千(78年から「多数」)の住民を殺した」と記載している。

また、教科書指導書では、本多の『中国の旅』から引用した文章を載せ、生徒に教えるよう勧めている。1978年度用指導書では引用文が長くなり、事件発生の翌年2月までに南京で約30万人が殺害されたという推定を設けている。

大きな影響力を及ぼした『中国の旅』であっが、これらの「証言集」は、オーラル・ヒストリーが深く議論される前の著作ということもあり、後年になると、色々と問題点

や疑問点を指摘されることになる。

その代表的な指摘が、本多のこのルポルタージュは、スケジュールも証言者も全て中国側が設定した、いわゆる「お仕着せ」の旅行であったという点である。つまり、記者である本多が道筋を決め、証言者を探したという類の調査ではなかった。

このことは、第四章第一節でも紹介した、『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』でも確認することができる。本書の中で本多は、『中国の旅』の聞き書きの様子を語っているのだが、その過程で、「向こうに行くといっぺんに 4、5 人とか 7、8 人の証人を用意しています」²⁷⁴と述べている箇所がある。

この本多の話からでも、中国政府が用意した証人の話を本多が書き留める、という構造が浮かび上がってくる。具体的な聞き取りの様子までは明確には分からないが、状況によっては、これらの証言者たちは、中国政府の監視下に置かれたなかで証言を行ったという可能性も出てくる。

1971 年 11 月 16 日の『朝日新聞』では、本多ルポの「南京事件」最後の回で、姜根福（当時 43 歳）という人物の証言を記載している。その中で、姜が「毛主席は私たちに第二の人生をひらいてくれた」や「毛主席の恩は天と地よりも大きく、党の恵みは河や海よりも深い」という発言には、やはり多少の政治的な意味合いが含まれているようにも取れてしまう。

しかし、当時ではまだそのような事柄は指摘されず、『中国の旅』が与える影響力は、すぐに学者個人の領域にも及んだ。その代表的な事例が、先に紹介した洞富雄が 1972 年 4 月に出版した『南京事件』（新人物往来社）であろう。

これは、前著である『近代戦史の謎』の中で扱われていた「南京事件」の章を土台として加筆したものであるが、これによって、日本国内において初めて「南京事件」を専門に扱う学者が誕生し、「南京事件」論争が本格的に始まったと言える。

内容は、『近代戦史の謎』に加筆したものとなっており、主に、日本軍の虐殺行為を証明するような証言、あるいは資料の記載である。本多の『中国の旅』からも引用している。

犠牲者数に関する洞の見解は前回と変わらない。その代わり、『南京事件』では東京裁判で提出された当時における南京の被害報告書である『南京地区における戦争被害』を紹介している。これは、当時南京に残留したアメリカ人のルイス・スマイスが南京城内外を含む周辺 6 県の 1937 年 12 月から 1938 年 3 月までの約百日間の戦争被害を調

査したものである。後の「スマイス調査」である。

この調査報告書は南京の埋葬団体である紅卍字会や崇善堂の埋葬数と比較しても著しく被害が少なく、今日でも論争が継続されている。

洞は、この調査方法には問題があると指摘し、50家屋につき1家族を選んで調査し、その集計結果を50倍した抜き取り調査では推定が大雑把過ぎると述べている。また、東京裁判においても検察側がこの調書を証拠として提出しておらず、弁護側も書証として提出しなかったことを挙げている。そして、このことから見ても、当時でも「スマイス調査」は信用されていなかったとして、この調査の推算はあまり当てにならないと主張している²⁷⁵。

以上が『南京事件』の簡単な内容である。洞が執筆したこの書籍は大きく注目されることこそなかったが、その後の「南京事件」論争を活性化させるひとつの材料となった。

一方で、こうした研究結果に対して、疑問の声もあがり始める。この時代の代表者は、イザヤ・ベンダサン（山本七平）、鈴木明であろう。ここでは鈴木明を扱っていきたい。

鈴木明もまた、『中国の旅』に影響された一人であった。彼はジャーナリストという仕事柄、自身も「南京事件」の真相を探索する為に独自の取材を行なった。しかしこの時、訪問した南京攻略戦に参加した元軍人たちは皆揃って「見たことも聞いたこともないので、何とも言えない」²⁷⁶と答えたのである。

この事は、かなり意外なことであったと鈴木自身も語っている。洞の『近代戦史の謎』にも元軍人の証言は記載されているが、その全員が虐殺や非人道行為を見た、聞いたと述べているからである。鈴木は洞の本も読んでいたので、訪問先の元軍人たちも当然虐殺の証言をしてくれるものと信じていたのであろう。そう考えると、鈴木の「かなり意外なこと」という心情は理解できる。

最初は、「知らない」と発言したのは元軍人の立場から当時の日本軍を擁護するためのものではないかと鈴木は考えた。しかし、それから後に会った元軍人たちも同じような発言をする。この時に至り、鈴木は当時日本軍人の所有していた情報量そのものが狭いことに注目し、「南京事件」の全貌を知ろうとすれば、全ての参戦者の証言を聞き出さねばならないと思うのである。そして、その事は実質上、不可能であると鈴木は結論した。

こうした「素人が当然感ずる疑問」だけを取り上げ、鈴木は『南京大虐殺』のまぼろし」という一文を『諸君！』1972年4月号に寄稿した。注意すべきは、鈴木は「南

南京大虐殺はまぼろし」と主張したのではないという点である。むしろ、「南京大虐殺をまぼろしにしたのは、真実を語る勇気のなさであり、それは1972年にも同じようなことが繰り返されているのではないかという恐怖」²⁷⁷を鈴木は表したかったのである。

ところが、鈴木はこの記事に対して、またしても予期せぬ出来事が起こる。『中国の旅』において、「南京大虐殺の真犯人」とまで言われた、中国人の「百人斬り競争」をした向井少尉の未亡人から投書があったのである。それは向井少尉の遺書だったらしく、それを読んだ鈴木はさらに「南京事件」の調査を進めていくのである。

その後、記事を分けて発表し、それをまとめたものが1973年に『「南京大虐殺」のまぼろし』（文藝春秋）として出版された。この書籍で目立つのは、先の「百人斬り競争」と東京裁判でも証言した外国人の発言の真実性の検証である。

「百人斬り競争」に関しては、その競争が行われたのが、平時か戦時かという疑問から始まる。鈴木は本多の『中国の旅』に紹介された競争に微妙な表現が使われており、判断が難しいことを指摘し、本多自身も文章上でどう表現するか苦心したのではないかと推察する。そこで、洞の『南京事件』に紹介された大森実の話と当時の日本の新聞を参照し、この競争は戦闘時の出来事であったと結論する。

そこで、鈴木はこの話は人づてに中国まで伝わっていく過程で、いくつかの点がデフォルメされていったと考察する。第一が、戦闘中の話が平時の殺人ゲームにされていること。第二が、この競争が「上官命令」で行われたことになったこと、などを挙げた。

最終的に鈴木は「百人斬り競争」そのものを否定はしなかった。しかし一方で、この競争の第一報を報じた当時の東京日日新聞の記事そのものも事実を軍国主義流に誇大に表現した形跡が無くもないと述べている。つまりはこの「百人斬り競争」は『中国の旅』で報じられた内容を鵜呑みにするのではなく、もう少し考察する必要があると主張したのである。なお、この「百人斬り競争」に関する論争は現在に至るまで終結していない。

この他に、鈴木は洞の『南京事件』でも多用され、大虐殺の証明として扱われている外国人の証言の信憑性にも触れている。例として、日本軍の強姦の残虐行為を述べたマギー神父は東京裁判の答弁において実際に彼が目撃したのは1件だけであったという事柄を挙げている。このことから、マギーの主張を全面的に信頼することは妥当であるかと疑問を投げかけている。

これと並行して、鈴木は東京裁判に提出された埋葬人数についても疑問を投げかける。

紅卍字会や崇善堂の埋葬記録は誇大であると主張したのである。先に見たように、洞もこの記録には疑問符をつけていたが、概ね信頼する傾向であった。しかし鈴木は、ここでははっきりと「誇大」と述べたのである。

ちなみに、鈴木も「スマイス調査」を取り上げている。彼は調査によって出された数字がどこまで正確なのかは分からないとしているが、「重要な資料」と位置づけている。その根拠は、この調査が「南京事件」に関するたったひとつの貴重な資料であるということ挙げている。洞富雄とは反対の評価を下したのである。

以上が鈴木明の『「南京大虐殺」のまぼろし』の簡単なあらましである。先にも述べたが、鈴木は「南京事件」そのものを否定するためにこの本を著したのではない。しかしこの書籍がこの年の大宅荘一ノンフィクション賞を受けたことによって、「南京事件」を否定する書籍が出版されたという誤解が生じた。今でも「南京事件」そのものを否定する人々のことを「まぼろし派」というが、それはここから派生したのである。

「南京事件」を扱った書籍が賞を受賞したという事実が大きな反響を呼び、ここから本格的な論争が始まる。鈴木の本を受けて、洞富雄は1975年に『南京大虐殺 「まぼろし」 化工作批判』（現代史出版会）を出版する。

洞は鈴木『「南京大虐殺」のまぼろし』がいたる所で迎え入れられ、「南京事件」そのものを「まぼろし」化しようとする動きが見られると指摘する²⁷⁸。鈴木自身が事件そのものを否定しているわけではないと理解を示しながらも、彼の考察には問題があるということも述べている。

例えば、鈴木が元軍人から聞いたとする「殲滅戦は虐殺ではなく、正当な戦闘行為」という一文に洞は言及する。確かに日本側からすれば戦闘行為になるかもしれないが、中国側から見れば、それは情け容赦のない大屠殺ということになる点を指摘する。

また、鈴木が批判したマギー神父を始めとする外国人証言の信憑性についても、洞は具体性のあるものではないが、だからと言って抽象的な拡大解釈だとする鈴木の解釈には同意できないとしている。

もうひとつ、埋葬数の記録については、数字にやや誇張はあるかもしれないが、「これを全然デタラメだと断じてはならない」とする。その理由を洞は当時の『大阪朝日新聞』の記事を根拠にしている。

その記事によると、3月末にも死体が残っているので、さらに8千円ほどを出して「なんとか処置を終はる予定である」といっている。洞は、「8千円といえば、これで、約2

万4千の遺棄死体を処理することができる」と説明する。そしてこれは、おおよその見積りであって、実際に埋葬した結果は10万體以上という、恐るべき数字となって表れたかもしれないと推測している²⁷⁹。

さらに、当時の中国側検察団も怪しげな証拠を裁判に提出するという危ない芸当は出来なかったはずだとして、死体の埋葬数約15万は「だいたい信用してよい」と述べている。埋葬数の論議は85年に新資料が発掘されてから、より熱を帯びることになる。

この70年代において「南京事件」論争はその火蓋を切ることになる。しかし、この時は現在に比べれば穏やかな論争であった。鈴木『「南京大虐殺」のまぼろし』では、洞の『南京事件』を「日本で書かれたもののうち最も史実に肉薄した真摯な労作」と高く評価している²⁸⁰。同様に洞も『南京大虐殺 「まぼろし」 化工作批判』の中で鈴木のリポは実に正直であり、証言の恣意的操作が見られない得難い資料であると評価している²⁸¹。

このように、両者は立場を異にする、言わば論敵に対しても、知識人としての対応をしている。しかしながら、比較的冷静な議論で開始された1970年代の論争は、これ以上加熱することなく、そのまま下火になっていった。

その原因のひとつには、鈴木が書籍発行以降は反論に対する反論は展開しないという姿勢を取ったということが挙げられる。鈴木自身は、「南京事件」を否定する立場ではなかったが、その犠牲者数は資料の信憑性により「不明」という考え方であった。従って、鈴木は通説で言われている「南京事件」の疑問点を素人として著作に著しただけであり、その後の論争には参加しないという意向だったのである。

しかし、1982年の「教科書問題」から、状況は一変した。第四章第一節でも触れたが、この時の「教科書問題」で問題視された事柄に、「南京事件」の記述も含まれていたために、従来の論争よりも大きく、感情的に展開されることになるのである。

80年代最初の「南京事件」に関する重要な書籍は、洞富雄の『決定版・南京大虐殺』（徳間書店、1982年）であろう。内容は『近代戦史の謎』、『南京事件』の加筆・修正であるが、ここでは、洞の心情的な変化を思わせる箇所ある。

それは、再び「スマイス調査」に言及するときである。本書でも洞はこの調査の信憑性を指摘するが、最後の文章で、この調査結果を『「悪用」されては困るので、ひとこと附記しておいた』²⁸²と記している。

言葉こそ丁寧ではあるが、『南京事件』で鈴木明のリポタージュを評価した頃と比べ

れば、「悪用」という言葉には若干穏やかならざる感情のこもった物言いに見える。70年代の論争とこれから紹介する80年代から始まる論争の決定的な違いがここに表れている。

2年後の、1984年には、評論家の田中正明が『「南京虐殺」の虚構』（日本教文社）を出版する。田中はかつて南京攻略戦の司令官であった松井石根大将の秘書を務めていた経験を用いて、『南京事件』はそれ自体が虚構である」ことを明確に主張した。田中によると、「南京事件」の「大虐殺」を主張する人々には「致命的ともいうべき欠点」があるという。それは、要約すると、3つの点が挙げられる。

- ①中国側の発表や当時南京に滞在していた外国人証言を鵜呑みにしている。
- ②戦場心理に対する理解が欠如しているので、日本軍が行った行為を「虐殺」と誤認している。
- ③中国敗残兵による略奪、暴行、放火までも日本軍の所業にしている。²⁸³

①について、田中は特に東京裁判で証言を行なったベイツ、ラーベ、マギー神父をはじめとする外国側の証言に深い疑念を抱いていたようである。例えば、南京陥落当時、ベイツは12月15日の東京日日新聞記者のインタビューに、「秩序ある日本軍の入城で南京に平和が早く訪れたのは何よりです」と答えている記事を田中は挙げる。

それが東京裁判の法廷では、「入城の其の時から兵隊（日本兵）は場所、場合を構わず略奪」と証言している。状況によって内容を変化させる証人の言葉を信じることは出来ないという立場なのだろう。

さらに田中は当時の中国人難民の全体を管轄していた難民区委員会の日本軍による中国人市民の被害報告書にも疑念を向けている。当時、委員会の抗議や苦情を受けつける日本側の窓口役員であった福田篤泰に対してインタビューを行い、その内容を記載している。

それによると、福田は難民区の事務所にいた時、アメリカ人2、3人がしきりにタイプを打っていたのを目撃したことがあるという。その内容が、今日何時ごろ、日本兵が婦人に暴行を加えたというレポートであった。それを見た福田は、調べもせず一方的に打っては困る。きちんと調べてからにして欲しいとたしなめたそうである。

福田はさらに具体的な事例として、あるときアメリカの副領事が来て、今下関（シャ

一カン)で日本兵がトラックでアメリカの倉庫から木材を盗んでいるという報告を受けたそうである。福田は参謀の1人も連れて、自動車現場へ向かった。ところが、現場には誰もおらず、倉庫の鍵も閉まっており、開けられた形跡もなかったという。

福田のこれらの証言から、田中は外国人が当時作成した日本軍による犯罪行為をまとめた報告書は伝聞や噂話を書き込んだものに過ぎないと主張する。従って、「大虐殺」を証明する資料にはなり得ていないと言うのである。

②の戦場心理は、換言すれば日本兵の視点であり、「南京事件」を考察する際にこの視点が欠落していることも田中は指摘する。その考察の中心が掃討戦、捕虜や便衣兵に対する見識である。田中は、「第一線兵としては、『国際法に照らしてどうする』ではない。敵や敵性分子は、とっさに殺さなければ、自分がやられるのだ」²⁸⁴という戦場における兵士の心理を説明した。

洞が国際難民区に紛れ込んだ中国軍敗残兵は、ゲリラをやる意思もなければ、その力もなかったと判断したことは先に触れた。従って、検挙されても彼らは捕虜であり、捕虜は殺害してはならないのに裁判にかけずに処刑したことは虐殺に値するという判断であった。

しかし田中は、当時参戦していた元兵士の証言で、14日の夕方から夜にかけて掃討洩れの敗残兵が苦し紛れに放火しだしたこと。また、12月25日深夜、日本軍将校宿舎が敗残兵の集団に襲われ、将校12名が殺傷される事件が起こっていたことを明らかにした。

これらの点から、田中は難民区に逃げ込んだ敗残兵の中には悪質な兵士も存在していたとして、洞の説を否定した。さらに、便衣隊は戦時国際法では交戦資格を有しないという観点から、便衣兵を正規の兵士として扱うのは適切ではないとも主張する。

そしてこのような敗残兵摘出の問題が起こったのは、難民区を管理していた委員会の責任であるとして、本来ならば管理者が厳然と便衣兵の入区を峻拒するか、武器を取り上げて一箇所に拘留しておくべきであったと田中は述べる。それを外国人が怠ったために、日本軍は確証のない兵民選別を行うしかなく、それによって民間人が便衣兵と間違えられて処刑された悲劇も起こったと考察している。

③については、当時南京で取材に来ていたアメリカ人のダーティン記者の当時の記事を中心にして考察を行っている。南京城へ撤退する中国軍は、日本軍に途上にある村々を拠点とされないように火をつけながら撤退していたことを大きく紹介した。「清野作

戦」と呼ばれたこの軍事行動は中国軍が南京城から退却する 12 日から 13 日にも特に激しかったと田中は指摘する。

ダーティン以外の記事でもこの事を扱っている新聞があることを説明し、南京陥落直後の市内の様子は中国軍による略奪、暴行、放火が決して無視することの出来ない大きな問題として当時報道されていたという。田中はこの事をもって、「大虐殺」を唱える人々はこうした中国軍の犯罪もすべて日本軍の責任にしてしまっているのは問題であると批判を加えている。

この他に、田中は東京裁判で提出された紅卍字会、崇善堂の記録にも言及している。前者においては、一日平均 50 体前後を処理していたものが、12 月 28 日になると 6 千体以上の数字が突如出現していることに触れ、しかもこの日だけ埋葬場所も死体があった場所も書かれていないことから、信憑性に欠けると指摘する。

後者においては、元中日新聞取締役の小山武夫が「南京の葬儀屋」であったことを証言したことに触れ、5、6 人の作業員しかいなかった組織だとした。その小さな組織が一日に 4 千を超える死体を埋葬したなど不可能であり、さらに埋葬地域も紅卍字会が既に埋葬を済ました区域が含まれており、信憑性は無いと指摘する。以上の点を持って、崇善堂の埋葬記録にいたっては全くの創作であろうと断じた。

しかし反面、田中は「スマイス調査」を資料のうちでも一番信憑性があると評価している。理由は、洞が指摘した抽出法による調査が信頼できないのならば、現在の総理府などで行っている調査は、すべて信用できないことになってしまうという点である。

もうひとつは、スマイス教授の調査に対する自信である。スマイスは、東京裁判でも本調査に誤りはないことを言及している。ベイツやラーベのように過去の証言の内容を翻していたのに比べ、彼は終始一貫した態度、主張を行っていたことに田中は注目している。その観点から、「スマイス調査」は公正な資料でありうると述べている。

さらに田中は、東京裁判が「スマイス調査」を採用しなかった理由は、弁護側のスマイスの証人喚問要請を検察側が拒絶したために採用されなかったと指摘している。これは、洞の「スマイス調査」は弁護側も検察側も信用していなかったから採用されなかったという説に反論したものと考えられる。

以上が田中正明の『「南京虐殺」の虚構』における主な主張である。田中は、当時の日本軍にも軍紀風紀の弛緩があり、略奪・暴行・強姦などの犯罪行為が起こったことを否定してはいない。しかし、洞富雄をはじめとした「大虐殺」を唱える人々が主張する

ような残虐行為は無かったと批判したのである。

その矛先となったのが、『朝日新聞』と本多勝一の『中国の旅』であった。田中は記事に書かれていることは事実誤認だとする元兵士たちの意見を受け入れない両者の態度を悪しざまに批判している²⁸⁵。

先の『決定版・南京虐殺』における洞の発言、そして田中の朝日・本多批判を見ると、1970年代の論争と比べて感情面が突出していることが理解できる。「教科書問題」以降の「南京事件」論争は次第に感情を深く絡めた対立となっていくのである。

しかし、およそこの時期に議論された内容が、現在に至るまでの「南京事件」の論争内容を規定することになる。それは、以下の点に集約される。

第一は、「虐殺」の定義。第二は、埋葬者数の分析。第三は、事件に居合わせた当時の外国人の記録の信憑性である。これらの焦点が、現代に至るまで、論争の大きな支柱となるのである。

第一の「虐殺」に対する定義であるが、「南京事件」では確かに、特定の場所で起こったとされる殺害事件の真偽や虐殺されたとされる人々の人数を研究することにも重点が置かれる。しかし、論争自体を大きくこじらせている要因は、「どのような行為を以て、虐殺と定義するか」という判断基準が、日本の研究者間で統一されていないからである。

例えば、先に挙げた、洞富雄と田中正明の中国軍捕虜・敗残兵に関する考察の違いが代表的である。1960年代において、洞は中国軍の便衣兵は軍装を脱ぎ捨てたゲリラ兵と認識しているが、南京陥落後の便衣兵は戦意を失って武器を捨て、身分を隠して国際難民区に紛れ込んでいたから、裁判なしで処刑することは国際条約違反であり、虐殺であると指摘している。

これに対して、1980年代において、田中は元日本兵の証言を基にして、敗残兵の中には悪質な兵士も存在していたとして、洞の説を否定した。さらに、便衣隊は戦時国際法では交戦資格を有しないという観点から、便衣兵を正規の兵士として扱うのは適切ではないとも主張し、反論した。

また、「掃討戦」を虐殺行為のひとつに含めるか否かも、重要な観点となっている。戦いの勝敗が決した時点で、降伏勧告もせずに逃げる敵兵（中国軍）を追撃する行為は虐殺であるとする主張（例：吉田裕『天皇の軍隊と南京事件』青木書店、1986年）がいわゆる「南京事件」における日本軍の大虐殺を肯定する人々（「肯定派」）の見解であ

る。

一方で、掃討戦は世界共通の戦術原則であり、これを見逃せば相手は後方で再び戦備を備え、戦意を回復して再び襲ってくる。従って、相手側（逃げる敵兵）の総大将が正式に降伏を打診しない限りは虐殺ではないとする主張が（例：藤岡信勝『近現代史教育の改革』明治図書、1996年）、虐殺否定派の人々（「否定派」）の見解である。

この認識の違いが、日本国内における今日の論争まで続いているのである。ちなみに、日本軍側に少なからぬ虐殺があったと主張する人々を、「中間派」と呼ぶことが一般的になりつつある。その論者の中には、本論文でも紹介した、秦郁彦が執筆した『南京事件』（中公新書、1986年）や、板倉由明の『本当はこうだった南京事件』（日本図書刊行会、1999年）が含まれている。秦は不法殺害対象となった中国人の数を約4万人（後に下方修正）、板倉は1万人から2万人としている。

同じ「中間派」で数字が大きく違うのは、上で取りあげたように、主として便衣兵や捕虜の殺害、掃討戦を「正当行為」とみなすか「虐殺」とみなすかでその解釈が異なっているためである。

第二の埋葬者数に関する考察は、既に説明した通りである。このことに関する新しい研究書としては、「肯定派」では南京事件調査研究会編『南京大虐殺否定論 13 のウソ』（柏書房、1999年）、を挙げることができる。「否定派」では、富澤繁信の『南京事件の核心』（展転社、2003年）、『「南京事件」発展史』（展転社、2007年）が精力的な研究を行っている。

第三の外国人証言に関しては、主にドイツ人のジョン・ラーベが考察にのぼる傾向が強い。ラーベが当時記録していたという日記では、日本軍の虐殺を示唆する文章が存在しているが、その最終的な人数に関しては、数万人程とされており、「中間派」を後押しする文献となっている。

さらに、日記には中国軍将校を匿ったという記述が出てきており、これを見た「否定派」の論者は、中立の立場にあるはずの委員会の人間が積極的にその中立性を犯しているとして、東京裁判におけるラーベの証言の客観性に改めて疑問を投げかけてもいる。

中立性という観点では、2001年に北村稔が『「南京事件」の探求』（文藝春秋）を出版し、議論を呼んだ。中国現代史を専門とする北村は、「南京事件」を世界で初めて報じたとされている英字紙記者ティンパーリー、南京被害調査を行ったスマイスは国民党の宣伝工作員であったと主張した。それによると、ティンパーリーとスマイスは単なる

「正義感に燃えた第三者」ではなく、国民党外交戦略に「奉仕する部分」が存在していたと指摘する。

根拠として、曾虚白の『自伝』にある、南京から上海に到着したティンパーリーと出会い、漢口で海外宣伝網計画を決定したという記載を挙げる。そして、金を使ってティンパーリー本人と、また彼を経由してスマイスに依頼して、日本軍の南京大虐殺の目撃記録として2冊の本を書いてもらい、印刷して発行することを決定したことが記されているという。

しかし、北村のこの主張は多くの反論を受ける。近年の論文としては『現代歴史学と南京事件』(柏書房、2006年)における井上久士のものが最新であると思われるので、そこから引用する。

まず、『自伝』にあるティンパーリーは南京から上海に来たというのは誤りであり、南京に滞在した外国人リストにもあがっていない。さらに金を渡してティンパーリーに本を書かせるというくだりがあるが、そうではなく、彼が「正義感に燃え」て編集した原稿を国際宣伝処が買い取ったのだと説明する。

さらに、ティンパーリーが本を編集している段階では、まだ国際宣伝処顧問にはなっておらず、「南京事件」を世界に知らせた彼の『戦争とは何か』を「宣伝本」とみなすのは誤りであると主張した。

こうして「肯定派」による反論が大きく展開されたのだが、北村の『「南京事件」の探求』の影響力は強く、「否定派」の研究者たちの間に浸透していった。その影響の大きさを象徴するのが、亜細亜大学教授である、東中野修道の『南京事件 国民党極秘文書から読み解く』(草思社、2006年)である。

東中野は、ティンパーリーの『戦争とは何か』はやはり「宣伝本」であったと北村の主張を踏襲している。だが、ここで注目する点は、ティンパーリーだけではなく、当時の南京難民区委員であった、ドイツ人のベイツなど他の外国人たちも国民党宣伝部と関係を持っていたのではないかと見ていることである。例えば、ベイツが中華民国政府の顧問であったという記事がイエール大学所蔵の南京関係文書の中から出てきた、という指摘などがある。

ベイツについては、先に挙げた富澤の『南京事件の核心』、『「南京事件」発展史』がさらに詳細に描いている。それによると、ダーティン、スティー爾記者が1937年12月15日に南京を離れる際、ベイツは2人に自身が執筆した日本軍の南京入城後2日間

に行った犯罪を記した書簡を渡したという。富澤は以後、これを「ベイツレポート」と呼ぶ²⁸⁶。「ベイツレポート」には全市にまたがって日本軍が殺人、略奪、強姦などを行い、多くの事例が外国人や中国人によって目撃されていると書かれている。

しかし、富澤は実際にベイツの所属した難民区委員会の作成した日本軍による犯罪件数は、12日、13日の2日間での合計は強姦3件、略奪13件、殺人にいたってはゼロであったことに言及する。また、委員会が日本大使館に送った第1号の書面（12月14日）にも陥落後2日間の日本軍の犯罪に関する非難は一言もない。これらの点を挙げて、ベイツには職場における見解と、個人で執筆したメモの見解とで大きな隔たりがあると指摘する。

さらに富澤の着眼点に注目した東中野は先の『南京事件 国民党極秘文書から読み解く』において、実際にダーティンとスティールが「ベイツレポート」の内容と酷似する記事を載せていることを指摘した。

「否定派」は、全体として、1980年代からは外国人資料をあまり信用しないという意識が根底にあった。それが北村の『「南京事件」の探求』を皮切りにして、当時の外国人の中には国民党と深い関係にあった人物が存在していたという認識に変化していく。それがさらに発展して、「南京事件」は国民党と外国人顧問が協同で作上げたものだという『「南京事件」プロパガンダ説』が「否定派」の中で誕生した。

しかし、この説は多くの支持は得られなかった。ひとつは、プロパガンダ説の主要人物とするティンパーリーが当時は国民党の顧問ではないとする資料が多く存在することが挙げられる。もうひとつは、戦後、虐殺などを証言している中国人被害者や元日本兵士の言葉を完全に無視しているという点もこの説の信憑性を低下させる要因であった。

「南京事件」の「肯定派」と「否定派」、両者はこの頃になると、相容れない間柄となった。兆候として見るならば、『歴史学研究』でも日本の戦争責任に関する論文を多く寄稿することになる吉田裕が、1986年に出版した『天皇の軍隊と南京事件』に現れている。

序章において、田中正明の『「南京虐殺」の虚構』は不都合な証言や記録の存在を意識的に無視している傾向があり、学問的検証に耐えうるものではないと酷評した²⁸⁷。この点は、その後の「戦後歴史学」と自由主義史観の論争の構造と似ている。

これらの3つの議論が、現在に至るまで統一的な見解を打ち出せていないというのが、

日本国内における歴史学学界の現状である。

では次に、「従軍慰安婦」問題を見ていきたい。この問題は、過去の大戦において、日本の植民地下にあった朝鮮半島にて、多くの朝鮮人女性が日本軍の命令により、強制的に拉致され、性の奴隷にされたというものである。これは後に、インドネシアやフィリピンなどにも拡大されていく。

大きく問題視された時期としては、宮沢喜一首相の訪韓を目前にした1992年1月11日に、『朝日新聞』が一面において「慰安所、軍関与示す資料」「部隊に設置指示 募集含め統制・監督」と報じたことが契機であったように思える。

これらの資料は、後に紹介する吉見義明が発見したものであったが、この新聞報道によって、宮沢首相は、盧武鉉大統領との会談で事実関係の調査なしで8回謝罪し、真相究明を約束した。

これによって、「従軍慰安婦」問題は国際問題として大きく注目され、1993年8月に河野洋平官房長官が、慰安所の設置、管理、慰安婦の移送について日本軍の関与を認め、「おわびと反省」を表明する談話を発表するに至る。

しかし、肝心の「強制連行」の資料が見つからず、安倍晋三総理大臣が2007年3月に、政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかったとする政府答弁書を閣議決定することとなる。

従って、「南京事件」よりも新しく提起された問題ではあるが、そこに至るまでにはいくつかの書籍が発行されている。最初に挙げるものとしては、元日本兵である千田夏光の『従軍慰安婦』（双葉社、1973年）があるが、これは、それ程影響力は持たなかったようであり、今日では、千田の証言内容に疑問も持たれている²⁸⁸。

大きな影響を与えた書籍としては、吉田清治の『私の戦争犯罪 - 朝鮮人強制連行』（三一書房、1983年）であろう。この本で吉田は、軍の命令によって、済州島に住む女性200人を強制的に連行し、慰安婦にしたと告白している。さらに、吉田は韓国を訪れ、土下座して謝罪し、自費で記念碑も建てている。

この吉田の書籍が、後の「従軍慰安婦」問題を活性化させ、日本軍が強制的に女性を拉致した証拠として取りあげられるが、この証言は後に「虚偽」と断定される。

その後は、弁護士の高木健一や専門の研究者となった吉見義明らが中心となって、この問題を発展させていく。高木は主に裁判を起こさせるための証言者を探し、吉見は研究の第一成果として、1995年に『従軍慰安婦』（岩波新書）を発行する。

この時の吉見の主張は要約すると、①慰安婦の総数は5万から20万人。②慰安婦の出身地では朝鮮半島方面が最も多い。③生活条件は非常に悪く、性的奴隷的な扱いを受けていた。④故郷に帰れなかった慰安婦は少なくなかった、の4点に集約される。

吉見は主に証言を多用しながら、日本軍の特質、慰安所の様相を浮かび上がらせようとしている。日本人慰安婦と朝鮮人慰安婦の待遇の違い、身売りや暴行的連行のケースなど、日本の植民地支配の問題点なども指摘している。

この問題の根幹部分である「日本軍による強制連行」の有無については、自らの意思によって慰安婦なる朝鮮人女性は少なかったであろうという仮説を立てている。その理由としては、日本軍が出した「慰安婦急募」の広告は確認できるが、この前後に広告を出した形跡は見られないとして、自由応募が一般化していたと考えるには無理があるとした。

また、貧しい女性たちが新聞を読んでいたとは考えにくいので、広告の対象は女性を抱える売春業者へ向けたものであると考えられ、この広告の存在によって、むしろ朝鮮総督府が慰安婦の送出国を認めていた証になると吉見は考えた²⁸⁹。

また同時に、民間業者によって不法に慰安婦の女性が集められた違法行為に対して、警察は真剣に取り締まりを行わなければならなかったにも関わらず、それを怠っていたとして、吉見は批判している。そのために、ソウルなどでは当時、誘拐事件が多発していたと指摘する。

これに対して、秦郁彦は①慰安所には軍専用と軍民共用の2種類存在した。②軍専用慰安所にいた慰安婦の総数は1万数千人。③慰安婦の民族別では内地人（日本人）が最多。④戦地慰安所の生活条件は平時の遊廓と同レベルだった。⑤慰安婦の95%以上が生還した。⑥軍をふくむ官憲の組織的な「強制連行」はなかった。⑦主要各国の軍隊における性事情は第二次大戦時の日本軍と相似している。⑧慰安婦たちへの生活援護は、他の戦争犠牲者上り手厚い、など吉見とは違う考察を行っている²⁹⁰。

もっとも、吉見の『従軍慰安婦』からは、日本軍による命令で連れ去られたという強制性が、「広義の意味における強制性」というものに問題の焦点は変化していた²⁹¹。これには、明確な定義が未だに定められていないため、断言することができないが、少なくとも、当時の時代背景も踏まえた上で、女性の人権を考えようという認識があるようである。

例えば、日本軍の命令や日本人官憲による拉致という「狭義の強制性」はないかもし

れないが、民間業者や女衞に騙され、自分の意志とは関係なく慰安婦にされた女性が存在する。そのような社会を作り出した日本の植民地政策に責任があり、また、慰安所でも過酷な暮らしを強いた日本軍の慰安所制度も人権に反する運営であったため、責任を取らなければならないとする論理のようである。

すなわち、女性を無理やり、日本の軍官が拉致したという強制連行説から日本の植民地政策そのもののあり方や慰安所生活に自由がなかったとする「広い意味での」強制論へ転向したと言えるだろう。

秦は、こうした理論の転換を「不毛なもの」と論評した。兵営に閉じこめられ、銃弾の中を突撃させられる兵士や沖縄戦で動員された「ひめゆり」部隊、さらには公娼制のもと親に売られ内地や朝鮮の遊郭と呼ばれる「苦界」に身を沈めた女性と、どこで線引きするのか、と「広義の強制性」の定義を求めている²⁹²。

なぜ、このようなことが起こったのか。それは、先にも述べたが、当初見つかると思われていた、日本軍が下したとされる「強制拉致」の命令文書やそれに関連するものが、ひとつも見つからなかったからである。この点は、近年明らかになりつつあるが、1993年の河野談話発表の前であって、日本政府側と韓国政府側に「協議」が交わされていたと言われている。

これに関しては、2014年6月20日に、河野談話作成過程等に関する検討チームによって作製された、「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯～河野談話作成からアジア女性基金まで～」が詳細な内容を発表している。

それによると、日本側は1991年12月に開始した各省庁における関連資料の調査を1992年6月まで実施した。これに対し、韓国側からは、調査結果発表前に本調査を韓国の政府および国民が納得できる水準とすることや、調査結果発表について事務レベルで非公式の事前協議を行う申し入れがあったと言われている。

1993年6月29日から30日にかけての武藤外務大臣訪韓時には、武藤外務大臣より、「客観的判断に基づいた結果を発表し、本問題についてのわれわれの認識」を示すとした。その上で、「具体的にどういう表現にするかについては、日本側としても韓国国民の理解が得られるようぎりぎりの努力を行う所存であるが、その際には韓国政府の大局的見地からの理解と協力を得たい」²⁹³と述べたという。

韓国側からは、日本側の誠意ある発言に感謝するとしつつ、重要な点として、「第一に強制性の認定、第二に全体像解明のための最大の努力、第三に今後とも調査を継続す

るとの姿勢の表明、第四に歴史の教訓にするとの意思表示である。これらがあれば、「韓国政府としても」、「本問題の円満解決のために努力していきたい」との発言があった。また、この時、韓国側からは日本に対し金銭的な補償は求めない方針であるとの説明が行われたという²⁹⁴。

河野談話の文言の調整は、談話発表の前日となる8月3日までの間、外務省と在日韓国大使館、在韓国日本大使館と韓国外務部との間で集中的に実施され、遅くとも7月31日には韓国側から最初のコメントがあったことが確認された。

韓国側との調整の際に論点となったのは、①慰安所の設置に関する軍の関与、②慰安婦募集の際の軍の関与、③慰安婦募集に際しての「強制性」の3点であった。

慰安所の設置に関する軍の関与について、日本側が提示した軍の「意向」という表現に対して、韓国側は、「指示」との表現を求めてきたが、最終的に「要望」との表現に落ち着いた。

慰安婦募集の際の軍の関与についても、韓国側は「軍又は軍の指示を受けた業者」がこれに当たったとの文言を提案し、募集を「軍」が行ったこと、および業者に対しても軍の「指示」があったとの表現を求めた。

日本側は、募集は軍ではなく、軍の意向を受けた業者が主として行ったことであるので、「軍」を募集の主体とすることは受け入れられないこと。また、業者に対する軍の「指示」は確認できないとして、ここでも、軍の「要望」を受けた業者との表現を提案した。

これに対し、韓国側は、慰安所の設置に関する軍の関与、および、慰安婦の募集の際の軍の関与の双方について、改めて軍の「指図(さしず)」という表現を求めてきたが、日本側は受け入れなかったという。最終的には、設置については、軍当局の「要請」により設営された。募集については、軍の「要請」を受けた業者がこれに当たった、との表現で決着した。

「お詫びと反省」については、日本側は、「いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた方々ひとりひとりに対し、心からお詫び申し上げる」との原案を提示した。韓国側は、「お詫び」の文言に「反省の気持ち」を追加することを要望し、日本側はこれを受け入れた。この交渉過程で、日本側は宮沢総理、韓国側は金泳三大統領まで案文を上げて最終了解をとった。

慰安婦募集に際しての「強制性」については、どのような表現を使用するかが韓国側

とのやりとりの核心であった、と報告書では明記されている。具体的には、日本側原案の「(業者の) 甘言、強圧による等本人の意思に反して集められた事例が数多くあり」この表現について、韓国側は、「事例が数多くあり」の部分の削除を求めた。

これは、韓国国民に対して一部の慰安婦は自発的に慰安婦になったとの印象を与えることを回避するためであった。日本側としては、全てが意思に反していた事例であると認定することは困難であるとして拒否している。また、朝鮮半島における慰安婦の募集に際しての「強制性」にかかる表現については最後まで調整が実施されたという²⁹⁵。

以上の報告から見えてくるものは、「河野談話」は最初から政治的な意図が優先され、歴史学における調査が疎かにされたという特質である。事実、談話作成に当たって、元慰安婦と呼ばれる女性 16 人を対象にした聞き取り調査においては、日本側は証言の裏付け調査を一切行わなかったことが明らかになっている。

2014 年 2 月 20 日にも、石原信雄元官房副長官が衆院予算委員会にて、従軍慰安婦制度への旧日本軍や官憲の関与を認めて謝罪した 1993 年の河野洋平官房長官談話について、談話の基になった元慰安婦とされる女性の証言の裏付け調査は行わなかったことを明らかにした。

こうした実態が徐々に明らかになり、一時期、日本国内では、河野談話の見直しが国民の中でも主張された。2014 年 1 月 8 日の『産経新聞』では、早くも日本政府と韓国政府との「合作」である河野談話を批判し、「政府の慰安婦問題に対する認識・見解の正当性・信憑性は事実上、失われた」という記事を載せている。

日本軍による慰安婦や慰安所の「関与」に関しては、現在でも解釈に違いがある。慰安所の設営に軍が「関与」していたのならば、当然日本軍が主体となって慰安婦を集めていたのであり、その中に「強制拉致」が含まれば、慰安婦の強制連行が証明されるという主張がそのひとつである。

もうひとつは、戦場やその近辺においては、民間業者が軍人を商売相手として慰安所を設置することが多く、その安全性を確保するために軍が慰安所の設立に「関与」したという意味に過ぎず、軍による強制的な拉致を証明することは難しいというものである。

こうした論争が起きる原因も、日本軍による慰安婦の強制募集を証明する資料が見つからないからである。秦は「十数年にわたり関係者が血まなこで探しても証拠らしきものが見つからぬ以上、直接加担はなかったと断定してよいだろう」と言及している²⁹⁶。事実、吉見をはじめとした「従軍慰安婦」を支援する人々にも、現在に至るまで

その資料を発見できていない。

いずれにせよ、「従軍慰安婦」の問題は、短期間のうちに問題が巨大化したことが、「南京事件」とは違う特徴であろう。日本国内で十分な議論も行えぬまま、「従軍慰安婦」問題は、女性の人権問題へと発展し、それに異を唱えることが憚られる状況が形成されていった。

例えば、1996年には、国連人権委員会にて「女性に対する暴力」の審議が行われ、特別報告者のクマラスワミが慰安婦問題を取り扱った。その時に掲載された文書が、クワラスワミ報告書であり、当時の日本の慰安婦制度は国際法違反であり、日本政府に対して慰安婦に対する賠償を勧告した。

また、1998年にはゲイ・マクドゥーカル個人による慰安婦に関する報告書が提出されたが、これは受け入れを却下された。

2000年には、アメリカ国内において、ナチス戦争犯罪と日本帝国政府の記録の各省庁作業班（IWG）が設立され、ドイツと日本の戦争犯罪の再調査を実施した。2007年4月にまとめられた最終報告では、調査対象となった未公開や秘密の公式文書は850万ページ。そのうち14万2千ページが日本の戦争犯罪にかかわる文書だったという。

しかし、日本の慰安婦にかかわる戦争犯罪や「女性の組織的な奴隷化」の主張を裏づける米側の政府・軍の文書は1点も発見されなかった。確認できたものでは、日本の官憲による捕虜虐待や民間人殺傷の代表例が数十件で、慰安婦に関するものは皆無だった。

この結果について、IWG委員長代行のスティープン・ガーフィンケルは、「失望」と表現し、調査を促した「世界抗日戦争史実維護連合会」の名をあげ「こうした結果になったことは残念だ」と記した²⁹⁷。

しかし、この報告はアメリカ側で注目されることはなく、同年の6月にアメリカ下院にて「従軍慰安婦問題の対日謝罪要求決議」が採択される。

このように見てくると、「従軍慰安婦」問題は、やはり「南京事件」よりも政治性が強く反映されている問題だといえることができる。では、こうした歴史認識問題に、「戦後歴史学」はどのように対応していったのであろうか。ここでも、歴史学研究会の『歴史学研究』を中心に考察を行いたい。

第二節 解決に向けての試み

まずは「南京事件」に関しての考察を行う。『歴史学研究』では、第 443 号（1977 年 4 月）において、洞富雄の『南京大虐殺くまぼろし>化工作批判』が「書評」にて紹介されている。これが、歴史学研究会が「南京事件」に関して、始めて具体的に言及した箇所であろう。内容としては、洞の主張に賛同し、南京における日本軍の虐殺行為に目を瞑ってはならないという主張もなされている。

この頃から、本多勝一をはじめとした「戦後歴史学」の人々を中心にして、南京戦における日本軍の大虐殺を主張する「虐殺派」が形成されるようになる。大きな行動としては、1984 年 3 月に有志を集め、南京事件調査研究会を設立させた点である。

この事柄に関しては、『歴史学研究』第 611 号（1990 年 10 月）に掲載されている岡部牧夫の「教科書裁判と十五年戦争史研究」でも説明がなされている。岡部によると、家永三郎の教科書裁判の第三次訴訟の提訴に歩調をあわせて、同研究会が結成され、共同研究に着手したという²⁹⁸。

これにより、日本における活動はもとより、研究団体として実際に中国へ赴き、南京での実地調査も精力的に行うようになる。この研究会は以後、「南京事件肯定派」の砦となり、被虐殺者数 20 万人が会の公式見解となる。構成メンバーは、洞富雄、本多勝一、藤原彰、吉田裕、笠原十九司など、「戦後歴史学」に深く関係する研究者であり、後の「南京事件」論争で活躍する人物も多く含まれていた。

これらの研究者たちの活動により、中国で出版されていた「南京事件」の被害者の証言集が翻訳され、日本でも出版されるようになる。そして個々の研究者の研究成果を発表したものが南京事件調査研究会の処女作である『南京事件を考える』（大月書店、1987 年）として出版された。

また、これは「戦後歴史学」には直接的に関係はしないが、「中間派」誕生の契機となった元兵士たちの組織する偕行社の証言集である、『南京戦史』（偕行社、1989 年）にも言及しておきたい。これは、後に「肯定派」も「否定派」も自説の補強のために本書から証言文章を引用することが多くなっていくからである。

『南京戦史』では、犠牲となった中国人の数（不法殺害）を 1 万 3 千人とした。その根拠は、掃討戦において日本軍の中に中国軍敗残兵にいきなり襲いかかった者が多数存在したこと、日本軍全体として捕虜に関する規定事項が徹底されていなかったことが理

由に挙げられている。

例えば、捕虜にし、身の安全を約束しておきながら処刑した連隊を確認できた点などがそれに該当する。残りは、便衣兵摘出の際、無実の民間人を殺害した可能性を考慮しての結論であった。

また、被虐殺者数推定においては、「スマイス調査」も用いており、『南京戦史』はこの調査を、極めて綿密かつ詳細な学問的調査とした。中には中国軍の行為によるものも多数含まれるのではないかと指摘しながらも、一般市民の被害 1 万 5760 人を採用した。

論争の争点にもなっていた便衣兵の摘出法については、歩兵第 7 連隊第 2 中隊の兵士であった井家又一の日記などを公開した。内容を見ると、確かに多数の中国人を摘出しているが、「敵の軍人らしい者二十一名を残し、あとは全部放免する」²⁹⁹など見境なく処刑した状況でもなかったことが窺える。

潜伏した便衣兵の抵抗能力については、同じく歩兵第 7 連隊の水谷荘一の日記で 17 日に死体を装っていた多数の中国兵に包囲された中隊が存在したことが明らかになった。また、12 月 13 日から 24 日までに敗残兵が紛れ込んだ難民区から大量の武器弾薬が見つまっている。このことから、『南京戦史』は難民区に潜伏していた敗残兵の集団は、戦意も抵抗力もない非戦闘員とはみなし得ないという見解を示した。

捕獲した捕虜については、資料や証言を駆使して処刑された者、殺されず収容所に収監された者を紹介し、その後の対処が不明のものは保留とした。

婦女暴行や放火などの事案は『南京戦史』には詳しく考察されていないが、『資料集』に歩兵 23 連隊の大隊本部における会議内容（12 月 17 日）では「昨夜 II MG の兵二名市内にて支那婦人二名を強姦せるを柚木円優中尉発見し R 本部にて問題となり目下取調べ中の由、厳にかかる行為のなきよう注意せられたし」³⁰⁰とある。第 6 師団の兵士 2 人が婦女暴行をしたことが部隊本部で持ち出され問題としていたことが窺える。

放火については、第 6 師団歩兵 45 連隊の前田吉彦氏の 12 月 19 日の日記を挙げることができる。それには、「帰途ロータリーを南下して秦淮へかかる頃、不図道畔の三階建の洋館から突如黒煙が湧き上がりその下にチロチロと火焰が出はじめたのに気付く、今朝来るときは火の気など一ツもなかったのだが此は掠奪組みの放火と首肯れた」³⁰¹と書かれている。

全体としてみると、偕行社つまり元日本軍の面々も自軍による強姦、放火、略奪があったことを認めていると言える。ただ、放火に関しては、「毎晩火事が起こるが何故か

と思ったら、果たせるかな支那人の一部が日本軍のいる付近に石油をまいて付火するのである」³⁰²。「〔午後〕八時頃、部隊が少なくなったと支那人が知り、厩のすぐ後に火を付けたので厩当番が火事だとわめき或いははだして飛出して一時大さわぎをやる」³⁰³といった中国側による放火の記述もある。

『南京戦史』が「スマイス調査」に中国軍による被害も含まれているのではないかと指摘したのは、上のような証言があったためである。しかし総じて、『南京戦史』は日本軍による虐殺と思われる描写の書かれた日記などを隠蔽することなく提示した。その点を考慮して、日本軍の不法殺害、略奪などの犯罪行為があったことを認めたという点は画期的であり、識者から高い評価を受けた。

こうした、被害者側である中国人からの証言、加害者側である元日本兵の証言を織り込みながら、「戦後歴史学」は「南京事件」の究明に精力を注ぐこととなる。『歴史学研究』にて本問題を取りあげる研究者は、往々にして江口圭一か笠原十九司であった。彼らの主張に関しての解説や考察に関しては、先に示した理由により割愛する。

すなわち、1980年代後半から「虐殺」の定義、埋葬者数の分析、当時の外国人の記録の信憑性に関する議論が「肯定派」、「否定派」、「中間派」の間で独自の理論を形成するに至ったという背景である。

「戦後歴史学」の貢献という面では、中国人研究者との幅広い学術交流を行い、その研究結果を書籍として刊行した点が注目できる。『南京事件 70 周年国際シンポジウムの記録』（日本評論社、2009年）では、笠原などの「肯定派」日本人たちと中国人研究者たちが合同で発表した研究成果が記されている。

では次に、「従軍慰安婦」問題に対する、「戦後歴史学」の行動を見ていく。歴史学研究会では、1982年の「教科書問題」の影響を受けて刊行された『歴史家はなぜ「侵略」にこだわるか』において、慰安婦の存在に触れている。金一勉が「戦場での朝鮮人慰安婦」という短い文章でしたためのコラムには、慰安婦とは日本軍の要請によって組織させた「専属の女郎」と説明している³⁰⁴。

大半は朝鮮半島から「挺身隊」とかの軍需工場で働かせる名目で、騙されて連れてこられたとし、その人数は15万人と推定している。これが、歴史学研究会の「従軍慰安婦」問題を取りあげた最初のものであった。

『歴史学研究』第849号（2009年1月）では「従軍慰安婦特集」が設定され、多くの関連論文が掲載された。

特集における主旨では、「慰安所」の設置や「慰安婦」の徴募が、日本軍の指示・命令の下で行なわれていたのであり、「慰安所」の管理・運営についても日本軍がその主体であったことが公文書によって明らかになったことを説明する。

また、元「慰安婦」の女性たちや兵隊の回想などからも、女性たちの徴募のされ方として、軍や軍の意向を受けた業者により、詐欺的勧誘、身売りによって集められたケース、文字通り暴力的に拉致されたケースなどが明らかとなったことを明言している。

さらに軍の統制下の「慰安所」での逃亡不可能な管理・酷使の実態なども明らかになったとして、この問題を単に戦時の突発的で一過性の問題としてとらえるのではなく、日本軍と日本社会に深く根ざした問題としてとらえなければならないと主張する。

ここでは、日本軍が広範囲に「慰安所」を設置し、膨大な数の「慰安婦」を徴集しえた背景には、女性の身売りが横行していた社会のありかたがあったとして、大規模な「慰安婦」徴募を可能とした背景として問題にされつつあるとしている。しかも、当時の日本政府は「婦人及児童の売買禁止に関する国際条約」を批准しながら、公娼制度の下で貸座敷業・周旋業を公認していた問題点も指摘している³⁰⁵。

以上のように提示された観点を見ていくと、やはり日本軍による朝鮮人女性の「強制的拉致（狭義の強制性）」を焦点にするよりも、日本軍そのものが慰安婦制度に関わっていたことを問題視している傾向がある。

それが、「慰安所」による過酷な生活や軍による人権侵害行為としての「日本軍と日本社会に深く根ざした問題」（広義の強制性）に重点が置かれている。

前節では、「狭義の強制性」から「広義の強制性」に問題の論点が移行してしまったことを簡潔に説明したが、ここでは、具体的にどのような観点で「従軍慰安婦」問題が論じられているのかを見ていきたい。

吉見義明は本号にて、『従軍慰安婦』問題研究の到達点と課題」という論文を寄稿している。重点としては、朝鮮半島以外の元慰安婦の人々の証言と資料の発掘が進んだ功績により、慰安婦制度が日本軍の性奴隷であったことを証明しようとするものである。吉見は、「強制連行」あるいは「強制売春」があったかどうかという古い視点から、「人道に対する罪」に該当する軍性奴隷制であるという新しい視点を提示しようと試みた。

それによると、慰安所の設置は、派遣軍や方面軍など現地の軍の参謀部が指示していること、アジア太平洋戦争期には、陸軍省・海軍省が指示していることなどをはじめ、多くの事実が明らかとなった。従って、「慰安婦」制度の創設・運用の主体は軍であり、

業者が使われる場合でも、それは脇役にすぎないことを強調している³⁰⁶。

そのことに関する事例として、台湾における朱徳蘭の研究を挙げるが、その中心的成果のひとつは、日本海軍が海南島に作った慰安所であるとする。その建設、「特要員」の徴募などを台湾拓殖株式会社が請け負い、福大公司という台湾の下請け会社にさらに委託するという構造が解明されたという。このような研究の蓄積が進めば、「慰安婦」制度の実像がより明確になり、軍の責任の所在も一層はっきりするだろうと吉見は予測している。

それに対し、今後明らかにしていく課題として、なぜ日本軍は強姦事件を数多く起こし、「慰安婦を必要とする」軍隊になったのかという問題を提起する。近代的な外征軍に共通する問題（帝国主義と他民族抑圧）、天皇制軍隊の問題、近代が生み出す大衆的な欲望の解放の問題、女性をモノ扱いする家父長制（男権主義）の問題など、様々な要素を列挙する。そのなかで生ずる女性に対する性暴力の問題などの問題群と関連させ、これら日本軍に特徴的な問題と、帝国主義的な軍隊に共通する問題を関連づけながら研究を深めていく必要があるだろうと述べている³⁰⁷。

吉見は最新の情報などを駆使し、慰安婦にされた朝鮮人女性は、一定期間の監禁・強姦のケースを除くと、最低でも5万前後、それを含めると5万を相当上回ると計算している。これは、前節でも紹介した『従軍慰安婦』よりも数が減少していることが分かる。

また、同書では、民族比率では朝鮮人女性が多いとしていたが、ここでは、比率を正確に明らかにすることは困難としている。それでも、植民地・占領地の女性が主に犠牲になり、圧倒的多数は日本人以外のアジア・太平洋地域の女性だったとする。また、ここでは露骨な人種（民族）差別があったことを示していると付け加えている。

「広義の強制性」問題では、慰安所での強制を考える場合、「拒否する自由」や国内の公娼制で建て前上認められていた「廃業の自由」「外出の自由」が認められていなかったことを問題にしている³⁰⁸。

「拒否する自由」が認められるような状況でなかったことは、被害者の証言でも、元軍人の回想でも立証できるとしている。また、日本軍が「外出の自由」を認めていなかったことも、各部隊が作成した慰安所規定の多くに「慰安婦」の外出を制限する条項があることから明らかだとする。これが女性の人権侵害、すなわち「性奴隷」の側面と考えているようである。

当時における公娼制度と「慰安婦」制度をめぐる、吉見は次の4つの見方があると

提示する。第一は、「新しい歴史教科書をつくる会」など右派の議論で、「慰安婦」制度と公娼制度は同じもので、ともに商行為であり、合法的であり、許されるという観点である。

第二は、両者は別のものであり、「慰安婦」制度は許されないとする観点である。第三は、両者はともに許されないが、区別するべきであるとする観点。第四は、両者は同じ性格のものであるとする立場で、「慰安婦」制度は、公娼制の延長とみるか、発展とみるか、全面開花とみるかの違いはあるが、ともに許されないとする観点であるとする。これらの中で、筆者である吉見は第三の立場であることを表明している。

この点に関しては、同じく「従軍慰安婦」問題を研究している西岡力から反論が既にされており、吉見が自分たちのことを指しているであろう第一の立場では、「慰安婦」制度そのものを「今でも許される」とは考えていないという訂正を行っている³⁰⁹。

慰安婦の集め方に関しては、吉見は、朝鮮・台湾の女性たちは、人身売買や誘拐により、国外に連れていかれたというのが大部分であることが証言や資料で確認できると説明を行っている。暴行・脅迫を用いるよりもこの方が、途中で逃亡されたり、自殺されたりするケースが起こりにくいので、その方法が多用されたとしている。その実行者は、派遣軍・朝鮮総督府（朝鮮軍）・台湾総督府（台湾軍）のいずれかが選定した業者であったと吉見は考えている。

これは、朝鮮総督府（朝鮮軍）、台湾総督府（台湾軍）は、実際に派遣軍の要請に基づいて徴募を指示した上で、業者にさまざまな便宜を供与する。業者が女性たちを集める場合に人身売買・誘拐・略取に類することが起こっても、それが黙認されていたという考察は、過去の『従軍慰安婦』と変化はない。

このことから吉見は、官憲が徴募の現場で直接手を下したかどうかではなく、徴募する場合に総督府あるいは軍が、業者を手足として使い、全体として管理一統制していたことが重要な問題であるとしている³¹⁰。

こうした点を明らかにするために、被害者側の証言を裏づける、植民地に在住した総督府関係者・軍関係者、業者、目撃者の証言集めと、日本政府所管総督府文書の公開が必要であることも訴えている。

最後に、吉見は、日本軍「慰安婦」問題とは、侵略戦争を行った日本軍が起こした大規模な重大人権侵害問題であり、女性に対する暴力と人種差別と貧しい者に対する差別が重なっていたことを強調して筆を置いている。

最後の結論部分を見ても、「従軍慰安婦」問題の第一人者である吉見も、日本軍が無理やり植民地女性を連れ去って軍専用の娼婦にしたという「狭義の強制性」を問題視していないことが判明する。

吉見以外でも、「台湾『慰安婦』問題」の朱徳蘭や『慰安婦』裁判の経過と結果およびその後の動向」を著した藍谷邦雄の論文が掲載されている。

さらに『歴史学研究』第901号（2013年1月）では、平井美津子の「歴史教育の現場から—『慰安婦』の授業を中心に—」が掲載されている。

平井は、1997年度版の中学歴史教科書では、全社にあった「慰安婦」についての記述が、2002年度版では3社、2006年度版では2社となり、2012年度版ではいっさいの教科書から削除されたことを問題視している。

その原因は、右翼団体が教科書会社に街宣車で押しかけたり、政治家などによる「慰安婦」を貶める発言も公然と相次いだためだと考えている³¹¹。

そのような状況においても、1997年から開始している慰安婦を取り扱った授業の「成果」を、平井は紹介していく。

中学校の歴史の授業にて「慰安婦」を取りあげる理由を、①現地調達主義によって物資も人もすべてを現地で調達する日本軍の姿勢や、強姦が蔓延していた実態から、日本軍の本質や、戦争の実相に迫る。②当時の外国人差別や女性蔑視といった人権の問題を考える。③中学生に性の問題を考えさせる重要な提起となる。④日本の戦争責任と戦後補償から現代を見る、といった4点を挙げている。

2006年度の授業の報告では、前節でも紹介した金学順の証言を扱ったことが記されている。

金の証言を読んだ上で、慰安所が置かれたとされる場所を示す地図を見せ、日本軍が戦闘を展開した場所にあったことに気づかせたという。次に、金が「慰安婦」にさせられた経緯（仕事の内容を知らされなかったことなど）、当時の年齢、「慰安婦」としてさせられたこと、どのような状況の下に管理されていたのかを考えさせた。また、金のように「慰安婦」にされた人々が戦後どんな人生を送ったのかについて意見を出し合ったり、金が46年後に名乗り出た意味を考え、元慰安婦たちの要求と、日本政府がそれに対応したのかを探らせたという。

授業の最後では、金の願いを証言に戻って考えさせるとともに、韓国の「慰安婦」の人々やその支援者が韓国のソウルにある日本大使館の前で行っている水曜デモと彼ら

の要求（日本政府が「慰安婦」強制連行の事実を認め、謝罪し、実態を明らかにすること、慰霊碑を建てること、被害者への補償、「慰安婦」について歴史教育で教えること、責任者の処罰）を紹介する。

その一方で、河野談話が守られていない状況や政治家により繰り返される否定発言（『従軍』慰安婦はいない、売春は商行為として行われた」「軍は戦地で交通の便ははかったかもしれないが、強制連行はなかった」）を示し、私たちはこの問題にどう向き合えばいいのかという問いを投げかけた。

生徒たちの反応では、「慰安婦が長い間ずっと沈黙を守って、40年以上たって発言したことはすばらしいし、そんなに長い間つらい思いをさせていたと思うと日本政府の行為は許せない。でも慰安婦の人たちが立ち上がって行動する勇気を私たちも引き継ぎたい」というものや、「この問題は、人種差別だし、女性差別だ。強制かどうかじゃなくて、絶対逃げられないようなところに追いやって、毎日毎日何十人も兵士の相手をさせるなんて、殺人に近い。自分が兵士になったら、女性を女性とも思わないような人間になってしまうのかと思って怖くなった」という感想があったことを紹介している³¹²。

平井は、1997年も2006年も共通して、「慰安婦」をけじめとする戦争の実態を学んだことを機に戦争について深く考えるようになったと述べる生徒が少なくないことを強調する。そこから、自分の国のしたことを知ることによってこそアジアとの友好をつくっていける。自分たちには戦争の責任はないのではなく、戦争を知らない世代として歴史を知り、それを引き継いでいく責任があると考え意見も少なくなかったことを付して、論文を閉じている。

平井の論文で注目すべき点は、ここでも、アジアとの「連帯」や「友好」が重要視されている点である。上記の授業は、確かに「従軍慰安婦」問題に関心を持たせるための授業ではあるが、平井が教えた歴史観がそのまま授業に反映されているという問題点も存在する。

平井とは違う考えを持っている研究者たち（秦や西岡など）の研究内容が紹介された形跡が、先の授業説明では見当たらない。そこからは、実証主義を理念とした歴史学の「科学性」は見えず、捉えようによっては「友好のために元慰安婦側の意見のみを認めなければならない」という概念があるように見える。

談話や声明を守らなければ国際違反になり、国際的道義にも欠けるといった主張も同じかであるかもしれないが、その点に関する考察は第六章にて行いたい。

『歴史学研究』から比較的新しい論文を紹介してきたが、これ以外でも、歴史学研究会は「従軍慰安婦」問題に関する国際シンポジウムを開催しており、その研究結果が『「慰安婦」問題を／から考える』（岩波書店、2014年）という書籍に刊行されている。

最後に「アジア女性基金」に関する説明を行い、本節を閉じたい。「アジア女性基金」とは、1995年の村山富市内閣の時代に開始された、元慰安婦への具体的な救済措置と謝罪を兼ね揃えた非政府組織である。

1993年の河野談話の後も、日韓両政府は「従軍慰安婦」問題について協議を重ねていた。日本政府が何らかの具体的な措置を講じるとしても、日韓両国間では、慰安婦の問題を含め、両国及び両国民間の財産・請求権の問題は法的には完全且つ最終的に解決済みであるという認識を示していた。

これによって、韓国の元慰安婦に対しては、個人的な賠償となる措置は実施しないことを想定している旨を韓国側には確認していたという³¹³。韓国側は、日本側が戦後処理の清算の次元で自主的に処理すべきものであり、また韓国政府は日本政府に対し物質的な補償を求めず、且つ、日本側の措置には関与しないとの反応であったとされている。

この「アジア女性基金（以降、「基金」）」の初期から活動し、2007年の解散まで実務を担当していた人物に和田春樹を代表として挙げることができる。和田は、『歴史学研究』にも論文を寄稿したことがあり、上記の「基金」では事務局長にも就任した。

和田は、この「基金」を画期的な活動ととらえ、積極的に行動を開始し、作成文書のほとんどに関与したと語っている³¹⁴。「基金」の事業内容は、次の通りである。

元従軍慰安婦の方々のため国民、政府協力のもとに次のことを行う。

- 一、元従軍慰安婦の方々への国民的な償いを行うための資金を民間から基金が募金する。
- 二、元従軍慰安婦の方々に対する医療、福祉などお役に立つような事業を行うものに対し、政府の資金等により基金が支給する。
- 三、この事業を実施する折、政府は元従軍慰安婦の方々に、国としての率直な反省とお詫びを表明する。
- 四、また、政府は、過去の従軍慰安婦の歴史資料を整えて、歴史の教訓とする³¹⁵。

このことから分かるように、「基金」の活動とは、償い金に関しては、日本国内の

民間から集めることを理念としている。これは、先に説明した日韓政府間で交わされた、法的な請求権は「完全且つ最終的に」解決されたという認識を反映していると考えられる。ただし、こうした事業は民間が自力で行うことは不可能であるため、日本政府はその事業の「協力」を行うという形式が取られている。

その協力を行うにあたっては、日本政府は「従軍慰安婦」問題の反省とお詫びを表明しなければならないことを、半ば義務付けているのである。

1995年6月14日には、日本政府は韓国、台湾、インドネシア、フィリピン、オランダを対象にすることを公式発表し、1996年7月に上記の事業内容が発表された。特に総理からの「お詫びの手紙」については、元慰安婦とされている被害者は、個人的には日本政府からお詫びをしてもらってないと感じている反応もあるという韓国政府からの通達にも影響されたという³¹⁶。

そこで、お詫びを表明するにあたっては総理による手紙という形をとることになった。こうした決定を、日本政府から韓国側に説明するために、韓国政府を通じてふたつの関連団体に申し入れたが、受け入れることはできないとの見解が両団体から示された。

しかし、既にフィリピンにおいて事業が開始されたこともあり、「基金」は韓国政府から認定を受けた被害者に対して事業を実施するとの方針のもと、「基金」運営審議会委員からなる対話団体が韓国を訪問し、10数名の被害者に会い、事業の説明を行った。

そして、元慰安婦7名が「基金」の努力を認め、事業の受け入れを表明した。しかし、「基金」からの「償い金」をもらったこれらの元慰安婦たちは、他の慰安婦団体から大きな非難を受けることとなり、「基金」の事業活動が滞ることになる。その点は次節にて詳述する。

事業転換が実現出来なかった「基金」は、1999年7月に事業を停止することになり、停止状態が2002年2月まで続いた。しかし、同月20日に「基金」は事業の停止状態をいったん解き、韓国内での事業申請受付期限を同年5月1日にすることを決定した。

しかし、2002年4月に行われた日韓の事務方のやりとりでは、「基金」の「償い金」支給、医療・福祉事業について反対の態度を韓国政府が示したため、2003年5月1日に韓国における全ての「基金」事業申請受付が終了し、1997年1月から始まった韓国での事業が収束することになる。

「基金」の活動総括としては、最終的に寄付金は約6億円集まり、日本政府は、インドネシアでの事業をもって事業全体が終了する2007年3月末までに拠出金・補助金あ

わせ約 48 億円を支出したとされている。

韓国における事業では、事業終了までに、元慰安婦合計 61 名に対して「償い金」200 万円を支給し、政府拠出金を原資とする医療・福祉支援事業 300 万円を実施（一人当たり計 500 万円）した。これらを受け取ったすべての元慰安婦に対し、当時の総理の署名入りの「お詫びの手紙」も渡された。その数は、橋本政権下で 27 件、小渕政権下で 24 件、森政権下で 1 件、小泉政権下で 9 件とされている³¹⁷。

しかし、このうち 1 人の元慰安婦から、送金したはずの「償い金」が届いていないという訴えがあったという。和田は、この件については長く調査を行ったが、「基金」解散までに明確な結論を出して、解決することができなかったことを回想している³¹⁸。

また、一部の元慰安婦は、手術を受けるためにお金が必要だということで、「基金」を受け入れることを決めたが、当初は「基金」の関係者に会うことも嫌だという態度を取っていたケースもあった。

しかし、「基金」代表が総理の手紙、理事長の手紙を朗読すると、声をあげて泣き出し、「基金」代表と抱き合っ泣き続けたという。大局的に見れば、日本政府と国民のお詫びと償いの気持ちを受け止めていたとの報告もなされており、韓国国内状況とは裏腹に、元慰安婦からの評価を得たと報告がなされている³¹⁹。

フィリピン、インドネシア、オランダでは、相手国政府や関連団体からの理解や肯定的な評価の下で実施できたという。「基金」事業を受け取った元慰安婦からは、日本政府から、私たちが生きているうちに、このような総理の謝罪やお金が出るとは思いませんでした、日本のみなさんの気持ちであることもよく分かりました、大変有り難うございます、とするお礼の言葉が寄せられたとの報告も存在する。

以上のように、歴史認識問題の代名詞でもある「南京事件」や「従軍慰安婦」問題に対して、「戦後歴史学」も少なからぬ貢献、あるいは、解決に向けての試みを積極的に行っていたことは、紛れもない事実であろう。

しかし、ではなぜ、こうした歴史認識問題は解決されず、日本国内においても未だに論争が続いているのであろうか。その要因は種々存在することが考えられるが、大きな障壁は、「証言」の取り扱い方と研究者の研究に対する姿勢に問題があるように思われる。次節では、この問題点について考察を行いたい。

第三節 なぜ対立が深刻化するか

「戦後歴史学」の人々が、「証言」を歴史学でどのようにして取り扱うべきかを考えた軌跡は、前章にて触れたが、ここで問題となってくるのは、どの証言を選択するか、その選択の正当性の問題である。

特に、「南京事件」や「従軍慰安婦」問題では、自説を証明するうえで、都合の良い証言と都合の悪い証言が必ず出てくる。「戦後歴史学」の本来の理念である実証主義、科学的歴史学では、恣意的な史料の選択は戒められていた。仮に、そこまでは言わなくとも、史料に基づいて研究を行うべきという認識は存在していた。第三章第二節でも紹介した、「史料の取扱い、史実の選択、史実の評価がきびしく方向づけられれば、太平洋戦争の肯定も学問上において差し支えない」と主張した、『歴史を学ぶ人々のために』における遠山茂樹の「歴史学と歴史教育」がその良い例であろう。

しかし、この頃になると、そのような「戦後歴史学」の理念は変質していたと見るべきである。最初に、「南京事件」を挙げて説明を行いたい。

まずは、証言を用いる研究者側の姿勢の問題点である。極端な事例になるが、洞富雄が編纂し、出版した『南京大虐殺の研究』（晩聲社、1992年）を挙げる。「肯定派」の研究者たちは持論を展開すると同時に、元兵士たちの証言集である『南京戦史』の学術的不備を指摘している点が、本書の特徴であろう。『南京戦史』は、南京大虐殺に反論することを目的とした意図的な著作である³²⁰という前置きをわざわざ行っている箇所がある点を見ても、そのことが窺える。

中には、虐殺や強姦、放火を告発する元日本兵の証言は本物であり、「放火は逃げる中国軍がやった」という類のものは偽証である³²¹という根拠のない批判もなされている。証言を採用するにあたって、十分な検証を要するという主張が、1980年代後半の『歴史学研究』の諸論文の中で指摘されたことは既に説明を行ったが、上でなされている考察は、学術的な検証とは言えない。単に己の学説に都合の良い証言だけを採用し、そうでない証言は、「偽証」であると決めつけているのである。

「偽証」という問題では、次の点も、「南京事件」が大きく議論される過程で明らかにされた。特に問題となったのは、虐殺など行っていないにも関わらず、「虐殺をした」と証言する元兵士が多かったという点である。

その例として、元日本兵である、曾根一夫を挙げることができる。曾根は南京戦に参

加した経験を書籍にし、そこで彼が見聞した、あるいは自身が犯したという虐殺や犯罪行為を数々記した。『私記 南京虐殺』（彩流社、1984年）、『続私記 南京虐殺』（彩流社、1984年）、『南京虐殺と戦争』（泰流社、1988年）がそれに該当する。

曾根の著書は、藤原彰や吉田裕など多数の「肯定派」に引用された。しかし、曾根の記述に違和感を覚えた中間派の板倉由明は、曾根の私記を検証した。

その結果、曾根は著書において前線の歩兵部隊に所属していたと述べているが、板倉が調べたところ、曾根は当時後方部隊の砲兵であったことが判明する。さらに、南京における虐殺の描写は本来曾根が所属していた部隊が進んだ方向とは真逆の所で起きたとされており、信憑性がない³²²。

また、戦場でつけていたとされる日記が、当時のものならば旧カナ遣いになっているはずだが、全て南京戦から10年後に普及した現代カナ遣いで記載されている。さらに、当時の曾根が所属していた砲兵部隊の実際の作戦行動と戦況が著しく異なっていることも挙げられた³²³。

以上の点を、1988年に板倉由明は指摘した。これに対する曾根の反論は皆無であり、「肯定派」の研究者からも有効な反論はされなかった。

さらに、中山重夫や舟橋照吉の偽証を板倉は発見していく。中山は雨花台という南京城から南に位置する戦場で大虐殺を見たと言明したが、所属していた戦車第1大隊は中山門正面（南京城から東の方角）で戦闘中であり、場所的にも時間的にも目撃不可能な虐殺であったことが判明した。

舟橋は南京における虐殺を記した日記を、『石原発言』を許さない京都集会実行委員会が発行した小冊子『歴史を偽造するのは誰か？』（1991年）に証言として用いられた。しかし、内容に疑問を持った板倉や同じく元兵士の妻形茂一が何度も確認を行った。その結果、舟橋は妻形に電話で所属部隊の告白と日記は偽造したものであることを認めたといい、この他にも、田所耕三、富永博道、上羽武一郎などが偽証を行ったことが明らかにされている。

このような現象が起こった理由を、自ら偽証を発見した板倉は次のように推測した。「一つの大きな原因は、『南京大虐殺』など日本人の過去の罪悪を証明するものなら、何でも大喜びで、身元の詮索や写真の検討など一切不問にして、ただただ『良心の告白』『英雄的な行為』と賞賛して講演に呼び、映画やビデオにとり、手記を出版させるなどスター気取りにさせてしまう勢力がマスコミを含めて強力だからである。そこでこの傾

向に媚びて、彼らの喜びそうな『体験談』を創作して、戦友の名誉を売り渡しても人気者になりたい、いくばくかの小遣いも稼げる、という倒錯した人間が現れるのであろう」³²⁴と。

同じく秦郁彦も、「南京事件」のような日本軍が過去に犯した罪を告白する旧軍人を新聞や市民団体が一種の英雄として称え、講演に引っ張り出して全国を回るという機運があったと指摘している。実際、中山重夫は1983年8月5日の『朝日新聞』でも紹介されており、全国各地で百回以上講演し、都内の高校には講師として招かれたという。

もうひとつは、いわゆる「東裁判」が挙げられる。1987年に元南京戦従軍兵士である東史郎の手記が赤旗新聞に掲載され、自著『わが南京プラトーン』や、下里正樹『隠された連隊史』（平和のための京都の戦争展実行委員会、1987年）、『南京事件・京都師団関係資料集』（青木書店、1989年）に収録される。

最初は匿名にしていた上官の実名（橋本光治）を公表した事により、1993年4月に橋本が事実無根として東京地裁に提訴した。1996年の判決で、南京事件そのものの存在は否定できないが、東の記述の内容には矛盾が多く、立証されないとして、橋本が勝訴した。東は控訴したが、2000年に最高裁が上告を棄却した事により東の敗訴が確定する。

東は、第四章第二節でも紹介したように、笠原をはじめとして、「肯定派」の人々の「南京における日本軍の大虐殺はあった」とする論をいわば「補強する」重要な証人であった。その曾根や東らの証言の一部に整合性の問題が指摘されると、「肯定派」の人々は、徐々に証人を元日本兵から中国人犠牲者へと移行していくことになる。

今ひとつは、研究者たちの研究姿勢である。この点を論じるにあたって、まずは、藤岡信勝の『近現代史教育の改革』に記されている事例から見ていきたい。それによると、藤岡は当時話題となっていた「南京事件」の討論会を主催して、著名な研究者にパネルをつとめてもらおうと考えていた。そのとき、「肯定派」である笠原十九司に出演を依頼した。藤岡の説明では、当初、笠原は了承したという。

しかしその後、都合が合わなくなったという事で、出演を見送らざるを得なかった。その後、再び笠原に討論の出席を要請した藤岡は、同じく「肯定派」である藤原彰と2人で出してもらい、「否定派」2人と2対2のパネルを提案したが、笠原は結局辞退することになる。

その理由が「南京事件」の「否定派」の見解は「学問的に既に破綻」しており、論争

は「決着がついている」から出席しないという趣旨であったという³²⁵。しかし、その具体的な内容は、藤岡の書籍には書かれていない。この点を鑑みると、笠原は、特に具体的な事例を挙げずに、『否定派』の見解は『学問的に破綻』、論争は「決着がついている」とだけ返信した可能性が出てくる。

約10年後の笠原の論文、「南京事件70年の日本と世界」(『歴史学研究』第835号、2007年12月)には次のように書かれている。

1990年代半ばには、南京大虐殺が「あったか」「なかったか」レベルの「論争」は学問的に「結着」がついたことを述べた。1980年代後半から90年代前半にかけて南京事件調査研究会(1984年結成)のメンバーを中心に、南京事件に関する国内外の史料と証言の発掘と収集は飛躍的に進展し、9冊の資料集が編集・翻訳されて出版され、南京事件の原因、経緯、結果とその歴史的意味など、事件の全体像を記述した歴史書も相次いで発行された。そうした歴史学的な南京事件研究の成果をまとめて叙述されたのが藤原彰『南京の日本軍』(大月書店、1997年)と拙著『南京事件』(岩波書店〔新書〕、1997年)であり、「論争」の「結着」を証明するものになっている。この2つの歴史書に記述された南京事件の史実と歴史像はおそらく学問的には否定されることはないであろう。

したがって、1990年代後半以降は「論争」といえる内容ではなく、否定論者たちはすでに史実として明らかになったことを「なかった」かのように歪曲するのであるから、否定論が誤っていることは、最初から結論が出ている。批判といっても、「有ったことを無かったという」デマゴグのような否定論者のトリックを解説するだけなので、学問的には非生産的な作業である。(中略)現在、否定派の本は目に余るほどの分量で出版されているが、歪曲・トリックのパターンは、南京事件調査研究会編『南京大虐殺否定論13のウソ』(柏書房、1999年)にほぼ整理されている。³²⁶

この内容も、藤岡が説明を行った文章と類似する。確かに、「南京事件」に関する議論は、本論文でも述べたように、1960年代から遅くとも始まっており、それを他者に分かりやすく手短かに説明することは困難である。

従って、笠原もそのような考えで、具体的な事例を提示せずに、「否定派」の論理は

「破綻」し、「論争は決着がついている」とのみ言及した可能性も考えられる。

しかし、ここで新たな疑問点も出現してくる。それは、笠原が「否定派」の「歪曲・トリック」を見破るために『南京大虐殺否定論 13 のウソ』を推薦した点である。引用文にも記載されているが、同書が刊行された時期は 1999 年である。

一方で、同じく『南京大虐殺否定論 13 のウソ』に反論する研究書は、これ以後の時期にもいくつか刊行されている。その代表的な著作が、本章第一節でも紹介した、富澤繁信の『南京事件の核心』と『「南京事件」発展史』である。両書籍は、それぞれ 2003 年、2007 年に出版されており、埋葬数の資料の考察など、『南京大虐殺否定論 13 のウソ』でも言及された事柄が扱われている。

また、「否定派」の東中野修道らが組織していた、日本「南京」学界の存在も、笠原の文章からは確認することができない。日本「南京」学会とは、「南京事件」の究明を目的とした学術団体であり、「否定派」の研究者が多かったとされているが、2000 年から 2008 年まで精力的に活動を行った。

『南京「事件」研究の最前線』（展転社）という連番書籍を計 6 冊刊行することになり、2012 年に解散した。その中でも、新しく発掘した資料や、注目されなかった証言（日本兵）を多く活用している。

引用した笠原の論文が掲載された時期が 2007 年 12 月であることを考慮すると、先に挙げた「否定派」の人々の最新の議論を紹介することくらいは可能であったはずである。しかし、笠原はそのことには触れず、「否定派」の人々から見れば「古い」自分たちの研究書を「南京事件」の論争を「終わらせた」決定書のように扱っている。

これでは、具体的な言及がなされない限り、「南京事件」の論争が「終わった」という笠原の主張は説得力を持ちにくい。2012 年に、『南京大虐殺否定論 13 のウソ』が新装版として出版されたが、「はじめに」の文章も掲載された論文も全て、加執・修正も施されていないままになっている。つまり、1999 年の内容と全く同一であった。

注目すべきは、最後に附されている「南京事件研究会の研究成果および会員個人の主な事件関係著作一覧」の年表が、1999 年版と同じ内容であり、2000 年以降の書籍が紹介されていないということである。

笠原や本多などは、2000 年以降にも関連書籍は出してはいるが、それも、新装版『南京大虐殺否定論 13 のウソ』には記載されていない。新装版とはいえ、「否定派」などの新しい議論の紹介やそれに呼応した自分たちの論理展開を一切行わないという行為は、

研究者の研究姿勢として正しいのであろうか。2007年の『歴史学研究』に掲載された笠原の論文や、新装された南京事件調査研究会の著作を見ると、やや一方的な主張であるように思える。

勿論、こうした研究者としての研究姿勢を疑わせる行為は、「肯定派」だけでなく、「否定派」にも見られる事柄である。有名な例としては、田中正明の『松井石根大将の陣中日記』（芙蓉書房出版、1985年）改ざん事件を挙げることができる。

この出来事は、中央公論社の横山恵一たちが発見し、それを板倉由明立会いの下で検証し、発覚したという事件である。

発覚した改竄箇所は、「南京事件」を否定する方向で900ヵ所以上の削除、加筆、誤記、文章の移動がされていたという。板倉は「誤読、脱落はありえても、もとの日記に書いてないことを付け加え、それに注釈までしているのではどうしようもない」と批判した。田中は、執筆当時体調を崩しており、決して事件は虚構だという自分の主張に合わせて加筆や削除をしたわけではないと弁明している³²⁷。

田中は「体調不良」としているが、これも明らかな史料の恣意的選択であり、改ざんともなると、研究者の資格を問われる重大な過失である。しかし、田中はその後も「南京事件」を否定する書籍を出版している。こうした行為が許される学界の状況を創り出した過去を、全ての研究者が認識しておく必要があるだろう。

最後に、証言の問題に戻りたい。2002年に松岡環が編集し出版した『南京戦 閉ざされた記憶を尋ねて—元兵士102人の証言』（社会評論社）で現れた問題点を指摘しておきたい。本書は、当時南京戦に参加した元兵士の人々に聞き取り調査を行い、南京の虐殺に迫った作品であり、その中には多くの残虐行為が描かれ、「南京事件」を証明する貴重な書籍と注目を浴びた。

しかし、後日改めて検証をしてみると不可解な点が多数発見された。代表的なものを挙げれば、証言した元兵士の生年月日と照らし合わせると、南京戦に参加したとされる年齢が小学生くらいだったこと。その部隊が行動したとされる範囲や日時が全く違っていたなどの点がある。

2004年に東中野修道がその本に紹介されていた人物を探し当てた。岡崎茂という元兵士に再度聞き取り調査を行ったところ、岡崎の証言と本の内容が食い違っていることが判明した。簡潔に説明すると、岡崎は中国兵が3台ほどのトラックに乗せられたところを見たという証言だけをしたようなのだが、それが松岡の書籍では「(その後) 下関

まで連れて行って四列に並べて殺した」という、本人が証言していない内容が付け加えられていた。しかも岡崎によると、自身が証言した内容が書籍として出版されること自体知らなかったし、知らされもしなかったと述べ、書かれていた内容に驚いていたそうである³²⁸。

上で挙げた岡崎の事例以外にも、電撃的に訪問・聞き取り調査をされ、その1回で終わってしまったという学術的方法としても不十分な点が指摘された。無論、松岡の書籍には、実際に体験したことをありのままに述べて真実を告白した元兵士もいるだろう。

しかし、上で述べてきたように方法的にも大きな問題が指摘されている他に、証言者の名前がすべて仮名で載せられている以上、この本の資料的価値はほとんどないと言ってよい。事実、これらの問題が明るみに出て以降、松岡の本書籍は「肯定派」の研究者でも参考にされていない。しかし中国ではこの書籍の訳本が出版され、南京大虐殺が存在したことの有効な資料として扱われている。

このようなことが起こる根本的な原因は、単純な学術作業の未熟さというよりも、自説の正しさを証明したいという欲求によって引き起こされるということである。

「南京事件」の難しさは、自説の正当性を証明しようと思えば、それらしい資料を多数集めることが出来るという点にある。松岡とは対極に位置する阿羅健一は『聞き書き南京事件』（図書出版社、1987年）で66人におよぶ元兵士などから証言をとっており、ほぼ全員が事件を否定する発言をしている。

これは、決して阿羅が恣意的に証言を改竄したわけではない。本節の冒頭でも指摘したが、こうした国際的に注目される歴史認識問題の事柄では、証言においては、自説に都合の良いものと都合の悪いものが必ず存在する。これは、翻って考えると、先入観に沿う方向で取材や資料の発掘を行えば、自分が望む結果を手に入れることが可能なのである。

その例証として、2000年代に入ると、「否定派」には「お抱え証人」が定着し（市川治平など）、「南京における日本軍の虐殺はなかったという」証言を採用して、自説を補強していくのである。

「肯定派」も以前は曾根一夫などの証人を引き出していたが、前述のように板倉が偽証を指摘したので、次第に減っていく。その代わりに、被害者となった中国人の話や外国人資料を駆使するようになった。

こうして見ると、「中間派」の主張が正しいように見えてくるが、その研究者である板倉由明も、本多が指摘したように、地図での間違いを犯している過去を持っている。

間違いを犯さない研究者は、恐らく存在しないであろう。しかし、その間違いが、感情的な要素を持った、「自説の正しさを証明・補強したい」という欲求によって生じ、学術的姿勢の正当性が問われやすい状況に陥っていることが問題なのである。

その点を引き起こさせている大きな要因こそが、証言の取り扱い方の問題なのである。この点は、次に説明を行う「従軍慰安婦」問題でも同様であるし、こちらの方が、より深刻な問題になりつつあると言ってよいであろう。

「従軍慰安婦」問題で最初に大きく議論された事柄は、吉田清治の『私の戦争犯罪 - 朝鮮人強制連行』の真偽と1992年1月11日に、『朝日新聞』が報じた「慰安所、軍関与示す資料」が、実は日本軍が朝鮮人女性を保護していた内容を示す資料であったという点である。

吉田の書籍に関しては、秦郁彦が精力的に検証を行っている。秦は、実際に吉田が朝鮮人女性を拉致したという濟州島まで赴き、現地の人々に調査を行った。すると、既に吉田の証言は信憑性がないことを、地元の新聞紙が調べて記事に出していたのである。

このことをきっかけに、秦は吉田の経歴や友人の所在なども調べ、全体的な検証を行った。その結果、吉田が語った内容のもので正確な情報は生年ぐらいで、名前すらも実名とペンネームが何通りも入り乱れていることが判明した。

その後、秦は吉田との電話で、『私の戦争犯罪 - 朝鮮人強制連行』には創作を入れていることを告白したという。理由としては、養子一家や元慰安婦の周辺に配慮して体験の一部を変えたというものだったが、吉田は秦に「濟州島の慰安婦狩りの情景は、実際には全羅南道のできごとだった」と話したという。

そこで秦は、「では全羅南道の話はすべて真実か」と聞くと、「いや、全羅南道の被害者に迷惑がかかるといけないので、他の場所での話が混ざってある」とここでも空想の内容であったことを話した。これを聞いて秦は、「それ以上問いただす気力を失った」と述べている³²⁹。

しかし、この問答を経て、秦は「事実上彼の証言がほとんど虚構であることを自認したものと見てよいのではなかろうか」と考えた。その直後に、『週刊新潮』が試みたインタビューで、吉田は次のように答えた。

秦さんらは私の書いた本をあれこれ言いますがね。まあ本に真実を書いても何の利益もない……事実を隠し、自分の主張を混ぜて書くなんていうのは、新聞だってやることじゃありませんか。チグハグな部分があってもしょうがない。³³⁰

これを見て、秦は1998年9月2日、古田への電話で「『吉田の著書は小説だった』という声明を出したらどうか」と勧めたが、「人権屋に利用された私が悪かった」とは述べたものの、「私にもプライドはあるし、85歳にもなって今さら……このままにしておきましょう」との返事が返ってきたという³³¹。

しかし、こうした秦たちの検証は研究者の間ではあまり受け入れられず、吉田の「証言」は広く引用されることになる。これにいち早く注目し、全面的に借用したのは、教科書訴訟でも紹介した家永三郎であったと言われている³³²。また、既に本論文でも紹介しているが、『歴史を学ぶ人々のために 第3集』の執筆者のひとりである早川紀代も、吉田の書籍を引用して、日本の戦争犯罪を説明している³³³。

また、日本の新聞紙である『朝日新聞』も、継続して吉田の証言内容やインタビュー記事を掲載した。西岡力は、この『朝日新聞』の検証を経なかった記事が、その後の「従軍慰安婦」問題をより困難なものにしたことを指摘している。

その代表的な記事が、先にも挙げた1992年1月11日の記事である。この時、『朝日新聞』は、「従軍慰安婦」の説明文で「主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した。その人数は8万とも20万ともいわれる」と紹介している。

ここで言われている「(女子) 挺身隊」とは、工場などで働く女性労働員のことを指す語句である。従って、慰安婦とは直接関係がないのであるが、吉田の書籍以来、日本人の研究者でも混同することがケースも出始めており、それが、上記のように報道したことにより、「挺身隊」＝「慰安婦」＝「強制連行」という誤ったイメージが定着する原因になったと西岡は指摘する³³⁴。

このことにより、後に、本当の意味で使用された「挺身隊」の説明で、12歳の少女も動員されたという資料が見つかったため、「12歳の少女も無理やり慰安婦にさせられた」という誤解を韓国に与えることになる。

韓国で元慰安婦を支援する団体に韓国挺身隊問題対策協議会（以降、挺隊協）という大きな組織が存在するが、これも、「挺身隊」＝「慰安婦」という誤解から生じた団体である。

また、同じく『朝日新聞』が発見した資料は、実際に読んでみると、日本国内で慰安婦を斡旋する業者が人さらい紛いのことを行っているので、「軍の威信」に関わるので、これらの業者の選定を厳しくせよという、いわば業者を取り締まる内容のものであった。

こうした、検証を行わない突発的記事を西岡は批判するが、それにも増して批判する出来事が、西岡には存在していた。それは、日本で初めて「元慰安婦」として紹介された金学順の『朝日新聞』の報道である。

1991年8月11日、『朝日新聞』は「元朝鮮人従軍慰安婦 戦後半世紀重い口開く」という大見出しをつけた。この記事では、金はまだ匿名だったが、記事の紹介自体は、韓国の新聞よりも早く、世界的なスクープだった。この記事を書いた記者は、韓国の遺族会幹部を義理の母とする植村隆だった。名乗り出たところの関係者が義母だったので、義理の母親が義理の息子に便宜をはかったのだろうと西岡は推測している。

当時の記事には、「日中戦争や第二次大戦の際、『女子挺身隊』の名で戦場に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』のうち、1人がソウル市内に生存していることがわかり、韓国挺身隊問題対策協議会が聞き取りを始めた」³³⁵という内容であった。

この記事の内容を見ると、金学順という元慰安婦は、吉田清治の証言のように、強制連行の被害者であったということが読み取れる。しかし、金は、この報道以前に、日本の裁判所に訴訟を起こしているのであるが、そこでは、慰安婦になった理由は、強制連行ではなく、親によってキーセン（当時の妓生）に売られたからだとしていた。

ここから西岡は、なぜ植村は、金を日本軍に強制的に戦場に連れてこられたように説明したのか疑問を抱く。もし、金が名乗り出た当初、キーセンに身売りしていたという事実を隠していたならば、植村の記事は誤報ということで落ち着いたはずであるが、西岡は、そうではなかったと考える。

その理由は、植村記事から数日経過した8月14日、金は韓国の新聞記者を前に記者会見しているが、そこでは、当初の訴状にも記載したように「キーセンに売られた」と発言していたからだという。

その記事（『ハンギョレ新聞』）には、「生活が苦しくなった母親によって14歳のときに平壤にあるキーセンの検番に売られていった。3年間の検番生活を終えた金さんが初めての就職だと思って、検番の義父に連れられていった所が、華北の日本軍300名余りがいる部隊だった。私は40円で売られて、キーセンの修業を何年かして、その後、

日本の軍隊のあるところに行きました」³³⁶と記されていたという。

西岡は、このことから、金は訴状と同じことを当初から言っていたと考え、首尾一貫して、全部キーセンに売られたと答えていることを確認する。

その上で、『朝日新聞』1991年12月25日において、植村が金から詳しい話を聞いたとして、「日本政府を相手に提訴した元従軍慰安婦・金学順さん 返らぬ青春恨の半生」と題する大きな記事を俎上に乗せる。

そこでも植村は証言テープを再現するとして、『『そこへ行けば金もうけができる』。こんな話を、地区の仕事をしている人に言われました。仕事の中身はいいませんでした。近くの友人と二人、誘いに乗りました。17歳の春（1939年）でした」³³⁷という金さんの言葉を書いている。ここにも、キーセン身売りが書かれていない。

このことから、西岡は、植村は最初の8月の記事だけでなく、12月の記事でも、金学順の履歴のうち、事柄の本質に係するキーセンに売られたという事実を意図的にカットしていたのではないかと考えた。

西岡の調べによると、植村は当時、朝日新聞大阪本社社会部所属で、語学留学で韓国に來訪し、その女性と親しくなり結婚したという。つまり、韓国語を十分に理解できるはずなので、翻訳の間違いという可能性は否定される。

また、キーセンの身売りは、訴状にも載せているので、植村が同行した高木弁護士らの聞き取りでも、その事実は語られたはずだと推測し、植村がキーセンへの身売りを知らなかったなどあり得ないと西岡は断定する。

従って、植村は、分かっているながら都合の悪い部分を意図的に書かなかったとしか言いようがないと言及する。その理由を、西岡は、記事に書くと、権力による強制連行という『朝日新聞』などが報道の前提にしていた虚構が崩れてしまうことを恐れたからではないかと考えた³³⁸。

秦や西岡らが指摘した点は、2014年8月の『朝日新聞』記事によって回答を受けることになる。まず、過去に掲載した吉田の証言内容を取り消すという判断を、『朝日新聞』は下した。しかし、植村の記事に関しては、ほとんど説明はなされず、現在も、その真相は判明していない。

加えて、秦や西岡は1993年の「河野談話」にも「従軍慰安婦」問題の解決を困難にさせ、日韓関係を損ねさせた原因を見出す節が窺える。本章第二節でも紹介したように、発表前の談話の内容では、慰安所設置や慰安婦の募集に関しては、軍当局の「要請」に

よるものだった、との表現で決着していた。

ところが、談話発表において、突如「官憲等」を主語とした「強制連行」の認定を加えたのである。これは、当時の河野官房長官独自の判断とされている。これによって、慰安婦の強制連行を証明する資料もなく、元慰安婦の人々の証言の検証も行われぬまま、河野談話だけが「日本軍や官憲などの権力による慰安婦の強制連行」を認める形になった。

この点においては、吉見義明も和田春樹も、少なくとも客観資料が見つかっていないため、強制連行は明らかになってないことを述べている。このことから、河野談話に不信を抱いた西岡は、政府関係者と会い、日本政府が発見した文書の中に、「官憲等が直接加担した」ことを証明する資料は何かと聞いたら、「証言集と証言だ」と言われたという³³⁹。

まず、後者の証言であるが、これは本章第一節で触れた、16人の元慰安婦とされる女性への聞き取り調査のことである。証言者の人選は、日本政府が行ったものではなく、日本政府を相手取って「謝罪と賠償」を要求する訴訟を起こしている原告団体である「太平洋戦争犠牲者遺族会（以降、遺族会）」（植村記者の継母が幹部の組織）が選んだ女性たちであった。

当時、聞き取りを担当した外政審議室官は、証言は「自然体で受け止める」と言って、裏付け調査を行わなかったことは、前述した通りである。

もうひとつの証言集とは、韓国の運動団体が編纂した証言集のことであり、韓国語の原本は『証言集Ⅰ 強制で連れていかれた朝鮮人軍慰安婦たち』（以降、『証言集』）となっており、日本語の訳本も出版されている。

まず、韓国政府に元慰安婦だったとして届け出をした人が155人とされていたが、そのうち生存者74人が確認された。それとは別に、挺身協に登録している人が1992年12月末で110人、そのうち55人の生存が確認された。

西岡は、このふたつは重複していると考えており、韓国政府に登録している74人の生存者のうちの55人が挺身協に登録しているのだろうと推測している。

挺身協の55人の中で連絡可能な者が、『証言集』によると40人あまりで、それらの女性全員を対象として、ソウル大学教授である安秉直が陣頭指揮をとり、挺身隊研究会というプロジェクトが結成され、本格的な聞き取り調査が行われた。それが『証言集』としてまとめられたという。

その結果は、半分以上の人たちが言っていることが前後で矛盾する、または言っていることがどうしても時代背景と合わないというものになった。

最終的に検証に耐えうる証言者は19人となり、この中で、権力による強制連行にあたるのは4人しか存在しなかったという。さらに、西岡は、そのうち尹頭理は韓国の釜山、姜徳景は日本の富山の慰安所に連れて行かれたという話になっているが、そんなところに軍の慰安所は存在していなかったと指摘している³⁴⁰。

残る2人のうち1人は先に紹介した金学順で、もう1人は文玉珠であった。この『証言集』では、2人とも強制連行されたと証言しているが、金は先の説明の如く、日本政府を相手取った裁判の訴状では、キーセンとして「人身売買」されたと書いている。つまり、過去に証言と内容が異なっているのである。

文玉珠も金と同じ裁判の原告人の一人であり、高木弁護士が作成した訴状では、朝鮮人に騙されてビルマの慰安所に連れていかれたとされている。しかし、『証言集』では、ビルマの慰安所に行く数年前に、日本の憲兵に捕まり、強制的に満州の慰安所に連れて行かれたと語っている。これは、金のケースと同じであることが分かる。西岡は、訴状作成にあたり、憲兵による連行を話さなかった合理的理由がわからない以上、金や文の『証言集』における証言は信じがたいとしている³⁴¹。

また、西岡は、文については、フリーライターの森川万智子が2年数か月をかけて聞き取りをし、文献や現地での裏づけ調査をできる限り行って出版した『文玉珠 ビルマ戦線楯師団の「慰安婦」だった私』（梨の木舎、1996年）を紹介している。それによると、文も金と同じく、貧困のためにキーセンになったことを記しているという。

さらに、1992年3月に文が訪日した時には、軍事郵便貯金の払い戻し請求を行う目的であったことを、当時の新聞が報道していることにも西岡は注目する。文が当時において稼いだ金額は2万6千円であり、その頃は、5千円あれば東京で家一軒買えたことから、彼女の貯金は家5軒分という計算になる。この点を見て、西岡は、これのどこが「性奴隷」なのかと疑問を附している。

『証言集』の内容に関しては、常識的に考えて、訴状の中でわざわざ自分の不利になる虚偽を書くことはあり得ないとして、西岡は、彼女たちが途中で証言を変えた、つまり後から強制連行の部分を付け加えたとしか考えようがないと結論している。

最終的に選考に残った19人の中にも、権力による強制を証明できる者は存在せず、『証言集』でも河野談話の根拠になり得るものではないと、西岡は批判する。また、日

本人が行った聞き取りでは、盧清子、沈美子、ふじ子、呂福実の4人も「軍・官憲による強制連行」と主張していた。しかし、この4人の話は『証言集』に採用されていないことから、安らの調べで重大な矛盾が出てきて不採用になったということであるから、信憑性はないと、西岡は指摘している。

こうした側面から、秦郁彦は、慰安婦問題はさまざまな思惑を秘めた内外の諸勢力が提起した政治問題であることを確信する。それは、流血こそないものの、事実関係は棚にあげて甘言、強圧、だまし、トリックなど何でもありの秘術をつくした政治的かけひきが横行する、学問とは程遠い状況である³⁴²。

金学順が注目され始めた頃から、秦は、戦場における男たちの悲惨な死は当たり前だが、女たちの慰安所生活は重大な人権侵害に当るというフェミニスト的感覚、もうひとつは朝鮮人の女性が異民族である日本人兵士のおもちゃにされたのが許せない、というナショナリスト的感性とが結び付くようになった点を指摘する。

その最たる例が、1996年のクワラスワミ報告と2000年の女性国際戦犯法廷であることを言及する。前者は本章第一節にて少し触れた。後者に関しては、日韓米などのNGO団体によって、市民法廷（模擬法廷）が開かれ、日本の慰安婦問題を「昭和天皇および日本国」による罪であるという「有罪判決」を下した裁判のことである。

まず、クワラスワミ報告に関しては、西岡力の研究書が詳しく考察されているので、そこから引用していきたい。

クワラスワミの報告は、全部で9章となっており、慰安婦の定義が、権力による強制連行の犠牲者だと決めている理由は、日本国内の論争で既に慰安婦強制連行の根拠としての信憑性を完全に失っていた、挺身隊制度による慰安婦募集説と吉田清治の証言であったからだという。

しかし、当時の日本国内の状況であれば、論争の成果を十分活用できたはずだが、実際はそうはならなかったと西岡は指摘する。

クマラスワミは秦郁彦、吉見義明の2人の学者から研究成果を聞いたが、秦が、米陸軍が捕虜とした20人の朝鮮人慰安婦と業者を尋問した記録などでは、慰安婦は日本軍とは雇用関係がなく業者に雇われていたと説明したにもかかわらず、報告書では、「秦博士は『大多数の慰安婦は日本陸軍と契約を交わしており…』と話した」とまったく反対に書かれたという。また、秦は、吉田清治の書籍が検証に耐えうるものではなかったという点も指摘したが、クマラスワミは報告書で吉田証言を事実と扱って議論を展開し

ている³⁴³。

また、クマラスワミは慰安婦問題の事実関係に関して、ジョージ・ヒックスの著書『慰安婦』にほぼ全面的に依存していることも指摘されている。報告書で事実関係を扱っている「第二章 歴史的背景」では 11 の註が付けられているが、そのうちの 10 がヒックスの著書を、残りひとつが吉田清治の著書を典拠として挙げている。

しかし、ヒックスは、吉田証言を事実としてそのまま引用しているが、濟州島における調査結果の存在を確認していない。また、在日朝鮮人著述家の金一勉の書籍からの引用が多数あるが、断定調で書いている様々な事実関係は立証されていない話が大部分で、日本の専門家たちは、金一勉の主張を相手にしていないことに言及し、西岡はその問題点を指摘している。

また、女性国際戦犯法廷に関しては、秦も西岡も、弁護士不在の裁判の意義そのものに疑問を呈している。この法定では、専門家証人として、『歴史学研究』でも名を連ねたことがある山田朗、林博史、吉見義明らの名前があり、「戦後歴史学」の研究者も関わっていたことが窺える。

12月12日の「判決文」朗読などで3人の名前がしばしば引用されたことで明らかにされている。秦は、吉見らが果たした役割は人によって見方が分かれるだろうが、と前置きをしてはいるが、ある種の「歯止め役」を演じた点を評価している。

すなわち、吉見らは「官憲による奴隷狩りのような連行が朝鮮・台湾であったことは、確認されていない」（吉見義明・川田文子『「従軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』、大月書店、1997）という、従来の研究成果の枠を破らなかつたからだとしている。

「判決文」には「（元慰安婦に）カネを払うこともあったが…許されるべきものではない」とされている。この点を見て、秦は、官憲に強制連行されず、賃金をももらっていたら単なる商行為となつてしまい迫力を失うので、断罪対象を昭和天皇の戦争責任へ振り替えるしかなかつたのであろうと考察する³⁴⁴。

ここでも、証言についての問題点が秦によって指摘されている。本法廷に出頭した女性の被害者証人は、会場で配布された公式パンフレットに70人の被害女性たちの略歴が紹介されており、最多は「韓国・北朝鮮」の30人であつたという。

そこでの、慰安婦にされた動機を秦が点検すると、説明のない7人を除くと、主語の抜けた「連行され」が11人、主語の抜けた「だまされて」が8人、「警官にだまされ」が2人、「夫に売られ」が1人で、「日本人にだまされ」は1人いるが、「日本人に連行

され」は1人もいない。「親に売られた」「朝鮮人にだまされ」もないのはいかにも不自然で、彼女たちの申し立てをどこまで信用できるのかという課題を突きつけた形であると言及している³⁴⁵。

これでは日本軍や日本官憲などによる権力の強制性は立証できないことを秦は改めて指摘し、イデオロギーによって行われた裁判であったことを批判する。この、クワラスワミ報告や女性国際戦犯法廷に関する吉見義明ら「強制派」の研究者からの考察は、意外と少ない。

2014年に最新の大掛かりなシンポジウムを開いた『「慰安婦問題」を／から考える』では、合計で10本の論文（その他に「コラム」が4本）が掲載されているが、上記の事柄に触れている論文は、小野沢あかね「芸妓・娼妓・酌婦から見た戦時体制」³⁴⁶と藤永壮「『失われた20年』の『慰安婦』論争」³⁴⁷の2本のみである。しかも、両論とも数行程度の紹介で終わっており、秦や西岡のように踏み込んだ考察は行われていない。

こうした中で、女性国際戦犯法廷において起訴状と判決文についての「解題」を執筆した林博史が、2015年に最新の研究書を出版したが、その中で、クワラスワミ報告と女性国際戦犯法廷に関する考察が行われている。

前者に関しては、クワラスワミ報告書が、吉田の証言を引用していることや、ヒックスの書籍が、間違いが多いという点は問題であることを言及する。しかし、報告書で採用されている吉田の証言は2、3行の付け足し程度で、その部分が削除されても文章の流れには影響はないという見解を示している。また、本報告書は、被害女性たちの生の証言の要約に力を割いているのであり、被害者の声を重視して行われた勧告であると指摘している³⁴⁸。

しかし、後者の指摘に関しては、既に西岡が、上記報告書で採用された証言は北朝鮮が用意したものである点に疑問を抱いている。訪朝したクマラスワミに対して、北朝鮮政府は、「日本は、20万人の朝鮮人女性を軍隊性奴隷として強制的に徴集し、過酷な性的迫害を加え、その後そのほとんどを殺害した」。これは「人道に対する罪」ジェノサイド条約2条の集団殺害にあたりと非難し、それが、報告書にも北朝鮮政府の立場として記述されているという。

西岡は、「日本が20万人の慰安婦のほとんどを殺害した」などまったくのデマだが、それが国連の公的文書に書き込まれており、クマラスワミ報告には北朝鮮の元慰安婦の証言に対する裏付け調査が行われず、そのまま記載されていることを問題として挙げて

いる³⁴⁹。

上記の、2007年における西岡の主張が考察に盛り込まれていないため、ここでも、論争の「すれ違い」が生じてしまっている。同様のことは、女性国際戦犯法廷でも言える。林は、同裁判を、慰安婦制度だけでなく、それを含めた日本軍の性暴力の全体像を描く条件を整えた裁判であったと評価している。

同時に、東京裁判では追求されなかった、慰安婦制度に対する天皇の戦争責任をも裁き、人道に対する罪が適用されなかった限界を本法廷は乗り越えたとしている³⁵⁰。

しかし、秦が既に問題点として挙げていた、「誰によって」慰安婦になったか、その経緯を紹介する文章において、その主語が抜け落ちている点には言及がなされていない。

例えば、林は朝鮮から連れ去られたという河床淑の証言を紹介しているが、そこでも、「朝鮮総督府とその傘下の警察の関与・協力の下で女性人身売買ネットワークが利用された」³⁵¹ことによって中国への渡航が行われたと説明している。これでは、日本軍による「強制的」な連行なのか、朝鮮人業者による甘言で騙されたのか、金学順のように両親によってキーセンに売られたのかも不明である。

林は、河が行き着いた慰安所が日本軍によって管理されていたという検証のみによって、日本軍の「強制的」性を主張しているが、軍の「関与」のみで慰安婦が日本軍全体で強制的に徴収されていたことを証明することが不可能なことを秦や西岡は指摘している。この点は、後述する。

従って、女性国際戦犯法廷においても、論争が噛み合っていない問題が存在しているのである。しかし、両者に共通して言えることは、ここでも、証言の扱い方に対する研究者間の考察や認識の違いが是正されぬままに今日に至っているということである。

さらに、前節で説明した「基金」に関しても、秦は批判の声をあげている。「基金」による「償い金」を率先して受け取った7人の元慰安婦が韓国国内で批判を受けたことは既に述べたが、ここではより詳細に説明していきたい。

韓国国内では、元慰安婦を支援する団体は大きく分けて挺対協と遺族会が存在すると言われている。その7人は、遺族会に所属していたのだが、挺対協側がこれに怒り、バッシングを浴びせた。

挺対協は2度に渡って韓国国民から募金を実施している一方、「基金」からのお金は一括して挺対協が受けとり、全慰安婦に配分する方式を考えていたようである。しかし、一部の慰安婦たちが直接に受けとりたいと反発し、しびれを切らした「基金」が1997

年1月、金田きみ子らの7人だけに見切り発車で振り込んだ。

口座を把握していた韓国政府が、挺対協へ通報したため、7人への批判が始まったが、7人も挺対協は募金を横領していると応戦した。1998年には、韓国政府へ抗議に行く途中に、駆けつけた挺対協側の人々とソウルの街頭でもみ合ったとされている。このとき遺族会側が撒いたビラを秦が紹介している。

- 1、挺対協とナムムの家は、世界各地で集めた基金の使途を明らかにせよ。
- 2、挺対協の尹貞玉代表、ナムムの家を公開捜査せよ。
- 3、ハルモニの血をむさぼる挺対協幹部と側近の汚職を調査せよ。
- 4、死んだあとで記念館や慰霊碑が何の役に立つというのか。
- 5、挺対協はなぜ日本に国家補償を要求するのか。
- 6、152名の慰安婦たちの写真と氏名を公開せよ。

日本軍に強制連行された従軍慰安婦一同³⁵²

この内容から、秦は、少なくとも先の7人の元慰安婦は、韓国政府の「認定」に不信感を持っていることに注目する。その例証として、秦は1995年8月、村山首相、土井たか子衆議院議長も出席した社会党系集会の壇上で、元慰安婦同士が「お前はニセ者だ」と罵り合い、あわや乱闘の情景となって、丁重なお詫び演説をやったばかりの首相を無然とさせた出来事を紹介している³⁵³。

こうした状況に打開を見出すべく、韓国政府は残りの元慰安婦に対しては政府が対応すると「基金」へ申し入れ、女性たちには誓約書と引きかえで支給予定の「償い金」とほぼ同額を支給した。このような展開に「基金」は、日本国民からの寄付金を残しては申し訳ないという意見が通り、元慰安婦たちへ秘密口座を設定して支給を始めた。

しかし、秘密支給を続けているうちに、寄付金総額4億8000万円では足りなくなる事態が発生した。特に、フィリピンを中心に続々とかけこみ申請が殺到する。秦は、申請期限の2001年8月が近づき口コミで話が伝わったからではないかと推測している。

この頃、「基金」の理事長が亡くなったこともあり、活動が休眠状態になっていたが、その間に実権は和田春樹とその一派に握られたと秦は述べる。

秦は、和田らの活動には批判的で、「基金」に巢食う「白アリ」などと表現している³⁵⁴。そもそも、「基金」は4億8000万円の国民寄金を配るために設立されたにも関わらず、

天下りの役人を含む職員の給料から事務所の賃料などに、5年間で20億円以上の税金を支出している奇怪な財団法人へと堕したことを指摘している。

しかも、「償い金」を配る作業においても、手間のかかる認定作業も振込みも、相手国に丸投げ同然で、「基金」は氏名不詳の人数をカウントしているだけだから、これほどでたらめな特殊法人も滅多にあるまいと痛烈な批判を展開する。

2000年に追加募金を開始するに至るのであるが、この時は詳細内容を公開するかと思われたが理事である和田は「内訳はプライバシーでお答えできない」と明言した。その後、大沼保昭理事が「辛いところなのですが、もらった人がわかるといじめられるものですから」と説明した³⁵⁵。

しかし、秦は、真相は秘密口座を通じて二重支給していることを口が裂けても言えなかったから内容を公開できなかったのだと考察している。この点に関しては、和田の著書『慰安婦問題の解決のために』（平凡社新書、2015年）においても、その詳細な内訳は紹介されていない³⁵⁶。

二重支給により申請者が殺到したことにより、「基金」は再募金に踏み切ったのだが、外務省や各省庁の役人、前回の募金に応じた有志者1万数千人に連絡を送ったが、約3億円の不足分に対し、2500万円がやっと集まるぐらいであったという。

結局は、最後まで韓国政府から「償い金」の支給は事実上拒否されたので、それ以上の活動を展開することが出来なかった。しかし、「基金」には最終的に国民から5億円を超える寄付金が集まり、政府事業協力に関連する金額も合わせれば、総額で51億9千万円に達したと和田は紹介している。

しかし、「償い金」や医療福祉支援として活用できた金額は、フィリピン・韓国・台湾・オランダ・インドネシアを含めて16億7千万円であった。残りの35億500万円が「事務経費・償い事業実施・女性尊厳事業実施経費」として消費されたことが明らかになっている³⁵⁷。

本来使われるべき項目の約2倍の金額が「経費」や「事業」によって消費されていることが分かる。では、具体的にはどのような活動であったのか。それは和田からは明示されていない。秦の考察では、基金の人件費や事務経費に毎年3億～4億円、時折開くシンポジウムのお膳立てか、作文コンクールの審査ぐらいでお茶を濁してきた、としている³⁵⁸。秦が「基金」を批判する所以は、このような理由からである。

長くなったが、究極的に、「従軍慰安婦」問題による権力の強制連行の有無を決定す

る事柄は、『証言集』に記載されている金学順と文玉珠の証言やその後の元慰安婦の女性たちの証言を信用するか否かであったことが分かる。

その後、「狭義の強制性」を示す証拠が見つからないことから、「広義の強制性」に論点移ったことは、先に説明した通りである。こうした背景により、西岡は、公文書をいくら探しても、民間の犯罪的慰安婦狩りを取り締まれという日本軍の善意の関与は出てくるが、公的機関が慰安婦強制連行を行ったことはまったく証明されないこと。さらに、自分か強制連行（ここでは「広義の強制性」も含む）に加担したと告白していた吉田清治や、その被害者である元慰安婦の証言にも信憑性がないことを指摘し、「従軍慰安婦」問題とは、当時の貧困が生んだ「女性の身売り」という観点で考察することが妥当であると述べる³⁵⁹。

では、本当に「狭義・広義の強制性」を含めた、日本軍の戦争犯罪を裏付ける証拠がないと言い切れるのであろうか。その点にも、まだ疑問が残る。なぜならば、元慰安婦を支援する人々が、現在に至っても、資料や証言を発掘する努力を行っており、その研究成果も発表されているからである。

こうした様々な立場の研究者らの活動によって、現在における「従軍慰安婦」問題は、次のふたつの点に焦点が当てられていると言える。

1点目は、徴募方法である。慰安婦（特に朝鮮・台湾）の女性たちは、人身売買や誘拐により、国外に連れていかれたことは、吉見や西岡なども共通して認識している。そして、その誘拐犯が内地の民間業者であったことが圧倒的多数なのである。

吉見は、その民間業者は、派遣軍・朝鮮総督府（朝鮮軍）・台湾総督府（台湾軍）のいずれかが選定した業者であり、実際は軍の要請に基づいて徴募を指示したと考える。

その理由は、軍が業者に様々な便宜（移動手段や安全性）を供与していたからである。このことが、真相は、軍そのものが慰安婦を必要としており、業者が女性たちを集める場合に人身売買・誘拐・略取に類することが起こっても、それが黙認していたという結論に結びつくのである³⁶⁰。

しかし、西岡は真逆の考察を行っている。軍が業者に便宜を図った理由は、あくまで民間業者の商業行為の権利を認めていた為であり、その上で、戦場という危険な場所において業者や慰安婦の安全性を確保する責任が軍に発生した。その結果、何らかの形で軍が「関与」せざるを得なかったのであり、決して誘拐という犯罪行為を黙認してまで、慰安婦を集めてはいなかったと考察するのである。

西岡は、軍が慰安婦を要請、あるいは慰安所の設置の指示を出した事例があることは事実と認めている。しかし、そのことが、吉見が主張する、軍が業者を手足として使い、全体として管理・統制していたという説には直結しないと反論するのである。その証拠として、軍が当時の悪徳業者を取り締まり、あるいは、その注意を呼びかける資料があることを提示している³⁶¹。

2015年現在において、当時の日本軍が主体となって、民間業者を操作していたという資料は発見されたという報告は見当たらない。

2点目は、慰安所における慰安婦の生活である。吉見は、そこは逃亡不可能な管理・酷使が行われていた場所であり、公娼制で建て前上認められていた「廃業の自由」「外出の自由」が認められていなかったことを問題にしている。

これらの問題は、慰安婦の証言、元軍人の回想に依拠しており、「外出の不自由」に関しては、各部隊が作成した慰安所規定の多くに「慰安婦」の外出を制限する条項があったことを挙げる³⁶²。

また、「婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約」に対する問題点も指摘されている。吉見は、同条約では公娼になれるには年齢制限が設けられており、21歳未満は公娼になることが禁じられていた。しかし、朝鮮では17歳未満で、未成年も慰安婦にされている事例が発見されており、朝鮮には国際法の規定が適用されていないとして、民族的な差別を行っていたという問題を提起する³⁶³。

西岡の見解は、個別の生活に関しては、本人の証言を基にして論じても、客観的に検証する困難であるという判断であった。個別に見れば悲惨なケースもあれば、軍が慰安婦の生活や体調を守るケースも存在するので、慰安所すべての一括した見解を出すことの難しさを指摘する。

また、「廃業の自由がなかった」という点に関しては、西岡は公娼制度などの原則として、廃業できないことはなかったとしている。しかし、「人身売買」の前提として前借金は存在しており、それを当時の貧困の中でどのようにして返すのかという問題は残っていたと指摘する。

従って、借金があったから途中でやめられなかったということと、廃業の自由がなかったということを吉見らは混同しているのではないかと考えている。その例証として、政府公開資料である戦時中の米軍の調査報告を挙げ、1944年にビルマで捕虜になった20名の慰安婦の話を紹介する。

ここでは、借金を返せば自由に帰国できた、または軍が帰国の手配をしてくれたという慰安婦の証言が出ている。また、廃業させない悪徳業者がいたが、軍が廃業させたという話もあると西岡は説明している。

最後の国際条約に関しては、当時の条約では、植民地に関する適用除外というものが存在しており、その結果、年齢に差が出たと指摘する。すなわち、少なくとも国際違反には当たらず、他の国や他の国の植民地との比較が行われてから言及する事柄であると述べる³⁶⁴。

上記に触れた、ビルマにおける米軍調査報告は、様々な立場の研究者から多用される資料なので、少し説明を行いたい。本調査報告が論争で注目されるようになった時期は諸説あるだろうが、有名な事件としては、1997年の『朝まで生テレビ!』において、漫画家の小林よしのりが、慰安婦の強制連行を否定する（疑義を呈する）かたちで取りあげた時であろう。小林によると、本番組が終了した後、視聴者から小林を支持する声が多く寄せられたという。その大きな要因となったのが、先の米軍調査報告を提示してのことであった。

この点は、西岡も同様のことを指摘しており、小林によって、元慰安婦の証言に疑問を寄せるというタブーを破ってくれた事件であったとしている³⁶⁵。

しかし、後年になると、この調査報告が慰安婦への「広義の強制性」を証明する資料として扱われることにもなる。近年の代表的な例としては、『歴史学研究』第913号(2013年12月)における、西野瑠美子「日本軍『慰安婦』問題をめぐる現状と問題点」を挙げることができる。

西野は、女性たちが集められた時に説明された内容が、「病院にいる負傷兵を見舞い、包帯を巻いてやる」³⁶⁶などの仕事だったことから、騙されて連れてこられたことが明らかであると指摘する。ここで、直接騙した主体は業者であっても、それを移送し慰安所に配分し手配したのは軍であり、これは、軍の刑法違反の黙認を指摘せざるを得ないと主張している。しかし、後半の主張においては、既に紹介した西岡の反論があるため、結論にはまだ考察が必要であろう。

全体として西野の論文を見てみると、やはり「業者が騙して連れてきた」という点を重要視しているようである。ただし、そのあとに報告書に記されている内容である、「ビルマ駐留中の慰安婦は将校とともに運動行事に参加したり、ピクニックや演芸会、食事会などに参加して楽しく過ごした」。あるいは、「慰安婦に結婚を申し込む者も数多くお

り、実際に結婚に至ったケースもある」という調査内容³⁶⁷への考察がなされていないため、これのみを以て、日本軍の犯罪性を立証するには、やや困難な部分も存在する。

また、和田春樹も 2015 年において、上記報告書を日本軍の戦争犯罪の証拠資料として用いているが、論法としては、西野と同様で「就職詐欺」として指摘している³⁶⁸。

西野は、報告書以外の証明として、当時ビルマで発行されていた 1944 年 11 月 30 日の新聞『Roundup』に UP 特派員ウォルター・ランドルが「JAP “COMFORT GIRLS”」と題した記事を掲載していることを挙げている³⁶⁹。

そこには、1942 年の早春、平壤に日本の役人たちがやってきて、募集キャンペーンを始めたこと、その内容は、シンガポールに行き、非戦闘員として日本軍のキャンプを回ったり、接待や病院の手伝いをする仕事だというものだったとある。この点から、西野は明らかな就業詐欺であり、「本人の意志に反した」徴集であったことを強調している。

しかし、該当の新聞記事が、そもそも真実であるかどうかの検証が出来ないという点を考えれば、「新聞に書かれていたから歴史的真相」と判断することは難しい。さらに、交戦中であるアメリカの新聞紙であることも鑑みると、宣伝工作を目的として記事が書かれた可能性も完全に否定することはできない。その点は、「JAP」という日本の蔑称語を用いていることから考慮せねばならないだろう。

最終的に西野は、自身で調べた元慰安婦とされる女性たちの聞き取り調査の結果を基にして、慰安婦の徴募は、拉致連行がほとんどであったことを主張している。そうなる、やはり日本軍の犯罪性を主張する人々の重要な論拠は、元慰安婦女性から聞き出した証言であろう。

この点で、近年においては、論者によって見解が噛み合わない事柄が出現している。西岡は、インドネシアなどでの戦犯裁判の資料、例えば、オランダが日本の BC 級戦犯を裁いた際の資料のなかには、軍が強制的に女性を連れ去って、慰安婦にしたというケースがあることを提示している。

しかし、この場合は、戦犯として、すなわち「個人の犯罪」として裁かれたということとを強調する。これは、個人が軍の方針に反して戦争犯罪を行ったということであり、そこには日本の軍隊は強姦を許している軍隊ではなかったという前提があると指摘する。

具体的には、西岡は、オランダの戦犯裁判で裁かれた、1944 年インドネシア・ジャ

ワ島のスマランという地域で起こった事件を紹介している。現地部隊の一部が、「自由意志の者だけを雇うように」という軍司令部の指示を無視し、オランダ人女性を無理やり集めたが、軍の上層部が発見し、すぐその慰安所は閉鎖されたという。つまり、日本軍のルールとしても、やってはいけないことを犯したため、裁判で裁かれたと主張するのである³⁷⁰。

しかし、西野は、先の論文にて、インドネシアで行われた BC 級戦犯裁判のバタビア臨時軍法会議の記録（①ジャワ島セマラン所在の慰安所関係事件、②ジャワ島バタビア所在の慰安所関係の事件）で、①の判決事実の概要には、「部下の軍人や民間人が上記女性らを売春させる目的で上記慰安所に運行し宿泊させ、脅すなどして売春を強要するなどした戦争犯罪行為を知り又は知り得かにもかかわらずこれを黙認した」ことが記述されていることを紹介している³⁷¹。

西野が重視した①のセマラン（Semarang）とは、先ほど西岡が指摘したスマランと同一である。すなわち、西岡は日本軍の規律を破った不逞日本軍人が個人で犯した罪であるとしているが、西野は日本軍全体の罪であるとしている。また西野が、日本軍が「黙認した」という記述を行ったのは、事件の事実が陸軍省まで伝わったにも関わらず、事件の関係者が戦後まで裁かれなかったことを指摘しているものと思われる。

同様に、②のバタビアの場合においても、軍人個人の犯罪か日本軍全体の犯罪であるかどうかの総合的な考察が必要になってくる。それが行われない限り、個々の証言や資料を用いても、解釈の違いによって、結論が分かれる危険性が残るだろう。

「従軍慰安婦」問題もまた、証言の実証という方法面において、立場を異にする人々の意見が噛み合わないという問題性を大きく孕んでいると言えよう。特に国際的には「女性の人権問題」という万人が批判できない内容で取りあげられるため、証言の学術的な検証を行うことすら躊躇われる状況に陥りやすい。

また、「南京事件」同様、日本の戦争犯罪を追求するという一種の研究者としての責任感や使命感を伴いやすく、感情論にも傾きやすいという点も注意しなければならない。こうした研究者としての「責任」や「使命」というものは、「戦後歴史学」の初期の理念でもあったが、それは学術的な実証を踏まえたうえでのことであった。

現在ではむしろ、歴史認識問題においては、正義感に燃えて日本の戦争犯罪を告発することが「戦後歴史学」の目的になりつつあり、それに異を唱える者は歴史学の研究者と認めない。学問的な問題ではなく政治的な問題として捉えてしまっているからである。

それは、「戦後歴史学」以外の研究者でも同様のことが言えるのではないだろうか。

だからこそ、南京事件調査研究会や日本「南京」学会、アジア女性基金というような、ある一定の思考様式を持つ研究者同士だけが結合する現象が 1990 年代後半において、顕著に現れたのではないだろうか。

もし、そうではなく、時代とともに歴史学の学術性も増しているのであれば、意識的に最新の異論を分析して、自己の学説を学術的に補完しようとする動きが、『昭和史』論争や「近代化」論よりも活発になっているはずである。

『歴史学研究』第 901 号で紹介した平井美津子は、元慰安婦である金学順の証言などを教え、「従軍慰安婦」問題を生徒に教えようと試みている。しかし、金の証言の内容が大きく変化していることは、西岡力をはじめ少なくない研究者によって指摘されている。平井はそのことも生徒に説明しているのだろうか。寄稿した論文では、そのようなことは行われていないように思われる。その説明がないのであれば、一方的な歴史観を生徒に押し付けていることになるだろう。

また、西岡も様々な資料を駆使して河野談話やクワラスワミ報告の不備を指摘しているが、『証言集』以外の最新の元慰安婦の証言を十分に活用していないのは何故だろうか。確かに、証言は検証することが困難ではあるが、その証言によって、「従軍慰安婦」問題などは全体像が見えてきたことも確かである。その点を考慮すれば、吉見義明らが収集している多くの証言は意識的に活用していかなければならないだろう。

1982 年の「教科書問題」以降、日本の歴史学学界は、自説とは正反対の主張を展開している学説を積極的に取り入れ、学術的に比較分析を試みるという傾向が減少したと言わざるを得ない。

このような点も、「南京事件」や「従軍慰安婦」問題が国内で深く研究が行われ、大きく議論されたにも関わらず、その対立が深刻化してしまった原因であることも、見落としてはならない。

第六章 歴史学の問い直し

第一節 「利用される」歴史学・「奉仕する」歴史学

以上、第一章から第五章まで、「戦後歴史学」の歴史学研究における理念とその歴史叙述の特質を、時系列を追って説明し、また、それらがどのように変化したかを考察してきた。その結果として浮き彫りとなった点は、「学術的」考察から「感情的」考察へと変質していったことである。

このような変化が生じた大きな要因は、戦後当初に掲げていたマルクス主義史観に基づく社会主義化への目的が早期に挫折したことと1982年に起こった「教科書問題」の影響が考えられる。それ以前の歴史学的な論争、例えば『昭和史』論争（1955年～）や「近代化」論（1961年～）などでも感情的な文章が全く存在しなかったとは言えないが、少なくとも、歴史学における「科学性」を重要視していた分、その議論はまだ学術的であった。

この点をよく表している場面に、『歴史学研究』第320号（1967年1月）『『明治百年』と国民の歴史意識』という座談会を挙げることができるだろう。これは、荒井信一・遠山茂樹・永原慶二・中村政則といった、「戦後歴史学」を代表する著名な研究者たちが当時の日本国民の歴史意識を探る企画であった。

その中で遠山茂樹は、「戦後歴史学」が日本国民からあまり支持を受けていない原因のひとつに、自分たち研究者の考察手法に問題があるのではないかと臆面もなく主張している。若者の歴史観が荒廃しているという指摘があるが、それは若者に責任があるのではなく、ただ単純に「不幸にして歴史家のほうが知らないから、非常に不安になっている」³⁷²だけではないかと言及しているのである。

第四章において、1990年代後半に自由主義史観が日本で台頭し、「戦後歴史学」がこれに反発し、感情的な批判を大きく展開したことは既に述べた。また、日本の若者が、「戦後歴史学」ではなく自由主義史観を支持する理由を、須田努は香山リカからの言説を引用して、今の若者は寄る辺をなくした時代に生まれたので、心の安らぎを求めた結果であると分析した。

こうした分析は、日本の若者をそのような状態に追い込んだ日本社会に批判が向いているように見えるが、一方で、自由主義史観にすぎる若者の「弱さ」も同時に批判して

いると言える。少なくとも、「戦後歴史学」に非があるのではなく、それ以外の人々に責任があると主張していることは明らかであろう。

これを踏まえて、再び、1967年の遠山の発言を読むと、全く逆の内容であることが分かる。「戦後歴史学」が若者から支持を受けていない要因は、「若者の歴史観」にあるのではなく、歴史家が理解していないことに原因を求めている。

これはすなわち、「戦後歴史学」の持つ歴史観と若者の持つ歴史観が異なっていることを認識し、その若者の歴史観は間違っているのではないことを了承していることが根本に存在している。

だからこそ遠山は、「戦後歴史学」の研究者側に課題を求め、従来の歴史考察の見直しを考えたのである。これは、見方によっては、実証主義の実践であり、歴史学における「科学性」を重視した発言とも言えよう。このような発言などを見れば、「科学性」に重きを置いていたころの「戦後歴史学」は、確かに学問として確立していたのである。

しかし、1982年の「教科書問題」以降、歴史学の論壇はアジア諸国との「連帯」・「友好」の重視という、ある種の感情に訴える手法に変化し、専ら、対立する自由主義史観側に原因を求めている。

このことは同時に、もうひとつの問題点を提示している。それは、アジア諸国との「連帯」・「友好」を実現するために、歴史学そのものが「利用」され、研究者たちもその目的達成のために「奉仕」している傾向が現れていることである。

1982年の「教科書問題」を受けて、江口圭一が文学者やジャーナリストを見習えと指摘したことは、第三章第三節にて述べたが、これがその始まりではなかつたらうか。例えば、「南京事件」や「従軍慰安婦」問題を大きく報じる新聞記事が出現することによって、日本社会や国際社会が注目し、大きな問題となった後に、歴史学研究者がそれに追随するような形で研究書を発行するという流れである。「教科書問題」を受けて設立したと言われる南京事件調査研究会や「従軍慰安婦」問題が新聞報道によって国際問題と化した後に共同研究やシンポジウムが生まれ（例：吉見義明編『共同研究 日本軍慰安婦』、大月書店、1995年）、多くの組織が結成されたこと（「戦争と女性への暴力」リサーチアクションセンターなど）が好例と言えよう。

この点は、本論文でも扱った『昭和史』論争や「近代化」論とは異なる点である。前者は、『昭和史』そのものが歴史学研究者による作品であり、それが文学の側面から歴史叙述の問題点を指摘され、学術的な観点から歴史学者たちが再考察したことによって

生じた論争である。

「近代化」論は、政治的な要素も含まれているかもしれないが、この時は日本国内で話題になったから反論したのではなく、ライシャワーの発言が「戦後歴史学」の理念や歴史考察そのものと反する内容であったためである。従って、自分たちの学術面における正当性を訴えるために、「戦後歴史学」の人々は極めて自発的に論争に参加したのである。この点は、やはり「教科書問題」以降の論争とは異なる性質であろう。

『昭和史』論争と「近代化」論の焦点は、歴史学における叙述方法を議論したことに対し、自由主義史観との論争の焦点は、日本の戦争責任を追求するか否かの議論である。結局は歴史叙述に関連する事柄なのだが、ここに微妙な違いが現れている。

すなわち、純粹な意味で歴史叙述の方法を議論するよりも、「過去における日本の戦争犯罪を直視するかしないか」という構造に変化しているのである。この意味で、「戦後歴史学」側の主張を批判することは、「日本の戦争犯罪に目を瞑ること」と考えられ、遠山発言のように、「戦後歴史学」内部から「戦後歴史学」の考察法に異を唱えることが難しくなったのである。

歴史学研究会も『歴史学研究』などにおいては、2000年代に入ると、「つくる会」を中心にした自由主義史観の歴史叙述を批判し、その教科書が学校教育に使用されることに反対する活動が記されている。理由は、アジアの人々との「連帯」と「友好」を損ねさせる自由主義史観の歴史叙述は学術的でないからである。

2013年には、『歴史学研究』は東アジアにおける歴史認識の共有を目指す歴史学の模索を実施しているが、2010年の尖閣／釣魚諸島における中国漁船との衝突事件、2012年の李明博大統領の竹島／独島上陸事件を受けての企画であることが明記されている。

この企画において、「戦後歴史学」の人々が掲げた言葉は、「未来をひらく歴史」であった。例えば、『歴史学研究』第906号（2013年6月）に齋藤一晴は、進行中である東アジア共通歴史材料としていくつかの例を挙げている。日韓共通歴史教材制作チーム編『朝鮮通信使－豊臣秀吉の朝鮮侵略から友好へ－』（明石書店、2005年）、日中韓3国共通歴史教材委員会編『未来をひらく歴史－東アジア3国の近現代史－』（高文研、2005年）、『新しい東アジアの近現代史 上－国際関係の変動で読む 未来をひらく歴史－』（日本評論社、2012年）などがそれである。

書籍のタイトルからでも確認できるように、この頃の戦後歴史学は「未来をひら」ける共通の歴史教科書を考えていたことが窺える。そして、日本を含めた東アジアの「未

来をひらく」ためには、日本の戦争責任を明確化させることも含まれていた³⁷³。

『歴史学研究』第910号（2013年10月）において、森口等は「東アジアの平和に寄与する授業実践の模索より」で次の点を述べている。日本の加害の事実を歴史教育で明確に踏まえ、確固たる責任意識に基づく未来志向の歴史認識の育成が歴史教育に求められていると。

森口は、「侵略国の国民としての確固たる責任意識」を持たせないようにしてきた従来の歴史教育は不十分であり、そこには決定的に「アジアの民衆の連帯」の視点が欠落していると指摘する³⁷⁴。

一方で、東アジアの平和のための歴史認識の育成のために、東アジアの国境を越えた「民衆」の視点を据えた歴史教育の組み立ての必要性も森口は主張している。そして、そのための歴史認識育成のための「障害」になるもののひとつが、「日本＝加害国であり中国や韓国＝被害国」という単純化された認識であることに言及する。

この単純化された認識の前では、日本の青少年はたじろぎ、罪悪感を覚え、一種の思考停止状態に陥ってしまうという。このような図式化された認識を克服し、東アジアの平和のための歴史認識を育成するために、「国家」の枠組みを越え、民衆の視点で加害と被害の重層性に着目することが、「未来をひらく」歴史の特徴である。

このことから、森口は、「日本＝加害国」ではあっても、戦後、花岡事件や浮島丸事件などの多くの追悼・顕彰運動に良識ある多くの日本人が関わってきたことは、厳然たる事実であり、加害国の日本の誇りでもあると主張を展開する。

また、「従軍慰安婦」問題に関しても、その追悼碑を建立するなどの運動も展開されてきた事実こそ語り継がれていかねばならないとしている。そのような事実は、いわゆる靖国史観に基づく「歴史改竄派」（自由主義史観のこと）にとっては目障りであろうが、そのような友好と連帯の歴史に視点を置くことも、未来志向の東アジアの平和のための歴史認識の育成の一助となるのではないかと述べている³⁷⁵。

ここでの森口の理論で注目すべきは、日本国内において統一した見解が出されていない「従軍慰安婦」問題に関しては、その議論過程を全て省略して、「追悼碑を建立した」という歴史的事実のみを扱おうとしていることである。

この追悼碑が、具体的に何を指しているかは不明であるが、万一、吉田清治が建てたものを指しているのであれば、再び紛糾が起こりそうである。つまり、森口は「従軍慰安婦」問題を歴史学的に解明しようというのではなく、東アジア（ここでは韓国）との

「連帯」・「友好」や「未来をひらく歴史」を実現させるために、日本の歴史学を「利用」しているのである。そこには、歴史学的考察を抜きにした、「歴史学」の名を借りた「友好・平和」の理念を前面に押し出している。少なくとも、日本国内における論争の解決や終結を考えてはいない。その根幹には、論争中である日本の戦争責任に関係する事柄は、真実の究明を後回しにして、全てを無条件で「事実」として受け入れるという思考が存在する。この場合に使用する「事実」とは、被害国である中国や韓国が満足する内容である。

すなわち、未だ係争中である歴史学的問題を中国・韓国が納得する内容を採用することで「全て解決した」こととし、議論の必要性を説く主張には、「友好・平和」を乱す「歴史の改竄」と批判するのである。これこそが、アジア諸国との「平和」のために歴史学が「利用されている」ということであり、歴史学研究者も、それに「奉仕」しようとしているのである。

しかし、必ずしも、こうした主張のみが「戦後歴史学」を席卷しているわけではない。同じく2013年に出版された『歴史学のアクチュアリティ』では、こうした歴史認識問題においては、歴史学的な考察を用いなければならないという主張もなされている。

久保亨は、尖閣問題などの近現代の歴史認識が問われる問題に関しては、政府の見解や国内で流れている学説などを、相対化しながら世界史的な見方で位置づける必要性を説いている。現在の歴史学に問われている問題として、こうした歴史認識の問題が、しばしば現実の政治的経済的な利害関係だけで裁断されており、歴史学に立脚した見解を出すということが、これからの歴史学の課題として重要になるだろうと言及している³⁷⁶。

また、松沢祐作は、歴史学界の構造の複数性を肯定した上で、立場や主張の異なる歴史家との対話の重要性を主張する。同じ考え方の歴史学研究者同士が集まっても、それは、異なる考えを持つ研究者を学問的コミュニケーションの場から排除してしまうことを意味するという。

このことから、松沢は、特定の目標を共有した集団内での議論は、働きかけや説得という契機を最初から欠落させてしまい、戦略論争でしかなくなると警鐘を鳴らす³⁷⁷。この点は、南京事件調査研究会や日本「南京」学会を例に挙げれば、分かりやすいであろう。「お互いの立場性を承認したうえでの対話」が重要であると指摘している点が松沢の特徴である。

では、そのような「対話」とは、具体的にどのようなものなのであろうか。安村直己

の言葉を借りれば、それは、様々な論者たちの、歴史学的考察によって行われた試行錯誤を広く国民に見せること³⁷⁸が、ひとつの方法かもしれない。

久保、松沢兩名に共通している認識は、学術的な方法で「事実」を掘り起こし、歴史認識問解決のための寄与を果たすという、歴史学本来の役割であろう。「未来をひらく歴史」を推進する齋藤も、決してこの点を無視している訳ではないようであるが、活動舞台が国際規模になると、難しい点が出ているようである。

しかし、まずは日本国内において、久保、松沢の理論を浸透させていく必要がある。そのためには、現代における「戦後歴史学」の状況を、ある程度整理した上で、考察を行う必要があるだろう。

第二節 「戦後歴史学」の何が評価され、何が批判されたか

まずは、終戦から現代までを通して、「戦後歴史学」の何が評価され、何が批判されたのかを考察していきたい。ここで使用する「評価」とは、若干の方向性が存在することをあらかじめ明記する。「戦後歴史学」内部からの「評価」と自由主義史観からの「評価」では、同じ事柄に対してでも正反対の内容になってしまうことは想像に難くない。

従って、本節では、「戦後歴史学」が終戦時から掲げた理想とする歴史学のあり方に接近できたか、それに対する「戦後歴史学」側からの「評価」を考察していきたい。

上記の点を踏まえると、「戦後歴史」学内部において、高く「評価」されている事柄は、家永三郎の教科書裁判である。1970年から、この活動は「戦後歴史学」の科学運動で大きな力を注いだ運動であった。

戦前・戦中における「皇国史観」の押しつけから、「人民の視点」による歴史叙述を目指し、国家から歴史学の権利を取り戻そうと考えていた「戦後歴史学」の人々にとって、家永の教科書裁判は「戦後歴史学」の存在意義そのものに関わる問題であったと言えよう。

『歴史学研究』第706号（1998年1月）において、永原慶二は「家永教科書訴訟の32年」にて次のように総括している。

「憲法・教育基本法をふみにじり、国民の意識から平和主義・民主主義の精神を摘みとろうとする現在の検定」との闘いは、戦後52年の歴史の中でも、特記さるべき国民的大事業であった³⁷⁹、と。

また、最終的な判決結果は、必ずしも十分な内容ではなかったとしながらも、その法的結果にも関わらず、「訴訟」の果たした歴史的役割は測りしれないほど大きかったことを永原は述べている。

永原がそのように判断する理由は、家永裁判の活動が市民に伝わったことで、1970年代には高校日本史教科書も中・小学校の歴史教科書も、これまで書かれなかった日本の植民地支配の実態・戦争責任・戦争犯罪もより具体的かつ系統的にとりあげるようになったと考えているからである。これによって、日本の歴史学は、権力者である政府からその学問の自由を取り戻し、歴史学研究者が学問の自由の下で、歴史教科書の内容的充実と改善を進めることができたと言われている。

この点は、自由主義史観側からの「批判」としても指摘されている。例えば、藤岡信勝は、家永裁判の長期化は、教育行政に大きな影響を与えたと見ている。最終的には、検定制度そのものを違憲とする判決は出なかったが、訴訟が検定制度に実質的な影響を与えたことは事実であると言及する。

特に、1970年の杉本判決は「戦後歴史学」を後押しし、藤岡は、結果的に教科書訴訟という戦術は大きな成果を収めたというべきであろうと指摘している³⁸⁰。永原も、1970年代前半の空気は圧倒的に原告側が優勢であり、流れとしては、原告・支援者をよく元気づけたと回想している³⁸¹。

しかし、ここで注意しなければならない点は、家永の教科書裁判では、「日本の植民地支配の実態・戦争責任・戦争犯罪」は後で付け足された事柄であることを忘れてはならないことである。「戦後歴史学」の研究者の中でも、「戦後歴史学」が初期の頃から日本の戦争犯罪を暴いて、日本に戦争責任を追求させようとしていたという主張がなされるが、実際はそうではない。

『歴史学研究』第867号(2010年6月)では、『韓国併合』100年と日本の歴史学』という特集が組まれているが、その特集記事にて、「1960年代から1970年代にかけて、朝鮮人強制連行や関東大震災での朝鮮人虐殺など、植民地支配下のさまざまな暴力が露呈されることで、日本の植民地支配に対する厳しい問い直しがなされるようになったことは重要である」³⁸²と記載されているが、これは正確ではない。

本論文の第三章でも検証したように、「戦後歴史学」が全体として日本の植民地支配における朝鮮半島の暴力、すなわち戦争犯罪に注目し、大きく取りあげていく時期は、1982年の「教科書問題」以降である。そのような研究者が全く存在しなかったわけで

はないが、「戦後歴史学」全体から見れば、少数であった。

この号では、中塚明も「日本近代史研究と朝鮮問題」という論文にて、日本の朝鮮侵略研究の代表者の一人として、山辺健太郎を挙げている。しかし、山辺の論文は、第一章で見たように、「日本の朝鮮侵略」に研究の重点を置いたのではなく、当時のマルクス主義史観から派生した人民闘争史によって論述したものである。

その点を最もよく表しているところは、人民闘争に立ち上がらなかった当時の朝鮮人たちを批判する場面で少なくない紙数を費やしている点であろう。究極的に言って、山辺は日本や朝鮮半島を通して、全世界の人民が帝国主義的独占資本に闘争を挑むことの重要性を説こうとしたのであり、決して、日本の侵略や戦争犯罪を指摘しようとしたのではない。

こうした論調の背景には、1990年代後半におけるアジア諸国との「連帯」・「友好」を歴史考察の第一に据え置く理念が、「戦後歴史学」内部で深く浸透していたことを如実に表していると言えよう。

家永教科書裁判において、「戦後歴史学」が当初に訴えたことは、権力による教科書記述への干渉の不当性であり、その撤廃であった。第三次訴訟では、原告側証人に近・現代史の専門家ばかりでなく、本多勝一・森村誠一のようなジャーナリスト・作家も出廷し、権力的「国益」主義的検定の不当性を追求している。

永原慶一や遠山茂樹などは、歴史の真実を認識する場合において、「定説」や「公正」な見方というものは、誰にも確定できないことを指摘している。特に、遠山は、研究者が教科書に記載する「学説」は種々の仮説の積み重ねの上で検証された結果であり、様々な学説を学界の「共有財産」にすることによって、客観的で科学的な歴史学が保障されることを述べていた³⁸³。

こうした遠山の「共有財産」説は、現在でも「戦後歴史学」の人々に引用されている。従って、様々な歴史的考察が保障されるための学問の自由、歴史叙述を保障できる多様な教科書執筆と出版の自由などが保障されなくてはならないという主張が、家永教科書裁判における「戦後歴史学」の思想の根幹である。

永原は、教科書検定＝国側の発想は、検定者が「通説」「定説」や「公正」を一方的に判定し、教科書筆者の見方を一方的に左右しようとするのであると批判する。これは、国家権力が学説判定を行うことであり、歴史の真実、真理の性質に対する理解を全く欠いているからである。

こうした制度では、人権という人類的価値を踏まえての日韓・日朝人民の友好と平和の推進を阻害すると考え、永原は最終的に、日本帝国主義の朝鮮植民地支配やアジア太平洋戦争の性格・戦争責任・戦争犯罪を日本近現代史の基幹にすることを示している。

永原をはじめ、当時の「戦後歴史学」は、ひとつの歴史の見方を、「通説」・「定説」・「公正」などとの理由をつけて「正統」とし、他を異端視して権力的に修正を求めることが、教科書検定の問題点としていた。その意味において、「戦後歴史学」は、日本歴史教科書叙述は史実の認識と、その選択に誤りがなく、一貫性を確保していれば、どのような価値視点に立つことも自由であり、その視点の多様性は歓迎すべきことであると主張していた³⁸⁴。

しかし、「つくる会」が登場してからは、「戦後歴史学」に批判が向けられていく。秦郁彦は、歴史教科書の運動を繰り広げる「戦後歴史学」の態度を「二重基準」（ダブルスタンダード）と言って批判する。

秦は、政府と対峙していた時の「戦後歴史学」と、「つくる会」の教科書を批判する「戦後歴史学」の論理は一致していないと考えているのである。例えば、秦は、ノーベル賞作家の大江健三郎の発言に注目する。この発言が行われた時期は、「つくる会」の教科書が検定審査で多くの検定意見を付された後、その部分を修正して検定に合格した後のものである。

大江は、「このように大量に原テキスト（修正前の記述）を書き変えてしまい、多くの削除もして、なおかつこれを自分らの著作物だと認めて押し出してゆく、その書き手たちの気持はどういうものなのだろう」と述べている。自分自身が執筆者なら「検定に合格することは断念し、一般の出版物として世に出すよう執筆者仲間を説得すると思います」³⁸⁵と説く。

しかし、この発言内容を見た秦は、かつて家永の教科書（『新日本史』）が200箇所以上の修正を命じられ、全てベタ降りして合格し、さらに検定前の原稿をも『検定不合格日本史』と銘打って出版する「禁じ手」をやったのけていたことを述べている。その上で、当時の大江は、家永の節操を責めることなく、むしろ支援の旗を振っていた矛盾を指摘する³⁸⁶。大江以外にも、「つくる会」の教科書を批判する研究者は、気に入った主張には寛大だが、気に食わぬ論調には厳しく当たるといった問題点があることにも秦は注目している。

それが、歴史学研究会も含めた、「戦後歴史学」全体で行われた「つくる会」教科書

を教育現場で採用させない為に展開された、一連の運動である。秦は、そのやり方は「何でもあり、の採択妨害」であったと批判し、「つくる会」の教科書にこれほど敵意を燃やし、手段を選ばず執拗でインモラルな攻勢をかけた理由を考察する。

その結果、秦は、次の4点に原因があるのではないかと考えた。

- ①扶桑社本が市販されて60万部を売ったことが示唆する世論、とくに若年層の左翼離れに危機感を持ったこと。
- ②左翼リーダーたちの中心となっている全共闘世代に特有の倫理的退廃（インモラル）が革命幻想の消失により、かえって先鋭化した。
- ③戦後日本の柔構造化が一段と進み、言論や行動の責任を問われるリスクがなくなり、「愉快犯」さえ許容されている風潮。
- ④学者・研究者の世界が部分的とはいえ、世俗的利害を軸とする相互扶助組織化して、健康な学術論争が成りたたなくなったこと。³⁸⁷

この中で、秦の指摘した④は、前節で指摘した久保享、松沢祐作の学術的議論の健全化と関連してくる。こうして見ると、論争に参加している秦自身も、学術的な歴史学の論争が、現代の日本では蝕まれていることを危惧していることが窺える。

その、学術的議論を阻害している「戦後歴史学」側の具体的要因として、秦は、「つくる会」教科書の採択阻止運動で実務面の司令塔役を果たした、1998年結成の「子どもと教育書全国ネット21」（代表・君島和彦東京学芸大教授）を指摘している。

この団体には、かつての家永教科書訴訟を支援する全国連絡会の後継で、全日本教職員組合、歴教協、新婦人の会など共産党系団体を中心に、約200団体が加盟したと言われている。

その他にも、旧社会党系、旧全共闘系組織率ノンボリの運動体まで加わり、運動は空前の盛り上がりを見せたという。その活動内容は、署名、集会、陳情、街宣、デモに加え教育委員への電話・ファックス攻勢、それに「つくる会」本部への放火まで多彩な戦術が駆使されたという。その中で秦が注視しているのが、文科省、市役所などを「人間の鎖」で包囲する活動であった。内定した採択をびっくり返した栃木県下都賀地区の狂騒を分水嶺に、「つくる会」教科書の採択有望とされた地区が次々と棄権したという。

「民主主義を守れ」と呼号する人々が、民主主義を潰したとして、秦はこうした「戦後

歴史学」の活動を厳しく批判している。

では、「戦後歴史学」の人々が主張している内容はどうなっているのでしょうか。『歴史学研究』第 831 号（2007 年 9 月）において、西川正雄は「グッバイ・大日本帝国」という論文で次のように述べている。

歴史学には、史料を発掘し、その史料を批判した上でそこから読み取ったことを基に叙述を行なうという固有の手続きがある。考え方や解釈が違って、歴史研究である限り、この手続きは歴史学学界で共通している。だからこそ、相互批判が成り立つのだという。

しかし、「つくる会」の研究者はこの手続きを取っておらず、従って彼らとは会話が成り立たないのだと西川は主張する³⁸⁸。しかし、既に秦が述べたように、「つくる会」の教科書は、市販本においては多くの日本国民から支持を受け、「つくる会」側も修正を受けた箇所は修正を行っている。

この状況で「つくる会」の歴史考察は学術的ではないと主張することは、日本国民の多くが歴史学という学問を理解していないということも暗示してしまう。また、史料発掘や史料批判という学術的手続きを行っていないと西川は指摘しているが、例えば、「戦後歴史学」が目指す「南京事件」や「従軍慰安婦」問題において、自由主義史観の人々もそうした手続きを行っている点は、第五章で触れた通りである。

どのような点で、学術的手続きを怠っているかの具体的な事例は紹介されていないが、西川は、「戦後歴史学」が展開する「つくる会」教科書反対運動の動機を次のように語っている。「歴史研究・教育の場では闘う術がなく、結局は政治の場での争いになってしまう。そうになると、権力に近く、財政も豊かなかれらの方が有利である点も考慮に入れておくべきであろう」³⁸⁹と。

このことから分かることは、自由主義史観の人々は、「権力」と密接であり、「財政も豊か」であるため、市役所などを「人間の鎖」で包囲する活動を行わなければ、権力者の暴走によって、「つくる会」教科書が採択されてしまうという危機感を持っていたのである。西川以外でも、こうした考え方は、依義文や山本直美などの論者も多数寄稿している。

では、こうした「戦後歴史学」の主張の正当性は通用するのか、その点が証明される必要がある。この点を考慮する上で、先に少し言及された、栃木県下都賀地区の事例を軸にして考えていく。

これは、2001年7月11日に行われた栃木県下都賀地区、2市8町から構成される教科書共同採択の際の出来事である。当時、中学校の全教科・種目について調査員による説明と質疑が教科書採択会議で行われたあと、全教科について無記名投票を行った。

その結果、歴史については、扶桑社（「つくる会」）11票、東京書籍8票、日本文教出版3票、教育出版1票となった。また、公民については、扶桑社10票、東京書語9票、日本文教出版3票、教育出版1票、という結果となった。

投票が終わった後、最後に議会の会長が「本日の協議内容や結果についてはまだ公開することのないように」念を押した。さらに事務局も、「情報公開を8月16日以降に行いますので、是非本日の協議内容並びに今後の動向等は内密にお願い申し上げます」と、守秘義務に関して重ねて注意したという³⁹⁰。

ところが、その日の夜に、会議に参加した藤岡信勝の自宅に『東京新聞』の記者から電話があった。内容は、「栃木のある地区で扶桑社が採択されたとの情報が入った。『つくる会』のほうではそれをつかんでいるか」という問い合わせであった。藤岡は、「そんな情報が入っているはずがない」と言っているが、現地では、その日の夜から新聞各社による報道準備が始まっていた。

藤岡の説明によると、7月12日付朝刊の『東京新聞』を皮切りに、栃木県の一地区の教科書採択の内容が、全国向けの報道が始まったという。12日付の夕刊では『朝日新聞』は「つくる会教科書／栃木の公立中採択方針／歴史2市8町の30校で」という大きな見出しの記事を一面に掲載した。『毎日新聞』も一面で扱い、「『つくる会』中学歴史教科書／公立初の採択へ／栃木の地区協」という見出しをつけた。これらの記事は、全国の「つくる会」教科書の採択を妨害するために準備していた勢力に対する合図の狼煙であり、猛烈な反対攻勢が始まったと藤岡は回想する³⁹¹。

藤岡は、会議に参加した27名のうちの扶桑社に反対する立場の人物が、守秘義務に違反して11日の夜のうちに情報をリークしたのであろうと推測している。

ここでも、秦が先ほど言及した「子どもと教科書全国ネット21」が登場している。2市8町の教育委員会に抗議することを全会員に呼びかけるとともに、駐日中国大使館に対し、小山市と栃木市の友好都市からも抗議を行うよう申し入れたことを藤岡は指摘する。その他、反対を表明した団体は、日教組、自治労、民団などで、主に県外から組織的に動員され、運動団体はインターネットに抗議先の教育委員会の電話番号やファックス番号を掲示した。

次の事例は、「子どもと教科書全国ネット21」の行動かは不明であるが、藤岡は、他の「つくる会」関係者との話で、教育委員会の事務局だけではなく、各協議会委員の自宅にまで執拗・陰湿に行われていたことを紹介している。

教育委員会の委員長は宮司に就いていたが、深夜に「神社が燃えていないかい」という電話がかかってきた。さらに、母親のことを指していると思われる事柄で、「90歳のおばあちゃん、杖を突いて歩いているけど階段から落ちなければいいね」という電話もあったという。

「ここまでくると脅迫ですよ」という証言を引用しながら、藤岡は、委員長が不在で夫人が電話を取ると「お前の亭主は何考えてるんだ」という罵声や無言電話が毎晩のようにかかってきたため、ノイローゼになってしまった事例も紹介した³⁹²。

こうした出来事の中で、7月16日、藤岡町の教育委員会が開かれ、5人の教育委員全員一致で扶桑社を教科書として採択するという協議会の決定を否決した。

また、7月25日には採択協議会の第3回会合が開かれ、その冒頭、委員から11日の会議の内客かその日のうちにマスコミにリークされてしまったことへの批判が相次いだ。しかし、誰がリークしたかは証拠がないからわからないということになり、何人かの委員が怒りを表明しただけで、問題はうやむやになった。

最後に事務局が、「第2回、第3回の協議会は、委員の皆様のご協力により公平・公正を確保しながら、法に基づき適正に行われてきたと確信しております」³⁹³と挨拶した。藤岡は、この発言は、守秘義務違反の秘密漏洩とそれに基づく外部からの異常な圧力には目を瞑った欺瞞的なものであると批判した。

下都賀事件の効果は、単にこの地区で「つくる会」教科書が、逆転不採択になったというだけに終わらなかった。この藤岡町を皮切りに、23日の栃木市と岩舟町に至るまでに、10の市町の教育委員会の全てが、採択協議会の決定を否決していったという。また、その経過を全国紙が逐一報道していった事態も含めて、藤岡は、「まことに異常な事件であったと述べている。

藤岡は、扶桑社を採択するとどのような仕打ちを受けるかを、全国の教育委員会に知らしめるための実物見本となり、「見せしめのいけにえ」となり、「扶桑社が採択されなかった要因には、やはり下都賀事件の影響が大きかった」と考察を行っている³⁹⁴。

このことによって、「つくる会」教科書不採択運動における「戦後歴史学」の運動は、ふたつの方法で行われたことが分かる。ひとつは、中韓の政治的発言を引き出す方法で

ある。下都賀地区の事件の前にも、「子どもと教科書全国ネット 21」は、数度にわたって韓国に行き、陳情を行ったとされている。

その結果、韓国政府は 2001 年 5 月 8 日、検定済みの日本歴史教科書 8 社の全てに、記述に歪曲や隠蔽などがあるとして、日本政府に修正要求をしてきた。中心は「つくる会」教科書の出版社である扶桑社に対しては 25 力所、扶桑社以外は 10 力所であった。同様に、中国政府も、8 カ所の修正要求を行った。

もうひとつは、採択の現場での抗議・要請活動や著名・宣伝活動である。特に、「つくる会」教科書が採択される可能性の高い地区を「子どもと教科書全国ネット 21」などが中心となって、「危ない地区」と選定した。さらに、「危ない地区」の情報と教育委員の住所・氏名などをインターネットで流し、教科書採択に揺れる教育委員らを狙い撃ちにする形で抗議・要請運動を展開した³⁹⁵。

こうした中では「恫喝・脅迫」まがいの方法で圧力がかけられるというケースも見られたと、藤岡は述べている。

これは、「つくる会」教科書が採択される最初の年であった 2001 年の事例であるが、これだけを見ても、「戦後歴史学」と自由主義史観のどちらが、「権力」に近く、「財政も豊か」であろうか。

この年以降でも、「戦後歴史学」を含めた反「つくる会」教科書の人々は、活動を続けている。2011 年に「つくる会」の教科書の採択率が、全体で 4 パーセント前後まで達するが、その際の『歴史学研究』の論文では、「つくる会」が日本政府という権力と結託して、学問の自由を侵害した結果であるという主張がほとんどであった。

対して、藤岡は、採択率の増加は、2001 年の下都賀事件の影響が大きいと分析している。その年の採択で、「つくる会」教科書批判が激しいことによって、教育委員が実際に教科書を読んで内容を確認すると、他の 7 社の歴史教科書は、どれも同じような内容ではないことが分かった。このことを、藤岡は、東京都を例に挙げるが、今までは教科書採択の実権が現場の教師のみであったが、採択制度の改革により、教育委員会に移動したという変化を指摘する。東京都も同様で、教育委員会は、従来採択では、教科書を見る機会もなかったという。

その結果、中学校教科書の 2000 年度採択実績においては、東京書籍 40 パーセント、帝国書院 2 パーセントが、2001 年度では 51 パーセント、10 パーセントに増加した。一方、日本書籍は 13 パーセントから 6 パーセントに減少し、その他の教科書はほとん

ど変化がなかった³⁹⁶。

藤岡は、この要因を、教科書の記述の内容の変化にあるとしている。具体的には、東京書籍が1996年度で「朝鮮人強制連行」に関する写真が検証に耐えうるものではないと判断し、2001年度では削除した。こうした東京書籍と帝国書院は日本の戦争責任に関する記述に関して、「やや中立的」な印象を与えるように改訂していることを指摘している。

反対に、「従軍慰安婦」問題の記述量や「まぼろしの大東亜共栄圏」という新コラムを増やした日本書籍は、日本の戦争責任をさらに追求する内容に転換したと言及する。その結果、東京書籍や日本書籍の記述の内容を見た教育委員会は、東京書籍や帝国書院の歴史叙述の方が「相対的にまし」と判断されたのだと主張する。日本書籍は減少した採択数を回復することができず、2003年に倒産した。

こうした説明だと、「戦後歴史学」側が一方向的に暴力を伴った妨害運動を行っているように見えてしまうが、自由主義史観側も、そうした活動をしていると訴えた笠原の主張を第三章第三節にて説明した。従って、こうした運動を行う問題は、「戦後歴史学」と自由主義史観双方で改善しなければならない。

しかし、科学運動という性格を考えると、「戦後歴史学」内部では、容易にこうした反対運動の問題点を指摘する声が出づら可能性はある。科学運動に関する考察は、第二章にて行ったので改めて詳述はしないが、「戦後歴史学」にとって、科学運動とは、自分たちの主張が正しいという認識が前提として存在していたと言える。正しいが故に運動を起こすのであり、その運動は、政府や権力者の行いを正すための行動という人民闘争史観に依拠した認識が存在しているのである。

家永三郎の教科書裁判支援の科学運動が、まさに該当しよう。「子どもと教科書全国ネット 21」が、家永裁判を支援した団体が母体となっているならば、科学運動の理念がそこに流れているかもしれない。

従って、秦が批判した「人間の鎖」運動も、「戦後歴史学」の人々にしてみれば、正しさ故の行動であるので、そうした外部からの批判は何とも思わないだろう。実際、『歴史学研究』においては、運動のさらなる展開を主張する論文は掲載されても、秦や藤岡が批判した内容を取り上げ、運動の再考察を促す論文は、確認できない。

『歴史学研究』第801号（2005年5月）では、加藤千香子が『歴史教科書問題』の現在にて、かろうじて歴史教育の視点から再考を促す内容を記している。

加藤は、自由主義史観の運動は、一面において、教員組織や学校教育で教員の好き勝手が許されてきた歴史教育の「聖域」を、「民」すなわち保護者や地域住民に取り戻すという「改革」の論理であることを指摘する。「つくる会」教科書採択が、新教育基本法の下で法律遵守を掲げ、学校教育に対する人々の不信感を推進力にしながら進行しているというこの指摘は、恐らく、藤岡の理論を意識してのものであろう。

そのように見ると、検定に合格し採択された教科書の歴史観に抗議し、学校現場の「戦後民主主義教育」を「守る」ことを訴える対抗運動の説得力が問題になる。加藤は、自身の体験として、横浜市における「つくる会」教科書不採択運動自体は、決して不活発ではなかったことに言及する。

しかし、運動の参加者層には偏りがあり、大半は現職を退いた60～70代の教員や市民で、市民運動の活動歴も長い人が多いが、10～20代の世代の姿を見ることはまづがないという³⁹⁷。この、加藤の指摘には注目する必要がある。すなわち、かつての「戦後歴史学」の科学運動に参加したであろう、あるいは、その年代層にあたる60～70代の人間が、現在の教科書運動を担っているのである。

運動の継承という点で若者が参加しないことへの懸念はしばしば聞かれるらしいが、その理由を無気力や無関心などといった今日の若者の傾向に還元すべきではないと加藤は指摘する。その上で、若者の発想や問題としていることと、現状の運動とのズレを直視する必要性を提起する。

すなわち、大人の側が教育という名の下で一方的に自らの希望を若者に押しつけるという問題点である。教科書記述をめぐる歴史観や記述の正確さを主な争点としてきた「教科書問題」が、実際は、生徒や若者との対話を抜きにして、議論や運動が行われていたのではないか。そして、そこで語られている内容は、それぞれの大人の「都合」に合わせた「将来の日本」像であり、若者はそのために利用される存在にすぎないのではないか、と加藤は考えたのである。

加藤のこの指摘は、「つくる会」を批判しながらも、同時に「戦後歴史学」が展開してきた教科書に関する運動の問題点をも突いている。加藤は最後に、重要な点は、まず戦後の学校教育を支える枠組みが大きく変容しつつあるという現実を目を向けることを強調している。同時に、ナショナル・ヒストリーとして制度化されてきた「歴史教育」それ自体についての発想の転換にも目を向ける。

「教育改革」の名の下で教育現場が露骨に政治の手段化されつつある現状の中では、

学ぶ「当事者」である生徒たちにその弊害が及ぶ。それを防ぐために、学校教育を「開き」ながら、生徒たち自身が現代社会で生きる糧にできるような歴史認識を獲得するための新しい試みが必要であると加藤は主張する。

しかし、加藤のこうした指摘は、ほとんどなされず、先にも述べたように「つくる会」教科書不採択運動の更なる活発化を主張する論文が多く寄稿されているのが現状である。その中で、『歴史学研究』第861号（2009年12月）では、藤原早苗が、従来（2005年）の運動では、1000人が参加していたにも関わらず、今年の反対運動は盛り上がりなかったことに言及している。

特に、歴史研究者からは数名しか参加がなかったらしく、2005年は怒涛のような賛否両論の電話やファックス文書等が委員会宛てに届いたが、今年は数通しかなかったという³⁹⁸。

こうした流れから、2013年に中国、韓国を巻き込んで「未来をひらく歴史」が特集されたのである。確かに、政治的な背景として、尖閣・釣魚諸島問題と竹島・独島問題が存在していたのであろうが、それ以外に、日本国内の事情も関係していたと考えられる。

すなわち、「つくる会」教科書の不採択運動を大きく展開していた「戦後歴史学」であったが、その運動の方法に批判的な考えを持つ研究者が増え、前後に行われた教育界の改革により、市民からの支援を受け難い状況に変化していたのである。

このように見ると、「戦後歴史学」は家永三郎の教科書裁判から始まった、教科書運動を「評価」され、その教科書運動によって、大きな「批判」を受けることになったと言えるだろう。

第五章第三節でも指摘したが、ここでも、歴史学的な分析を用いての学術的議論が日本国内において疎かになっている問題点が浮き彫りとなっている。このような状況では、学術的手法によって、問題解決に寄与するという、歴史学本来の役割が果たせなくなってしまう。

こうした状況を打開するためには、歴史学を本来の学問として再確立させる必要がある。最後に、その点を考察していきたい。

第三節 学問としての歴史学を再考する

学問としての歴史学とは、まさに「戦後歴史学」が終戦当初に掲げていた理念であり、目標であった。それを、戦後 70 年が経過した現代においても議論が行われることは、いかにも無気力に陥りそうであるが、重要な作業である。

改めて、学問としての歴史学を再考するわけであるが、2000 年代ではどのような手法を適用することが、「学問としての歴史学」と言えるのであろうか。まずは、その点を少し整理していきたい。

オーラル・ヒストリーでも、学術的検証の重要性を指摘して慎重論を崩さなかった中村政則は、『歴史学研究』第 779 号（2003 年 9 月）の「言語論的転回以後の歴史学」において、歴史が科学であり得るためには、事実立脚性と論理整合性および反証可能性がなければならないと説いている³⁹⁹。

また、『歴史学研究』第 801 号（2005 年 5 月）にて「歴史記述と倫理」を寄稿した上村忠男は、マルク・ブロックの『歴史のための弁明』（1945 年）における主張を引用している。それによると、歴史家の仕事は裁判官とは異なり、あくまでも「理解すること」であって、「判断すること、審判をくだすこと」ではないという。上村は、ブロックの文章を、歴史的な判断とは「理解」に該当するであろうと解釈する⁴⁰⁰。

さらに、『歴史学研究』第 806 号（2005 年 10 月）、鹿島徹の「歴史とはなにか」では、異なった立場、異なった専門領域が、互いに「門前払いを喰らわせる」のではなく、むしろ相互にゲートを開きあって交わす、切実にして生き生きとした議論を「学問としての歴史学」として考えているようである⁴⁰¹。

学問的な見地から歴史学を考察した論文は、上の 3 本が特に詳細に論じていたので紹介したが、これらが指し示す事柄は、①学問における歴史学は、科学的に検証が可能である、事実立脚性・論理整合性・反証可能性がなければならない。②歴史家は歴史的事象を「断罪」するのではなく、その事実を「理解する」に留めなければならない。③様々な立場や専門の研究者が開放的で建設的な議論を行えなければ、学問的ではないという 3 点を挙げることができるだろう。

①は、「戦後歴史学」が元から掲げていた考察法、すなわち実証主義による科学的な分析である。この点は、現代においても理論の上では十分に通用する。どのような資料を以て、証明・反論がなされるかは、あらゆる分野において重要な事柄であり、説得力

を持ち得るからである。

②に関しては、日本の戦争責任論が追求され始めた頃から問題になっていると言えよう。過去における「戦後歴史学」の考察では、例えば植民地考察においては、当時の日本支配制度の解明は主に経済を軸に考察していたので、客観的な資料を持ち出すことが主流であり、そのために比較的冷静な議論が交わされていた。

しかし、この点は第三章でも指摘した通り、1982年の「教科書問題」によって「反省すべき点」となる。日本の侵略やそこで行われた戦争犯罪を追求していくことが歴史学研究者の使命と変わり、単純な考察だけでは不十分と思われるようになった。

これによって、「戦後歴史学」は研究者の立場から、過去における日本の戦争犯罪を「断罪する」立場へと変化したのである。オーラル・ヒストリーの発展や国際問題化によって、日本の戦争犯罪を単純に「理解する」だけでは、それを「容認する」立場であるという誤解を周囲に与えてしまう危険性が生まれ、より明確な「断罪」による考察法が増加したと考えられる。

この点は、日本国内の歴史学研究者の間でも認識が分かれる可能性がある。例えば、戦争被害者の証言こそ歴史学において重く用いなければならないと主張する上野千鶴子や西野瑠美子は、「断罪」の方法をとるであろう。しかし、証言によって「南京事件」や「従軍慰安婦」問題が日本の歴史学学界に大きな混乱と深い対立を生じさせた事実も受け止めなければならない。

上記の点を踏まえると、上村の「理解するに留める」という考察法は、この問題を解消する一助になる可能性も出てくる。ひとつの証言に、ふたつ以上の解釈がある場合、例えば、証言の内容を信用する・しないといったことには、「そのような解釈が存在する」という単純な理解に止めれば、検証も行い易いであろうし、感情的な対立も抑制できるだろう。

③も戦争責任論が叫ばれた時期における問題点かもしれない。この点は、第五章で紹介した「南京事件」や「従軍慰安婦」問題が対立を先鋭化し、同じ立場の研究者が集まって研究会を設立し、その中でのみ議論を進めるという問題が誕生したことを思い起こすと分かりやすいであろう。

また、繰り返しになるが、戦争責任論における議論は、学術面よりも感情面からの発露が顕著になり、この意味において、建設的な議論というのも難しくなりつつある。このことを改善するためには、まず、鹿島の主張を頭に入れておく必要があるだろう。

以上、考察に挙げた3点を総合的に鑑みると、歴史学とは、資料が存在し、根拠のある仮説を立て、建設的な議論を経れば、学術研究に値する自由な学問であることが分かる。しかし、「戦後歴史学」と自由主義史観の論争を見ると、そうした冷静な議論が遠ざかってしまっていることは、危惧しなければならないことである。

研究手法で違いが出てくることはいずれの学問領域においても珍しいことではない。従って、導き出された結論（歴史像）が異なることは、むしろ当然である。そのことは悪いことではない。省みるべき点は、自分とは異なる結論を出した相手に対して、感情に依拠して非難することである。

最も注意深く考えなければならないことは、「つくる会」発足以後の、「戦後歴史学」をはじめとした、論壇における研究者たちの議論のあり方である。

このことを見るために、この問題が顕著になった2000年以後の『歴史学研究』から自由主義史観の歴史観に対する論文をいくつか挙げていく。

- ・知性を愚弄するようなものに過ぎない。
- ・耳障りのよい「ちょっといい話」だけを拾った恣意的な史実選択と、大袈裟な形容詞で厚化粧を施したあられもない自画自賛の集合であり、ワンマン社長が命じてつくらせた社史のように、学術的な意味のない自己満足に過ぎない。
- ・社会科学を専門とする研究者は、まともに反論する気にもならないだろう。

第747号(2001年3月)

「なぜ国民が語られるのか」藤原帰一 (p.34)

- ・独りよがりの優越意識をもたせ、国際的に孤立する考え方を育てることになりかねません。
- ・生徒を偏狭な歴史観に緊縛し、各自の思考力の発達を阻害する結果をもたらすでしょう。

第805号(2005年9月)

「新しい教科書をつくる会」の教科書が教育の場に持ち込まれることに反対する共同声明

- ・歴史研究の手続きを無視して、自分たちの歴史観を勝手気ままに書いているから

である。

- ・したがって、歴史観（イデオロギー）の次元で争うつもりはない。

第 831 号(2007 年 9 月)

「グッバイ・大日本帝国」西川正雄 (p.36)

- ・歴史に対しても、「歴史そのものへの責任」として「真理」を探求しようというのではなく、自分の好みに合わせた解釈や物語を、自分（や〈仲間〉）にとっての「真実」として選択することになり、そうした態度こそがもっとも心地よいという、ある種の「決断主義」に傾いていく。

第 899 号 (2012 年 11 月)

『歴史意識』を考えるために」今野日出晴 (p.14)

- ・「つくる会」系の運動団体は、歴史教育に責任を持とうとしていない。

第 899 号 (2012 年 11 月)

「日本と韓国における新自由主義時代の歴史教育と歴史教科書」君島和彦 (p.42)

この他にも、感情に基づいているように見える、直情的な批判が、『歴史学研究』など「戦後歴史学」から登場する。ただし、上記の感情に即したものと判断されるような批判の類は、自由主義史観の研究者からも噴出している。

こうして見ると、感情によって展開される批判が、建設的な議論に結びつかないことは明白である。「相手の考察は、歴史学から踏み外している」という言葉だけでは、結局は何の説得力も持たない上に、自らが建設的な議論の道を閉ざしてしまうことによって、歴史学研究者の資格を放棄している。現代の日本の歴史学研究者たちは、このことを明確に認識する必要がある。

この点に関しては、『歴史学研究』第 712 号 (1998 年 7 月) において、伊健次は「韓国に『修正主義』はあるのか」という論文で次のように指摘している。

韓国では、近年において、日本の植民地政策に対する歴史研究が盛んであるが、相反する主張も、出現するようになった。日本の植民地政策の一部を評価しようとする学説（植民地近代化論）や全くの全否定を行う学説（植民地近代（性）論）にも、様々な研究者が存在しているが、その論争は次第に、いわば善と悪という二項対立的な思考方式

に変化しつつある。

実際、植民地近代化論に対する、植民地近代（性）論の反論の仕方を見ても、そこは植民地近代化論者の主張に対する恣意的解釈のみならず、歴史的事実の一方的把握、自己の主張を押し通そうとする狭隘で独善的・排他的な論法が見られる。

自らの主張に反対する者を排除しようとするが、「反日」を唱えながら、内面的には「親日」的であり、民族矛盾や階級矛盾、そして独裁権力については批判をしない。他者の責任は追求しても、自己の責任については言及せず、大衆扇動のように主に情緒に訴えようとする。

言わば、全面拒否、一刀両断の高姿勢であるが、こうした言い方は決して、今日の韓国の客観的条件に肯定的に対応するものとは思われず、むしろ韓国の人びとの歴史認識を曇らせ、政治経済状況の変化によっては社会全体を独善的・排他的な方向に導いていく役割を担うのではないかと危惧している⁴⁰²。

以上が、伊健次の主張の内容であるが、こうした韓国内情を批判した伊の主張は、「植民地近代化論」を「自由主義史観」に、「植民地近代（性）論」を「戦後歴史学」に換言すれば、そのまま日本国内の状況を表すことができよう。

特に、伊の指摘で注目すべき点は、歴史学研究者同士の「全面拒否、一刀両断」の論議が、やがて国民の歴史認識を曇らせ、状況によっては社会全体が独善的・排他的な方向に進んでいく危険性に言及していることである。

2014年に、新大久保にて「在日朝鮮人の特権を許さない市民の会」、通称「在特会」が在日朝鮮人を差別するデモ活動が問題視され、大阪や東京などの都市では「ヘイトスピーチ」に関する規制法を制定しようとする動きが出ている。こうした市民の運動が起す問題も、その背景として、研究者たちの非建設的な議論に原因があったのではないだろうか。

伊の主張がどこまで説得力を持つかは分からないが、少なくとも、歴史学研究者の責任や使命を終戦直後から考えていた「戦後歴史学」にとっては、このことを考察すること自体は重要な事柄であろう。

そのためには、先にまとめた発言内容をもう一度見直し、「全面拒否、一刀両断」の論議に傾いていないかを検討する必要がある。

次に、歴史学の政治的な結びつきについても、考察を進めていきたい。冒頭において、歴史認識問題のひとつである「南京事件」に関して、中国政府は2014年に12月13日

を「国家哀悼日」として制定したことを述べた。

その中で、習近平総書記は演説にて「30 万人の同胞が痛ましく殺害された」という発言を行った。同事件への犠牲者数は、未だに日本と中国では隔たりが存在する。日本軍の大虐殺を主張する「肯定派」でも、最大が 20 数万人であり、それも南京城外における犠牲者数も含めている。しかし、中国側の研究者の多くは、南京城内において 30 万人が殺害されたと主張しているのである。

こうした学術的な検証の決着がつかぬまま、中国政府が記念式典にて「30 万人の犠牲者」と発言すれば、少なくとも、中国国内における研究者たちは 30 万人以外の学説を提起することが難しくなることが予想される。また、「未来をひらく歴史」における協議の席でも、政治的な意志が尊重され、学術的な国家間の検証自体が危うくなることも考えられるであろう。

このような、国家の式典などによる歴史の記憶化は、時に研究者間の学術的な考察を阻害する可能性を含んでいる。成田龍一は、歴史とは無数の出来事の中で、何を記憶するかによってその姿を浮かび上がらせるものであると説明している。

しかしこのことが、社会的なイベントやキャンペーンとなり、記念碑の建立やセレモニーが開催されると、事の本質は、歴史学からはみ出してしまう。歴史的出来事を社会的なキャンペーンとするには、ある種の政治的動機が働いていると、成田は考察する。

そのことにより、政治的セレモニーによって焦点化された歴史的出来事は、単純な記憶や歴史学の領域の問題ではなくなってしまう。そうすると、今度は、そのことに対抗する記憶と顕彰が出現すると成田は分析している⁴⁰³。

すなわち、国家が、無数に存在する歴史的出来事の中からひとつだけ拾い上げて、それを国家予算の使用の議論も含めて、政治家が主導して行うからには、何らかの政治的目的が存在している可能性が高いのである。

今回の中国政府による「南京事件」の政治的記憶化が何を目的としているかは明確には判明しないが、この式典もまた、極めて政治的な力学が発動した結果と考えたほうが妥当であろう。

では、国家による歴史の記憶化は常に批判せねばならないのだろうか。もう一度、中国国内における「南京事件」を例にして考えてみたい。中国では、中国共産党中央委員会が主導となり、1985 年に南京大虐殺記念館（中国名称では、侵華日軍南京大屠殺遇難同胞記念館）が建設された。記念館完成に当たり、中国国民の「南京事件」に対する

関心はさらに高まり、これが高じて、研究者による資料発掘も、それまで以上に進展することになった。2007年には、新資料展示のために拡張工事も行われている。

つまりは、政府が記念館を建てたことにより、従来よりも研究の発展が促進されたという事実も確認できるのである。もし、当時の中国共産党に、「戦争による悲惨さを広く国民に知ってもらいたい」という目的があって、記念館が建設されたのであれば、この点は日本の原爆記念館に類似する点もあるかもしれない。

ここで注意深く考えねばならない点は、政府が後押しした歴史的出来事の記憶化によって噴出した新資料を、どのように選定するかという問題点である。新しい資料が発見されれば、記念館にも展示されることにもなるであろうし、学説の新証拠として紹介される場面も出てくるであろう。しかし、学問的な力よりも政治的な力が大きかった場合、これらの新資料の選定は、極めて杜撰になってしまう。

そのひとつの例証が、第五章で紹介した松岡環の『南京戦 閉ざされた記憶を尋ねて 一元兵士 102 人の証言』の内容が、「南京事件」における日本軍の虐殺の証拠として展示されている点である。

この本が、学術的な検証に耐えうる資料的価値をほとんど有していない点は、既に述べた通りであり、現在では日本の「肯定派」の研究者でも引用しようとはしない。それにも関わらず、中国の記念館では、その書籍に登場した証言が紹介されており、松岡が元兵士に聞き取り調査を行っている様子を再現した蠟人形まで展示されている。

なぜ記念館側が、日本国内ではほとんど採用されなくなった松岡の調査結果を「南京事件」の証拠として展示しているかは分からない。ただし、松岡が「南京事件」に関する公演を南京市から依頼されていたり、中国の新聞である『人民網』で「日本の良心」と紹介されていること⁴⁰⁴と無関係ではないかもしれない。

日本と中国の「連帯」・「友好」に亀裂を生じさせないように、松岡の調査結果の不備を指摘する声が、中国人研究者の中にも存在していることも考えられるだろう。しかし、もしそうであったとしても、これは政治的な判断であり、学問的な立場を堅守してはいない。こうした資料の選定において、学問的立場を優先させるか、政治的立場を優先させるかの分岐が出現するという点は、政治的歴史的出来事の記憶化を考える上では、十分に注意しなければならないであろう。

韓国との事例で言えば、2011年に日本大使館前に慰安婦像が建立されたことにより、「従軍慰安婦」問題が再び国家による記憶化がなされたと言えよう。このことから、

韓国国内では、元慰安婦の証言に疑問を挟む余地が、さらに少なくなったことを表している。

第五章にて、安秉直が元慰安婦の証言で信用に足りるものはほとんどないという判断を下したことを説明したが、安はこの調査結果によって、日本軍による強制的な拉致という犯罪行為はなかったのではないかという結論を韓国国内にて述べた。その結果、安は激しい批判を受けたが、それでも研究を進めることができた。

しかし、韓国政府による「従軍慰安婦」問題の政治の記憶化が進行するにつれて、こうした安のような研究者には、学術的な手法を踏まないやり方で批難されることになる。

その例として、朴裕河が2013年に韓国で出版した『帝国の慰安婦』騒動を挙げることができる。朴は、旧日本軍の従軍慰安婦の全体像を知った上で、早急に問題解決を図ろうと呼び掛けるために本書を執筆したという。2014年には、朝日新聞出版より日本語訳の書籍が刊行されている。

本書において、朴は、元慰安婦を「民族の娘」とシンボル化し、日本に国家賠償を求める支援団体への批判も展開している。内容としては、辛い体験を強いられた慰安婦たちを、1990年代からまた新たに20年以上も「韓国の自尊心」の中心に立たせてしまったことは、酷なことではなかっただろうか、と元慰安婦の支援団体へ疑問を投げかける文章から始まる。

そして、その慰安婦の中には、日本兵と恋をしたり、慰安を「愛国」とすることを考えていた者も存在し、慰安婦問題の国家規模の支援活動は、そうした記憶をも抑え付けねばならなかったという。

完璧な被害者であることを強制され、朝鮮人業者や親に対する憎しみも、戦後から約50年間覆い隠してきたが、「従軍慰安婦」問題は、そうした当事者たちの「今、ここ」の苦痛は十分に顧みられない問題がある⁴⁰⁵と、朴は考える。

実際に起こった事例として、挺対協との深刻な葛藤を起こして、元慰安婦の水曜デモへの強制的な参加をやめさせるようにとの訴訟を起こした元慰安婦の紹介を行っている。結果的に、その元慰安婦の声は韓国社会では注目を浴びることもなく、挺対協に対する批判と恨みを込めた遺書をインターネット新聞社に預け、2008年に逝去したという。

韓国では、朝鮮人慰安婦が日本軍に強制連行され、「性奴隷」生活を強いられたと考える人が多いが、日本軍の関与と責任を強調しつつも、慰安婦の自由を抑圧した主体は

日本軍だけでないことも本書は指摘している。

そして、当時の朝鮮半島において、人身売買などで募集して軍に引き渡し、管理した（朝鮮や日本の）業者や雇い主こそが直接的に自由を束縛した主体だったことに言及するのである。この点は、秦郁彦や西岡力の論理に近い。

その上で、「従軍慰安婦」問題は、今や「韓国が守るべきもの」の象徴となり、単なる歴史認識問題を超えて、韓国の誇りをかけた「なんとしても韓国の言い分を通さねばならない問題」になったことを強調する⁴⁰⁶。こうした指摘を見ると、韓国もまた、政治による歴史の記憶化によって、学術的な考察に弊害が現れていることが窺える。

朴は、こうした事態を打開するためには、朝鮮人慰安婦に関する理解を朝鮮人自身で変えなければならないと訴えている。さらに、ソウルの日本大使館前に建てられた「少女像」に対しても、朴は、韓国に好意的だった日本人にも韓国に背を向けさせ、無関心にさせたと批判的に論じている。

しかし、朴の『帝国の慰安婦』が出版されてしばらくした後、元慰安婦を「売春婦」、「日本軍協力者」と侮辱したとして、同書籍の販売差し止めを求めた仮処分申請の初審理が2014年6月9日のソウル東部地裁で起こった。出廷した元慰安婦は5人で、著者の朴が被害者の名誉を毀損し、精神的な苦痛を与えていると訴えた。該当する箇所としては、同書籍が慰安婦について、「基本的に日本の軍人と同志的關係を結んでいた」という記述であり、その内容に反発したのだという。

この件に関しては、朴も多少言及しており、原告は元慰安婦の名前になっているが、実質的には元慰安婦たちの休息空間である「ナムムの家」の管理所長とその依頼を受けた顧問弁護士による提訴であったとしている⁴⁰⁷。

朴は答弁書で、慰安婦被害者を「売春婦」や「日本軍協力者」と記述したのは歴史的な事実に基づくものと主張したという。また、『『何も知らない純粋な少女が軍人に強制的に連れ去られた』というのが一般的な認識だが、慰安婦制度は基本的に賃金労働だった』ということも述べた。その上で、「朝鮮人の慰安婦を『協力者』と記述したのは、植民地だった朝鮮の現況を正確に見るためだった」と説明し、「その協力に『心』が存在したかどうかは関係がなく、慰安婦被害者を罵倒したものではない」という旨の内容を記した。

これを受けて、元慰安婦らは審理後に記者会見を開き、「歴史の生き証人がここにいる。（朴が）親日派でないのならば、売春婦という言葉は口にするにはできないはず

だ」と批判した。「日本の妄言を防ぐどころか、日本と同じ論理の本を出して金を稼ぐ人間が学生を教える教授なのか」と嘆いたとも言われている⁴⁰⁸。

この事件を受けて、産経新聞の黒田勝弘は、かつて「慰安婦の強制連行はなかった」と主張した李栄薫が、会見の場で土下座を強要され、殴る蹴るの暴行を加えられた事件を紹介し、それを朴の裁判に絡めて言及した。対日問題で客観的な論文を書いた人物に対して、論を戦わせるのではなく、言論封殺の憂き目に遭わせるのが韓国の流儀なのだ、と黒田は指摘している⁴⁰⁹。

朴と李が経験したこのような現象は、「従軍慰安婦」問題を国家の歴史的出来事として記憶化したことにより、朴の指摘にもあるが、慰安婦を「日本の戦争犯罪の被害者」として象徴化したために起こったものである。

そのため、これに対する反論は、法的手段や暴力という「全面拒否、一刀両断」の姿勢によって押さえ込もうという行動が、韓国の歴史学研究界においてさえ黙認されるようになってきているのかもしれない。

いずれにしても、韓国においても歴史の政治的記憶化は、学術的な歴史学を圧迫する現象を起こしていると言えるだろう。

「従軍慰安婦」問題に関しては、日本についても考察を行う。日本は、加害者側の立場にあるので、「南京事件」も含めた歴史認識問題において自国の記憶には成さないが、ここでは、第五章で紹介した植村隆の新聞記事に関するその後の経緯を見ていきたい。

植村は、1991年8月11日と12月25日の『朝日新聞』において、日本で初めて元慰安婦である金学順の証言を記事で紹介したが、「キーセンで売られた」という重大な事柄が抜け、代わりに、日本軍の強制によって慰安婦にされた記事を書いたことは既に述べた。

この疑惑について、『朝日新聞』は2014年8月5日、6日に渡って、自社の記事における「従軍慰安婦」問題を取り上げた記事の全てを検証するという特集を組んだ。内容としては、吉田清治の旧日本軍による朝鮮人女性の強制的連行証言に関する16本の記事の全文・一部を取り消しが中心であったが、その中に、植村が報道した先のふたつの記事も議題に昇っていた。

その内容は、植村が資料を誤用し、間違った事実を記載したことを認め、記事訂正を行った。『朝日新聞』は、検証記事中において、①元慰安婦の支援団体の幹部である義母から便宜を図ってもらった、②金学順がキーセン学校に通っていたことを隠し、人身

売買であるのに強制連行されたように書いたという 2 点の批判も紹介した。

①については、「挺対協から元慰安婦の証言のことを聞いた、当時のソウル支局長からの連絡で韓国に向かった。義母からの情報提供はなかった」と植村が否定したことを根拠に便宜供与はなかった結論した。②についても、「証言テープ中で金さんがキーセン学校について語るのを聞いていない」「そのことは知らなかった。意図的に触れなかったわけではない」という植村本人の説明を元に「事実のねじ曲げは意図的に行われていなかった」と説明した。

しかし、西岡などが指摘した、高木弁護士との同行聞き取りでも、訴状にも載せていたキーセンの身売りとは別の話が出てきた矛盾点は、ここでは判然としない。少なくとも、同年の 8 月 15 日には韓国の新聞紙である『ハンギョレ新聞』には、キーセンに 40 円で売られた話が明記されているのだから、植村が全く気付かなかったと考えるには不自然な釈明であった。

そのような反応が読者から多く寄せられたかどうかは不明であるが、『朝日新聞』は代表取締役である木村伊量の指示により、慰安婦報道に関する調査及び提言を行う調査委員会を 2014 年 10 月 9 日に設置し、更なる検証を進めた。

この調査会の報告によって、植村は、記事で取りあげた金学順は「だまされた」事例であることをテープ聴取により明確に理解していたにも関わらず、記事前文に、『『女子挺身隊』の名で戦場に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』のうち、一人がソウル市内に生存していることがわかり』と記載していたことが判明した。

調査会は、本人が女子挺身隊の名で連行されたわけではないのに、「女子挺身隊」と「連行」という言葉の持つ一般的なイメージから、強制的に連行されたという印象を与えるもので、安易かつ不用意な記載であり、読者の誤解を招くものと言わざるを得ないと批判する⁴¹⁰。

この点に関しては、記事本文には、「17 歳の時、だまされて慰安婦にされた」との記載もあり、植村も、あくまでもだまされた事案との認識であり、単に戦場に連れて行かれたという意味で「連行」という言葉を用いたに過ぎず、強制連行されたと伝えるつもりはなかった旨を説明していたという。ここが、恐らく 8 月の検証記事で使用された部分であろう。

しかし、前文は一読して、記事の全体像を読者に強く印象づけるものであること。「だ

まされた」と記載しているが、「女子挺身隊」の名で「連行」という強い表現を用いているという 2 点に、調査会は注目する。これらの点により、記事全体が、強制的な事案であることを読者に植え付けかねないとして、安易かつ不用意な記載である結論を覆さなかった。決定的だったことは、「だまされた」ことと「連行」とは、社会通念あるいは日常の用語法からすれば両立しないという意見が、委員会内で大勢を占めたことであった。

さらに、『ハンギョレ新聞』等が、金がいわゆるキーセン学校の出身であり、養父に中国まで連れて行かれたことについて報道していたこと。また、日本国内 2 回目の報道である 12 月 25 日の記事以前には、元慰安婦らによる日本政府を相手取った訴訟が提起されており、その訴状には本人がキーセン学校に通っていたことが記載されていたこと。これらの点から、植村も 12 月 25 日掲載の記事作成時点までに、「これを了知していた」⁴¹¹と調査会は判断した。

最後に、調査会は、「キーセン学校に通っていたからといって、金氏が自ら進んで慰安婦になったとか、だまされて慰安婦にされても仕方がなかったとはいえないが、この記事が慰安婦となった経緯に触れていながら、キーセン学校のことを書かなかったことにより、事案の全体像を正確に伝えなかった可能性はある」と指摘する。植村による「キーセン」イコール慰安婦ではないとする主張は肯定できるとはしながらも、「それならば、判明した事実とともに、キーセン学校がいかなるものであるか、そこに行く女性の人生がどのようなものであるかを描き、読者の判断に委ねるべきであった」と植村の不手際を主張している⁴¹²。

こうした調査会の内容は、8 月の検証記事ほどは日本国内には広まらなかったが、インターネット上でも閲覧することができる点、また、何よりも日本国民全体が、「従軍慰安婦」問題に対して大きな関心を寄せていたということも相まって、小さくない反響を呼び起こした。

その中で、再び、「脅迫」という問題が発生する。『朝日新聞』の 8 月の検証記事以来、『朝日新聞』そのものに対する非難が噴出ようになるが、植村にも、そうした非難の手紙やメールが多く寄せられたという。

特に問題となった事例が、植村の娘の顔写真がインターネット上に公開されたこと、植村が非常勤講師として務める北星学園大学に講師を辞めさせるように訴える電話や手紙が数多く寄せられたことであった。

このことに対して、植村は、2014年12月2日の『ニューヨーク・タイムズ』（電子版）にて、「いじめ」、「脅迫」だとして、その不当性を訴えた。記事によると、植村は「安倍首相ら国家主義的な政治家たちが『脅迫的な手法で歴史を否定しようとしている』」、「（右派が）われわれをいじめて黙らせようとしている」⁴¹³などと述べている。

また、「従軍慰安婦」問題に関しては、「軍が占領地で女性をかき集め、軍が運営する慰安所で働かされた」と見なしつつも、「日本軍が韓国で女性の連行に直接関与した証拠はほとんどない」ことを言及した。さらに、植村は、慰安婦募集の強制性を認めた河野談話の見直しを求める人たちを「（歴史）修正主義者」と断じている。

しかし、こうした主張が、日本国内では行われなかったため、産経新聞などが翌日には植村に取材を申し込んだが、植村は応じなかったという。この植村の行動が、日本国内の動きを更に活発化させた。

12月4日の『J-CAST ニュース』では、「慰安婦記事書いた元朝日記者の言い分に『被害者ぶるな』の声」として、このことを報じている。記事の内容は、植村の『ニューヨーク・タイムズ』での発言は波紋を広げたが、言い分に賛同する声は少なく、「被害者ぶるな」と批判が集まっている、というものであった。

このような結果となった要因として、該当記事では、政府や歴史修正主義者への批判は込められているが、自身が『朝日新聞』にて「慰安婦の強制連行」を誤解させた反省や謝罪が一切行われなかったことを挙げている。

同様に、日本メディアの取材になぜ応じない姿勢が、かえって火に油を注いだと指摘している。「いじめ」や「脅迫」という言葉を選んだことから、「この期に及んでまだ被害者ぶるか」や『ニューヨーク・タイムズ』でこんな出鱈目な反論をする前に、日本の他のメディアの取材に応じるべき」と厳しい批判がツイッター上に並んだ事柄を紹介しつつ、『J-CAST ニュース』も植村を批判する⁴¹⁴。

こうした批判の声が大きかったのか、植村は2015年1月9日、東京・有楽町の外国特派員協会で記者会見を開き、週刊誌記事などで「捏造」と批判されていることについて、「私は捏造記者ではない。不当なバッシングに屈するわけにはいかない」と主張した。

会見などのセッティングは、日本の弁護士ドットコムという組織などが中心となり行われた。記者会見の冒頭では、植村が会見スピーチを読み上げ、会場からの質問に答えるという形式であった。「私は捏造記者ではない」という植村のスピーチは、以下の通

りである。

みなさま、お忙しいところ、私の記者会見に来ていただきまして、ありがとうございます。パリの新聞社襲撃事件で多数の記者たちが亡くなったことに、本当にショックを受けています。1987年5月には私の同期の小尻知博記者が支局を襲撃されて殺される事件がありました。同じジャーナリストとして、こうした暴力には絶対に屈してはいけないと改めて思いました。

私が非常勤講師として勤めている北星学園大学にも昨日また、脅迫状が送られてきました。匿名性に隠れた卑劣な脅迫行為は、絶対に許すことができないと思います。なぜ、北星学園大学に脅迫状がくるかということ、私がそこに勤務しているからであります。去年、週刊文春の記事で、私が「捏造記者だ」というレッテル貼りをされました。それで、まったく私の記事とは関係ない大学にまで、こうした脅迫行為がおこなわれています。

私は訴訟準備のために東京にいて、大学には行っていなかったのですが、私のために大学が脅迫にさらされることに心が痛みます。本日、週刊文春を発行する文藝春秋および、その週刊誌にコメントを発表した東京基督教大学の西岡力氏の兩名を名誉毀損の被告として、裁判を起こしました。私は私の人権、私の家族の人権、家族の友人の人権、勤務先の北星学園大学の安全を守るために、この訴訟を起こしました。

(中略)

1年前の週刊文春(2月6日号)の記事に、1991年8月の記事が批判的に紹介されました。この見出しを見ていただければわかりますが、「慰安婦捏造 朝日新聞記者がお嬢様女子大学の教授に」とあります。

西岡氏はこの週刊誌のコメントで、私の記事に対して、「強制連行があったかのように記事を書いており、捏造記事と言っても過言ではない」とコメントしています。

(私の記事では)本文2段落目に、「女性の話によると、中国東北部で生まれ、17歳のときにだまされて慰安婦にされた」と書いてます。そこには触れないで、(西岡氏は)「強制連行があったかのように書いており、捏造」としています。これはフェアではないと思います。

私の記事はリードで「女子挺身隊」という言葉を使いました。当時、韓国では慰安婦のことを女子挺身隊、あるいは挺身隊という言葉で表現していました。しかし、西岡氏は1992年4月の文藝春秋で、「重大な事実誤認」と批判していました。その当時、西岡氏は、「朝日に限らず日本のどの新聞も、金さんが連行されたプロセスを詳しく報じず、大多数の日本人は、当時の日本当局が権力を使って金さんを慰安婦としてしまったと受け止めてしまった」と書いています。

しかし、その後は、私だけを狙い撃ちにして批判しています。98年頃から、批判が「捏造」という言葉に変わりました。同じ1991年の記事に対して、評価を変えてしまっているのです。フレームアップだと思います。結局、その流れで、去年の2月の週刊文春の記事は私を「捏造記者」とレッテル貼りしました。これはフレームアップの延長線上だと思います。

この記事が原因で、私の転職先の神戸の女子大学にいやがらせのメール、電話が多数殺到しました。そして私がいま勤務している北星学園大学にはさらに多くの抗議のメールや電話がくるようになりました。抗議電話の一部は、インターネット上に公開されて、さらに憎悪が煽られています。

標的は大学だけではありません。私の家族、娘にまで及びました。娘の写真がインターネット上にさらされ、誹謗中傷が書き連ねられています。たとえば、「こいつの父親のせいで、どれだけの日本人が苦勞したことか。おやじが超絶反日活動で、贅沢三昧に育ったのだろう。自殺するまで追い込むしかない」。私のパートナーは韓国人です。つまり、私の娘は父親が日本人で、母親が韓国人なのです。娘に対してヘイトスピーチのような、コリアンを差別するようなコメントも書かれています。

週刊文春の「捏造」というレッテル貼り、そして西岡氏の言説が、結果的にこうした状況を引き起こしたのだと思います。私は言論の場でも手記を発表して反論しています。それだけではなく、法廷でも捏造記者ではないことを認めていただこうと思っています。

私は「捏造記者」ではありません。不当なバッシングに屈するわけにはいかないのです。⁴¹⁵

このスピーチで特徴的な点は、植村は、まず挨拶の冒頭にて、2日前の1月7日に起こったパリの新聞社襲撃事件を挙げて、自身も「言論侵害の暴力による犠牲者」として

の新聞記者に写し合わせようとしている点である。1987年に起きた『朝日新聞』阪神支局襲撃事件にも遡って、併せて言及していることから、「自分もこれらの事件で殺害された正義のジャーナリストである」という姿勢で会見に臨もうとしている意図があることは明らかであろう。

また、具体的な説明はなされていないが、2014年の『週刊文春』にて、本論文でも紹介した西岡力が、植村を「捏造記者」というレッテル貼りをされたことを指摘し、『文藝春秋』と西岡を名誉毀損の被告として、裁判を起こしたことを発表している。裁判を起こした背景には、植村は、自身の人権、家族の人権、家族の友人の人権、勤務先の北星学園大学の安全を守るためだと説明している。

異論に対して、言論ではなく、裁判という手段を取るという歴史の政治的記憶化を指摘した韓国の事例に当てはまりそうであるが、植村は、言論の場でも手記を発表して反論していると主張している。しかし、具体的にどのような場で、どのような論文を駆使して反論しているかは判明しない。

このスピーチでは、西岡の『週刊文春』の指摘にある「強制連行があったかのように記事を書いており、捏造記事と言っても過言ではない」という文章を取りあげている。西岡への反論として、植村は、当時の該当記事本文2段落目に、「女性の話によると、中国東北部で生まれ、17歳のときにだまされて慰安婦にされた」と書いているので、捏造ではないと主張している。

しかし、先に紹介した『朝日新聞』の調査会は、そのように書いた植村の記事は、読者に「強制連行」と誤解を与えるような「安易かつ不用意な記載」があったことを批判しているのである。「捏造」と「安易かつ不用意な記載」では言葉の意味に違いが出てくるかもしれないが、少なくとも、植村は当時の自分の記事に落ち度はなかったという認識を示していると言えよう。

何より重大な事柄は、調査会の調べにより、植村は12月25日の記事掲載の時点では、金学順が「キーセンに売られた」という事実を認知していたことが判明していたという点である。

この点が本当に真実であるならば、植村は、1991年12月25日以降の『朝日新聞』にて、その過ちを訂正できる機会がいくらでも存在したにも関わらず、それを行わなかったという責任問題が出現することになる。植村は、そのことに関しては言及していない。過去に執筆した記事が事実誤認であると分かっているながら、その訂正を放置したこ

とが「捏造」になるのかが、裁判では争われそうである。

最後に、植村は、自分は「捏造記者ではない」とことと「不当なバッシングには屈しない」という主張で終えているが、ここでも、過去の「安易かつ不用意な記載」に関する反省と謝罪は行われなかった。

植村の記者会見を、どれ程の日本人が視聴したかは分からないが、弁護士ドットコムが記者会見全編を You Tube にて動画 (<http://www.youtube.com/watch?v=fPpV-oxDLsU>) をあげているが、動画内容への「高評価」が 2015 年 9 月 5 日までで 19 件、同じく「低評価」が 106 件となっている。また、動画下にあるコメント欄では、植村の説明を批判する内容が多く寄せられており、全体としては、日本国民にはあまり受け入れられなかったようである。

『歴史学研究』第 927 号 (2015 年 1 月) では、植村の記者会見が行われる前に採択された声明、「政府首脳と一部マスメディアによる日本軍『慰安婦』問題についての不当な見解を批判する」(2014 年 10 月 15 日) を掲載している。

内容としては、2014 年 8 月 5 日・6 日の『朝日新聞』の検証記事によって、あたかも日本軍「慰安婦」の強制連行の事実が根拠を失ったかのような言動が相次いでいることを憂慮する声明となっている。

歴史学研究会は、2013 年 12 月 15 日に、日本史研究会との合同シンポジウム『「慰安婦」問題を／から考える－軍事性暴力の世界史と日常世界』を開催するなど、日本車「慰安婦」問題について、歴史研究者の立場から検討を重ねてきたことを主張する。そうした立場から、「従軍慰安婦」問題に関する不当な見解に対し、5 つの問題を指摘している。

第一に、『朝日新聞』の「誤報」によって、安倍首相は 2014 年 10 月 3 日の衆議院予算委員会にて、「日本のイメージは大きく傷ついた。日本が国ぐるみで『性奴隷』にしたと、いわれなき中傷が世界で行われているのも事実だ」と答弁したことを批判する。これは、慰安婦の強制連行について、日本軍の関与を認めた河野談話を継承するという安倍首相も認識した政策方針と矛盾しているという。また、河野談話は吉田証言を根拠にして作成されたものでないことは明らかであり、今回の『朝日新聞』の記事取り消しによって、河野談話の根拠が崩れたことにはならない。河野談話を掲げつつ、その実質を骨抜きにしようとする行為は、国内外の人々を愚弄するものであり、加害の事実に向き合うことを求める東アジア諸国との緊張をさらに高めるものと言わなければな

らないと指摘する。

歴史学研究会のこの指摘であるが、既に第五章で説明したように、河野談話は、日本軍の「強制連行」を示す資料が見つからないまま採択された談話であり、日本の官憲による強制性を表す「関与」は、河野官房長官が個人で急遽入れ込んだ言葉でしかなかった。元慰安婦の証言を検証した『証言集』も、説得力のある証言は存在しないと指摘した西岡力の考察も後に行われている。これらの点を考察に入れていない限り、歴史学研究会の第一の問題点は説得力に欠けるであろう。

第二に、吉田証言の真偽にかかわらず、日本軍の関与のもとに無理矢理に連行された慰安婦が存在したことは明らかであることを指摘している。吉田証言の内容については、1990年代の段階ですでに歴史研究者の間で矛盾が指摘されていたことに触れながら、日本軍が関与した慰安婦の連行の事例については、甘言や詐欺、脅迫、人身売買を伴う、本人の意思に反した連行も含めて、「強制連行」と見なすべきであるとする。

これに関しては、インドネシアのスマランや中国の山西省における事例などで既に明らかになっており、朝鮮半島でも被害者の証言が多数存在しており、その暴力性について疑問をはさむ余地はない。これらの研究成果に照らすなら、吉田証言の内容の真偽にかかわらず、日本軍が慰安婦の「強制連行」に深く関与し実行したことは、揺るぎない事実であると主張している。

インドネシアのスマランの事例は、第五章で紹介した西野瑠美子の論文を指していると思われる。この点に関しても、同章における西岡の反論があるので、その西岡論への「再反論」がなされなければこれも説得力を持たせるには難しい。中国の山西省に関しては、具体的にどの論文を指しているかは不明であるが、現在においても「強制連行」を証明する資料が出現していないので、この事例も元慰安婦の証言が基になっていると考えられる。証言内容を全て公開し、歴史学学界において広く、建設的な学術検証を行う必要があるであろう。

また、甘言や詐欺、脅迫、人身売買を行った主体は、民間業者であるので、軍は当時においてそのような悪徳業者を取り締まっていたことを示す資料も発掘されている。このことに関しては、日本の軍と朝鮮人民間業者の関係性をさらに詳しく考察しなければならない。

第三は、「強制連行」の事実だけではなく、慰安婦とされた女性たちが性奴隷として筆舌に尽くしがたい暴力を受けたことである。動員過程の強制性のみならず、動員され

た後、居住・外出・廃業のいずれの自由も与えられず、性の相手を拒否する自由も与えられない「性奴隷」の状態に置かれていたことが明らかにされていることを強調している。

この件に関しても、既に述べたように、米軍が1944年にビルマで捕虜になった20名の慰安婦を調べた公的な調査報告は、借金を返せば自由に帰国できたことや、廃業させない悪徳業者を軍が取り締まって廃業させたという話、性の相手を拒否できた話を明記している。

西岡が指摘したように、この問題点に関しては、個々人の証言だけを基にして、日本軍全体の慰安所の性格を統括することは、難しいであろう。

第四には、日本軍「慰安婦」に対する直接的な暴力だけではなく、「慰安婦」制度と日常的な植民地支配、差別構造との連関性を指摘する。性売買の契約に「合意」する場合があったとして、その「合意」の背後にある不平等で不公正な構造の問題こそが聞かれなければならない。日常的に階級差別や民族差別、ジェンダー不平等を再生産する政治的・社会的背景を抜きにして、直接的な暴力の有無のみに焦点を絞ることは、問題の全体像から目を背けることに他ならないとしている。

この点に関しては、現代的な歴史学の考察観点であるので、有力な批判となるであろう。ただし、ここで注意せねばならない点は、性売買の契約に「合意」した背景は、金学順の証言にあったように、「貧困による身売り」という当時の朝鮮半島で発生していた社会問題の側面も含めて考察していかねばならないことである。

日本においても、農村の不況によって、村娘が「身売り」されてしまう社会問題が起こったが、朝鮮半島においては、それが日本の植民地支配によって、そのような「貧困による身売り」が発生したのか、あるいは、植民地支配される前の段階でその要因が既に朝鮮半島で存在したのかという学術的な考察も行わねばならないだろう。

第五に、一部のマスメディアによる『朝日新聞』記事の報じ方とその悪影響が看過できないと主張している。その事例として、植村が非常勤講師を勤めている北星学園大学のことが紹介されている。

個人への誹府中傷はもとより、所属機関を脅迫して解雇させようとする暴挙が発生していることを指摘し、これは明らかに学問の自由の侵害であり、断固として対抗すべきであることを強調している。

解雇処分の苦情は理解できなくもないが、何の罪もない大学に向けて、何らかの脅しをかけてくる行為は、許されるものではない。しかし、歴史学研究会は、植村個人への

誹謗中傷は擁護するが、肝心の植村本人が未だに過去の記事に対する訂正記事や反省・謝罪を行っていないことに関しては言及していない。

このことは、植村を本問題における一番の被害者と認識しているためだと思われる。しかし、この問題で一番の「被害者」は誰であろうか。先に紹介した、弁護士ドットコムがあげた動画の中で、20分40秒くらいの場面で、植村が自身を誹謗する手紙を見せているが、その内容が「出ていけこの学校から」という文章が映し出されていた。

これを見て、「この」学校という表現は、北星学園大学に所属する人間にしか書けない表現ではないか、という意見がインターネット上で注目され、北星学園の生徒か職員が送ったのではないかという推測が一時賑わった。

真実は不明であるが、このことから分かる点は、一番の「被害者」は何の罪もない北星学園大学の生徒や教職員である。植村が過去の記事に対する反省や謝罪を一切行わず、自分があたかも不当な圧力に苦しめられるジャーナリストであることを演出したために、今回の騒動が起こっているのである。

こうした観点も含めて考えなければ、歴史学研究会の指摘した5つ目の問題点も、本質を突いている批判とは言えないであろう。歴史学研究会は、最後に、安倍政権に対し過去の加害の事実と真摯に向き合い、被害者に対する誠実な対応をとることを求めることを要求しているが、「従軍慰安婦」問題は今や、元慰安婦以外の「被害者」が登場するようになっているのである。

2015年2月18日に、『朝日新聞』の「従軍慰安婦」問題報道が原因で誤った国際世論が形成され、屈辱を受けたとして、米国在住の日本人3人を含む約2千人が、朝日新聞社に海外紙などへの謝罪広告掲載や計300万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。

原告らは、『朝日新聞』は内容が虚偽だと分かった段階ですぐに訂正せず、日本人の国際社会の評価を低下させたと訴状で主張している。この裁判は2015年12月24日に審理に入ることが既に決定している。

歴史学研究会をはじめとして、「戦後歴史学」の人々は、アジア諸国との「連帯」・「友好」を信念にして、元慰安婦の女性らのみを「被害者」としているが、その行動の裏に、別の「被害者」が存在するようになったことにまだ気が付いていないようである。

この点も、学問としての歴史学の地位が揺らぎ、建設的な議論が少なくなったことの弊害である。もし、「戦後歴史学」に学問としての歴史学が明確に存在しているのであ

れば、先に紹介した、朴裕河や李栄薫が元慰安婦の証言を検証したことにより、裁判による書籍の差し止め訴訟が行われたり、暴行を加えられた挙句、土下座を強要されたことを学術的活動における問題点として指摘してしかるべきである。

このような状況が黙認されれば、証言に関する検証が実質不可能となり、証言者の発言は疑義を一切挟まずに「真実」として採用せねばならないことになってしまう。これは、歴史学を純粋に学問として扱っているのであれば、看過できない問題として捉えるはずである。

しかし、先の歴史学研究会の声明では、そのことは一言も指摘されていない。また、「従軍慰安婦」問題に関して、歴史学には過去の研究の実績があることを示しているが、過去において、秦や西岡が考察した「研究の実績」には目を向けておらず、結果的に、過去の主張を繰り返しているだけになっている。この点は、中国、韓国の政治による歴史的出来事の記憶化とは異なる問題点である。

しかし、究極的に言えば、日中韓のこうした問題の根幹には、歴史学が純粋な学問として確立されなくなっているという共通の原因が存在しているのである。こうした問題を解決するためには、まず、日本国内において、学問としての歴史学を再構築することが必要である。

そのために、前述した3つの条件である、「事実立脚性・論理整合性・反証可能性の確保」、「歴史の『断罪』ではなく、『理解』に留める」、「開放的で建設的な議論を行う」ことを、「戦後歴史学」だけでなく、全ての日本の歴史学界で徹底させることが求められる。

これらの条件が守られるようになれば、「戦後歴史学」を含めた日本の歴史学界はアジア諸国との「連帯」・「友好」を歴史考察の第一義として捉える感情的で政治的な議論から、純粋な歴史的事実を追求する学術的で建設的な歴史考察の議論を行えるようになるであろう。

日本が、そのような学問としての歴史学を再確立させることができれば、中国や韓国をも巻き込んで、日中韓の懸念材料である歴史認識問題を解消させる道が拓けるかもしれない。

結びに代えて

国際問題化した日本、中国、韓国の歴史認識問題から切り口を入れ、日本国内の歴史学の変遷を見てきたが、本論文では、学問における歴史学の再構築の重要性を説いてきた。それは、日本においては、戦後から現代に至る過程で、学問としての歴史学が、その学術的体系を崩してきたことを意味する。

終戦後の日本の歴史学に影響を与えたとされる「戦後歴史学」が、1980年代において、その歴史叙述を変化させたことが、その要因として考えられる。社会主義の理想を掲げ、帝国主義的支配者層と闘争し、勝利を掴むための人民闘争史からマルクス主義と階級概念を捨て、日本とアジアを明確に区別し、日本の過去の戦争責任を追及する歴史叙述へと変貌を遂げた。

それは一面においては、衰退する「戦後歴史学」の影響力を取り戻すために行われた「転換」だったのかもしれない。少なくとも、「戦後歴史学」は1982年の「教科書問題」以降に噴出する歴史学の政治問題化を抑制するのではなく、むしろ国際問題にまで飛躍する歴史学を歓迎するように、社会情勢に合わせた歴史叙述に切り替えたことは確かである。

本論文で言及した、家永三郎の教科書裁判の目的の変化や「南京事件」、「従軍慰安婦」問題が国際問題化した後に、組織的な研究が行われたことが、分かりやすい事例である。

これによって、かつて重要視されていた、科学的な歴史考察や歴史叙述に代わる近現代史の新しい視点が生まれ、アジアの人々との「友好」や「連帯」が歴史学において考えられるようになった。しかしその反動により、日本の歴史学は情緒に訴える歴史叙述に編重し、学問としての歴史学が重要視されにくくなっていることも事実である。

「歴史認識問題」という国際問題を解決しようと試みる日本人の研究者は多く存在する。しかし、日本国内の、上記で説明してきた歴史学の変遷に注目し、日本の歴史学界に問題を見出して、それを解決しようという機運はまだ小さい。

かつての「戦後歴史学」が行った、人民闘争史の歴史考察に戻れとは言わないが、終戦から日本の歴史学の行く末を案じ、学問としての立場を堅守しようとした遠山茂樹のような心構えを、現代の歴史学研究者は思い起こしてみる必要があるのではないか。そして国際問題として考える前に、国内問題として捉え直し、健全な議論を異なる立場の研究者たちと共に実践していく努力が求められる。

健全な議論とは、相互の主張のキャッチボールである。異なる立場にある人でも自身の意見が理解できやすいように考え、受け取りやすいように説明を行う。それを受けた相手は、今度は自分の意見を発してくれる。

投げ返してくれた相手の主張をしっかりと受け止め、よく吟味し、確認し、再度自身の意見を相手に投げる。この繰り返しが、学問としての歴史学における健全な議論である。

しかし、今の近現代史における日本の歴史学の議論の様子は、キャッチボールではなく、むしろドッジボールと言えなくもない。相手が投げ返してくれることを考慮せずに、一方的に自身の意見というボールを全力で相手に投げつけて、論壇というコートから退場させようとしているように私には見えるのである。

このようなことが行われているうちは、問題を解決に導くことなど不可能である。日本の歴史学に従事する研究者たちは、何よりも先に、学問としての歴史学を再確立させ、健全な議論が行えるように努めていかねばならないだろう。

では、そのためにはどうすれば良いのだろうか。本論文でも幾度か引用されている、イギリスの E.H.カーは、戦後の日本の歴史学に大きな影響を与えた歴史学者である。1962年に岩波新書から発行された『歴史とは何か』（清水幾太郎訳）は、教科書裁判を起こした家永三郎も参考文献に挙げたこともあり、多くの日本歴史学研究者に読まれた。

その中で、カーは、歴史の書物とは、それを書き記した人間の心を通して屈折してくるものであると説いている。すなわち、人間が書き残した歴史的な資料というものは、必ずしも「事実」が語られているのではなく、書き残した人間の価値観が映し出されているのである。そして同時に、それは、資料を基に歴史を考察する、現代の歴史学研究者も同じである。

このことから、カーは歴史家とは自分の好む事実を手に入れようとする生き物であり、この点から、歴史とは解釈の問題であることを指摘する。「歴史を研究する前に、歴史家を研究」せよ、という言葉は、この本質に触れてのことである。

歴史を解釈する主体である歴史学研究者の、歴史のおよび社会的環境を研究することも、今日の日本国内の歴史学界においては重要な事柄であるだろうし、国際問題となった歴史認識問題を考える上でも有効な手段となるだろう。

同じ資料を用いたにも関わらず、研究者間で見解の違いが現れるのはなぜか。あるいは、例えば、発見されている資料がふたつ存在するが、考察において使用したものはひ

とつのみで、もう片方の資料を用いなかったのはなぜか、という事柄が出た場合に、カーが先に指摘した言葉が説得力を持つことになるだろう。これは、様々な資料が乱立する「南京事件」や「従軍慰安婦」問題において、特に考えていかねばならない。

しかし、その前に、日本国内の歴史学の世界をもう一度見直す作業が必要である。感情面が突出したイデオロギー的議論から、歴史学の本来の姿である、科学的で建設的な議論を再開していかねば、歴史認識問題には取り組めないし、日本国内の歴史学そのものに危機が訪れることになる。

1990年代から、日本の歴史学はオーラル・ヒストリーなどの新しい手法を用いて、様々な歴史的資料を次々と発掘させていった。それに並行するように、様々な主義・主張が、溢れかえたのである。

成田龍一も、この時代に入ると、日本の歴史学は一挙に複雑となり、教科書をめぐっての「戦後歴史学」と自由主義史観の対立も、その中での動きとして捉えている。同時に、成田は、こうした歴史学界内部における対立が、日本の人々を歴史学から遠ざけている原因になっていることにも言及している。

こうした多くの日本国民による歴史学への敬遠は、司馬遼太郎などの歴史小説への関心の高まりとなって現れ、歴史に関心を抱きつつ、日本の歴史学への不信と不満を示すという、一見すると矛盾した現象が起こっているとしている。

成田のこうした指摘は、確かに「戦後歴史学」の研究者の中からも出てきている。2013年の『歴史学のアクチュアリティ』では、源川真希が、現代の学生はナショナリズムや歴史教育に関心を持っているが、それを歴史学ではない分野から議論しようという傾向があることを指摘している。

なぜ、歴史学は敬遠されるようになったのか。それは、本論文でも考察してきたように、歴史学が純粋な学問ではなくなってきたからではないだろうか。相手の主張は歴史学に基づいていないという一刀両断的で、批判の文章のみという排他的な研究者たちの態度は、「歴史は解釈」という歴史学においては基本的な学術姿勢から逸脱していると言えるだろう。

近現代史においては、日本の戦争責任を明確に記述するという「戦後歴史学」の理念の変更は、アジア諸国との「連帯」・「友好」を重要視する歴史学へと変質させていった。その点においては、従来の歴史考察では見落としていた歴史像を提供することができたと言えよう。

しかし、それは同時に、純粋な学問としての歴史学を遠ざけた。先行研究では、この点を歴史的背景から明らかにする考察が少なかった。アジア諸国との「連帯」・「友好」の問題として歴史学を扱ってしまうと、どうしても政治的力学によって歴史像が構成されてしまう部分も出てくる。

重要な点は、科学的学問の見地と「連帯」・「友好」理念とのバランスである。「つくる会」との論争によって、後者の面が強調されてきてしまっている点が問題となってきたのではないか。

「戦後歴史学」の研究者の中で、歴史認識問題の解決を表明した政府声明や日本の過去の戦争の犯罪性を認めた談話を挙げて、このような社会的公約がなされたのであるから、日本の戦争犯罪に異議を唱えることは国際的道義に反すると主張する者が現れることも、この問題を含んでいる。

こうした論理だと、従来の学説を見直す必要性を迫られる新資料が発掘されても、過去の政治的な声明や談話があるので、見直されるべきではないという主張が通ってしまう。これは、学問的ではない。「戦後歴史学」のひとつである歴史学研究会の第一の綱領では、「われわれは、科学的真理以外のどのような権威をも認めないで、つねに、学問の完全な独立と研究の自由とを主張する」とある。現状の「戦後歴史学」で、この点は守られていると言えるであろうか。

「戦後歴史学」を含め、日本の歴史学界は、この点を十分に考えていかなければならない。歴史学において、様々な学説や主張が展開されることは、決して悪いことではない。多様な意見が存在することは、それらをうまく吸収することができれば、歴史学そのものの充実に繋がるはずである。

注意しなければならないことは、カーが指摘したように、それらの研究者が、どのような姿勢や研究方法を行ったかを考察することである。特に近現代史においては、「戦争の悲惨さ」という感情を捨て去ることが難しい事柄が、研究において重視されることになった。この流れは、もはや止めようがないであろう。

ならば、この点を、より学術的な議論に発展させるよう努力すべきである。そこで有効な手段となるのが、「研究者を研究せよ」というカーの言葉である。先に紹介した源川は、日本の社会が大きく変わったことにより、カーの歴史学における論理を学生に教えることが難しくなったと話している。

しかし、これはむしろ反対ではないだろうか。歴史認識問題という感情を伴ってしま

う事柄が、現在の歴史教科書では扱わざるを得ない状況にあるのであれば、様々な学説を唱える研究者たちを研究することは、研究の対立を理解する上では非常に有効である。

日本の研究者たちの間で、統一的な見解が見いだせないのであれば、「なぜ対立が起こっているか」という事柄に絞って歴史を学んだほうが、客観的で、幅広い考察を行うことが可能である。研究者自身が、このような研究を行うことができれば、歴史認識問題も学問としての歴史学として考察していくことが可能であろう。感情の問題は、完全に払拭することは不可能であろうが、この問題を解決に導いていくためには、やはり、学問的な姿勢を貫かねばならない。それこそが、歴史学に従事する研究者の本来の目的のはずである。

歴史学研究者は、実証や反証が可能な歴史的資料を用いて、純粹に歴史的事実のみを追求することが望ましいのではないか。政治的な判断などは政治家の役目であろうし、研究者はその材料として歴史の事実を究明し、また、政治家や別の研究者が資料の恣意的な活用を行えば、それを戒める。

無論、上記のような科学的で客観的考察を行う歴史学者も、日本国内には多く存在しており、「戦後歴史学」の中にもそういった人々がいることは事実である。しかし、現在の問題点は、歴史学を政治的イデオロギーに「利用」する研究者が多く、同時に、学術的姿勢を貫こうとする研究者がそのことを強く批判していないことにあるように思う。

「戦後歴史学」を例にとるならば、第六章にて取りあげた「従軍慰安婦」問題に関する学会の声明に対して、「過去の論争の内容を十分に反映した結果の内容になっていない」という批判を行った研究者が存在したのだろうか。上記の声明文が、秦郁彦や西岡力などの研究者がかつて指摘した「反論」が考察から抜け落ちている点に関しては既に説明した通りである。本論文と同様のことを指摘した「戦後歴史学」の研究者が現れたということは、未だ聞かない。

これは何故であろうか。日本国内でも有数の会員数を誇る歴史学研究会の研究者の中で、この点に気がついている者が一人も存在しないということは考えにくい。考えられる可能性のひとつとしては、「気がついてはいるが、批判（指摘）を行わない、あるいは行えない」という学問的環境や研究者自身の問題が存在しているのではないか。

特に歴史認識問題で下手に異論を出すと、「友好」や「平和」を乱す者、という感情的な非難が集中する危険性がある。その点を考慮すれば、素朴な疑問を呈することでも、

今の「戦後歴史学」では難しい状況にあることも考えられる。例え、学問的姿勢を個人的には貫けても、日本の歴史学界に現在の問題点を指摘し、問題解決への一石を投げようとしなければ、この問題は解決しない。現在ではまだ、そのような行動を起こそうとする研究者が、日本国内には十分に存在していないことを憂慮せねばならない。そのために、本論文では、学問としての歴史学の再確立を主張した。

これこそが、戦後 70 年を迎え、新たな歴史学を標榜するために、より一層必要になってくるのではないだろうか。まずは日本国内において、歴史学の学問性を再確立させることが求められている。

註

- 1 『歴史学研究』創刊号（1933年11月）冒頭頁
- 2 歴史学研究会編註（2）前掲書、冒頭頁
- 3 永原慶二『20世紀日本の歴史学』（吉川弘文館、2003年）p.141
- 4 遠山茂樹『戦後の歴史学と歴史認識』（日本歴史叢書、1968年）p.30
- 5 遠山註（4）前掲書、p.48
- 6 井上清「一進歩的歴史家の団結を望む、二反動的歴史教育の企て、三似て非なる歴史の書き換え」（『歴史学研究』第122号、1946年6月）p.40
- 7 永原註（3）前掲書、p.157
- 8 遠山註（4）前掲書、p.113
- 9 遠山茂樹「歴史学と歴史教育の関係」（『歴史学研究』第293号、1964年10月）p.50
- 10 犬丸義一「近現代の人民闘争＝階級闘争史の分析方法」（東京歴史科学研究会編『歴史を学ぶ人々のために』三省堂、1970年）p.172
- 11 遠山註（4）前掲書、p.218
- 12 オカモト・サブロウ「抗日民族統一戦線の形成過程」（『歴史学研究』第138号、1949年3月）p.2
- 13 歴史学研究会総会「平和と自由のための声明」（『歴史学研究』第146号、1950年7月）p.57
- 14 藤間生大「歴史の叙述について」（『歴史学研究』第161号、1953年1月）p.52
- 15 藤間註（14）前掲書、p.54
- 16 須田努『イコンの崩壊まで』（青木書店、2008年）p.132
- 17 成田龍一『歴史学のポジショナリティ』（校倉書房、2006年）p.184
- 18 歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1 歴史理論・科学運動』（青木書店、1974年）の「刊行のことば」（p. i）にて、60年代の安保闘争が契機となって、歴史学研究会の学術気運を高めることになったことを指摘している。
- 19 増谷英樹「人民闘争史研究の課題と方法」（『歴史学研究』別冊特集、1971年10月）p.9
- 20 増谷註（19）前掲書、p.9
- 21 深谷克己「『人民闘争史研究』という歴史学運動」（『歴史学研究』第921号、2014

年 8 月) p.47

22 須田註 (16) 前掲書、p.273

23 須田註 (16) 前掲書、p.121

24 鈴木良一「歴史学における理論」(『歴史学研究』第 370 号、1971 年 3 月) p.44

25 『産経新聞』は 9 月 7 日に誤報であったことを謝罪する記事を掲載したが、同じ月の『歴史学研究』第 508 号で歴史学研究会は歴史学研究会委員会の名義で 7 月 30 日に発表した「侵略の歴史を改ざんする教科書検定に改めて抗議する」声明を記載した。歴史学研究会の声明や研究者からの論文において、上記の誤報の事実に関してはその後、指摘されていない。

26 二宮宏之「戦後歴史学と社会史」(『歴史学研究』1999 年別冊特集) p.22

27 高岡裕之「『十五年戦争』・『総力戦』・『帝国』日本」(歴史学研究会編『歴史における成果と課題 1980-200 年 I 歴史学における方法的転回』青木書店、2002 年) p.38~39

28 小池喜孝「民衆史掘りおこし運動と歴史学研究」(東京歴史科学研究会編『歴史を学ぶ人々のために 第 3 集』三省堂、1988 年) p.157

29 小池註 (28) 前掲書、p.157~158

30 須田註 (16) 前掲書、p.284

31 成田註 (17) 前掲書、p.46

32 二宮註 (26) 前掲書、p.23

33 鈴木註 (24) 前掲書、p.42

34 歴史学研究会編『歴史学のアクチュアリティ』(東京大学出版会、2013 年) p.190

35 歴史学研究会編註 (34) 前掲書、p.201

36 歴史学研究会編註 (34) 前掲書、p.201

37 歴史学研究会編註 (34) 前掲書、p.196

38 安田常雄「方法としての同時代史」(歴史学研究会編『歴史学のアクチュアリティ』東京大学出版会、2013 年) p.43

39 栗田禎子「現代史とは何か」(歴史学研究会編『歴史学のアクチュアリティ』東京大学出版会、2013 年) p.88

40 栗田註 (39) 前掲書、p.91

- 41 栗田註 (39) 前掲書、p.96
- 42 歴史学研究会編註 (34) 前掲書、p.198
- 43 松沢裕作「歴史学のアクチュアリティに関する一つの暫定的立場」(歴史学研究会編『歴史学のアクチュアリティ』東京大学出版会、2013年) p.138
- 44 松沢註 (43) 前掲書、p.139
- 45 歴史学研究会編註 (34) 前掲書、p.260
- 46 遠山茂樹、今井清一、藤原彰『昭和史』(岩波新書、1955年) p.133
- 47 遠山編註 (46) 前掲書、p.185
- 48 遠山編註 (46) 前掲書、p.188
- 49 遠山註 (4) 前掲書、p.226
- 50 永原註 (3) 前掲書、p.170
- 51 遠山茂樹『遠山茂樹著作集』第6巻(岩波書店、1992年) p.182
- 52 亀井勝一郎「現代歴史家への疑問」(『文藝春秋』1956年3月号) p.64
- 53 亀井註 (52) 前掲書、p.65
- 54 遠山註 (51) 前掲書、p.182
- 55 遠山註 (51) 前掲書、p.183
- 56 遠山註 (51) 前掲書、p.184
- 57 遠山註 (51) 前掲書、p.191
- 58 遠山註 (51) 前掲書、p.192
- 59 永原註 (3) 前掲書、p.172
- 60 西川長夫「歴史研究の方法と文学」(『歴史学研究』第457号、1978年6月) p.44
- 61 西川長夫「歴史叙述と文学叙述」(『歴史学研究』第463号、1978年12月) p.14
- 62 色川大吉「『歴史叙述の理論』をめぐって」(『歴史学研究』第472号、1979年9月) p.48
- 63 永原註 (3) 前掲書、p.172
- 64 遠山註 (4) 前掲書、p.229~230
- 65 E.O.ライシャワー、中山伊知郎「日本近代化の歴史的評価」(『中央公論』1961年9月号) p.86
- 66 ライシャワー、中山註 (65) 前掲書、p.88

- 67 ライシャワー、中山註（65）前掲書、p.97
- 68 ライシャワー、中山註（65）前掲書、p.97
- 69 上山春平「大東亜戦争の思想的意義」（『中央公論』1961年9月号）p.98
- 70 上山註（69）前掲書、p.99
- 71 上山註（69）前掲書、p.104
- 72 林房雄『大東亜戦争肯定論』（番町書房、1964年）p.254
- 73 林註（72）前掲書、p.238
- 74 中塚明「日本帝国主義とアジア」（『歴史学研究』第322号、1967年3月）p.29
- 75 藤井松一「軍国主義思想攻勢の現段階」（歴史学研究会編『70年代の歴史意識と歴史学の課題』青木書店、1970年）p.48
- 76 藤井註（75）前掲書、p.49
- 77 平田哲男『近代化』論（歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1 歴史理論・科学運動』青木書店、1974年）p.94
- 78 平田註（77）前掲書、p.96
- 79 遠山註（4）前掲書、p.72
- 80 藤井註（75）前掲書、p.49
- 81 永原註（3）前掲書、p.200
- 82 平田註（77）前掲書、p.104
- 83 新藤東洋男「歴史学研究者の社会的責任と歴史教育」（『歴史学研究』第320号、1967年1月）p.18
- 84 井上清「現代の課題と歴史教育」（『歴史地理教育』第90号、1963年10月）p.2
- 85 新藤註（83）前掲書、p.18
- 86 遠山註（51）前掲書、p.191
- 87 遠山註（51）前掲書、p.192
- 88 遠山註（51）前掲書、p.192
- 89 井上註（84）前掲書、p.2
- 90 井上註（84）前掲書、p.7
- 91 井上註（84）前掲書、p.8
- 92 井上註（84）前掲書、p.9

- 93 井上註 (84) 前掲書、p.11
- 94 井上註 (84) 前掲書、p.12
- 95 井上註 (84) 前掲書、p.14
- 96 井上註 (84) 前掲書、p.15
- 97 井上註 (84) 前掲書、p.16
- 98 新藤註 (83) 前掲書、p.18
- 99 新藤註 (83) 前掲書、p.19
- 100 新藤註 (83) 前掲書、p.20
- 101 新藤註 (83) 前掲書、p.20
- 102 新藤註 (83) 前掲書、p.20
- 103 新藤註 (83) 前掲書、p.20
- 104 歴史学研究会委員会「1970年代を迎えるにあたって」(『歴史学研究』第357号、1970年2月) p.4
- 105 瀬畑源「『科学運動』という言葉」(『歴史学研究』第907号、2013年7月) p.35
- 106 歴史学研究会委員会註(104) 前掲書、p.4
- 107 歴史学研究会委員会註(104) 前掲書、p.1
- 108 歴史学研究会委員会註(104) 前掲書、p.1
- 109 峰岸純夫「60年代の権力のイデオロギー攻勢と国民の歴史意識」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1 歴史理論・科学運動』青木書店、1974年) p.181
- 110 佐藤伸雄「科学運動の現状と課題」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 II 歴史学と歴史意識』青木書店、1982年) p.198
- 111 佐藤註(110) 前掲書、p.199
- 112 嶋本信子「五・四運動の継承形態」(『歴史学研究』第355号、1969年12月) p.16
- 113 嶋本註(102) 前掲書、p.33
- 114 伊藤昭雄「五・四運動の思想的意義」(『歴史学研究』第355号、1969年12月) p.37
- 115 中塚明「朝鮮の民族解放運動と大正デモクラシー」(『歴史学研究』第355号、1969年12月) p.46
- 116 山辺健太郎「三・一運動について(1)」(『歴史学研究』第184号、1955年6月)

p.11

- 117 土井正興「人民闘争史研究の課題と方法」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1 歴史理論・科学運動』青木書店、1974年) p.61
- 118 土井註(117)前掲書、p.72
- 119 浜林正夫「人民闘争史と民衆史・社会史の方法」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 歴史学と歴史意識』青木書店、1982年) p.39
- 120 浜林註(119)前掲書、p.41
- 121 浜林註(119)前掲書、p.50、p.62
- 122 鹿野政直「国民の歴史意識の変化と歴史教育」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 歴史学と歴史意識』青木書店、1982年) p.62
- 123 鹿野註(122)前掲書、p.56
- 124 芳井研一「日本現代史研究と歴史意識」(『歴史学』第427号、1975年12月) p.16
- 125 芳井註(124)前掲書、p.17
- 126 芳井註(124)前掲書、p.18
- 127 俵部景俊「沖縄における戦争責任」(『歴史学研究』第357号、1970年2月) p.65
- 128 梅田欽治「70年代闘争の歴史的意義と展望」(歴史学研究会編『70年代の歴史意識と歴史学の課題』青木書店、1970年) p.104
- 129 俵部註(127)前掲書、p.69
- 130 俵部註(127)前掲書、p.63
- 131 俵部註(127)前掲書、p.70
- 132 松永昌三・田村貞雄「若い世代の歴史意識と大学一般教育」(『歴史学研究』第433号、1976年6月) p.8
- 133 松永・田村註(132)前掲書、p.10
- 134 高岡裕之「『十五年戦争』・『総力戦』・『帝国』日本」(歴史学研究会編『歴史における成果と課題 1980-200年 I 歴史学における方法的転回』、青木書店、2002年) p.46
- 135 歴史学研究会「小特集」(『歴史学研究』第706号、1998年1月) p.1
- 136 浦野起央『日・中・韓の歴史認識』(南窓社、2002年) p.20~21
- 137 浦野註(136)前掲書、p.21
- 138 時野谷滋『家永教科書裁判と南京事件』(日本教文社、1988年) p.134

- 139 藤原彰「教科書問題で問われているもの」(歴史学研究会編『歴史家はなぜ「侵略」にこだわるか』青木書店、1982年) p.24
- 140 佐藤伸雄「一部閣僚の発言、マスコミ論調にみる問題のすりかえ、開きなおりを斬る」(歴史学研究会編『歴史家はなぜ「侵略」にこだわるか』青木書店、1982年) p.70
- 141 時野谷の言によると、1981年度検定で、侵略という表現に意見が付いたのは日本史で3点4箇所、世界史で6点10箇所であったが、再考に応じたのは日本史1点1箇所、世界史2点3箇所であり、他はそのまま合格したという。
- 彼の記憶に残っている範囲では、「侵略」の表記に再考を求めた結果、「進出」と直された例は全くなかったとされており、書き直しに応じるとしても、侵攻・侵出・侵入・進攻などであったという。(時野谷註(138)前掲書、p.136)
- 142 時野谷註(138)前掲書、p.128
- 143 時野谷註(138)前掲書、p.135
- 144 歴史学研究会「教科書検定に関する資料」(『歴史学研究』第304号、1965年9月) p.71
- 145 家永三郎「教科書裁判第三次訴訟提起の意義」(『歴史学研究』第527号1984年4月) p.42
- 146 座談会「教科書問題と歴史研究」(『歴史学研究』第306号、1965年11月) p.5
- 147 歴史学研究会編註(144)前掲書、p.71
- 148 歴史学研究会編註(144)前掲書、p.75~76
- 149 新井章「法廷からのレポートと若干の提言」(『歴史学研究』第340号、1968年9月) p.4
- 150 中瀬寿一「教科書問題にあらわれた独占資本のイデオロギー」(『歴史学研究』第309号、1966年2月) p.44
- 151 中瀬註(147)前掲書、p.45
- 152 永原慶二「歴史教育と歴史学」(『歴史学研究』第340号、1968年9月) p.30
- 153 永原註(152)前掲書、p.28
- 154 永原註(152)前掲書、p.28
- 155 永原註(152)前掲書、p.31
- 156 永原註(152)前掲書、p.32

- 157 遠山茂樹「教科書訴訟支援と歴史学の課題」(『歴史学研究』第474号、1979年11月) p.2~3
- 158 永原註(152)前掲書、p.30
- 159 小林清治「教科書検定訴訟を支援する全国連絡会議編『家永・教科書裁判』(第一部、第二部1~3)ーその紹介と教科書裁判の今日的意義についてー」(『歴史学研究』第348号、1969年5月) p.74
- 160 家永三郎「教科書裁判第三次訴訟にあたって」(『歴史学研究』第527号、1984年4月) p.42
- 161 歴史学研究会「教科書検定違憲訴訟判決についての声明」(『歴史学研究』第365号、1970年9月) p.58
- 162 歴史学研究会「『国家権力と歴史教育』を特集するにあたって」(『歴史学研究』第370号、1971年3月) p.2
- 163 家永三郎「教科書裁判の現代的意義」(『歴史学研究』第370号、1971年3月) p.10
- 164 北島正元「第一次家永教科書裁判の判決を傍聴して」(『歴史学研究』第412号、1974年9月) p.62
- 165 北島註(164)前掲書、p.63
- 166 遠山茂樹「歴史研究者にとっての教科書裁判」(『歴史学研究』第406号、1974年3月) p.36
- 167 遠山茂樹「歴史学と歴史教育」(東京歴史科学研究会編『歴史を学ぶ人々のために』三省堂、1970年) p.111
- 168 家永三郎「国家権力と歴史学」(東京歴史科学研究会編『歴史を学ぶ人々のために』三省堂、1970年) p.83
- 169 永原慶二「歴史意識の形成と教科書記述」(『歴史学研究』第433号、1976年6月) p.27~28
- 170 永原慶二「教科書裁判と今日の教科書問題」(『歴史学研究』第508号、1982年9月) p.8
- 171 永原慶二「危機に立つ歴史教育」(『歴史学研究』第494号、1981年7月) p.3
- 172 歴史学研究会編集委員「1981年度歴史学研究会総会」(『歴史学研究』第494号、1981年7月) p.67

- 173 歴史学研究会委員会「侵略の歴史を改ざんする教科書検定に改めて抗議する」(『歴史学研究』第 508 号、1982 年 9 月) p.14
- 174 江口圭一「十五年戦争史研究の課題」(『歴史学研究』第 511 号、1982 年 12 月) p.7
- 175 江口註(174) 前掲書、p.13
- 176 江口註(174) 前掲書、p.14
- 177 江口註(174) 前掲書、p.14
- 178 教科書検定訴訟を支援する歴史学関係者の会「教科書裁判第三次訴訟の提起にあたって」(『歴史学研究』第 525 号、1984 年 2 月) p.64
- 179 大川隆司「教科書検定行政の歴史と第三次訴訟」(『歴史学研究』第 527 号、1984 年 4 月) p.46
- 180 大川註(179) 前掲書、p.52
- 181 時野谷註(138) 前掲書、p.54
- 182 時野谷註(138) 前掲書、p.55
- 183 川島茂裕「『1980 年代検定』の特徴と歴史学」(『歴史学研究』第 531 号、1984 年 8 月) p.44
- 184 吉田裕「南京大虐殺—日本軍の侵略と戦争学習」(『歴史学研究』第 531 号、1984 年 8 月) p.52
- 185 早川紀代「女性史研究と歴史的責任」(東京歴史科学研究会編『歴史を学ぶ人々のために 第 3 集』三省堂、1988 年) p.110
- 186 弓削達「歴史叙述と歴史小説」(東京歴史科学研究会編『歴史を学ぶ人々のために 第 3 集』三省堂、1988 年) p.181
- 187 大江志乃夫「私の近現代歴史叙述論」(東京歴史科学研究会編『歴史を学ぶ人々のために 第 3 集』三省堂、1988 年) p.205
- 188 加藤文也「家永教科書裁判第一次訴訟高裁判決の内容とその問題点」(『歴史学研究』第 556 号、1986 年 7 月) p.44
- 189 岡部牧夫「教科書裁判と十五年戦争史研究」(『歴史学研究』第 611 号、1990 年 10 月) p.13
- 190 岡部註(189) 前掲書、p.14
- 191 峰岸純夫「第 3 次家永教科書検定訴訟 最高裁判所第三小法廷の口頭弁論を傍聴し

- て」(『歴史学研究』第 611 号、1990 年 10 月) p.55
- 192 峰岸註 (191) 前掲書、p.55
- 193 峰岸註 (191) 前掲書、p.56
- 194 笠原十九司「権力と自由と歴史家の研究活動」(『歴史学研究』第 683 号、1996 年 4 月) p.24
- 195 中村政則「オーラル・ヒストリーと歴史学」(第 568 号、1987 年 6 月) p.2
- 196 中村註 (195) 前掲書、p.4
- 197 中村註 (195) 前掲書、p.4
- 198 清水透「聞き取りの諸問題ーインディオ社会の経験から」(第 568 号、1987 年 6 月) p.12
- 199 座談会「歴史研究の方法と聞き取りの方法」(歴史学研究会編『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』青木書店、1988 年) p.24
- 200 本多勝一「みがかれた証言、事実の説得力」(歴史学研究会編『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』青木書店、1988 年) p.156~158
- 201 歴史学研究会編註 (199) 前掲書、p.48
- 202 歴史学研究会編註 (199) 前掲書、p.49
- 203 歴史学研究会編註 (199) 前掲書、p.50
- 204 歴史学研究会編註 (199) 前掲書、p.50
- 205 吉田裕「日本近代史研究とオーラル・ヒストリー」(歴史学研究会編『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』青木書店、1988 年) p.99
- 206 姜徳相「インタビューとアーカイヴ問題」(『歴史学研究』第 813 号、2006 年 4 月) p.1
- 207 秦郁彦『現代史の対決』(文春文庫、2005 年) p.254
- 208 笠原十九司「歴史学研究と口述史料」(歴史学研究会編『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』青木書店、1988 年) p.123
- 209 歴史学研究会委員会「過去へ向かう心」(『歴史学研究』第 574 号、1987 年 11 月) p.1
- 210 安在邦夫は「近代の群像」(『歴史学研究』第 574 号、1987 年 11 月) p.65
- 211 鳥山孟郎「日中歴史教育シンポジウム参加記」(『歴史学研究』第 656 号、1994 年 3

- 月) p.29
- 212 吉田裕「十五年戦争と日本人の歴史観・戦争観」(『歴史学研究』1995年増刊号、10月) p.16
- 213 吉田註(212)前掲書、p.16
- 214 吉田註(212)前掲書、p.16~17
- 215 吉田註(212)前掲書、p.17
- 216 吉田註(212)前掲書、p.20
- 217 広川禎秀「日本における近現代史研究とオーラル・ヒストリー」(『歴史学研究』第683号、1996年4月) p.28
- 218 藤原帰一「なぜ国民が語られるのか」(『歴史学研究』第747号、2001年3月) p.35
- 219 中村政則「言語論的転回以後の歴史学」(『歴史学研究』第779号、2003年9月) p.30
- 220 中村註(219)前掲書、p.34
- 221 歴史学研究会委員会「方法としての『オーラル・ヒストリー』再考」(『歴史学研究』第811号、2006年2月) p.1
- 222 桜井厚「オーラル・ヒストリーの対話性と社会性」(『歴史学研究』第811号、2006年2月) p.3
- 223 前川佳遠理「オーラル・ヒストリーの実践」(『歴史学研究』第813号、2006年4月) p.10
- 224 清水透「フィールドワークと歴史学」(『歴史学研究』第811号、2006年2月) p.11
- 225 新しい歴史教科書をつくる会 趣意書、新しい歴史教科書をつくる会 Official WEB、新しい歴史教科書をつくる会、2011年10月9日更新
<http://www.tsukurukai.com/aboutus/syuisyo.html> (2014年8月30日取得)
- 226 藤岡信勝『近現代史教育の改革』(明治図書、1996年) p.175~176
- 227 財団法人富士社会教育センター編『新しい歴史像の創造』(財団法人富士社会教育センター、1998年) p.22~23
- 228 財団法人富士社会教育センター編註(224)前掲書、p.148
- 229 藤岡註(226)前掲書、p.33~34
- 230 小路田泰直「『藤岡問題』とはなにか」(奈良歴史研究会編『戦後歴史学と「自由主

- 義史観』青木書店、1997年) p.15
- 231 森脇健夫「歴史教育学の確立のために」(奈良歴史研究会編『戦後歴史学と「自由主義史観」』青木書店、1997年) p.50
- 232 森脇註(231)前掲書、p.63
- 233 歴史学研究会委員会「歴史叙述の修正主義」(『歴史学研究』第712号、1998年7月) p.16
- 234 中村政則「歴史学と歴史叙述」(『歴史学研究』増刊号、1998年) p.169
- 235 目良誠二郎「開かれたナショナル・アイデンティティの形成と社会科・歴史教育」(『歴史学研究』増刊号、1998年) p.180
- 236 西尾幹二『国民の歴史』(産経新聞社、1999年) p.741
- 237 西尾註(236)前掲書、p.743
- 238 西尾註(236)前掲書、p.744
- 239 歴史学研究会委員会「歴史を叙述するということ」(『歴史学研究』第741号、2000年10月) p.34
- 240 三島憲一「ファンダメンタリズム批判の工夫。西尾幹二の場合」(『歴史学研究』第744号、2000年12月) p.17~19
- 241 秦註(207)前掲書、p.128
- 242 藤原註(218)前掲書、p.34
- 243 浦野註(136)前掲書、p.34~35
- 244 須田努「イコンの崩壊から」(『歴史学研究』第752号、2001年8月) p.29
- 245 今野日出晴「歴史教育の構図」(『歴史学研究』増刊号、2001年) p.210
- 246 三谷博「日本の歴史認識と近隣関係」(『歴史学研究』第758号、2002年1月) p.38
- 247 三谷註(246)前掲書、p.39
- 248 歴史学研究会委員会「韓国からみた日本の歴史教科書」(『歴史学研究』第767号、2002年10月) p.1
- 249 歴史学研究科委員会「近現代総論」(歴史学研究会編『歴史研究の現在と教科書問題』青木書店、2005年) p.80
- 250 大門正克「2005年度版『新しい歴史教科書』と教科書叙述」(『歴史学研究』増刊号、2006年) p.174

- 251 大門註 (250) 前掲書、p.176
- 252 山本直美「杉並区にみる新自由主義的教育改革と歴史修正主義」(『歴史学研究』第 831 号、2007 年 9 月) p.36
- 253 金原左門「民衆はなぜ視野にはいってこないのか」(歴史学研究会編『歴史研究の現在と教科書問題』青木書店、2005 年) p.179~180
- 254 歴史学研究会「『新しい歴史教科書をつくる会』の教科書が教育の場にもちこまれることに反対する声明」(『歴史学研究』第 750 号、2001 年 6 月) p.77~78
- 255 笠原十九司「東アジアの視点から」(歴史学研究会編『歴史研究の現在と教科書問題』青木書店、2005 年) p.86
- 256 南塚信吾「国際的な視野をどう養うか」(歴史学研究会編『歴史研究の現在と教科書問題』青木書店、2005 年) p.132
- 257 歴史学研究会「『新しい歴史教科書』が教育の場に持ち込まれることに反対する緊急アピール」(『歴史学研究』第 752 号、2001 年 8 月) p.63
- 258 歴史学研究会委員会「東京都教育委員会の扶桑社版『新しい歴史教科書』の採択に抗議し、その撤回とやり直しを強く求める要請書」(『歴史学研究』第 795 号、2004 年 11 月) p.75
- 259 歴史学研究会「『新しい教科書をつくる会』の教科書が教育の場に持ち込まれることに反対する共同声明」(『歴史学研究』第 805 号、2005 年 9 月) p.62
- 260 歴史学研究会編註 (259) 前掲書、p.63~64
- 261 秦註 (207) 前掲書、p.141
- 262 秦註 (207) 前掲書、 p.172
- 263 秦註 (207) 前掲書、 p.173
- 264 秦註 (207) 前掲書、p.189
- 265 歴史学研究会「『つくる会』教科書の採択に抗議し、撤回を求める声明」(歴史学研究会編『歴史学研究』第 861 号、2009 年 12 月)
- 266 歴史学研究会「育鵬社・自由社版教科書は子どもたちに渡せない」(『歴史学研究』第 886 号、2011 年 11 月) p.76
- 267 高岡裕之・三ツ井崇「東アジア植民地の『近代』を問うことの意義」(『歴史学研究』第 802 号、2005 年 6 月) p.3

- 268 趙景達「戦後日本の朝鮮史研究」(『歴史学研究』第 868 号、2010 年 7 月) p.9
- 269 高岡・三ツ井註 (267) 前掲書、p.4
- 270 永原陽子「植民地体制の国際化と『植民地責任』」(『歴史学研究』増刊号、2010 年) p.2
- 271 目良誠二郎「開かれたナショナル・アイデンティティの形成と社会科・歴史教育」(『歴史学研究』増刊号、1998 年) p.178
- 272 笠原十九司『南京事件論争史』(平凡社新書、2007 年) p.68
- 273 洞富雄『近代戦史の謎』(人物往来社、1967 年) p.141
- 274 歴史学研究会編註 (199) 前掲書、p.36
- 275 洞富雄『南京事件』(新人物往来社、1972 年) p.182
- 276 鈴木明『「南京大虐殺」のまぼろし』(文春文庫、1983 年) p.284
- 277 鈴木註 (276) 前掲書、p.285~286
- 278 洞富雄『南京大虐殺 「まぼろし」 化工作批判』(現代史出版会、1975 年) p. ii
- 279 洞註 (278) 前掲書、p.224~225
- 280 鈴木註 (276) 前掲書、p.12
- 281 洞註 (278) 前掲書、p.151
- 282 洞富雄『決定版・南京大虐殺』(徳間書店、1982 年) p.155
- 283 田中正明『「南京虐殺」の虚構』(日本教文社、1984 年) p.26~27
- 284 田中註 (283) 前掲書、p.28
- 285 田中註 (283) 前掲書、p.4~5
- 286 富澤繁信『「南京事件」発展史』(展転社、2007 年) p.14
- 287 吉田裕『天皇の軍隊と南京事件』(青木書店、1986 年) p.7
- 288 西岡力『よくわかる慰安婦問題』(草思社、2007 年) p.77~78
- 289 吉見義明『従軍慰安婦』(岩波新書、1995 年) p.104
- 290 秦註 (207) 前掲書、p.73
- 291 吉見は、1995 年の『従軍慰安婦』第一章第三節「陸軍中央と国家の関与をめぐって」において、日本軍人による直接的な人さらいを証明するのではなく、日本の陸軍が、慰安婦を必要としていたという点に絞り、日本軍が慰安婦制度に関与していたことを強調している。

- 292 秦郁彦『現代史の虚実』（文藝春秋、2008年）p.144
- 293 河野談話作成過程等に関する検討チーム「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯～河野談話作成からアジア女性基金まで～」(2014年6月) p.6
http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/06/20/20140620houkoku_sho_2.pdf (2015年9月2日取得)
- 294 河野談話作成過程等に関する検討チーム註(293)前掲書、p.6
- 295 河野談話作成過程等に関する検討チーム註(293)前掲書、p.11
- 296 秦註(207)前掲書、p.146
- 297 「米政府の慰安婦問題調査で「奴隷化」の証拠発見されず…日本側の主張の強力な後押しに」、産経ニュース、産経新聞社、2014年11月27日更新
<http://www.sankei.com/world/news/wor1411270003-n1.html> (2015年9月2日取得)
- 298 岡部註(189)前掲書、p.14
- 299 南京戦史編集委員会編『南京戦史』(偕行社、1988年) p.198
- 300 南京戦史編集委員会編『南京戦史資料集I』(偕行社、1988年) p.343
- 301 南京戦史編集委員会編註(300)前掲書、p.362
- 302 南京戦史編集委員会編註(300)前掲書、p.407
- 303 南京戦史編集委員会編註(300)前掲書、p.408
- 304 金一勉「戦場での朝鮮人慰安婦」(歴史学研究会編『歴史家はなぜ「侵略」にこだわるか』青木書店、1982年) p.42~43
- 305 歴史学研究科委員会「従軍慰安婦特集」(『歴史学研究』第849号、2009年1月)
p.1
- 306 吉見義明「『従軍慰安婦』問題研究の到達点と課題」(『歴史学研究』第849号、2009年1月) p.3
- 307 吉見註(306)前掲書、p.3
- 308 吉見註(306)前掲書、p.5
- 309 西岡註(288)前掲書、p.211
- 310 吉見註(306)前掲書、p.7
- 311 平井美津子「歴史教育の現場から—『慰安婦』の授業を中心に—」(『歴史学研究』第901号、2013年1月) p.27

- 312 平井註 (311) 前掲書、p.30
- 313 河野談話作成過程等に関する検討チーム註 (293) 前掲書、p.14
- 314 和田春樹『慰安婦問題の解決のために』(平凡社、2015年) p.11
- 315 和田註 (314) 前掲書、p.116
- 316 河野談話作成過程等に関する検討チーム註 (293) 前掲書、p.15
- 317 河野談話作成過程等に関する検討チーム註 (293) 前掲書、p.20
- 318 和田註 (314) 前掲書、p.175
- 319 河野談話作成過程等に関する検討チーム註 (293) 前掲書、p.21
- 320 洞富雄・藤原彰・本多勝一編『南京大虐殺の研究』(晩聲社、1992年) p.83
- 321 洞編註 (320) p.200~201
- 322 板倉由明『本当はこうだった南京事件』(日本図書刊行会、1999年) p.246,p.250
- 323 板倉註 (322) 前掲書、p.258
- 324 板倉註 (322) 前掲書、p.238~239
- 325 藤岡註 (226) 前掲書、p.190
- 326 笠原十九司「南京事件 70 年の日本と世界」(『歴史学研究』第 835 号、2007 年 12 月) p.25
- 327 秦郁彦『南京事件 増補版』(中公新書、2007年) p.287
- 328 東中野修道編『南京「事件」研究の最前線 平成 17・18 年合併版』(展転社、2005 年) p.33~34
- 329 秦郁彦『戦場の性』(新潮選書、1999年) p.246
- 330 秦註 (329) 前掲書、p.246
- 331 秦註 (329) 前掲書、p.246
- 332 秦註 (329) 前掲書、p.242
- 333 早川註 (185) 前掲書、p.125
- 334 西岡力『日韓「歴史問題」の真実』(PHP 研究所、2005年) p.117
- 335 西岡註 (288) 前掲書、p.40
- 336 西岡註 (288) 前掲書、p.42
- 337 西岡註 (288) 前掲書、p.41
- 338 西岡註 (288) 前掲書、p.43

- 339 西岡註 (334) 前掲書、p.150
- 340 西岡註 (334) 前掲書、p.159
- 341 西岡註 (288) 前掲書、p.99
- 342 秦註 (292) 前掲書、p.127
- 343 西岡註 (288) 前掲書、p.163
- 344 秦註 (207) 前掲書、p.111
- 345 秦註 (207) 前掲書、p.112
- 346 小野沢あかね「芸妓・娼妓・酌婦から見た戦時体制」(歴史学研究会編『「慰安婦問題」を／から考える』岩波書店、2014年) p.89~90
- 347 藤永壮『失われた20年』の『慰安婦』論争(歴史学研究会編『「慰安婦問題」を／から考える』岩波書店、2014年) p.180
- 348 林博史『日本軍「慰安婦」問題の核心』(花伝社、2015年) p.16
- 349 西岡註 (288) 前掲書、p.165~167
- 350 林註 (348) 前掲書、p.127~128
- 351 林註 (348) 前掲書、p.125
- 352 秦註 (207) 前掲書、p.94
- 353 秦註 (207) 前掲書、p.95
- 354 秦註 (207) 前掲書、p.122
- 355 秦註 (207) 前掲書、p.123
- 356 和田註 (314) 前掲書、p.176~177
- 357 和田註 (314) 前掲書、p.176
- 358 秦註 (292) 前掲書、p.251
- 359 西岡註 (334) 前掲書、p.112
- 360 吉見註 (306) 前掲書、p.7
- 361 西岡註 (334) 前掲書、p.178
- 362 吉見註 (306) 前掲書、p.5
- 363 吉見註 (306) 前掲書、p.4
- 364 西岡註 (334) 前掲書、p.180~181
- 365 西岡註 (288) 前掲書、p.137

- 366 西野瑠美子「日本軍『慰安婦』問題をめぐる現状と問題点」(『歴史学研究』第913号、2013年12月) p.27
- 367 水間政憲『ひと目でわかる「慰安婦問題」の真実』(PHP研究所、2014年) p.64
- 368 和田註(314)前掲書、p.64~66
- 369 西野註(366)前掲書、p.26
- 370 西岡註(334)前掲書、p.171
- 371 西野註(366)前掲書、p.25
- 372 荒井信一・遠山茂樹・永原慶二・中村政則・三木亘・山田昭次「『明治百年』と国民の歴史意識」(『歴史学研究』第320号、1967年1月) p.4
- 373 齋藤一晴「東アジア共通歴史教材の作成から東アジア史へ」(『歴史学研究』第906号、2013年6月) p.49
- 374 森口等「東アジアの平和に寄与する授業実践の模索より」(『歴史学研究』第910号、2013年10月) p.23
- 375 森口註(374)前掲書、p.24
- 376 歴史学研究会編註(34) p.223
- 377 松沢註(43)前掲書、p.139
- 378 歴史学研究会編註(34) p.260
- 379 永原慶二「家永教科書訴訟の32年」(『歴史学研究』第706号、1998年1月) p.4
- 380 藤岡信勝『教科書採択の真相』(PHP新書、2005年) p.84
- 381 永原註(379)前掲書、p.6
- 382 歴史学研究会委員会「『韓国併合』100年と日本の歴史学」(『歴史学研究』第867号、2010年6月) p.2
- 383 遠山茂樹「教科書訴訟支援と歴史学の課題」(『歴史学研究』第474号、1979年11月) p.3
- 384 歴史学研究会編註(379)前掲書、p.11
- 385 秦註(207)前掲書、p.132
- 386 秦註(207)前掲書、p.133
- 387 秦註(207)前掲書、p.174
- 388 西川正雄「グッバイ・大日本帝国」(『歴史学研究』第832号、2007年10月) p.36

- 389 西川註 (388) 前掲書、p.38
- 390 藤岡註 (380) 前掲書、p.182~183
- 391 藤岡註 (380) 前掲書、p.184
- 392 藤岡註 (380) 前掲書、p.186
- 393 藤岡註 (380) 前掲書、p.189
- 394 藤岡註 (380) 前掲書、p.189
- 395 藤岡註 (380) 前掲書、p.225~226
- 396 藤岡註 (380) 前掲書、p.233
- 397 加藤千香子「『歴史教科書問題』の現在」(『歴史学研究』第 899 号、2012 年 11 月)
p.61
- 398 藤原早苗「杉並区による扶桑社版歴史教科書『継続』決定の問題点」(『歴史学研究』
第 861 号、2009 年 12 月) p.12
- 399 中村註 (219) 前掲書、p.33
- 400 上村忠男「歴史記述と倫理」(『歴史学研究』第 801 号、2005 年 5 月) p.30
- 401 鹿島徹「歴史とはなにか」(『歴史学研究』第 806 号、2005 年 10 月) p.36
- 402 伊健次「韓国に『修正主義』はあるのか」(『歴史学研究』第 712 号、1998 年 7 月)
p.47~48
- 403 成田註 (17) 前掲書、p.75
- 404 「松岡環 南京大虐殺の真相を追い求める日本人学者」、人民網 日本語版、人民日
報社、2014 年 5 月 8 日更新
<http://j.people.com.cn/94473/8620452.html> (2015 年 9 月 2 日取得)
- 405 朴裕河『帝国の慰安婦』(朝日新聞出版、2014 年) p.167
- 406 朴註 (405) 前掲書、p.176
- 407 朴註 (405) 前掲書、p.11
- 408 「慰安婦が売春婦？被害者らが本の出版指し止め求める＝韓国」、聯合ニュース、聯
合ニュース株式会社、2014 年 7 月 9 日更新
<http://japanese.yonhapnews.co.kr/headline/2014/07/09/0200000000AJP20140709002700882.H>
TML (2015 年 8 月 30 日取得)
- 409 「韓国 対日問題で正論を吐いた人物には言論封殺するのが流儀」、NEWS ポスト

セブン、小学館、2014年6月26日更新

http://www.news-postseven.com/archives/20140626_262251.html (2015年8月30日取得)

410 朝日新聞第三者委員会編「報告書」、2014年12月22日、p.17

<http://www.asahi.com/shimbun/3rd/2014122201.pdf> (2015年9月3日取得)

411 朝日新聞第三者委員会編註(410)前掲書、p.17

412 朝日新聞第三者委員会編註(410)前掲書、p.18

413 「朝日新聞の誤報への批判を『いじめ』『脅迫』と主張 慰安婦報道の朝日新聞元記者がNYタイムズ紙取材に応じる」、産経ニュース、産経新聞社、2014年12月3日更新

<http://www.sankei.com/entertainments/news/141203/ent1412030012-n1.html> (2015年9月4日取得)

414 「慰安婦記事書いた元朝日記者の言い分に『被害者ぶるな』の声」、J-CAST ニュース、J-CAST、2014年12月4日更新

<http://www.j-cast.com/2014/12/04222498.html> (2015年9月4日取得)

415 「『私は捏造記者ではない』慰安婦報道の植村隆・元朝日新聞記者の会見スピーチ(全文)」、弁護士ドットコムニュース、弁護士ドットコム、2015年1月9日更新

http://www.bengo4.com/other/1146/1307/n_2536/ (2015年9月5日取得)

参考文献一覧

1、参考文献

- 板倉由明『本当はこうだった南京事件』（日本図書刊行会、1999年）
- 浦野起央『日・中・韓の歴史認識』（南窓社、2002年）
- 笠原十九司『南京事件論争史』（平凡社新書、2007年）
- 財団法人富士社会教育センター編『新しい歴史像の創造』（財団法人富士社会教育センター、1998年）
- 鈴木明『「南京大虐殺」のまぼろし』（文春文庫、1983年）
- 須田努『イコンの崩壊まで』（青木書店、2008年）
- 田中正明『「南京虐殺」の虚構』（日本教文社、1984年）
- 東京歴史科学研究会編『歴史を学ぶ人々のために』（三省堂、1970年）
- 東京歴史科学研究会編『歴史を学ぶ人々のために 第3集』（三省堂、1988年）
- 遠山茂樹『戦後の歴史学と歴史認識』（日本歴史叢書、1968年）
- 遠山茂樹『遠山茂樹著作集』第6巻（岩波書店、1992年）
- 遠山茂樹、今井清一、藤原彰『昭和史』（岩波新書、1955年）
- 時野谷滋『家永教科書裁判と南京事件』（日本教文社、1988年）
- 富澤繁信『「南京事件」発展史』（展転社、2007年）
- 永原慶二『20世紀日本の歴史学』（吉川弘文館、2003年）
- 奈良歴史研究会編『戦後歴史学と「自由主義史観」』（青木書店、1997年）
- 成田龍一『歴史学のポジショナリティ』（校倉書房、2006年）
- 成田龍一『近現代日本史と歴史学』（中公新書、2012年）
- 南京事件調査研究会編『南京大虐殺否定論13のウソ』（柏書房、1999年）
- 南京事件調査研究会編『南京大虐殺否定論13のウソ（新装版）』（柏書房、2012年）
- 南京戦史編集委員会編『南京戦史』（偕行社、1988年）
- 南京戦史編集委員会編『南京戦史資料集I』（偕行社、1988年）
- 西尾幹二『国民の歴史』（産経新聞社、1999年）
- 西岡力『日韓「歴史問題」の真実』（PHP研究所、2005年）
- 西岡力『よくわかる慰安婦問題』（草思社、2007年）

- 林博史『日本軍「慰安婦」問題の核心』（花伝社、2015年）
- 林房雄『大東亜戦争肯定論』（番町書房、1964年）
- 秦郁彦『戦場の性』（新潮選書、1999年）
- 秦郁彦『現代史の対決』（文春文庫、2005年）
- 秦郁彦『南京事件 増補版』（中公新書、2007年）
- 秦郁彦『現代史の虚実』（文藝春秋、2008年）
- 朴裕河『帝国の慰安婦』（朝日新聞出版、2014年）
- 東中野修道編『南京「事件」研究の最前線 平成17・18年合併版』（展転社、2005年）
- 藤岡信勝『近現代史教育の改革』（明治図書、1996年）
- 藤岡信勝『自由主義史観とは何か』（PHP文庫、1997年）
- 藤岡信勝『教科書採択の真相』（PHP新書、2005年）
- 洞富雄『近代戦史の謎』（人物往来社、1967年）
- 洞富雄『南京事件』（新人物往来社、1972年）
- 洞富雄『決定版・南京大虐殺』（徳間書店、1982年）
- 洞富雄・藤原彰・本多勝一編『南京大虐殺の研究』（晩聲社、1992年）
- 松岡環『南京戦 閉ざされた記憶を尋ねて—元兵士102人の証言』（社会評論社、2002年）
- 水間政憲『ひと目でわかる「慰安婦問題」の真実』（PHP研究所、2014年）
- 吉田裕『天皇の軍隊と南京事件』（青木書店、1986年）
- 吉見義明『従軍慰安婦』（岩波新書、1995年）
- 歴史学研究会編『70年代の歴史意識と歴史学の課題』（青木書店、1970年）
- 歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1 歴史理論・科学運動』（青木書店、1974年）
- 歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 歴史学と歴史意識』（青木書店、1982年）
- 歴史学研究会編『歴史家はなぜ「侵略」にこだわるか』（青木書店、1982年）
- 歴史学研究会編『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』（青木書店、1988年）
- 歴史学研究会編『戦後50年をどう見るか』（青木書店、1995年）

歴史学研究会編『歴史研究の現在と教科書問題』（青木書店、2005年）
歴史学研究会編『歴史学のアクチュアリティ』（東京大学出版会、2013年）
歴史学研究会編『「慰安婦問題」を／から考える』（岩波書店、2014年）
和田春樹『慰安婦問題の解決のために』（平凡社、2015年）
E.H.カー『歴史とは何か』（岩波新書、1962年）

2、主要参考雑誌論文

（一）『歴史学研究』（年代順）

井上清「一進歩的歴史家の団結を望む、二反動的歴史教育の企て、三似て非なる歴史の書き換え」（第122号、1946年6月）
オカモト・サブロウ「抗日民族統一戦線の形成過程」（第138号、1949年3月）
藤間生大「歴史の叙述について」（第161号、1953年1月）
山辺健太郎「三・一運動について（1）」（第184号、1955年6月）
遠山茂樹「歴史学と歴史教育の関係」（第293号、1964年10月）
座談会「教科書問題と歴史研究」（第306号、1965年11月）
中瀬寿一「教科書問題にあらわれた独占資本のイデオロギー」（第309号、1966年2月）
荒井信一・遠山茂樹・永原慶二・中村政則・三木亘・山田昭次「『明治百年』と国民の歴史意識」（第320号、1967年1月）
新藤東洋男「歴史学研究者の社会的責任と歴史教育」（第320号、1967年1月）
中塚明「日本帝国主義とアジア」（第322号、1967年3月）
新井章「法廷からのレポートと若干の提言」（第340号、1968年9月）
永原慶二「歴史教育と歴史学」（第340号、1968年9月）
嶋本信子「五・四運動の継承形態」（第355号、1969年12月）
伊藤昭雄「五・四運動の思想史的意義」（第355号、1969年12月）
中塚明「朝鮮の民族解放運動と大正デモクラシー」（第355号、1969年12月）
小林清治「教科書検定訴訟を支援する全国連絡会議編『家永・教科書裁判』（第一部、第二部1~3）—その紹介と教科書裁判の今日的意義について—」（第348号、1969

年5月)

- 俵部景俊「沖縄における戦争責任」(第357号、1970年2月)
- 鈴木良一「歴史学における理論」(第370号、1971年3月)
- 家永三郎「教科書裁判の現代的意義」(第370号、1971年3月)
- 増谷英樹「人民闘争史研究の課題と方法」(別冊特集、1971年10月)
- 遠山茂樹「歴史研究者にとっての教科書裁判」第406号、1974年3月)
- 北島正元「第一次家永教科書裁判の判決を傍聴して」(第412号、1974年9月)
- 芳井研一「日本現代史研究と歴史意識」(第427号、1975年12月)
- 永原慶二「歴史意識の形成と教科書記述」(第433号、1976年6月)
- 松永昌三・田村貞雄「若い世代の歴史意識と大学一般教育」(第433号、1976年6月)
- 西川長夫「歴史研究の方法と文学」(第457号、1978年6月)
- 色川大吉「『歴史叙述の理論』をめぐって」(第472号、1979年9月)
- 遠山茂樹「教科書訴訟支援と歴史学の課題」(第474号、1979年11月)
- 永原慶二「危機に立つ歴史教育」(第494号、1981年7月)
- 永原慶二「教科書裁判と今日の教科書問題」(第508号、1982年9月)
- 江口圭一「十五年戦争史研究の課題」(第511号、1982年12月)
- 教科書検定訴訟を支援する歴史学関係者の会「教科書裁判第三次訴訟の提起にあたって」(第525号、1984年2月)
- 家永三郎「教科書裁判第三次訴訟提起の意義」(第527号、1984年4月)
- 家永三郎「教科書裁判第三次訴訟にあたって」(第527号、1984年4月)
- 大川隆司「教科書検定行政の歴史と第三次訴訟」(第527号、1984年4月)
- 川島茂裕「『1980年代検定』の特徴と歴史学」(第531号、1984年8月)
- 吉田裕「南京大虐殺—日本軍の侵略と戦争学習」(第531号、1984年8月)
- 加藤文也「家永教科書裁判第一次訴訟高裁判決の内容とその問題点」(第556号、1986年7月)
- 中村政則「オーラル・ヒストリーと歴史学」(第568号、1987年6月)
- 清水透「聞き取りの諸問題—インディオ社会の経験から」(第568号、1987年6月)
- 安在邦夫は「近代の群像」(第574号、1987年11月)
- 岡部牧夫「教科書裁判と十五年戦争史研究」(第611号、1990年10月)

- 峰岸純夫「第3次家永教科書検定訴訟 最高裁判所第三小法廷の口頭弁論を傍聴して」
(第611号、1990年10月)
- 鳥山孟郎「日中歴史教育シンポジウム参加記」(第656号、1994年3月)
- 吉田裕「十五年戦争と日本人の歴史観・戦争観」(1995年増刊号、10月)
- 笠原十九司「権力と自由と歴史家の研究活動」(第683号、1996年4月)
- 広川禎秀「日本における近現代史研究とオーラル・ヒストリー」(第683号、1996年4月)
- 永原慶二「家永教科書訴訟の32年」(第706号、1998年1月)
- 伊健次「韓国に『修正主義』はあるのか」(第712号、1998年7月)
- 中村政則「歴史学と歴史叙述」(増刊号、1998年)
- 目良誠二郎「開かれたナショナル・アイデンティティの形成と社会科・歴史教育」(増刊号、1998年)
- 二宮宏之「戦後歴史学と社会史」(増刊号、1999年)
- 三島憲一「ファンダメンタリズム批判の工夫。西尾幹二の場合」(第744号、2000年12月)
- 藤原帰一「なぜ国民が語られるのか」(第747号、2001年3月)
- 須田努「イコンの崩壊から」(第752号、2001年8月)
- 今野日出晴「歴史教育の構図」(増刊号、2001年)
- 三谷博「日本の歴史認識と近隣関係」(第758号、2002年1月)
- 中村政則「言語論的転回以後の歴史学」(第779号、2003年9月)
- 上村忠男「歴史記述と倫理」(第801号、2005年5月)
- 高岡裕之・三ツ井崇「東アジア植民地の『近代』を問うことの意義」(第802号、2005年6月)
- 鹿島徹「歴史とはなにか」(第806号、2005年10月)
- 桜井厚「オーラル・ヒストリーの対話性と社会性」(第811号、2006年2月)
- 清水透「フィールドワークと歴史学」(第811号、2006年2月)
- 姜徳相「インタビューとアーカイヴ問題」(第813号、2006年4月)
- 前川佳遠理「オーラル・ヒストリーの実践」(第813号、2006年4月)
- 大門正克「2005年度版『新しい歴史教科書』と教科書叙述」(増刊号、2006年)

山本直美「杉並区にみる新自由主義的教育改革と歴史修正主義」(第 831 号、2007 年 9 月)

西川正雄「グッバイ・大日本帝国」(第 832 号、2007 年 10 月)

笠原十九司「南京事件 70 年の日本と世界」(第 835 号、2007 年 12 月)

吉見義明「『従軍慰安婦』問題研究の到達点と課題」(第 849 号、2009 年 1 月)

藤原早苗「杉並区による扶桑社版歴史教科書『継続』決定の問題点」(第 861 号、2009 年 12 月)

趙景達「戦後日本の朝鮮史研究」(第 868 号、2010 年 7 月)

永原陽子「植民地体制の国際化と『植民地責任』」(増刊号、2010 年)

加藤千香子「『歴史教科書問題』の現在」(第 899 号、2012 年 11 月)

平井美津子「歴史教育の現場から一『慰安婦』の授業を中心に一」(第 901 号、2013 年 1 月)

齋藤一晴「東アジア共通歴史教材の作成から東アジア史へ」(第 906 号、2013 年 6 月)

瀬畑源「『科学運動』という言葉」(第 907 号、2013 年 7 月)

森口等「東アジアの平和に寄与する授業実践の模索より」(第 910 号、2013 年 10 月)

西野瑠美子「日本軍『慰安婦』問題をめぐる現状と問題点」(第 913 号、2013 年 12 月)

深谷克己「『人民闘争史研究』という歴史学運動」(第 921 号、2014 年 8 月)

(二) 執筆責任が歴史学研究会のもの(年代順)

「教科書検定に関する資料」(第 304 号、1965 年 9 月)

「1970 年代を迎えるにあたって」(第 357 号、1970 年 2 月)

「教科書検定違憲訴訟判決についての声明」(第 365 号、1970 年 9 月)

「『国家権力と歴史教育』を特集するにあたって」(第 370 号、1971 年 3 月)

「1981 年度歴史学研究会総会」(第 494 号、1981 年 7 月)

「侵略の歴史を改ざんする教科書検定に改めて抗議する」(第 508 号、1982 年 9 月)

「過去へ向かう心」(第 574 号、1987 年 11 月)

「小特集」(第 706 号、1998 年 1 月)

「歴史叙述の修正主義」(第 712 号、1998 年 7 月)

「歴史を叙述するということ」(第 741 号、2000 年 10 月)

「韓国からみた日本の歴史教科書」(第 767 号、2002 年 10 月)
『新しい歴史教科書をつくる会』の教科書が教育の場にもちこまれることに反対する
声明」(第 750 号、2001 年 6 月)
『新しい歴史教科書』が教育の場に持ち込まれることに反対する緊急アピール」(第
752 号、2001 年 8 月)
「東京都教育委員会の扶桑社版『新しい歴史教科書』の採択に抗議し、その撤回とやり
直しを強く求める要請書」(第 795 号、2004 年 11 月)
『新しい教科書をつくる会』の教科書が教育の場に持ち込まれることに反対する共同
声明」(第 805 号、2005 年 9 月)
「方法としての『オーラル・ヒストリー』再考」(第 811 号、2006 年 2 月)
「従軍慰安婦特集」(第 849 号、2009 年 1 月)
『つくる会』教科書の採択に抗議し、撤回を求める声明」(第 861 号、2009 年 12 月)
『韓国併合』100 年と日本の歴史学」(第 867 号、2010 年 6 月)
「育鵬社・自由社版教科書は子どもたちに渡せない」(第 886 号、2011 年 11 月)
「政府首脳と一部マスメディアによる日本軍『慰安婦』問題についての不当な見解を批
判する」(第 927 号、2015 年 1 月)

(三) その他

井上清「現代の課題と歴史教育」(『歴史地理教育』第 90 号、1963 年 10 月)
亀井勝一郎「現代歴史家への疑問」(『文藝春秋』1956 年 3 月号)
E.O.ライシャワー、中山伊知郎「日本近代化の歴史的評価」(『中央公論』1961 年 9 月
号)

3、引用サイト

朝日新聞第三者委員会編「報告書」、2014 年 12 月 22 日
<http://www.asahi.com/shimbun/3rd/2014122201.pdf> (2015 年 9 月 3 日取得)

「朝日新聞の誤報への批判を『いじめ』『脅迫』と主張 慰安婦報道の朝日新聞元記者
が NY タイムズ紙取材に応じる」、産経ニュース、産経新聞社、2014 年 12 月 3 日更新

<http://www.sankei.com/entertainments/news/141203/ent1412030012-n1.html> (2015年9月4日取得)

「新しい歴史教科書をつくる会 趣意書」、新しい歴史教科書をつくる会 Official WEB、新しい教科書をつくる会、2011年10月9日更新

<http://www.tsukurukai.com/aboutus/syuisyo.html> (2014年8月30日取得)

「米政府の慰安婦問題調査で「奴隷化」の証拠発見されず…日本側の主張の強力な後押しに」、産経ニュース、産経新聞社、2014年11月27日更新

<http://www.sankei.com/world/news/wor1411270003-n1.html> (2015年9月2日取得)

「慰安婦が売春婦？被害者らが本の出版指し止め求める＝韓国」、聯合ニュース、聯合ニュース株式会社、2014年7月9日更新

<http://japanese.yonhapnews.co.kr/headline/2014/07/09/0200000000AJP20140709002700882.HTML> (2015年8月30日取得)

「慰安婦記事書いた元朝日記者の言い分に『被害者ぶるな』の声」、J-CAST ニュース、J-CAST、2014年12月4日更新

<http://www.j-cast.com/2014/12/04222498.html> (2015年9月4日取得)

河野談話作成過程等に関する検討チーム「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯～河野談話作成からアジア女性基金まで～」、2014年6月

http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/06/20/20140620houkoku_sho_2.pdf (2015年9月2日取得)

「韓国 対日問題で正論を吐いた人物には言論封殺するのが流儀」、NEWS ポストセブン、小学館、2014年6月26日更新

http://www.news-postseven.com/archives/20140626_262251.html (2015年8月30日取得)

「第3回日韓共同世論調査 日韓世論比較分析結果」、「日韓未来対話 | 日韓共同世論調査」、言論 NPO、2014 年 7 月 8 日更新

<http://www.genron-npo.net/world/archives/5246.html> (2015 年 7 月 25 日取得)

『第10回日中共同世論調査』結果」、「東京 - 北京フォーラム | 日中共同世論調査」、言論 NPO、2014 年 9 月 10 日更新

<http://www.genron-npo.net/world/archives/5311.html> (2015 年 7 月 25 日取得)

「松岡環 南京大虐殺の真相を追い求める日本人学者」、人民網 日本語版、人民日報社、2014 年 5 月 8 日更新

<http://j.people.com.cn/94473/8620452.html> (2015 年 9 月 2 日取得)

「『私は捏造記者ではない』慰安婦報道の植村隆・元朝日新聞記者の会見スピーチ（全文）」、弁護士ドットコムニュース、弁護士ドットコム、2015 年 1 月 9 日更新

http://www.bengo4.com/other/1146/1307/n_2536/ (2015 年 9 月 5 日取得)

初出一覧

はじめに

第一章 「現状において日中関係を阻害する要因の考察と両国の将来についての展望」（日中関係学会「第1回宮本賞」2013年）受賞応募論文を基に改稿

第二章 「日本の近代史研究の変遷 - 『戦後歴史学』が描こうとしたアジア・太平洋戦争史 -」（『法政大学大学院紀要 第71号』2013年5月）を改稿

第三章 「戦後歴史学と自由主義史観 - 近現代史を巡る歴史像の違いはなぜ現れるか -」（『法政大学大学院紀要 第73号』2014年10月）を改稿

第四章 新稿

第五章 「日本の学界における『南京事件』研究の考察」（修士論文 2012年）を改稿

第六章 新稿

結びに代えて 新稿